

平成27年第3回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（9月7日）	頁
1. 議事日程	12
2. 出席議員氏名	13
3. 欠席議員氏名	13
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	13
5. 議会事務局職員出席者	13
6. 開 会・開 議	14
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	14
8. 日程第2 会期の決定	14
9. 日程第3 報告	14
10. 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について	14
11. 日程第5 議案第46号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	15
12. 日程第6 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	20
13. 日程第7 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	22
14. 日程第8 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	23
15. 日程第9 議案第50号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	24
16. 日程第10 議案第51号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	42
17. 日程第11 議案第52号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	43
18. 日程第12 議案第53号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	44
19. 日程第13 議案第54号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	44
20. 日程第14 議案第55号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	45
21. 日程第15 議案第56号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	46
22. 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	47
23. 散 会	48
<b>第2号（9月8日）</b>	
1. 議事日程	49

2. 出席議員氏名	50
3. 欠席議員氏名	50
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	50
5. 議会事務局職員出席者	50
6. 開 議	51
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	51
8. 日程第2 一般質問	51
小野 広嗣	51
野村 広志	78
玉垣大二郎	99
9. 延 会	109

### 第3号（9月9日）

1. 議事日程	110
2. 出席議員氏名	111
3. 欠席議員氏名	111
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	111
5. 議会事務局職員出席者	111
6. 開 議	112
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	112
8. 日程第2 一般質問	112
平野 栄作	112
小辻 一海	137
八代 誠	159
持留 忠義	167
9. 散 会	176

### 第4号（9月10日）

1. 議事日程	177
2. 出席議員氏名	178
3. 欠席議員氏名	178
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	178
5. 議会事務局職員出席者	178
6. 開 議	179
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	179

8. 日程第2	一般質問	179
	東 宏二	179
	小園 義行	194
	鶴迫 京子	216
9. 日程第3	報告第4号 専決処分の報告について	238
10. 日程第4	報告第5号 専決処分の報告について	245
11. 日程第5	議案第57号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	246
12. 散 会		247

### 第5号（9月30日）

1. 議事日程		248
2. 出席議員氏名		250
3. 欠席議員氏名		250
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		250
5. 議会事務局職員出席者		250
6. 開 議		251
7. 日程第1	会議録署名議員の指名	251
8. 日程第2	報告	251
9. 日程第3	議案第46号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	251
10. 日程第4	議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	253
11. 日程第5	議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	254
12. 日程第6	議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	255
13. 日程第7	議案第50号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	256
14. 日程第8	議案第51号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	268
15. 日程第9	議案第52号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	268
16. 日程第10	議案第53号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）	269
17. 日程第11	議案第54号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	270
18. 日程第12	議案第55号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	271
19. 日程第13	議案第56号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）	272
20. 日程第14	議案第57号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	273

21. 日程第15	陳情第3号	集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情	275
22. 日程第16	陳情第4号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情	277
23. 日程第17	議案第59号	平成27年度志布志市一般会計補正予算(第5号)	279
24. 日程第18	報告第6号	平成26年度志布志市健全化判断比率について	279
25. 日程第19	報告第7号	平成26年度志布志市資金不足比率について	280
26. 日程第20	認定第1号	平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について	281
27. 日程第21	認定第2号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	283
28. 日程第22	認定第3号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	283
29. 日程第23	認定第4号	平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	283
30. 日程第24	認定第5号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について	284
31. 日程第25	認定第6号	平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	284
32. 日程第26	認定第7号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について	284
33. 日程第27	認定第8号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	284
34. 日程第28	認定第9号	平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について	284
35. 日程第29	議案第58号	平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について	289
36. 日程第30	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長)		289
37. 日程第31	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)		289
38. 閉会			290

平成27年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
9月 7日	月	本会議	開会 会期の決定 議案上程
8日	火	本会議	一般質問
9日	水	本会議	一般質問
10日	木	本会議	一般質問 議案上程
11日	金	休 会	
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	委員会	各常任委員会
15日	火	休 会	
16日	水	休 会	
17日	木	休 会	
18日	金	休 会	
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	敬老の日
22日	火	休 会	国民の休日
23日	水	休 会	秋分の日
24日	木	休 会	
25日	金	休 会	
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	
29日	火	休 会	
30日	水	本会議	委員長報告 議案上程 採決 平成26年度決算関係議案上程 閉会

## 2. 付議事件

番号	事 件 名
報告第3号	専決処分の報告について
報告第4号	専決処分の報告について
報告第5号	専決処分の報告について
報告第6号	平成26年度志布志市健全化判断比率について
報告第7号	平成26年度志布志市資金不足比率について
議案第46号	志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
議案第47号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第48号	志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第49号	志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議案第50号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
議案第51号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第52号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第53号	平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第54号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第55号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
議案第56号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第57号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第58号	平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について
議案第59号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
陳情第3号	集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情
陳情第4号	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情
認定第1号	平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
諮問第3号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長)

閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 志布志駅舎の整備計画について	(1) JR志布志駅舎については、志布志市における情報発信拠点施設として、市の顔となるような施設・観光客のおもてなしと市民が交流できる場となるように、長期的展望に立ち整備したいとのことだったが、いまだにその後の整備計画が議会に示されていないが、どうなっているのか。	市長
	2 職員の資質向上について	(1) 地方創生元年が喧伝され、自治体間競争が激化する中、時代の要請に即応できる人材の育成が急務である。研修制度などの充実をはじめとした人材育成の推進について、考え方を問う。	市長
	3 日常生活用具給付事業について	(1) 日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具が給付されている。国が示している例示品目のほか、障がいのある方々の地域生活における様々なニーズに対応するために市町村独自に用具品目の追加や対象の拡大が行われている。本市では、地域ニーズの掘り起こしや今後の対象品目の追加検討等はどう考えているのか。	市長
	4 子どもの貧困対策について	(1) 政府は昨年1月、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立させ、8月には対策に必要な施策をまとめた「子供の貧困対策大綱」を閣議決定した。この一連の国の動きについて、市長の認識を示せ。	市長 教育委員長
	5 投票率向上対策事業について	(1) 選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したことを受け、本市でも投票率の底上げに向けて「投票率向上対策事業」が今定例会に提案されているが、これまでの課題と、今後の具体的な取り組みについて示せ。また、教育現場における主権者教育の現状について示せ。	市長 教育委員長
	6 交通安全対策について	(1) 6月1日の道路交通法の改正に伴う、信号無視や一時不停止などの危険行為を繰り返す自転車運転者への自転車運転者講習の受講の義務化について、市当局・教育委員会の認識を示せ。	市長 教育委員長



質問者	件名	要旨	質問の相手	方
2 野村 広志	1 農業振興について	(1) 子牛価格の高騰に伴う、肥育農家等の経営安定化策について問う。	市	長
		(2) 志布志市農業公社における役割と、今後の課題と展望について問う。	市	長
		(3) 農業振興における、各種制度・交付金事業についての取り組み状況と課題について問う。 ① 多面的機能支払交付金事業 ② 機構集積協力金事業 ③ 環境保全型農業直接支払交付金事業	市	長
		(4) 農業振興における総合的な相談窓口を設置する考えはないか。	市	長
3 玉垣 大二郎	1 防災行政について	(1) 通山・押切海岸の侵食について問う。	市	長
	2 道路行政について	(1) 都城志布志高規格道路建設における代替道路の建設計画の状況について問う。 (2) 市道の管理について問う。 ① 中央線・外側線について ② 街路樹について	市	長
4 平野 栄作	1 市道の維持管理並びに整備について	(1) 平成24年9月定例会において、橋梁長寿命化と景観対策について質問したが、その後の対応を問う。 ① 橋梁上の日常管理計画及び実施状況並びに橋梁前後における市道環境整備計画と実施状況。 (2) 蓬原開田等未舗装となっている市道があるが、今後の整備の方向性について問う。	市	長
	2 防災行政について	(1) 平成23年12月定例会においても質問したが、以下の点についての進捗状況を問う。 ① 消防団へ配備されている機材器具類は順次更新が計画されていると考えるが、車両を除く備品等は今後どのように整備していく考えか。 ② 機能別消防団設置について、情報収集及び調査をしたいという回答であったが、その後の取り組み状況は。 (2) 自主防災組織の育成と機材整備については、昨年から3ヶ年間の補助事業を実施しているが、現時点での組織率の状況と、今後の組織活性化・定着化に向けた取り組みを問う。	市	長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
5小辻一海	1 国民体育大会について	(1) 第75回国体で本市は成年男子サッカー会場になっているが、現在の取り組み状況と今後の準備運営について問う。 (2) 選手の皆さんに満足していただく会場として、陸上競技場、しおかぜ公園の芝生、施設面等の整備について問う。	市長 教育委員長  市長 教育委員長
	2 環境行政について	(1) 生物多様性基本法第13条で、市町村は「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならないと規定されているが、本市の生物多様性についての考えと策定に向けた取り組みについて問う。 (2) 外来植物メリケンソウの取り組みの現状と進捗状況について問う。	市長  市長 教育委員長
6八代 誠	1 港湾及び道路の整備について	(1) 志布志港湾の整備・拡充について、今後の方向性と取り組みを問う。 (2) 東九州自動車道及び都城志布志高規格道路の現状について問う。	市長  市長
	2 畜産振興について	(1) 肉用牛の増頭対策について問う。 (2) 肥育牛農家の現状について問う。	市長 市長
7持留忠義	1 畜産振興について	(1) 肉用牛の増頭対策について問う。 (2) 肥育牛農家の現状について問う。	市長 市長
	2 茶業振興について	(1) 現在の経営状況と、今後の課題と対策について問う。	市長
8東 宏二	1 環境行政について	(1) 旧志布志町、松山町、有明町の旧ゴミ処分場は、使用しなくなって長年になる。土壌調査や害虫調査をしたことがあるか。また、今後する考えがあるのか。	市長
	2 観光行政について	(1) 大隅地域の観光開発の一環として、種子島・屋久島へ試験的な高速船の運航はできないか。また、関係機関と協議をする考えはないか。	市長
	3 枇榔島の栈橋について	(1) 長年栈橋が破損している。島に栈橋が必要だという声が多くなった。船が接岸できる簡単なものは考えられないか。	市長
9小園義行	1 政治姿勢について	(1) 国会で議論されている「平和安全法制関連法案」についてどう考えるか。 (2) 志布志事件の県への謝罪要求について、どう検討されたのか。 (3) 本庁舎在り方検討委員会の議論は、どこまで進んでいるか。	市長 市長 市長
	2 マイナンバー制度について	(1) 実施に向けての体制は十分か。	市長
	3 嘱託職員等の待遇改善について	(1) 期末手当の支給については、どう検討されたのか。	市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
9 小園 義行	4 学校教育について	(1) 子育て支援の立場から、多子世帯の給食費を軽減する考えはないか。	市 長 教育委員長
	5 男女共同参画について	(1) 県の教育総合会議での知事の発言についてどう考えるか。	市 長 教育委員長
10 鶴迫 京子	1 観光行政について	(1) 市長の施政方針で、「観光物産の振興については、観光振興計画に基づき、見る観光から訪れる人を喜んで迎えて、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流しながら共に喜べるような観光を目指し、ふれあい交流のおもてなしを行ってまいります。」とある。おもてなしについての認識を問う。	市 長
		(2) おもてなしの一環として、公共施設に自動給茶機を設置して志布志のお茶を使用し、PRをもっと積極的にできないか。また、給茶機の設置の現状は。	市 長
		(3) 行政視察など市内外からの研修や、各種会合でのおもてなしの現状は。使用しているお茶やお菓子類は志布志産のものか。	市 長
		(4) 「茶いっぺのまち志布志」と称し、商店等に、市内外を問わず訪れた方々へ、どこでも茶一杯の歓迎ができるよう、お茶購入に一部補助をして、市全体で志布志のリーフ茶のPR運動を積極的に推進するべきであると思うがどうか。	市 長
		(5) 本市のおもてなしを担って活躍しているボランティアグループである観光ガイドのこれまでの活動状況と、成果は。また、これから鹿児島国民体育大会、東京オリンピック、パラリンピックとあるが、市としての対応と観光ガイドの役割をどのように考えているか。間近にせまった国民文化祭への対応も含めて、考え方を問う。	市 長
		(6) 観光ガイドの養成ということで、種子島の鉄砲館では、こどもの観光ガイドが活躍していたが、本市でも小・中・高校生など公募して養成講座を設け、導入する考えはないか。	市 長 教育委員長
		(7) 「花いっぺのまち志布志」と称して、本市の市道・県道沿いの街路に四季折々の花を植えて、花いっぱい癒しとやすらぎの協奏するまち志布志を表現し、志のあるおもてなしの姿を示すべきと思うがどうか。	市 長

## 平成27年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成27年9月7日（月曜日）午前10時01分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について
- 日程第5 議案第46号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第51号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第52号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第53号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第54号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第55号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第56号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時01分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成27年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの24日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。  
地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から平成26年度事業報告及び決算書、平成27年度事業計画及び予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検・評価報告書が、また、監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。

—————○—————

#### 日程第4 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（上村 環君） 日程第4、報告第3号、専決処分の報告についてを議題といたします。  
報告の内容について説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

報告の内容を説明申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成27年8月18日に刈り払い作業による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、平成27年7月5日、午前7時50分頃、国道269号の平野自治会集会所前付近で、市の主催するおじゃったもんせクリーン大作戦の刈り払い作業中に、参加者が使用してい

た刈り払い機で、誤って雑草中の小石をはね、同国道を鹿屋市方向から曾於市方向に走行していた相手方の所有する軽乗用車の左後方側面ガラスを破損したものであります。

事故の原因は、刈り払い作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、相手方が0%とし、軽乗用車の原形復旧に要する費用2万9,000円を市が相手方に賠償し、和解したものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 以上で、専決処分報告についての報告を終わります。

—————○—————

#### 日程第5 議案第46号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第46号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、地方公共団体が保有する特定個人情報の適正な取り扱い確保等、必要な保護措置を義務付ける措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 議案第46号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の15ページをまずお開きください。

はじめに、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要について説明申し上げます。

まず1、条例改正の趣旨ですが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、平成27年10月以降、国民に12桁の個人番号（マイナンバー）が付され、社会保障、税、災害対策等の分野において、活用することにより、国民の利便性の向上、行政運営の効率化等が図られることとなります。

番号法では住所、氏名等の個人情報に個人番号を関連付けたものを特定個人情報と定め、通常の個人情報よりも厳格な保護措置を講じているので、本市においても、その保有する特定個人情報について番号法の趣旨に添った適正な取り扱いの確保等、必要な措置を講じるため、志布志市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

次に2、条例改正の主な内容ですが、まず（1）第1条関係ですが、定義の追加について、特

定個人情報と保有特定個人情報を番号法と同様に定義しております。必要な保護措置は、特定個人情報等を対象としているため、用語の意味を明確にするものであります。

次に、特定個人情報の利用の制限について、目的外の利用は、番号法と同様に人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときのみ限定し、通常の個人情報よりも更に厳格に制限しております。

次に、特定個人情報の提供の制限について、外部提供は番号法と同様に番号法第19条各号に掲げる事項に制限しております。

次に、開示、訂正及び利用停止の代理人請求について、番号法と同様に特定個人情報の開示請求等はインターネット接続や書面請求が困難なものについても容易に請求権を行使できるように法定代理人のほか、任意代理人を認めております。

次に、費用の減免について、開示請求者が求める特定個人情報の写しの交付、又は送付の費用は番号法と同様に経済的困難等の理由により、減免を認めております。

次に、利用停止の請求の条件について、特定個人情報の不正な取り扱いがあった場合、番号法と同様に利用停止請求権を認めております。

(2) 第2条関係ですが、定義の追加について、情報提供等記録を番号法と同様に定義しております。なお、情報提供等記録は、特定個人情報と位置付けられますが、一般の特定個人情報とその性質が異なるため、保護に関する規定も異なる取り扱いとする必要があるところです。

次に、情報提供等記録の適用除外について番号法と同様に定めております。まず目的外の利用は想定されていないことから、適用除外とします。事案の移送も他の実施機関で開示を決定することが想定されないため、適用除外とします。

また、利用請求権も情報提供ネットワークシステム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する不正な取り扱いが想定されないことから適用除外とします。

次に、訂正の通知先について、情報提供等記録は情報紹介者、又は情報提供者等において、同一の記録が保管されるので、訂正した場合は番号法と同様に、それぞれ通知するものです。

次に3、改正後の条例の施行日ですが、第1条関係は番号法と同じ、平成27年10月5日から施行し、第2条関係は番号法附則第1条第5項に掲げる日から施行するものです。

改正条文の主な内容につきましては、新旧対照表で説明いたします。同じ資料の3ページをお開きください。

まず、議案の第1条関係です。第2条の定義は、第4項として特定個人情報を、第5項として保有特定個人情報を用語として、それぞれ新たに定めております。

4ページをお開きください。

第9条は、保有特定個人情報の利用の制限について、第10条は、特定個人情報の提供の制限について、それぞれ新たに定めております。

第9条及び第10条を新たに加えたことに伴い、以下末尾の条までを2条ずつ条を繰り下げるとともに、それに伴う条項名を引用している部分の改正規定となっております。



第13条の開示請求権者は、法定代理人のほか、特定個人情報にあつては、任意代理人も含めることを新たに定めております。

8ページをお開きください。

第27条の費用の負担は、第3項として開示請求者が求める特定個人情報の写しの交付、又は送付の費用は、経済的困難等の理由による減免を認めることについて、新たに定めております。

10ページをお開きください。

第36条の利用停止請求権は、第2項として特定個人情報の不正な取り扱いがあつた場合、利用停止請求権を認めることについて、新たに定めております。

12ページをお開きください。

議案の第2条関係となります。第2条の定義は、第5項として情報提供等記録の用語を新たに定めております。第9条の保有特定個人情報の利用の制限は、情報提供等記録の目的外の利用は想定されていないことから、適用除外とすることを定めております。

第22条及び第34条の事案の移送は、情報提供等記録は他の実施機関で開示を決定することが想定されないことから、適用除外とすることを定めております。

第35条の保有個人情報の訂正の通知先は、情報提供等記録は情報紹介者、又は情報提供者等において、同一の記録・保管されるので、訂正した場合は、それぞれに通知することを定めております。

第36条の利用停止請求権は、情報提供等記録は利用制限等に違反する不正な取り扱いが想定されないことから適用除外とすることを定めております。

なお、附則で、この条例中第1条の規定は、関係法律の施行の日と同じく、平成27年10月5日から施行し、第2条の規定は番号法附則第1条第5項に掲げる規定の施行の日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 委員会で十分審議はされると思いますけれども、今説明をいただきました。先般うちの自治会でも説明会を行いましたけれども、出席率も悪くて、どの程度市民の皆さんが理解しているか疑問を持つんですけれども、この説明資料の16ページ、最初説明があつた16ページの上から9行目の「エ」開示、訂正及び利用停止の代理人請求とか、任意の代理が請求できるというふうに、結局、これは個人番号が全世帯に送ってきますよね、全市民。赤ちゃんから全部送ってきますよね。それから、今度は写真入りのカードを申請するわけですけれども、それが代理請求ができるということですか、それとも後見人とかうんぬんとか、そういう分の代理請求ということですか、まずその確認を1点お願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に説明させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今御質問の「エ」の開示、訂正及び利用停止権の代理人請求については、これはあくまでも個人情報の関係の内容について本人だけではなく、本人がそういった

請求ができない場合は、任意の代理人が可能であるということを定めているところでございます。

カードの件につきましては、市民環境課長の方で答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） 通知カードがそれぞれの各世帯に配布されます。そして、申請に基づきまして、個人番号カードが来年の1月から順次交付していくんですけども、その際の代理人ということにつきましては、原則本人が取りに来てくださいねということにしております。ただし、やむを得ない事情というところもありますので、それについては代理人でもいいですよと、その代わりいろいろ身分証明書とか御持参くださいねというふうな手続きになっております。以上です。

○8番（西江園 明君） 手数料については、所管で条例が出ていますけれども、一番怖いのが、高齢者の人達は何がきても、普通の役所からきた文書ぐらいにしか思わないわけですよ、通知がきて。それを今の説明では、なりすましで電話でもあって、「番号を教えてください」と「役所から電話ですよ、何課からの電話です」となりすましの電話があって、例えば、今総務課長が言った12桁の番号を教えたとします。その人は、聞いた人が自分の写真を撮って、その番号の人の写真じゃないですよ、自分の写真を撮って代理請求というのは不正ですよ、なりすましというのはできるんですかね。

○市民環境課長（西川順一君） そのあたりのこともあるものですから、ぜひ原則本人に来てもらおうと。そして、ほかのですね、例えば、免許証とかパスポートとかで個人番号カードを渡す際に十分に確認するようになっておりますので、そこはしっかりと確認しながら、個人番号カードは交付していきたいというふうに思っています。

[西江園明君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回特定個人の個人情報を識別する番号の利用等に関する法律がこういうことで新しく条例を改正しますよということでもあります。

一番心配するのは、今回条例改正をされますね、その中で安全体制のチェックというのが、今西江園議員からもありましたように大丈夫なのかと一番心配をするわけですね。特定個人情報保護評価というのを実際本市は行っているという先の議会での答弁でありました。その評価の中で、今回こういう形で当局が心配をされているようなことで条例を改正される、その評価との関係ではそれがどうなのかというのが1点です。

そして2点目に、市役所間で、それぞれ始まりますね、中間サーバーというのを全国2か所に設けるわけですね。そういったときに、そこが仮にサイバー攻撃を受けたときに、本市がやっている特定個人情報保護評価、これで大丈夫だよということが、確実に大丈夫だというふうにあなたたちが思われて今回の提案があったのかというのが2点目です。

3点目に、今回この導入、これ条例改正しますね、またね。そうすると、いわゆるマイナンバーのシステム改修というものが当然発生してくると思うんですけども、その維持管理というのが、どれぐらい想定されているものなのかというのが3点目です。

そして4点目に、おとといマイナンバーに関するやつが、2018年度から預貯金、そして、いわゆる病院等の関係で健康診断やそういったものがリンクするというふうに法律が改正されました。そういったものについて、住民の皆さんへの対応というのが今回条例改正と同時に、あなたたちがマイナンバーを定着させるために、いろんな議論がされていると思います。そうした議論がどういう形で、それを住民にお知らせしていくというふうになっているのかという、その議論がどういう状況で、拡大されるというのは予想されていたわけで、それについてどういうふうな議論がこの役所の中でされているのかというのが4点目です。以上お願いします。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** まず1点目の個人情報保護評価の関係でございますが、前回の御質問の時にもお答えしましたように、内部で特定個人情報保護評価を行いまして、適正な形での取り扱い事務となっていくような形での、そういった評価を行いまして、今回こういう形で法の改正と同様に事務の方を執行していくような体制をとっているところでございます。

それから、最後の方の市民への周知という形なんですけれども、今現在パンフレット、散らし、それから広報、いろんな形で市民の方へは通知をしているわけなんですけど、ただ期間も直前に迫りまして、まだまだ不十分だというそういう思いから全自治会の方へ職員を配備しまして、そちらの全自治会の方で現在説明会等を行いながら周知をしているところでございます。まだ全部ではございませんが、8割以上は現在説明会等は終えているところでございます。ただ、今御質問ございました現在の内容等については、市民の方にお知らせをしているわけなんですけど、今後拡大されるであろう、そういう病院の関係であったりとか、預貯金の関係であったりとか、そういったものについては、今後そういう可能性がありますということで、その説明会の折にはお話をさせていただいているところでございます。今回のこういった説明会の状況等を見ながら、そしてまた、市民の方からの御意見等をいただきながら、まだまだ不足するようであれば周知の方法等を考えていきたいというふうに考えております。

それから、法人等につきましても、いろんな形で法人等につきましても、説明がなされているところでございますけれども、私ども市内の法人等、商工会等々、関係団体等に呼びかけをしながら8月に法人の方を対象に説明会を実施させていただいたところでございます。ただ、これは税務署と同様に税務署の方を講師に招いて、同様に市と説明会をさせていただきまして、105企業の関係と、それから110人を超える方の参加をいただいて1回目を終えたところでございます。税務署とも話をしておりますが、こうした状況等をみながら、まだまだ企業とか、そういったところから要望が上がるようであれば、今後またそれぞれ関係機関とタイアップをしながらPRに努めていきたいというふうに考えているところでございます。

**○情報管理課長（又木勝義君）** 御質問のシステム改修に伴う維持管理のことでございますが、この改修につきましては、既存の住民基本台帳ネットワークの中身を改修するというところでございますので、新たな維持管理は出てこないということでございます。既存の住民基本台帳システムの中で個人番号等については、管理をしていくということでございます。中間サーバーについては、今しばらくお待ちください。

○18番（小園義行君） そういった問題については、委員会の方できちんと対応していただければ結構かと思います。

今回この条例改正をされるわけですが、私も含めて多分ここの議場におられる方々も、これを十分に理解しているよという人は、恐らく当局を含めていないんじゃないかという気がしてならんのです。そういった意味で、先ほど言いましたこの今回条例改正をしていく、その中で、これ我がまちの憲法ですからね、住民にきちんとこれがお知らせしていかなないと、これ問題があるわけで、もちろん私たち議会の方にも十分分かるような説明、そういったものをそれぞれの委員会の中でしていただいて、委員長報告として出てくるでしょうから、ぜひそこらについては、審議された中身をよく親切に答弁をしていただけて分かるようにしていただきたい。今、質疑しましたそれについては、後もって委員会の中で十分議論していただいてというふうで議長結構です。

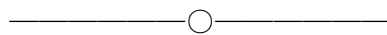
○市長（本田修一君） 個人情報保護条例の一部を改正するという形で今議論いただいているところですが、これはマイナンバー制度導入に伴ってこういったことについて、改正するというところでございます。マイナンバーにつきましては、まだ本当に十分市民の方々も御理解いただけているということではないかというふうに思いますので、重ねてこれは実施に伴いながら、十分な説明等、また説明資料等も用意していき、周知を高めていきたいというふうには思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会へ付託いたします。



#### 日程第6 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題をします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、旧3級品の製造たばこ税に係る特例税率の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改正するとともに、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、市税に係る申請書等の記載事項に個人番号、又は法人番号を追加するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） それでは議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

説明資料の27ページをお開きください。

今回の主な改正は、番号法の施行の日に合わせて関係条項を改正するものと、旧 3 級品のたばこ税に係る特例税率の段階的な廃止でございます。

番号法関係では、申告書や申請書等に個人番号や法人番号を記載することの義務付けに伴う文言の追加等、たばこ税につきましては、旧 3 級品の 6 銘柄に適用されておりました特例税率を 4 段階で廃止していき、また、経過措置中の手持ちの旧 3 級品たばこにつきましては、所持本数が 5,000 本以上あるときは、新旧税率の差額を課し、同一の税負担を求める、いわゆる手持品課税の規定でございます。

次に、18 ページをお開きください。

第 2 条については、用語の定義条項ですが、番号法に対応するための文言を追加するもので、法人の場合、納付書、納入書に法人番号等を記載するものです。

第 23 条については、用語が定義されていた法人税法第 2 条の各号が整理され、新たに地方税法に規定されたことに伴い、引用条項を改正するもの。第 33 条については、所得税法における国外転出時課税の創設に伴いまして、個人住民税所得割の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の計算の例によらないものとする内容でございます。

第 36 条の 2 につきましては、必要な申告事項として法人番号の文言を追加するものです。

資料の 19 ページですが、第 36 条の 3 の 3 につきましては、所得税法の改正に伴い、引用条項が項ずれしたことによる改正でございます。第 51 条第 63 条の 2、20 ページの第 63 条の 3、第 71 条、21 ページの第 74 条、第 74 条の 2、第 89 条、22 ページの第 9 条及び第 139 条の 3 につきましては、市に提出する申請書等に個人番号、法人番号等を記載することとされたことに伴う文言追加等の改正でございます。

資料は 23 ページですが、附則第 4 条は、法人税法の改正により条ずれが生じたことによる改正です。附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額適用者の申告書に個人番号又は法人番号を記載することとされたことに伴う改正です。附則第 16 条の 2 には、旧 3 級品の紙巻きたばこが低品質という理由で適用されていた特例税率の規定を削除するものでございます。

議案の方に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思います。

議案の附則第 1 条ですが、施行期日を定めております。この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行するものですが、法人税法の改正による第 23 条、附則第 4 条、たばこ税率の改正を定める第 16 条の 2、市民税の経過措置を定める附則第 2 条第 3 項、たばこ税率の経過措置を定める附則第 5 条につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものです。第 2 条から第 4 条まで及び第 6 条は市民税固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税に関する経過措置ですが、新条例に基づく申請書等につきましては、平成 28 年 1 月 1 日以降に提出するものから個人番号及び法人番号を記載するものとする規定でございます。

第 5 条は、市たばこ税に関する経過措置ですが、旧 3 級品とされていた 6 銘柄の税率を平成 31 年 4 月 1 日までに年次的に 4 段階で引き上げる経過措置でございます。

また、第 4 項以下の規定は経過措置中の市たばこ税の段階別改正にあわせて新旧税率の差額を

課すという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回のマイナンバー制度が始まることで、ここに出てます。このことで、これまで使っていた住民基本台帳、住基カードですか、それは完全になくなるというふうに理解していいんですかね。それが一つと、あと、なければいいですよ、この旧3級品というのが具体的に年間これぐらい売れてるものですか。

○市民環境課長（西川順一君） 住民基本台帳カードの質問ですが、住民基本台帳カードにつきましては、平成28年1月以降は新たに発行はしませんけれども、今ある住民基本台帳カードにつきましては、有効期限がありますから、その有効期限の限りは使えるというふうになっております。

○税務課長（木佐貫一也君） 御質問の旧3級品についてですが、1級から3級まで3ランクの話をちょっとしたいんですが、旧専売公社が日本たばこ産業に事業を引き継ぐときに、従来からあった1級から2級までを統合しまして、一般たばこことなりまして、3級につきましては、旧3級品たばここととして、現在に至っているわけです。旧3級品につきましては、本市の26年度実績で約473万本の販売実績になっております。以上でございます。

○市民環境課長（西川順一君） すみません、先ほどの説明不足がありました。

個人番号カードを申請し、交付される方は交付時に住民基本台帳カードは、こちらに返納していただきます。ですので、住民基本台帳カードも、そして個人番号カードも持つということはありません。以上です。

○18番（小園義行君） もう一回すみません。ちなみに、この住基カードというのが志布志市でどれぐらい発行されていたものですか。

○市民環境課長（西川順一君） これまで920枚程度発行しております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

#### 日程第7 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に

に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付について徴収する手数料の名称及び金額を定めるものであります。

内容につきましては、第1条で個人番号に係る通知カードの再交付手数料を新たに加え、1枚につき500円とし、第2条では、「住民基本台帳カードの交付又は再交付手数料」を削り、「個人番号カードの再交付手数料」を新たに加え、1枚につき800円とするものであります。

なお、この条例中第1条の規定は、関係法律の施行の日と同じく、平成27年10月5日から第2条の規定は、平成28年1月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○4番（八代 誠君） 今説明をいただいたわけなんですけど、これは再交付に係るということだったんですが、マイナンバー制度については、各自治会で説明会がございました。

カードの有効期間が年齢によって確か5年と10年ということだったんですが、再交付ではなくて、5年経ちました、10年経ちました、その時に申請者は写真を自己負担で持って行くわけなんですけど、5年経った、10年経った時の手数料というのはどういうふうになってるんですかね。

○市民環境課長（西川順一君） その点について、どうするかというところについては、まだ国も更新時の手数料について、どうするかというところについては、まだ結論が出ていないところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



## 日程第8 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士の数の算定について保育士とみなすことができる者に准看護師を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、保育士の数の算定について保育所に勤務する保育士、又は看護師に加え、准看護師についても1人に限って保育士とみなすことができるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけお願いします。今回新たに准看護師の方を保育士とみなすことができるということで、規制の緩和なのかなと思います。保育士の人たちから見たときに、どうなんだろうねと思いがすごくありますけれども、保育士と看護師、准看護師の違いというのを明確に分かっていたらここでお知らせください。

そして、准看護師、看護師が、保育士は国家試験ですよ、そのことを了とされている、そのことです。看護師や准看護師が保育士が本来持つべき専門性のある資格というものをどういう基準で、これを兼ね備えているのかという今回の法の改正について分かるように説明をお願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 今回の一部改正の目的、趣旨のことだと思いますけれども、国は地方分権改革の一環として、平成26年から地方分権改革に関する提案募集方式を導入しておりますが、その提案の一つとして保育所における乳幼児の受け入れが増える中、子供の体調急変への適切な対応など、看護師など医療、保健の有資格者を保育所に配置する必要性が高まっておりますが、現状では保育士定数に算入できるのが正看護師に限定されており、医療機関においても看護師不足が課題となっている中、保育所における看護師確保が困難であることから、准看護師まで認めて欲しいという提案が出されたところでございます。

この提案を受けて、平成27年1月30日の閣議決定を受け、国の将来及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令について、今回提案申し上げたところでございます。

保育士の定義、それと看護師の定義、准看護師の定義については、資料を持ってきていないところでございます。

○18番（小園義行君） 委員会でそういったものもよく分かるように説明をしてください。

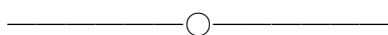
保育士の方々の仕事というのは、孫がいてますけれども、大変な仕事で専門性の高いものだというふうに思うものですからね、そういう形で看護師、准看護師という方々が保育士の専門性をどう兼ね備えているのかというのをちょっとお聞きしたかったものですから、そこについては、委員会でまた資料等を含めて詳しくお願いをしたいと思います。結構です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、文教厚生常任委員会へ付託いたします。



日程第9 議案第50号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）



を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、ふるさと納税特産品事業、保育所等整備交付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） 議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億6,162万3,000円を追加し、予算の総額を211億262万9,000円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の債務負担行為補正でございますが、今回新たに農作物価格の低迷に伴い、安定的な経営が困難となった農業者等に対する農家緊急対策特別資金利子補給に係る債務負担行為を追加するもので、期間を平成28年度から平成34年度まで、限度額を1,899万5,000円と定めるものであります。

次に6ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、追加は梅雨前線豪雨により、被災した農業用施設及び公共土木施設に係る災害復旧事業について、現年補助災害復旧事業を1,710万円、現年単独災害復旧事業を770万円としております。変更につきましては、一般単独事業のうち、道路新設改良費の町原弓場ヶ尾線道路改良工事等の合併特例事業を1,750万円増額、耐震性貯水槽整備の国庫補助事業が不採択になったことから、消防防災施設等整備事業として、過疎対策事業を470万円減額、借入額の決定に伴い、臨時財政対策債を7,910万円増額し、総額1億1,130万円増額しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入の9款、地方特例交付金、1項、地方特例交付金、1目、地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施などに伴い、財源措置として設けられた減収補てん特例交付金を285万3,000円増額しております。

10ページをお開きください。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が対前年度比1億8,993万5,000円、2.7%減の67億9,868万5,000円に決定したことに伴い、7,931万5,000円減額しております。

13ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木災害復旧事

業の国庫負担金として533万3,000円計上しております。

14ページの2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金は、放課後児童健全育成事業として対象学年拡充や国の補助基準単価見直しに伴い、地域子ども・子育て支援事業補助金を583万2,000円増額、老朽改築による保育環境整備など、保育所等整備交付金事業を9,583万5,000円増額、5目、消防費国庫補助金は、耐震性貯水槽整備の国庫補助事業が不採択になったことから消防防災施設整備費補助金を500万円減額しております。

16ページをお開きください。

15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金は、放課後児童健全育成事業として対象学年拡充や国の補助基準単価見直しに伴い、地域子ども・子育て支援事業補助金を583万2,000円増額、4目、農林水産業費県補助金は、畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みのため、畜産クラスター事業補助金を4,622万1,000円増額、8目、災害復旧事業県補助金は、梅雨前線豪雨による農林水産業施設の災害復旧事業に3,765万円計上しております。

17ページの3項、県委託金、1目、総務費県委託金は、選挙執行経費が確定したことにより、県議会議員選挙費交付金を1,125万5,000円減額しております。

18ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、契約解除後の再度の入札執行結果による分収木売払金を359万5,000円減額しております。

19ページの17款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、申し込み件数の増加により増額を見込み、ふるさと志基金寄附金を2億円増額しております。

20ページをお開きください。

18款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として、1億1,200万8,000円減額、15目、ふるさと志基金繰入金は、市政10周年記念プレミアム商品券2016発行事業等のため、1,389万5,000円増額しております。21ページの2項、特別会計繰入金は、各特別会計の前年度決算の確定に伴い、国民健康保険特別会計繰入金等を総額で2,192万2,000円増額しております。

22ページをお開きください。

19款、繰越金は前年度からの繰越金が確定しましたので、2億7,980万2,000円増額しております。

23ページの20款、諸収入、5項、雑入、4目、雑入は、公有建物災害共済金を717万8,000円増額、市政10周年記念プレミアム商品券2016発行事業のための口蹄疫対策地域活性化事業助成金を1,000万円計上しております。

24ページの21款、市債は合計で1億3,610万円増額し、総額で24億5,940万円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

25ページの2款、総務費、1項、総務管理費、4目、企画費はふるさと納税事業及び地域おこし協力隊事業に係る委託料を1億34万円増額、ふるさと志基金への積立金を2億円増額しており

ます。

27ページをお開きください。

3項、戸籍住民基本台帳費、1目、戸籍住民基本台帳費は、通知カード、個人番号カード発行事業等、総額で447万円増額しております。

28ページをお開きください。

4項、選挙費、2目、選挙啓発費は公職選挙法の改正により選挙権が20歳から18歳以上に引き下げられたことを受け、投票率の底上げに向けた投票率向上対策事業を93万5,000円計上です。3目、執行選挙費は、鹿児島県議会議員選挙の執行経費が確定したことにより、1,200万円減額しております。

29ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は国民健康保険特別会計の平成26年度療養給付費等負担金確定に伴う財源不足のため繰出金を1,000万円増額しております。

30ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、子ども・子育て支援新制度開始に伴う対象学年拡充や国の補助基準単価見直しに伴う、放課後児童健全育成事業を1,749万6,000円増額しております。

4目、保育所費は老朽改築による保育環境整備など、保育所の施設整備に要する経費の一部を助成する保育所等整備交付金事業を1億781万4,000円計上しております。

33ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、6目、畜産業費は畜産の収益性向上の実現に向けた取り組みのため、畜産クラスター事業を4,622万1,000円増額、8目、農地整備費は農道等の維持補修を要する箇所が増加したこと等により、農道維持整備事業等を総額で690万8,000円増額しております。

36ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、市政周年記念プレミアム商品券2016発行事業を2,195万1,000円計上、ふるさと祭り東京2016の出場等に要する経費のため、グルメ普及推進事業を229万6,000円増額しております。3目、観光費は観光客誘致のためには、ダグリ岬公園周辺の整備計画作成として、委託料を600万円計上、4目、港湾商工費は志布志港の利用促進につながる土台づくりとして、各種調査、調査結果の整理分析を行うための委託料を400万円計上しております。

37ページの8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は市道の良好な利用形態を確保するための維持補修のため、市単独道路維持事業を882万8,000円増額、3目、道路新設改良費は道路新設改良事業の早期事業効果発現のため1,500万円増額しております。

39ページをお開きください。

9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は用地取得費など安楽分団詰所整備事業を1,680

万8,000円計上、国庫補助事業が不採択となったこと等により、耐震性貯水槽2基の計画を1基に変更するため、消防防災設備事業を500万円減額しております。

44ページをお開きください。

10款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費は、しおかぜ公園の測量改修計画の作成のための委託料を108万円計上しております。

45ページの11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、現年農林水産施設災害復旧費は、農業用施設の復旧事業で、市単独分を1,748万4,000円増額、補助分を5,700万円計上、林道災害復旧事業の補助分を300万円計上、総額で7,748万4,000円増額しております。

46ページをお開きください。

2項、公共土木施設災害復旧費、1目、現年公共土木施設災害復旧費は、補助災害復旧事業を800万円計上、単独災害復旧事業を290万円増額、総額で1,090万円増額しております。

以上が補正予算第3号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、西江園明君、岩根賢二君、及び小辻一海君から発言通告が提出されておりますので、まず西江園明君の質疑を許可します。

○8番（西江園 明君） 発言通告をしたんですけれども、それ以外のこともあとから聞いていいんですかね、それとも終わってからですか。

○議長（上村 環君） まず、通告に従って、その流れ上必要であれば可能です。

○8番（西江園 明君） 一般質問をすべきところだったのですが、ちょっと締め切りの関係でできませんでしたけれども、発言通告としたところです。

ちょっと一般質問のような発言通告になるかもしれませんが、その時は議長の方で止めていただければと思います。

私が発言通告しておりますのは、補正予算書の36ページ、るる財務課長からも説明がありましたけれども、商工費の商工業振興費に振興事業補助金として2件計上してございますけれども、まずプレミアム商品券の発行事業についてお聞きしたいと思いますが、通告にもありますけれども、現在4億円のプレミアム商品券が発行されて流通しておりますけれども、この商品券は完売したのか。

そして、それを購入した人は、志布志の市民の人がどのぐらいいたのか、最初前半2週間は、確か市民を対象に、残った場合に市外を対象ということで発売をされたようなんですけれども、どういう割合だったのか、市内・市外を含めてですね。

それと、今プレミアム商品券の利用状況というか、換金状況と言った方がいいのかをお尋ねします。

それと、その商品券を利用できるお店のことでお尋ねしますが、私もちょうど安楽、香月校区という境目に住んでいる関係上、どうしても志布志高校の前にある大型店舗に行く人が多いわ

けですけれども、高齢者の人に「どうしてプレミアム商品券を購入しないのか」と聞いてみると、先ほども言いましたように「タイヨーとかニシムタで使えないから」というのがほとんどの理由でした。たとえ購入しても「タクシーどん利用すれば、もうかえて赤字や」ということで、これを聞いた時に、果たして市民のための事業かというのは思ったところですが、今回補正された1億円、今回は1億円の事業ですけれども、今までと同様な仕組みなのか、発行事業なのかをお尋ねします。それが三つ目ですね。

次に、グルメ普及推進事業ということで補正、一般財源で大幅に追加計上されていますけれども、この理由と、私は前回このことで6月に一般質問をいたしましたけれども、その時に会場で売り上げて、その売り上げでカバーするんだけれども、売り上げが一定額にならなかったときに、その不足分を補助するというような答弁でしたけれども、そういう答弁が、補助の在り方についても疑問を持ったところでしたが、今回のこの額の算出根拠と、旅費も計上されていますけれども、この旅費は市長とか、あくまでも職員の分というふうに理解しているのかをまずお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地方創生事業によりますプレミアム商品券事業につきましては、7月1日より販売を開始しまして、15日に完売したところでした。販売から2週間を市民限定、15日目からを市内外を問わず販売ということにしたところ、市内購入者数及び金額が6,920人、3億9,898万2,000円、市外の購入者数及び金額は351人、2,101万8,000円でございます。市外の方の割合が購入者数及び金額とともに約5%でありました。

また、使用状況につきましては、9月1日現在の換金の申請が2億7,549万2,000円となっております。約66%の使用状況でございます。

そしてまた、取扱店への換金でございますが、換金の手続きにつきましては、販売当初の7月は毎週金曜日の週1回、8月以降につきましては、毎週火曜日と金曜日の週2回、現金又は振り込みにて行っております。

また、振込日の前日の午前中までに使用済み商品券とともに請求書を御持参いただければ、翌日の振り込みに対応しているということでございます。

今回予算を計上しております市政10周年記念プレミアム商品券発行事業につきましては、先ほど申し上げました地方創生事業によるプレミアム商品券事業での市民の皆様からの御意見をもとに近隣自治体も参考にしながら、大型店でも商品券の一部を使用できるよう、商工会と協議しているところであります。

次に、グルメ普及推進事業についてでございます。

グルメ普及推進事業につきましては、今回の補正額も合わせ、329万6,000円が事業執行見込額となっているところであります。その内訳につきましては、当初予算として計上いたしました、100万円と今回の補正予算で、提案させていただいております全国ご当地どんぶり選手権出場経費の229万6,000円を計上しております。

当初計上いたしておりました100万円につきましては、現在開催中の市内グルメイベント、夏のイチオシ等イベントに約50万円、市内外参加協力イベントに約50万円を予定しております。

今回計上いたしました229万6,000円のうち、48万5,000円を旅費、181万1,000円を補助金としておりますが、181万1,000円につきましては、出店料及び保健所申請料に約8万3,000円、重機リース料に約27万円、PR費に約12万6,000円、商工会職員旅費に約43万円、「いい肉食べさせ隊」の旅費として約65万2,000円、現地アルバイト代として約25万円としております。

よろしく申し上げます。

追加して答弁させていただきます。旅費の48万5,000につきましては、市職員の旅費でございます。商工会やその他外部の方の応援に行かれる方の旅費は、含まれていないということでございます。

**○8番（西江園 明君）** 分かりました。

今の答弁では、8月、今現在やっている分じゃなくても、今後は大型店舗でも一部利用できるというふうに変えるということですが、確かに今4億円発売されていますけれども、大型の店舗間でも差別がありますよね。今、使えるところと使えないところ、これを平等にすべきじゃないかということで、発言通告をしたところですが、今市長が曾於市とか近隣を調べて、そういう差別があるということは考えてないと。最初からそういうふうな大型店、ニシムタ、志布志と同等の店がありますけれども、使えたと。都城なんか、コンビニでも日本全国のチェーンであるイオンなんかでは商品券の発行事業までやって使えると。どうして志布志というところは、そんな差別が出るのかなというふうに疑問を持つわけです。聞きましたら商工会に入っていない会員については、換金手数料3%取っているという、都城市なんかはそういう説明でした。

今の市長の答弁では、志布志市もやっと人並みになるのかなというふうに思ったところです。市長、あなたがトップなんです。あなたがリーダーなんですから、市の事業ですから、リーダーシップを発揮していただきたいと思います。お聞きしますけれども、一部利用できるというふうな、最初の回答でしたけれども、その一部というものの説明をお願いします。

それと、この補助金のグルメ事業ですね、今るる算出根拠については説明がありましたけれども、会場で数えてうんぬんという、その数える人は誰が数えるんですかね、助成する不足分、その補助金の在り方については同様なのか、ちょっとお聞きします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回提案しておりますプレミアム商品券について、従来のプレミアム商品券と取り扱うことができる店について、今後新たに考慮したいと、検討するというので、お答えしたところでございますが、現在、協議している中身としましては、12枚綴りのうち4枚から5枚程度を大型店、小型店の両方で使用できる共通券とし、残りについては、小型店のみで使用できる券というふうにもしていきたいというふうにも考えてございます。まだこのことについては、今お話がありましたように、鹿屋市、都城市でも登録手数料や換金手数料に会員の差があるということで販売しているということでございますので、このことについても協議を進めているところでござ

います。

グルメグランプリにつきましては、課長の方で回答させます。

○**港湾商工課長（柴 昭一郎君）** どんぶりの売上杯数をどこで確認しているかということだと思いますが、当日販売には「いい肉食べさせ隊」ほか、商工会、そして市の応援で実際販売しておりますので、その受付のところでカウントをしておりますので、その杯数を基準に売上杯数ということで数えているところです。カウントしているところでございます。

[西江園明君「それは職員がするのか」と呼ぶ]

○**港湾商工課長（柴 昭一郎君）** 交替で販売しておりますので、市職員、商工会職員、「いい肉食べさせ隊」の交替でカウントをしておりますから、そのメンバーで杯数はカウントしているところです。

○**8番（西江園 明君）** 12枚のうち四、五枚をという、その趣旨は分かるんですけども、都城とか鹿屋なんかの場合は、コンビニも使えたりとかですよ、利用範囲がすごく広いんですよね。志布志の場合は、差をつけることが果たして利用するお店が逆にあるのかなど、逆に疑問を持つわけです。結局、大型店舗の差別につながらないように、その辺のところは今後協議するということでしたので期待をしております。

それと、ちょっと通告外になりますけれども、この事業の歳入ところで、23ページ、口蹄疫対策地域活性化事業ということで、雑入で計上していますけれども、これは出所はどこなんですかね。

○**港湾商工課長（柴 昭一郎君）** この事業は公益財団法人鹿児島産業支援センターが事業をしておりますので、そこから交付されるものでございます。

○**市長（本田修一君）** 先程来、答弁いたしておりますが、従来は、市内の商工会加盟の商店のみということの対象事業としてきたところでございますが、今回様々な形で、そのような要望等が上がってきているということにつきまして、年末に10周年記念のプレミアム事業につきましては、その要望を入れながら、対応していきたいということを答弁しているところでございます。

当初、私ども、このプレミアム商品券事業については、もう何回も取り組みをさせていただいてきておまして、地元の商店街の振興ということ主に考えて、その当時も大型店舗は商工会に加入されていなかったのが対象になっていなかった。ましては、コンビニにおいては入っているコンビニということにはなかったということをございまして、商工振興という点からのみ対応してきたところでございます。改めまして、市内の市民の方々の消費がしやすい環境ということも必要ということをございましますので、そのことにつきまして協議を進めてまいりたいと思います。

○**議長（上村 環君）** 次に、岩根賢二くんの質疑を許可します。

○**16番（岩根賢二君）** 一般会計補正予算の第3号の予算に関する説明書の35ページの、目2、節8の報償費について質疑をいたします。

この報償費は、補正予算説明資料の17ページに「有害鳥獣捕獲事業の報償費で、農作物被害の軽減につなげるため捕獲頭数の増加及び交付金内示額の確定に伴い増額する」という説明があり

ます。そこで、まずこの有害鳥獣捕獲事業の昨年度の捕獲実績と執行額、それと今年度の捕獲見込みをお知らせください。捕獲実績と見込み数については、鳥獣の種類別にお問い合わせいたします。

2点目として、猟友会会員などの狩猟者は、毎年減少傾向にあるということですが、本市における狩猟者数のここ数年の推移と今後の見通しはどうか。また、狩猟者の増加対策はとられているのかお尋ねをいたします。

3点目といたしまして、有害鳥獣捕獲事業ということでございますので、関連してお尋ねいたしますが、有害鳥獣の侵入防止のための電気柵などの設置については、十分な対策がとられているのか、3点についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成26年度の有害鳥獣捕獲事業で558万1,372円を執行いたしました。

主な内容としまして、有害鳥獣の捕獲報償金として530万9,900円支出しております。

捕獲の実績でございますが、イノシシが380頭、カラスが732羽、タヌキが229頭、ウサギが14羽、アナグマが218頭、カモが1羽、ヒヨドリが50羽でございます。

今年度の捕獲報償金につきましては、381万2,000円を見込んでおります。

また、今年度における捕獲頭数の見込みですが、イノシシが165頭、カラスが432羽、タヌキが171頭、ウサギが7羽、アナグマが262頭、シカが1頭、サルが1頭と見込んでおります。

他の質問につきましては、担当課長に答えさせます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 2番目の御質問ですが、本市の猟友者数の今後の推移と今後の見通し、あと猟友者の増加対策ということですが、平成24年度におきましては、合計で84人の登録者数、25年度が87人、26年度が82人となっております。このように年々減少傾向がありますが、近年猟友会役員の方々に話を伺いますと、猟友者登録は減少してきていますが、最近わなの猟の資格を取得される方が増えてきていると伺っております。今後このような方々に猟友会に加入いただけるよう、猟友会会員に働き掛けを行い、猟友会と協力しながら猟友者の増加対策に努めてまいりたいと考えております。

3番目の有害鳥獣の侵入防止柵の設置に十分な対応ができるかということですが、本市では、市単独事業といたしまして、農作物被害の防止を図るために電気柵の購入に対する助成事業を実施しているところでございます。実施実績としましては、24年度が8件、10基の補助、25年度が15件、16基の補助、26年度が7件、9基の補助を行っておりまして、27年度の現在までは22件の補助を行っているところでございます。以上で終わります。

○16番（岩根賢二君） かなり実績が上がっているということで、先般、大隅地域の各市町の市町議会議員協議会というのがありまして、その席の中で志布志市は特に捕獲頭数が格段に上がって被害額が激減しているというふうな説明がありまして、職員の皆さん、また狩猟者の皆さん、よく頑張っておられるんだなということで認識をしたわけですが、これが今年度の補正予算が出たわけですけれども、年度途中でまた再補正をすることがないようにお願いをしたいと思っております。これで十分だというお考えでしょうか。



それと2点目の狩猟者の増加対策ということなんですけれども、これについては何か狩猟者を養成するための助成制度というものはないのか、その点の検討はされているのかお伺いいたします。

それと、電気柵につきましては、市単独でやっているということでございますが、県の方の事業もあるようですが、これはもちろん併用というのはいけませんけれども、県の方が若干条件がいいのかなという気がしておりますが、その点についてはどのようにお考えかお尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** 補正という形で御提案するところでございますが、今回の補正によりまして、本年度事業については順調に推移できるものというふうに考えるところでございます。

また、会員の増強につきましては、講習会受講料の一部を助成するという事等も考えておりますので、積極的に受講をしていただきたいというふうに思うところでございます。このことにつきましては、他の団体や企業との状況等も考えながら対応してまいりたいというふうに考えます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今、岩根議員おっしゃる県の事業の取り組みですが、現在、市の方としましては、緊急的な捕獲対策事業に重点を置きまして実施しているところでございますが、今後、広範囲の作物被害が常に発生してくる状況であればこのような事業の活用や取り組みを、また関係団体と協議していきたいと思います。

**○16番（岩根賢二君）** ただいまの答弁の中で、市長が狩猟者増加対策ですね、考えているということでしたが、そういう猟友会の方とそのことについて協議はもう既にされたのか、これからされるのか、その点だけ確認。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお尋ねになりました件につきましては、猟友会の皆さん方と協議はしているところでございます。具体的には、またどういった形で進めるかということについては、協議が整ってないということでございます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今の免許取得につきましては、県の補助事業であります助成制度がありまして、受講料の1万円につきまして5,000円の補助を実施しているところでございます。その後につきましては、猟友会とまたあっせん等で広げていきたいと考えております。

**○議長（上村 環君）** 次に、小辻一海君の質疑を許可します。

**○5番（小辻一海君）** 所管外につき2点ほど発言通告をしておりましたので質疑をいたします。

まず、予算書35ページ、耕地林務水産課所管において、分収林分収交付金の251万6,000円減額の提案がなされているわけですが、このことにつきましては、先ほど開催されました全員協議会と19ページの補正予算説明資料によりますと、分収林の売り払いが5月15日に654万3,551円で落札が決定し、19日に契約され、現地調査費を差し引いた7割の457万906円の分収林関係者に交付される予定ということで、6月補正で計上されたわけでございますが、納期限になってもさらに1か月納付期限を延期しても購入者から契約額の納付がなされなかったため、契約を解除し、8

月12日に再度入札執行した結果、別の業者に落札が決定し、契約が再度締結され契約額の全額、この資料によりますと、294万8,400円が市の方へ支払われているとのことですが、市の方は条件付き一般競争入札をされ、契約の履行をしなかったため、契約解除され、再度入札執行した結果、契約が成立したわけですが、市の事務処理により分収林関係者集落におかれましては、交付される予定額が457万966円から205万4,360円の251万6,606円減額され、不利益を受けたような状況になったようです。

今まで間伐や下払い、手入れをしたのが報われたと地元の方は大変喜んでいたのに、市が行う契約はこれで良いのか。また、これでは冗談で入札に参加してお金がなかったのも、契約金額が支払いできません、すみませんという不利益になる入札執行が行われても仕方がないのでは。やはり市が行う一般競争入札であるなら、厳重な審査と更に今回のように、本市と1回も売買契約のない市外の方が入札に参加されたら、特に細やかに審査すべきだったと怒っておられます。

市長にお聞きします。一般競争入札の場合は、地方自治法施行令第167条の7第1項で、「入札保証金を納めなければならない」となっていることは御承知だと思います。また、本市の契約規則の第4条では、入札保証金の額、第5条では入札保証金の納付のことが定められており、また第7条で入札保証金の納付の免除も定められており、今回は落札者が売払金を確実に即納できるという判断のもと、入札保証金の免除になったものと考えますが、入札保証金も免除で入らない、契約納付期限になっても契約額は入らない、再度1か月納付延期しても入金がなかったため契約解除されたところ、契約書に契約保証金も定めてなかったため、相手から契約保証金も違約金も延滞金も取れないという踏んだり蹴つたりの状況により、造林関係者役員をはじめ、集落の方々に多大な心配と迷惑をかけたことについて、最高責任者としてどのような考えであるかお伺いします。

2点目といたしまして、予算書44ページ、資料では23ページの生涯学習課が所管課になります、体育施設整備計画業務事業のしおかぜ公園測量及び改修計画作成業務委託料についてでございますが、しおかぜ公園は、県の港湾施設として多目的広場で施設改修整備となると、県の許可が必要になると思いますが、施設改修整備のための現地測量業務委託は、どこの部分の改修整備か。また、県の港湾施設である県との協議はどのようにされたかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど全員協議会で概略減額に至った経緯について説明をさせていただいたところでございます。

分収林分収交付金につきましては、志布志市分収林条例に基づき、市が3割、造林者が7割となる、その造林者へ支払う額を減額させていただくものでございます。

その理由につきましては、5月11日に田之浦、宮地、平山団地造林売り払いの入札を行い、契約締結を経て6月議会に造林者へ支払う7割の額を予算計上しておりました。その売買契約の相手方から金融機関との調整に時間を要しているため、納付期限の延長申請がございました。その事情を考慮して、30日間の納付期限の延長を認めたところであります。

しかし、契約の相手方が金融機関からの融資を断られたことを受け、協議の結果、納付の見込みはないものと判断し、7月21日付けで契約解除通知を作成、そして、翌日に契約の相手方へ手渡し、契約を解除したところでございます。

今回の分収契約の造林代表者ほか関係者の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

再度入札を行った手続きでは、入札保証金、契約保証金のほか、不測の事態に対処する納付がされなかった場合の契約違約金の納付を求める契約書を作成して契約締結を行っております。

次に、しおかぜ公園改修計画作成業務委託料としまして、108万円を計上しております。これはしおかぜ公園の敷地内測量、土壌診断、排水対策調査を行いまして、排水対策等の改修整備計画を行うものであります。このしおかぜ公園は、現在夏のサッカーフェスティバルの会場として活用されていますが、水はけが悪いということで、関係者からの排水対策等の要望が出ているところです。

また、このしおかぜ公園につきましては、2020年（平成32年度）には、国民体育大会成年男子サッカー会場となっております。

今回測量等を行いまして、排水対策等の改修計画を立てまして、今後の改修事業の基礎にするものであります。この件につきましては県とも協議をしながら進めているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** ただいま市長の方からいろいろと経緯を答弁していただきました。先ほど全員協議会の中で、造林関係者、集落の方々に多大な心配、迷惑を与えたことについて、耕地林務水産課長をはじめ、担当者が説明と謝罪に出向いたと説明をいただきました。市長、この落札者が契約の支払いがなかったので、契約を解除すると、担当課からいつ頃報告がありましたか。また、契約の解除があつてから1か月以上経過しているんですね。それで7月29日頃だったと思います。私は、志布志支所の産業建設課長に担当課長、係長あたりが説明、報告をするのが筋ではないかと、本庁の方へ連絡を通すようお願いしました。志布志支所の産業建設課長は、本庁の耕地林務水産課へすぐ連絡されたでしょう。8月12日の2回目の入札の日だったと思います。担当係長が、このことでない別の用件で、私の地域の田之浦地域に来たので、たまたま私は見かけて分収林については、本日2回目の入札があることをお話されましたので、地元の方へ早く説明報告をした方がよいのではないですかとお願いしました。「そうします」ということでございましたので、数日して地元の人に聞いたら、「全然、1回担当職員が来られただけで何もないので、どうなっているか分からないので心配である」とお聞きしました。そこで9月2日、この前ですよ、「そのようなことでいいのですか」と耕地林務水産課の課長とお話をして、9月3日に先ほど説明があつたとおり、9月3日ですよ、この前です。課長と3名の職員が分収林関係者、役員の方へ説明に出向かれたものだと思いますよ。

分収林関係者の方々は、本当に真面目で正直ですよ、課長たちが説明報告に行ったことで、「少しは気が収まったが、もう少し早く状況やその後の取り組みを知らせて欲しかった」と話されていましてよ。担当課では、このことだけが仕事でないことがよく分かっています。私も40年役所

に勤めていましたので、そのことは重々分かっておりますが、やはり市長か副市長の方でこのことについては、分収林関係者に心配や迷惑をかけているから早急に説明報告をしてから、次の段階に進みなさいと一言指導されれば、上司からの命令ですので、すぐ出向かれたと思いますよ。

市長は日頃から接遇を重んじ、市民を大事に「挨拶、おもてなしの心を」と職員に言い続けて指導されていますよね。この市長がですよ、市民へ多大な心配と迷惑を与えたことに対する説明報告、謝罪という市民への心遣いを指導されなかったことは本当に残念に思うところです。担当職員だけの報告で済まされ、やはり市民への多大な心配と迷惑をかけたことに対する説明報告、謝罪というものが契約解除後、早急に指示できなかった市民への心遣いのなさ、そのあたりについて職員の接遇を重んじられる最高責任者の市長と副責任者の副市長にお聞きします。

それと、2点目のしおかぜ公園測量及び改修計画作成業務委託料については、県と協議をして進めているとのことですので、施設改修整備のための現地測量委託が終了して、おおよその金額が分かると思いますので、その時点で市の一般財源の対応だけでは大変です。県の港湾施設の多目的広場として、県へ排水等の改修要望もお願いされた方が賢明ではないかと思っておりましたが、お願いされているということですので、国体、先ほど言われましたように、5年後に迫ってきておりますので早急をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回のこの分収林分収交付金につきましては、6月議会に提案いたす前に、そのような流れになっているということについては、随時報告を受けていたところでした。

そしてまた、その後、相手方が納付ができない状況についても報告は受けておまして、そして、契約解除をしたということ。また、再公募についての流れについても、その都度報告を受けておりました。私としましては、そのような流れが順調にされているので、地元にもそのことについて説明がされているものというふうに考えていたところでございます。ただいまお伺いしましたところ、そのことについて十分にされてないということであったようでございますので、私の方からも改めて地元の方々におわびを申し上げたいというふうには思うところでございます。

しおかぜ公園事業につきましては、2020年の国体開催に向けて、国体会場としてふさわしいものが出来上がるよう県にも相談を申し上げておりますので、そのような形の協議を重ねてまいりたいと思います。

**○副市長（外山文弘君）** 分収林関係のことでございますが、ただいま市長が申し上げましたとおり、経緯につきましては、私も聞いているところでございました。特に最初、この30日間の納付期限の延長、このあたりにつきましても、当然、担当課長の方から報告を受けて協議もしていたところでございます。その際申し上げたのは、担当だけでなく、地域には必ず責任者が、とにかく課長が行って一緒に説明するんだよという指示はしていたところでございました。結果的には、そのあたりが担当レベルだけでなかなかそのあたりの説明が不足したなというふうには思っているところでございます。

地域につきましては、今市長が申し上げたとおり、その点については、またおわびに参上した

いというふうに考えるところでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今回につきましては、地元で大変混乱をさせてしまったことについては、大変反省しているところでございます。担当にやや任せきりな部分もありましたが、契約解除の時には、今思えば、すぐさま地元に出向いて、経過説明、おわび等をすればよかったと、今反省しているところでございます。

今後につきましては、このようなことがないように、もっと地元と接触を持った形で進めていきたいと思っております。

○5番（小辻一海君） しおかぜ公園測量及び改修計画作成業務委託料については理解しました。

分収林の件ですが、志布志、松山を中心に本市と造林関係者との分収林契約割合のもと契約された分収林で伐期を迎え、売り払い計画が今後多くなってくると思っております。造林関係者の方々は、先ほど言いましたように、間伐や下払い等、山に手を入れ、販売代金を楽しみに頑張っておられます。二度とこのようなことが起きないよう厳重な審査と、さらに今回のように本市と売買契約のない市外の方が入札に参加されたら、特に細やかに審査を行い、入札保証金や契約保証金、違約金なれば延滞金も取れるような契約を結んでいただき、本市や造林関係者に混乱、心配をかけない売買契約をして欲しいと思っております。

今回の件については、市長、担当課にやかましく言っているのではないです。人は、間違い、勘違いがつきものです。事が起きてから後の処理のやり方だと思っております。いろいろな案件について市民のために早急な処理、解決をしっかりとやって欲しいという思いで質疑をしておりますので御理解をお願いします。

○市長（本田修一君） 本日の質疑につきましては、かなり厳しい御叱責があるのかと思って覚悟していたところでございました。

ただいまの経緯につきまして、私自身は担当課から報告を随時受けていたところでございますが、それは地元の方に十分流れが説明できていなかったということが、まずもって足りなかった原因だなど、地元の方々に御心配をお掛けした原因だなどというふうに思っておりますので、この分収林事業のみならず、ほかの事業についても同じようなことでございますので、十分そのことにつきましては、今後職員を指導したまいたいと思っております。

そしてまた、先ほど申しましたとおり、この件につきましては、私自身もそして副市長も出向いて地元の方々に陳謝を申し上げたいと思っております。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 説明資料の17ページです。予算書は33ページから34ページになってますが、この農道維持整備事業のですね、少しこれ、合併特例債等を使ってされるわけで、一般財源を含めてです。ちょっと中身について、説明を求めます。そして、2点目に説明資料の19ページ、先ほどもいろいろやり取りありましたけれども、この分収林の分収交付金ですかね、これが今回マイナスの251万6,000円ということで、当局のいろんなやり方があったんでしょう。でも、どこかにこのマイナスぶんというのはいくわけで、現地調査をした上でもととの見積りですかね、そういったものがあつたはずですよ。それが最初の入札、そして、契約解除して約2か月ちょっとでこんだけのものになるという、これ、相場だって簡単におっしゃるけれども、先ほど答弁を聞いてまして。これだけ下がった主な大きな根拠というのは何なんですかね、それとあわせて、もととの現地調査をして幾らというふうにあなた方が見積もっていたのか、その点について、お知らせをいただきたいと。

そして、3点目に説明資料の23ページ、先ほどもやり取りありましたが、体育施設整備計画業務委託料ということで、このしおかぜ公園の管理者は本来どこなのか、その点、それとあわせて、財源は何をもってこれに充てられるのか、少しお願いをします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 説明資料17ページの農道維持整備事業の450万円ですが、これにつきましては、本村地区の水路の維持補修という形で計上させていただいております。

あと分収林ほうですが、分収林につきましては、最低売却価格としまして、294万5,880円を計上しております。下がった理由といたしましては、2回目、同じように条件付き一般競争入札を付したところがございますが、参加が1社ということで、大分下がった根拠となっております。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） しおかぜ公園の管理のことと、整備のことについて、お答えいたします。

まず、しおかぜ公園は志布志港の緑地ということでございまして、県の施設でございます。そして、それを県との中で委託契約を結んで、現在市が管理を担っているというものでございます。

それからまた、整備についての考え方、県との協議等についてのお尋ねだと思いますけれども、まず今回の設計の財源については、市の予算でございます。将来的に整備ということになりますと、予算がかかってくるわけでございますけれども、現在県との協議というか、要望の中で県の公園施設でありますので、設置者である県の方に直接工事をしていただけないかという相談をしているところがございますけれども、港を有する公園という位置付けでありますので、スポーツ施設としての工事を港湾の方で直接行うことは難しいというような現在回答をもらっているところでございます。

しかしながら、地域振興の立場とか、そういったことで志布志市が事業を実施する場合については、地域振興事業等の補助事業の検討、支援も考えていきたいということでございます。私ど

もとしましては、今回設計等ができましたら、改めまして県の方に、この事業の相談等もしていきたいと考えているところでございます。

その他財源は施設整備の繰入金でございます。

**○18番（小園義行君）** ちょっとよく分かりにくかったんですけども、この農道維持整備事業ということで、ここにもう1回どこをどうするのかということをし少し教えてください。なぜこういうことを聞くかということ、今回ここで合併特例債と一般財源ですよ、本来合併特例債も3割はいわゆる借金ですからね、そういった中で、本来はいろんな補助事業を取り込んで少しでも、いわゆる負担を少なくしていくというのが本来の在り方だろうと思って、今回このこういう農道等のうんぬんで書いてありますが、これは付け足しで、どっかの何かじゃないかなということをし少し感じたものですからね、中身をもう1回ゆっくり教えてください。

そして、この分収林のこれですよ、あなた達が入札をした結果でうまくいかなかったと、再度入札をするということで、こういうことになった。2回目も1回目と同じ金額で入札を公募されたんですか、それで1社ということだったのか。これ6月議会で議決して住民の皆さんには行ってるわけですよ、この200数十万というのを本来だと誰が負担するんですかね、入札をやり直したから少なくなりましたということではね、先ほど小辻議員のほうからもいろいろあったように、納得いかないですよ、これは。もう1回そこについて、きちんと説明してください。1回目は現地調査をした後で幾らというのを出したはずですよ。そして、2回目のきちんとそのことをしたかどうか分かりませんよ、「相場が変わった」と言うんですから、あなた達が。だから、そのことについて1回目と全く同じ金額だったのか、そのことについてもう1回、ちょっとゆっくり答弁してくださいよ、お願いします。

そして、仮にこういう提案をされているけれども、自分の身に置き換えたら、これなかなか理解がいかないですよ、一旦数字を聞いておられるからですよ、住民の方がね。そういったものに対しての、るる小辻議員の質疑に対して、市長以下、答弁されているけれども、責任をね、やっぱり感じないといかんですよ、これ。入札の結果がこうなったからごめんなさいで、それで済む問題じゃないでしょう。そこについて、もう一回私がお聞きしたことをゆっくりしゃべってください。お願いします。

そして、このしおかぜ公園のことですが、これは県の管理施設ということで、港湾の一部というふうに理解を私はしたんですよ。これ、地方財政法に抵触していませんか、市のね、この財源であるんだと言うのであれば、そこについてはしっかりと議論されたんでしょうね。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 1点目の農道維持整備事業ですが、今回の補正につきましては19か所の補修工事を予定しているところでございます。委託費、機械借上料、原材料等で今回の補正額となっているところでございます。

分収林の方ですが、分収林につきましては、1回目と2回目と同じ価格ということにつきましては、売り払い価格の予定価格の算定につきましては、県単価人工林の過去の売却実績を基に計算しておりまして、最初の入札から次の入札までの期間が3か月という短い期間でありましたの

で、前回と同じような設定にしたところでございます。

以上です。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** しおかぜ公園の整備に係る御質問でございますけれども、県とは協議をいたしているところでございます。県の施設を市が、その施設の利用のレベルアップのために改修等を行うということについては、前例等もあり承諾、許可するというところでございます。具体的に手続きとなってまいりますと、施設の用地の占用申請を行いまして、許可をもらっていくという形になろうかと思えます。現在維持管理用の倉庫とか、しおかぜ館というのも設置しておりますけれども、それについても占用許可を行っているということでございます。レベルアップのための改修ということであれば、可能であるということでございます。

それから、先ほど財源について、私ども先ほど施設整備の基金というふうに申しあげましたけれども、これにつきましては設計の財源です。設計の財源につきましては、ふるさと志基金の財源でございます。訂正をお願いいたします。

**○18番（小園義行君）** この農道維持整備事業、ここはですよ、19か所あるんだということで、合併特例債ですよ、と一般財源ですよ。この用水施設の老朽化ってここあるんですけども、これ、それぞれ土地改良区とか、いろいろあるでしょう。そういった中身も補助金交付要綱に基づいて、補助金の増額ですよと、少しそういうところを具体的にちょっと話してください。

そして、二つ目の分収林、ここについても、先ほどから質疑の中で小辻議員の質疑に対して答弁等々で、当局としては、これで良かったんだって、そういうことで果たしていいのかなと思いますよ。1社だったからこの金額になったんだというね、でも最初の議決を受けた上で、住民の方々は、これだけは来るよねと思っておられるんですよ。その間に2回目の入札をやったら、こんなに金額がガタンと落ちるというのは、入札の在り方としても、ここは1社でやったんでしょう、相対じゃないですかもう基本的には、1社だっておっしゃったからね。それでは、入札というふうにならんでしょう、相対で、じゃああなたの言うとおりでいいよて、そういうふうにして、住民に対して不利益がいくような、そういったやり方について、もっと真摯にちゃんとやらんといかんですよ。分収林というのは1年でこんな、なるわけないでしょう。何十年てかかってここまできて、やっと伐期を迎えて、自分たちが売却した上で、お金が入るといってね、これまで何十年にわたっての御苦労に対するものですよ、これ。そんなもので責任とれますかね、これ。もう少しね、本当にこれは反省をすべきはして、やらんといかんでしょう、こんな議案、議会としても認めるわけにはいかんでしょう、これ、簡単に。答弁を聞いていてもね、全く誠意が感じられないですよ、これ。入札だからそれでいいというふうにあなた方は思っているのかもしれないけれども、現地調査をした上で、それだけが見積りだと思ったらさ、それから下だったらこれじゃ駄目だよというぐらいないといかんでしょう。そこについてのね、もう1回、理解はするかもしれないけれども、納得いかないです。

それと、しおかぜ公園のことですけれども、地方財政法に抵触していませんかということで、とお聞きしましたね。地方財政法が求めている地方財政の基本第2条ですよ、「負担の転嫁をさせ



てはならない」というふうに出ているんですね。その負担の転嫁というときに、道路だとか、港湾とかいろいろ決めてますよ。所管、いわゆる管理者はどこですかと言ったら、県のものだということで、港湾の一部というふうに答弁がありましたので、27条の5ですよ、ここにね、地方財政法が27条の第2項です。「都道府県が市町村に負担させてはならない経費」ということで、ここでうんぬんして、道路とか河川とか、港湾と書いてあるんですね。それを大規模に見るかどうかというのは、今後ですよ、仮に調査をした上で、港湾の一部ですからね、そこがすごい金額になったと、そういったものについて、市が負担をするというようなことはしちやいかんよということ地方財政法は述べているですよ。それについて、市の財政当局を含めてですよ、きちんとそこが議論された上でやられたのかと、そうした上で、そこはクリアしていますよという上での提案なのかということです。昨年もありましたね、松山支所の前を道路改良しましたね、あの時も地方財政法に抵触しているのではないかという思いが少しあったんですよ。それは、条例で寄附することができるということでありましたので、議会としても了となったところでしたけれども、この港湾の一部というふうにみたときに、この地方財政法上の問題がちゃんとクリアされて、今回ここに提案されているのか、当局として、その地方財政法上のことを議論したのかどうかということだけ含めて答弁を求めます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 1点目の用水補助ですが、これにつきましては、松山地区の水利組合が、今回ポンプの修理をされるということで計上したところでございます。

分収林につきましては、今回、地元につきましては混乱を招いたことにつきましては反省しているところでございます。入札執行につきましては、造林者代表と連絡を取りながら実施しまして、また、契約解除に伴う連絡も造林者と連絡しております。その後、早急に再入札することも協議し、理解を得ているところですが、今回の混乱につきましては、再度深く反省しているところでございます。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 地方財政法上の具体的な協議はしていないところでございますけれども、県との協議の中で大規模工事になるようなものではなくて、排水等の改修と、そういった範囲の中で、現在協議は進めているところでございます。

[小園義行君「問題ないということですね。議論していないわけだから。」と呼ぶ]

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 大規模工事については、現在のところ考えていないという形でございます。

[小園義行君「議長、特にお願いします」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** 特に許可します。

**○18番（小園義行君）** こういう議案を提案される際に、そういった一つ一つをですよ、今日も全員協議会で、市長の方から訂正、差し替え、いろいろあって、大変申し訳なかったとか、陳謝を先にされたんですけども、ここに私たちは提案されない限り分からないわけですよ、質疑もなかなか難しいですよ。提案されて説明されて初めて、ああ、そういうことだったらこうだね、というふうになっていくわけですけども、ここに提案をされる際に、当局としていわゆるそう

いう地方財政法に抵触するようなことにならんのかねという、そういった議論も一切されないでね、ここに提案されるということは自体を僕はどうなのかなということをお聞きしたかったわけですよ。やっぱり、これね、法に基づいて、きちんと運営していかんといかんわけで、提案する側が、そういったことも議論もしないで提案しているということで、議会からそれを聞かれたときに、しておりませんでしたということであれば、一切そこには抵触しないという答弁がくれば納得するんですよ。そういうことをね、本来はちゃんとやらないと、しおかぜ公園のあの整備というのは、非常に簡単にはいかないのかなという、これまでもいろんな議員の方が質問をされていますよ。そういった中で、提案ですのでほら、そういうことがきちんとされたのかという、私はこの地方財政法のここを見る以上は、そういうことを心配をして、大丈夫ですよということがあれば何も質疑なんかしないんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

しおかぜ公園の今回のスポーツ振興計画に基づく施設整備のための現地測量業務調査につきましては、課長が答弁いたしましたように、このことを基に今後事業費が計画されまして、県と協議するというところになってございまして。

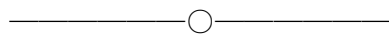
現段階では、この委託料の財源につきましては、市が占有許可を受けているということからして、市の財源を充ててするということございまして、ただいま御指摘のような内容につきましては、今後事業費が明確になった上で県と協議するというところになるかというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。



#### 日程第10 議案第51号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第51号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,464万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億5,666万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,000万円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を2,712万9,000円増額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、国庫補助等返還金を4,108万5,000円増額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を414万3,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第51号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第52号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第52号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、一般会計繰出金、保険料還付金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,267万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を47万9,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の諸収入の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を104万8,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、保険料還付金を104万8,000円増額するものであり

ます。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を183万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第52号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第12 議案第53号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第53号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,675万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2,013万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を1億1,675万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金は、償還金を3,089万8,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を1,594万8,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第13 議案第54号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第54号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入関係の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を558万3,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を558万3,000円増額するものであります。

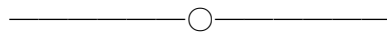
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第54号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第14 議案第55号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第55号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの設備の修繕及び備品購入に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,625万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を185万1,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を82万5,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を73万9,000円、備品購入費を193万7,000円、それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第56号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第56号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算の説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を46万5,000円増額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を46万5,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第56号は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第16、諮問第3号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16、諮問第3号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第16 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第16、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成27年12月31日をもって、任期が満了する山本力氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

山本力氏の略歴につきましては、説明資料の31ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定されました。

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 1 時 37 分 散会



## 平成27年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成27年9月8日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

玉 垣 大二郎

平 野 栄 作

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。

本日は早速質問通告に従い、順次質問を行ってまいりたいと思います。

はじめに、志布志駅舎の整備計画について、質問をいたします。

志布志駅舎については、これまで市長は、「志布志市における情報発信拠点施設として、市の顔となるような施設、観光客のおもてなしと市民が交流できる場となるように長期的展望に立ち整備したい」と述べてこられました。

ここで少し、これまでの経緯を振り返ってみますと、志布志市総合観光案内所が駅舎内にオープンしたのが、2009年8月でありました。それ以降、駅舎の取得に向けて段階的に手順を踏み、2013年のJR志布志駅乗務員宿泊施設等移転補修事業を経て、現駅舎がJRから志布志へ譲渡されるに伴い、昨年6月定例会においてJR志布志駅舎等整備総合計画策定事業が提案をされ、その予算も可決をされております。しかし、いまだにその後の整備計画が議会に示されないままになっております。そこで、その理由について、まず伺っておきたいと思います。

次に、職員の資質向上について質問いたします。

昨年以降、人口減少社会にあって地方自治体の生き残り策が模索される中、本年に入ってから、さらに「地方創生元年」という言葉が喧伝をされ、ますます自治体間競争が激化する兆しが見えてまいりました。これからは、時代の要請に即応できる人材の育成が急務であると考えるところであります。そこで研修制度などの充実をはじめとした人材育成の推進についての考え方について伺いたいと思います。

次に、日常生活用具給付事業について質問をいたします。

本市におきましても、日常生活の便宜を図るため、障がいの種別や程度に応じて日常生活用具が給付されておりますが、国が示している例示品目のほか、障がいのある方々の地域生活における様々なニーズに対応するために、市町村独自に用具品目の追加や対象の拡大を行っている自治体もあります。そこで、本市では地域ニーズの掘り起こしや、今後の対象品目の追加検討等についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

次に、子供の貧困対策についてであります。日本の子供の貧困率は現在16.3%と言われております。これは実に6人に1人が貧困であることを意味しております。こういった状況を受けて、政府は昨年1月、子供の貧困対策の推進に関する法律を成立させ、8月には対策に必要な施策をまとめた「子供の貧困対策大綱」を閣議決定をいたしました。そこで、こういった一連の国の動きについての市長の認識について、まず伺っておきたいと思っております。

次に、投票率向上対策事業について質問いたします。

選挙権年齢を現在の20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が成立したことを受け、本市でも投票率の底上げに向けて、投票率向上対策事業が今定例会に提案をされております。そこで、これまで取り組んできた中での課題と、今後の具体的な取り組みについて伺いたいと思っております。あわせて教育現場における主権者教育の現状についても伺いたいと思っております。

次に、交通安全対策の観点から質問いたします。

6月1日の道路交通法の改正に伴い、信号無視や一時不停止などの危険行為、ルール違反を繰り返す自転車運転者への自転車運転者講習の受講が義務化となりました。そこで、今回の自転車に関する改正道路交通法について、市当局、教育委員会は、どのように受け止めておられるのか伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、志布志駅舎の整備計画についてでございます。志布志駅の整備計画につきましては、志布志を訪れる観光客を迎える施設にふさわしい、おもてなしの玄関口として整備するために、駅に地域のにぎわいの中枢としての機能を持たせ、様々な演出を加えることで、市民が豊かな時間を過ごすことができ、旅人を心から歓迎する駅へと変え、志布志のにぎわいが生まれる拠点として、駅がまちの顔になるような構想としております。平成26年度から開始しましたJR志布志駅舎整備総合計画の策定状況としましては、はじめに地域住民を中心として、駅に対する思いや、駅の在り方、機能、運営方法など、トークサロンで提案された市民からの意見等をくみ取りながら、また住民の交流の場や観光の拠点として機能させるために施設配置や、その内容、隣接空地の利用計画などのプランの提案を受けました。そのプランをベースにして、駅の機能について現在調整中であります。

一方で、JR宮崎支社、JR鹿児島支社との事業調整や民間バスの発着場所を1か所に集約する交通アクセスの改善を、バス事業者、県警察、道路管理者と協議し、バス乗り入れが実現可能となったことから、その他施設配置及び外構計画図がおおむね策定されたところであります。それを踏まえ、全体計画の最終調整を行っておりますので、その方向性が確定しました折には、議会にお示しし、平成27年度予定しておりますプロデュース業務等に着手してまいりたいと考えております。

次に、職員の資質向上についてのお尋ねにお答えいたします。

現在、国と地方で地方創生に取り組み、各地域がそれぞれの特長を生かした自立的で持続的な

社会を創生できるよう、地域のビジョンを明確に描き、地方の独自性と優位性を生かした市民目線のまちづくりを自己決定、自己責任のもとに行わなければならない状況でございます。このような中、本市がさらなる飛躍を遂げるためには、職員一人一人が直面する様々な課題に即応できる高度な知識、能力を備えていく必要があると考えております。そのために、現在毎年度職員研修計画を策定し、その計画を基本とした階層別研修、特別研修、派遣研修、市単独研修を実施しており、更に職員の意識向上や能力開発を効果的に推進するために、職員が改善意見を提案する職員提案制度だけでなく、各課等で実施している業務の改善計画を策定し、業務改善に取り組む、業務マネジメント実行力強化プログラムを職員研修としても位置付けて実施しております。このように職員一人一人の能力、個性を生かしつつ、組織と個人の目指す方向性を同じにすることにより、組織としての総合力を高めていく必要があると考えております。今後も研修を含めたあらゆる場面で資質向上の機会、職員に意識させる、長期的かつ総合的な視点から職員の能力開発、意識改革を効果的に推進し、人材育成に取り組んでまいります。

次に、日常生活用具給付事業についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

障がい者等の日常生活用具給付事業につきましては、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって障がい者等の福祉の増進に資することを目的として実施しております。本事業につきましては、国の例示品目に沿って、市の品目を定めているところですが、地域ニーズに対応する形で、市の独自事業として用具品目の追加や対象の拡充を実施しているものもあります。御質問の地域ニーズの把握や対象品目の追加検討についてでございますが、福祉サービス利用や手帳の更新など、当事者やその家族等に接する際に相談や要望を受けることがございます。

また、相談支援センターをはじめ、福祉サービス事業者や医療機関等の関係機関から問い合わせや相談を受けることもあります。このような相談や要望に対して協議検討をした上で対応してきたところです。また、今後におきましても、そのような声を大事にした上で新たな品目の開発等の情報収集にも努めながら、協議、検討を行いたいと考えております。

次に、子供の貧困対策についてでございます。お答えいたします。

子供の貧困対策についての御質問でございますが、国は子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ること、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の後貧困対策を総合的に推進することを目的、理念としまして、子供の貧困対策に関する大綱を昨年8月に閣議決定し、当面の重点施策として、教育や生活の支援、保護者に対する就労の支援等が掲げられております。

本市におきましては、「子育て支援日本一」を目指し、子育て支援に関する施策につきましては、積極的に取り組んでおり、子供医療費の無料化や教育、保育に係る保育料の4割軽減等の保護者の経済的な援助となる施策を実施してるところであります。

しかしながら、特に貧困対策に限った独自の施策は、福祉関連の事業では実施していないとこ

ろでございます。今後、国の動向を注視しながら対応してまいりたいと考えております。

次に、投票率向上対策事業についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる公職選挙法の一部を改正する法律が、平成27年6月19日に交付され、1年後の国政選挙から適用されることになったところです。本市としましても若年層における投票率の低下傾向を憂慮しており、選挙権の年齢が18歳に引き下げられたことで、若者に対していかに政治に関心を持たせ、投票してもらうかが、今まで以上に重要な課題だと考えております。これまでも選挙時には選挙管理委員会が中心となって街頭での啓発ティッシュの配布や、行政告知放送及び広報車による投票の呼び掛けなどの臨時啓発を実施してきておりましたが、結果として投票率の向上に結びついていないのが現状であります。そのようなことから、まず投票率低下が著しい若年層を対象として、投票率の底上げに向けた常時の選挙啓発活動及び制度改正の周知活動等を積極的に実施していきたいとして、今回の定例会で関連予算を提案させていただいているところです。

具体的には、選挙管理委員会が中心となって選挙啓発の活動を推進している市明るい選挙推進協議会と協同して、新たな啓発活動についての調査研究、新成人や高校生を対象とした模擬投票の検討・実施、若年層が利用しやすい施設での期日前投票所の増設に向けた調査費等を考えております。来年7月には、参議院議員通常選挙及び県知事選挙が任期満了になることから、早期の段階で啓発活動に着手し、投票率の向上に結びつくことを期待しているところです。

次に、交通安全対策についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

自転車の交通違反による事故が多発したことから、平成27年6月1日に14歳以上の運転者が自転車での信号無視や車道の右側通行、信号無視や酒酔い運転、傘さしや携帯電話使用の片手運転で、事故を起こした場合等の安全運転義務違反等の14の項目の危険行為を繰り返した場合の安全講習の義務化等、自転車の安全対策の強化を定めた改正道路交通法が施行されたところであります。

また、平成25年12月1日に施行された道路交通法の改正では、道路上はこれまでどおり、左右どちらも通行できますが、道路の路側帯を走る場合には、車道と同じ左側通行に統一されたところであります。

なお、これまで志布志警察署管内では自動車による重大事故等は発生していないと確認してありますが、この改正について、今後は警察と連携を取りながら、広報PRを図り、交通安全意識の普及啓発を図ってまいります。

以上でございます。

誠に申し訳ございません。ただいまの答弁で間違いがございましたので、訂正させていただきます。

最後の答弁の中で、これまで志布志警察署管内では、「自転車による重大事故」というところを「自動車による重大事故」というふうに答弁にしましたので、訂正させていただきます。

○教育長（和田幸一郎君） おはようございます。今議会でも教育委員長の委任がございました

ので、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点の子供の貧困対策についてでございます。本大綱の基本方針の一つに、「学校を子供の貧困対策の拠点と位置付けて、総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ること」と明記されております。本市におきましては、児童生徒の置かれている状況を的確に把握するために、各中学校区に配置しておりますスクールソーシャルワーカーの活動を推進し、家庭状況の把握に努めるとともに、民生委員、福祉課等との連携を進めております。また、子供の将来が生まれ育った環境で左右されることなく、児童生徒の学力が保証されるよう、授業中の少人数習熟度別指導や放課後補充指導、特別支援教育支援員の配置、中学生を対象にした志学教室、夏休み学習教室による学習サポートを行っております。今後、現在設置されております確かな学力の定着に向けた検討委員会等で、全ての子供たちに確かな学力を保証する取り組みについて協議し、具体策を検討してまいりたいと考えております。

次に、投票率向上対策事業についてでございます。改正公職選挙法に伴い、小中学校段階においても、児童生徒の発達の段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養っていかなければならないと考えております。そのために、学校では小学校の社会科の時間に民主政治と憲法や生活と政治について学び、選挙は国民や住民の代表者を選出する大切な仕組みであること。国民や住民は代表を選出するため、選挙権を正しく行使することが大切であることを学習しております。

また、中学校の社会科の時間には、国民主権を担う公民としての学習をしており、主権を持つ国民の意思を政治に反映させるための主要な方法として選挙があることや、良識ある主権者として主体的に政治に参加することの意義について考える活動を行っております。社会科だけでなく、道徳教育における規範意識の高揚、職場体験等による主体的な社会参加への取り組み等も行っております。今後も学習指導要領の趣旨を踏まえた事業を展開するよう、各学校への指導を徹底するとともに、行動規範や主体的に社会に参画し、自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身に付けさせていきたいと考えております。

次に、交通安全対策についてであります。

近年、自動車との事故だけでなく、対歩行者の事故など自転車の利用者が加害者になる交通事故も増加しております。自転車による事故は、自分だけでなく相手の命を奪う危険性もあります。これまで各学校においては、交通安全教室や学級活動等で自転車の点検整備、正しい走行、交通ルールの遵守について指導を行っております。また、学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭と連携した取り組みも行っております。

教育委員会としましても、管理職研修会等で自転車利用にあたってのルール遵守の徹底や実効性のある交通安全教室に努めるように指導を行ってまいりました。

今回の自転車運転者講習制度についても各学校に通知し、職員や児童生徒に、その趣旨を周知徹底するとともに、その趣旨を踏まえた交通安全教育を推進するよう指導を行ってまいりました。

今後も自転車を利用する際は、自分の身を守る態度を育成するとともに、責任が伴うことを自

覚させ安全に生活できるような指導を継続していきたいと考えております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** それでは、駅舎整備計画について、一問一答で行ってまいりたいと思いますが、冒頭市長の方から現段階での状況は、お示しをいただいたわけですが、このことに関しては、過去総務委員会でもずっと議論がなされ、この本会議場でも、一般質問あるいは質疑、そういったことを含めて様々な議論がなされたわけです。その間端折って私も言いましたけれども、様々な予算がここへ至るまで組まれてきているんですね。その全てを網羅して、ここでやっている時間はありませんけれども、いわゆる総合観光案内事業ということで、これは観光特産品協会に委託事業ということで、ずっと展開をされてきてますね、多分六、七年ぐらいになるんだろうと思いますね。これも今定例会においても、また追加予算で出されていますが、駅を中心として情報発信をしていくという大きな流れの中で、こういった総合観光案内事業も予算がどんどん付いていく、本年の3月当初予算は、これまでの例年に比べて600万円ほどでアップして、手厚くなっています。そこへきて、また今回も補正予算で追加議案に出てくるという流れが今後あります。この議論は、ここでは今日はしませんけれども、また追加議案としてあるでしょうから。その中で25年6月の補正予算で先ほど冒頭申し上げましたこのJR志布志駅乗務員の宿泊施設移転等の事業ですね、整備事業がありました。この時に2,129万5,000円という予算があがってきて、そして、その内容の中に、志布志駅舎等整備計画図案作成業務ともう入っているんですね、まずこれが1点ですね。これ、この結果も示されていませんよ、議会には。

そして、次ですね、25年12月、同じ年ですよ、ここで観光客ゲートウェイ機能強化事業ということがなされました。内容としては、仮称ですが、「志の総合観光案内所」の開設準備業務というふうになって、ここで総体予算として約200万円近く組まれていますね。そして、昨年6月補正ですよ、それこそ先ほど市長が言われましたように、この志布志駅舎等の総合整備計画策定事業、これの業務委託事業として570万円組まれていますね。そして、本年の3月で、先ほど市長も述べられましたように、この志布志駅舎等整備事業というふうに、また銘打って、今後は志布志駅舎等等整備に伴うプロデュース業務ということで、これは370万円ほど組み込まれてきているわけですね。これだけの経緯を経てきながらも、まだ一切議会の方にそういったプランが全協あたりでも一度として示されてこなかった。その理由をお示してください。

**○市長（本田修一君）** 答えいたします。

志布志駅舎の整備につきましては、JRと協議しながら、この駅舎の整備を進めてきたところでした。当初、JR九州の方では、志布志駅舎については、一部の駅舎の中の改造については認めるというふうなことがございましたので、志布志の玄関口にふさわしい形での整備をその都度してきたということでございます。

昨年、この駅舎全体のルートについて、JR九州と合意ができましたので、改めて総合整備計画というような形に取り組もうとして、予算を計上しているところでございます。その間、今申しましたように、総合案内所の設置やトイレの改修、そして宿舍、乗務員の宿泊施設の整備等に



については、取り組んできたところがございますが、それらのものを踏まえながら、改めて志布志の玄関口にふさわしい形での整備をしたいということで、今、取り組みを進めているところがございます。

その間、先ほども申しましたように、JR鹿児島支社、宮崎支社の事業調整、そして、民間バスの発着場所を1か所に集約して欲しいということの市民の皆さん方の提案がございましたので、このことの可能性について、事業所、警察、そして道路管理者というところと協議しまして、バスの乗り入れが実現可能かどうか、このことについては、少し時間がかかったところがございます。それが整いましたので、また改めて、それを基に、その総合整備計画につきましての進捗を図っているところがございます。

それぞれの予算についての現在までの取り組みについては、担当課長に説明させます。

**○港湾商工課長（柴 昭一郎君）** まずはじめに、観光振興計画の中で、志布志駅周辺が重点エリアということで位置付けされておりました。その関係で志布志ころぎしの観光推進協議会というのが設置されておまして、その中でいろいろ駅について構想が協議された。その中で、その協議がなされたプランを図案にさせていただくための30万円予算をいただいて、それを執行したところでした。そのイメージ図を25年に描いていただいて、提出をいただいております。そして、25年のゲートウェイ機能強化事業におきましては、志布志駅のPR用としてのパンフレット作成とか、またそれに伴う人材育成等々に活用してもらうために、観光特産品協会に委託したところでした。

[小野広嗣君「いいですよ、流れは総務委員だから分かってます」と呼ぶ]

**○13番（小野広嗣君）** 総務委員会ですと議論しているわけですので、質問の趣旨をよく考えとってくださいね。何で議会にこうやった、市長が冒頭述べられたようなことを経緯、経過が説明がなかったのかという問いですよ。分かっているんですよ、流れはある程度。議会でお示しをしまして、今の総務課長が港湾商工課長の時に「25年度に構想を練って、26年の当初予算で皆さんにお示しをしまして、皆さんの御意見をそこで聞かさせていただきます」で発言をしているんですよ。そういった流れがなぜ示されなかったのかという問いをしてるんですよ。答えてくださいよ。議会で一切説明ないんですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま御指摘がございましたように、私どもとしましても、いち早くその成果をまとめて、議会に報告すべきということであったところがございますが、先ほども少し答弁しましたように、その構想をまとめるための基礎的な条件が、また整っていなかったということもございます、そのものを基に絵を描いていくわけでございますが、その条件整備が最近になって整い、そしてまた、それを基にして、協議ができましたので、今後施設配置や外構計画があらかた見えてきたところがございます。今まで、そのような手続き等に時間を要してきたということで、皆さん方に具体的に示す絵というものが、できていなかったから、こうして今御指摘があるような形での報告がないということになっているところがございます。そのことにつきましては、今後そのよう

な条件が整ってまいりましたので、皆様方にお示しする概要図ということにつきましては、近いうちにお示しできるのではないかなというふうには考えているところでございます。そのことにつきまして、遅れましたことにつきまして、本当に誠に申し訳なく思うところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 実は、相当我慢をして、この9月までいたんですよね。3月の当初予算が終わった段階でも、総務委員長なんかとも、ぜんぜん提示がないよねという話になっていて、そこへ向けて今回、市民の中からも「駅の計画はどうなっているんだ」という話等もあったんですね。BTVでさっき言われましたサロンの関係が放送になっているけれども、「本当ごく少数の参加しかないよね」って、「あそこだけで決まるんじゃないでしょうね」とかですね、いろいろ市民から聞かれるんですよ。「いや、そんなことはないですよ」と言いながら、「当局もそのうちにお示しをされるでしょう」と言いながら待っていたわけですが、その6月にも示されない、この9月においても全員協議会でも示されるような状況でなかったから質問をしたところなんです。そこを少し、やはり責任をもって、仕事は前の港湾商工課長から今の課長へ引き継がれていくわけだから、その前の発言というのは、ちゃんと会議録にもあるし、委員長報告にもあるし、本会議での記録もちゃんと残っている。僕は全部読んだんですよ、今度も。あまりにも無責任極まる流れになっているから、こういった質問になっているということを分かってください。

じゃあこのサロン、4回か5回ぐらい開かれていると思いますが、その会ごとの人数、何人なんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

1回目、9月22日でございますが、30人でございます。2回目トークサロンとして26名、3回目14名、4回目15名、5回目11人ということで、トークショーを含めまして96名ということでございます。

**○13番（小野広嗣君）** その人数の多寡だけでなにか文句を言おうと思っているわけではないですけども、やはりBTVを観られている方の中からは、大事な志布志のまちの顔になる駅の計画について、あのサロンで議論されているようだけれども、少ないよねという話。今お聞きしても、当初の呼び掛けからすると、トーンダウンして減ってきますよね。5回目はもう11名というような状態ということを考えたときに、しっかり見直していかなきゃいけないのかなという気もしますよね。そういったものも含め、先ほどの、いわゆる協議会も含めて議論されてきて、そして、調整もしてここへきたということですが、当初の課長が言われたように、前の萩本課長が言われたように、早い話が合併10周年記念に向けて、駅舎は完成するもんだと思っていましたよ。そういうトーンで来ているんですよ、流れは。それがそこに至っていないということが、当局としての取り組みのずさんさじゃないのかなと、一生懸命されたというのも分かんないですよ、調整をしなきゃいけないから。だけれども、議会には、そういった方向で示されたんですよ、そのことについて1回も報告がないというのは、あまりにも議회를軽視している在り方だと思えてならないですね。ですから、あえてこういった質問をさせていただいていますが、まあそれはいいでしょう。今後のこととして、しっかり議会にも、出来上がって、はいこれでやりますじゃ

駄目ですよ、これは。しっかりと全員協議会等でも、大体のところが見えた段階でお示くださいね。いろんな意見を皆さんお持ちですから、その意見等も、やはりしっかり入れ込んでいって、最終的なものを仕上げていくと、それはお願いしますね。

本当にいろんな意見が多分サロンでも出ているし、そして、協議会でも出てきてまとまらないだろうなと思って、それこそ規模は違いますけれども、国立競技場の問題が国でありましたけれども、ああいったロゴマークのこともありましたけれども、もうそんな次元の議論なんかには、まさかなっているんじゃないだろうとかですかね、総工費はどうだとか。中が見えないもんですから質問もしたわけですが、しっかりとした取り組みをやっていていただきたい。いろんな議論で、あの志布志駅に一日に乗り降りされる人というのは、30人とか50人ですよ、それも学生を中心とした客ですよ。そういった流れの中で、先ほどバスの件、そしてJRの事業計画、ここの調整を考えたときに本当に観光特産品協会の拠点ですよ。そこにどれだけの観光客を呼び込むのかと、それも大事ですよ。駅舎の整備計画とあわせて、そこらの調整というのに進んでいるんですか、JRにもお願いしているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この駅舎整備事業につきましては、先程来お話し申し上げておりますように、志布志の新しい顔をつくるというような意気込みで取り組んできているところでございます。そして、お話がありましたように、10周年に間に合えばいいというような思いで取り組んできたところでございますが、関係者との事業調整がなかなか整わなくて時間が遅れていると。そしてまた、その基本的な条件整備が整わなければ全体の構想は描けないという、そういったジレンマがございまして、全体の絵図がかけてないということにつきまして、本当に申し訳なく、また報告しなかったことにつきましては、改めておわび申し上げたいと思います。

私どもとしましては、この駅舎につきましては、全ての市民の方々に関心を持ってもらって、そして、様々な御意見を賜りながら駅舎整備をしていくんだということを考えまして、トークサロンというものを市民全ての皆様に向けて開放しまして、重ねてきているところでございますが、残念ながら今申しましたように、人数的にはごく限定した方々しか来ておられないということではございますが、呼び掛けとしましては、全ての有力な団体、そしてまた組織につきまして、呼び掛けをしまして、この開催について通知を重ねながら、そのような取り組みをしていると、ぜひ参加してくださいということの呼び掛けを重ねてはきて、毎回毎回重ねてはきているところでございます。しかし、現状としてそういったことであるということについては、もうちょっとやり方が悪かったのかなという反省はございますが、今後とも、まだ様々な方々の御意見を賜りながら、最終的には設計図を仕上げていくということになるだろうかと思います。先ほど、始めに申しましたように、この駅舎整備をしながら、JR九州の方で、株式上場の話があったところでした。その折に、鉄道事業については、赤字というようなことが発表されまして、この日南線においても、ひょっとすると、路線廃止ということが考えられているんじゃないかということの確認も、私どもの方でJRの宮崎支社、そして鹿児島支社に何回も尋ね、そして本社の方にも確認をした

りしながら進めてきているところで、絶対この日南線の廃止がないような形で、志布志市は取り組んでいるんですよということもお見せしなきゃならないということもございますので、そういったことのお話をさせていきながら、協議をさせていただいております。

現在のところ、まだ廃止ということは考えてないということの返事をいただいておりますので、本当に私どもは、この駅舎を活用しながら、観光事業の中心地として位置付ける駅舎づくりにしていきたいという思いで取り組んでおりますので、今後具体的にその絵図がまとまり次第議会にも御相談申し上げたいというふうに考えております。よろしくお祈りいたします。

**○13番（小野広嗣君）** 市長のそういった思いは、十分理解をするところですけども、これまでの経緯がそういう形になってしまったと、去年の施政方針を見ていくと、市民が寄り添い豊かなときを過ごせるような、どこにもない駅をイメージした整備計画、そして、それをお示しいたという方向になってますね。去年の予算で、この整備計画の委託業務は予算が認められてるんですね。本来ならば我々に当然、繰り返しになりますけれども、提示されてなければいけなかった。今後のこととして、もうしょうがないでしょう、間に合わないものは10周年に間に合わないわけだから。

先ほど言われましたJRの廃線の問題も2年前も議論になってますよ。JRとしては、やはり公共性、そういったものも考えて、公的な考え方の上からも廃線は考えてないという議論もその時も行われています。そういった中で、駅舎はどうするのかということなんでしょうけれども、様々な意見を聞くという市長の思いは十分すぎるぐらい分かりますけれども、意見があまりにもありすぎてまとまらないということになってるんじゃないでしょうね、そこはないんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本当にいろんな意見は賜っております。そしてまた、様々な乗り越えなければならない課題が発生しております。それは、一つ一つ解決しながら前に進んでいるということは間違いないことでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 何回か委員会でも、市長にも直接お話ししたことがあると思いますけれども、そういった志布志の顔となる駅舎の整備計画に、これは何十年に1回あるかないかの計画ですよ。それに取り組む以上は、50年、60年の風雪に耐えられるような建屋にしていかなきゃいけない。そういう意味では、2階建てで計画していくわけですよ、そこらの大体の駅舎全体の構造といいますか、それはもう見えているんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

概略図というような形では見えているところでございますが、しかし、建物があるだけでは機能しないということもございますので、その建物にいかにもその機能性を持たせていくかということの論議は進んでいるところでございます。それに基づいて、大方の構想ということは固まる。そしてまた、特に今回の場合、駅の線路脇の公社有地についても活用したいということを考えておりますので、そちらもあわせて協議をしているところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 隣接する土地開発公社の土地も購入して整備計画を立てるとするのは、

もう以前からお聞きしていますので、そういった方向。ただ、まだ予算化としてはあがってきてませんので、それも見え始めているということで理解をしたいと思いますので、ぜひ前向きにですね、今後、議会の方にしっかりと丁寧にですね、大事なことですよ、50年に一遍あるかないかの計画ですよ。しっかりお示しをしていただきたいと思います。

次へ移りたいと思います。

職員の資質向上についてということで、先ほども研修の内容等も含めて、お示しをいただいたところであります。昨日も市長が全協で見えまして、今回の予算に関する誤りについてもおわびがあったところでありますし、昨日も本会議場の質疑でも様々な不手際について、同僚議員の方からも厳しい指摘があったわけですね。やはりそういったことを考えたときに、市長がまさしく全協で言われたときに、仕事に対する慣れであったり、住民サービスという観点を忘れた、住民の顔を忘れた職員の体質というのが、やはり出てきてるんだらうなというふうにして、まさしく油断、安易、そんな感じかなと、このくらいまではということもあって、質疑をされて、謝りに課長が行く、副市長が行く、市長が行くみたいな形にだんだん答弁が変わっていく、そういった流れを昨日も聞いていて、これでは職員に対しての示しもまたつかないなと思ったところです。そういった意味では、今後のこととして、同僚議員が言われたように、本当にそういったことがあって以降どうするのかということの方が大事でしょうから、そこを向けてやっていただく中で、冒頭、志布志市が取り組んでいる、この人材育成の方向、研修の内容を述べていただきました。それはもう理解していますので、すごい数で項目でもありますね。これも持っていますので、分かっていますけれども、そういった中で市もこの人材育成の基本方針というものを立てているわけですね。そういった中で、先ほど市長も、市民目線に立ってそこに問題があった、そこに対する自己決定力、判断能力、そういったものもしっかり身につけていくという人材育成の流れというものもお示しをくださいましたけれども、いわゆる基本方針があって、人材育成の方針があって、目指す、いわゆる職員像というか、そういったものをどう考えていらっしゃるでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

目指す職員像ということでございますが、実は私、今朝も朝礼を行いまして、その職員像の一端なるものを職員にお話ししたところでした。それは、基本的には、やはり市民から信頼される職員になるべきだと。その信頼される職員となる最大の要因は、私どもは公務員でございますので、憲法、そして法律、条例、そして規則、そしてまた細則とか、そういったものに基づいてきちんとしていくということの信頼性を得ること。そしてまた、その信頼性のもとに、様々な事案について俊敏に対応すること。そして、いつも申しております丁寧に、親切に対応すること、それらのものが職員にとって大切な資質じゃないかなということのお話を申し上げたところでございます。基本的には、そういったことではないか、と思います。

○13番（小野広嗣君） 今市長は、自分の思いとして語っていただきました。それで結構だと思うんですが、実際御書物的にはですよ、目指すべき人材像というか、職員像というものはうたってあるはずですよ。僕はそれを求めたんですけども、それはいいです。市長が自分の言葉で語

っていただきましたのでね。やはりもう少し、正しいんですけども、やはり市民目線に立ったということが、冒頭も言われました。市民が何を求めているのか、市民の幸せ、このまちに暮らす幸せ、そういったものに答えていける職員像というのを目指すべきだと僕は思うですね。それはでも市長と一緒にだろと思うんです。そういったことを考えたときに、市長が冒頭、いわゆる目指すべき方向性というのを共有しながら、情報の共有という話をされました。

実は、「シシガーデン」で、突然でしたけれども、取材を受けた時に、僕はそのことに触れて述べております。なぜかといったら、ある現場に立ち会った時にびっくりしたからですね。それは課長会等をやられますね、課長会であったことを課に帰って課長を中心に、まあいえば伝達がありますね。その場にいた時があるんですよ、そしたらみんなそれぞれに、課長は一つの書類を持っています。書類を持って行って、それを棒読みでずっと読んでいましたよ。そして、それを聞いている職員というのは、めいめいパソコンに向かいながら、耳がしっかり聞いているかといったら、聞いているような感じでもなかったですね。そういった状況の中で、市長と同じ方向に立って仕事ができるのかなって思いましたよ。まずここから変えていかなければ駄目だなと思いました。どうですか。

**○市長（本田修一君）** 課長会においては、私の業務の遂行に対しまして感想、そしてまた、更に特例すべき内容については、注意をしながら課長会を進めているところでございます。

総務課長が言ったしましたように、毎月実施しております朝礼で職員に対しては情報共有を促しているということですが、課長会においては、会の記録を作成いたしまして、課長会の記録を作成いたしまして、今お話ししました課長が読み上げて課員に周知徹底するというところになっていくところでございます。その場面において、職員が、そのことをしっかり聞いているかどうかということについて、疑わしいというようなお話でありますので、今後そのようなことがないような形の課長会の報告、また課内の協議というものをするように指導してまいりたいと思います。このことにつきましては、特に課長会の内容については、まとめがございまして、これを回覧するように職員には、指導してまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** 市長、例えばですよ、同じ文章を読むにしても、ただ淡々と棒読みで読んでいくのと、ポイントを絞り込んで、そこで大きな声を出してとか、ここは大事なところですよとか言いながら伝えるとか、様々な方法ありますよね。そういったことがなされていないんですよ、なされてなかったんです、そこは、僕が行ったところは。それであれば一切入っていないなと思いましたね。そこは今後気をつけて行って欲しいというふうに思いますね。

だから、僕が何を言いたいかというのは、そういう小事が大事なんですよ。いわゆる市長が施政方針を出される、あるいは教育長に変わって教育方針も施政方針の中で述べていただく、教育長の思い、市長の思いを同じ方向で職員が共有していかなければ、いちばん不幸なのは市民なんです。そのことを徹底して欲しいんです、職員の皆さんには。我々もそういった思いで市民に接していかないといけないし、答えていかなきゃいけないと思ってますね。そういう意味では、市長は本当に「接遇日本一」じゃないですけど、「あいさつのできる日本一運動」とか、様々な

言われてて、朝礼等でも一生懸命そのことに関しては、一番力を入れてきたぐらいの思いで、ここでも何度も答弁されていますけれども、やはりなかなか一部そうでない人たちがいて、そのことによって、市民に不快感を与えて、そのことが、我々議会にも跳ね返ってきたりする。そしてまた、この場で同じことを繰り返さなきゃいけないという、このジレンマがありますけれども、市長はそのことを放っているいろんなことをされているわけじゃなくて、一生懸命語っていますので、更にですね、ここは力を入れて欲しいなと思います。職員の研修制度は、いっぱいありますね、いっぱいある中で、階層別研修、個別研修、派遣研修、いっぱいその中にあります。一つ一つは大事だろうと思うんですが、この中で、いわゆる自己能力開発研修ある中で、職員が資格を取得するための研修がありますね、このことに対する取り組みは、現状どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御質問の件については、取り組みがされてないところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、僕が問いたかったのは、全額負担じゃないですよ、いわゆる負担割合を考えて半額であるとか、職員自身が自らいわゆる資格を取得して、そのことによって、行政のプラスになれるという取り組みであれば、それをしっかりやっていく自治体もあるし、うちもうたってるわけですからね、これ、総務課長どうなんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 職員研修につきましては、様々な研修ということで、御理解いただいているところでございます。

今、御提案のございましたそういった職員が取る資格等についての研修、そういったものについて、どういう研修であれば今後公務、市民、そういった行政の中で役立つか、そういったこと等の協議をさせていただきながら、今後また検討させていただければというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市がしっかり出している研修の中身ですね。この中身の中にも目的であるとか、対象者であるとか、こと細やかになっている、今僕が質問しているのは、その項目の最後の後段の方になっている部分ですよ。このことに対して、「資格取得に要した経費の50%を限度として支給する」ってなってるんですよ。人材育成のためにしっかり研修制度を実効性のあるものにする、ということであれば、このことがしっかり取り組まれてないということであれば、少し市民に対しても申し訳ないのかなと思います。なぜか、市長、なぜこういう質問をするかという、市職員の皆さんはですよ、離職率を考えてみてくださいよ、なかなか辞められない、まっとうされますよ、ほとんど、ほかの職場は変わられる場合が多いですよ、ほかの業種は。一生涯市職員として市民のために働こうとされて、いわゆる職員になられる。その方々に研修費を助成して投資するというのは無駄がないんですよ、生かされるんです。そのことに対して意識を持ってないということが、まず問題ありだなと思いますけれども、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公務員として一旦身分を受けられた方は、今お話のように、ほとんど生涯定年まで迎えられるということについては、御指摘のとおりでございます。そしてまた、そのことはどういった意味

かという、その公務員としての専門性が高まってくる、ますます高まってくる存在になっていくということであろうかというふうに思います。そのような意味合いからしまして、市民のための公務員ということからすれば、専門性が高まり、そしてまた、経験が豊富になるに従って、市民にとって得難い存在にならなければならないということであろうかというふうに思います。

ただいまお話がありました資格取得については、今まで検討しておりませんでしたので、今後検討してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） ぜひ前向きに、検討を加えていっていただきたいと思いますし、そういった前向きな職員がいるということが、市の宝でもあるわけですのでね。そういった宝をどれだけ市長が抱えていくのかということが、また市民に対してのサービスにつながっていくということでもあらうと思いますので、前向きにお願いしたいと思いますが、あと、先進地視察というのは、すごく大事で、前も本会議でも言ってますけれども、北海道のニセコ町の逢坂さん、前の町長さんの話、研修制度には膨大な、膨大という言い方がおかしいかもしれませんが、多額の投資、投資的な金額といいますかね、そういったものを使ってでも、いわゆる研修視察はさせるんだと、そして必ず土産を持って帰ってこいと、そして必ずそこで人脈の輪をつくるんだと、そうすることによって様々な知恵が出てきて、係長でもない、主任クラスといいますかね、そういった方々でも100人、200人の研修者を相手にとうとうと述べられる職員がいっぱいいると、そういったところまで育っていった、そういった経緯を見させていただいたことがあります。そういった意味では、本当に人材育成というのは力を注げば注ぐほど、結果として跳ね返ってくるわけですので、ここをしっかりと見ていってあげていただきたいなというふうに思います。

ある意味で、我々議員が研修に行きますね、所管事務調査であるとか、委員会別、あるいは議会運営委員会の研修視察、その視察内容によっては時々うちの方が良かったのかなと思う時たまにありますよ。でも、全部がはずれじゃなくて、3か所、4か所1回の研修で行くと、必ず学ぶべきものがありますね。その時に、これは総務課長にも行ってもらえば良かったなとか、これは農政課長にも行ってもらえば良かったなとか、そういうことってあるんですね。そして、そういった話を職員の方、課長やら係長さんたちと話をすると、自分たちも行きたかったですね、学びたかったですねということがあるんですね。そういったことを考えたときに、常時それが可能かどうかは別にしましても、議会としてそういった動きをする時の情報というものを共有しながら、そこに加わっていく、そのことが我々の場合は、それを経て、またここでも質問もします。そして、それで市長の理解が進まなければ、何回も質問をします。そして、2年かかって3年かかって政策としてつながって行って、市民益につながるということがありますけれども、早いほうがいいんですね、市長の理解が。そういう意味では、議会もそのことを理解し、補佐役である課長、係長の方々がしっかり学んで帰ってくると、もうお互い共有していますので、一緒に市民のために仕事ができるという流れもできるだろうと思うんです。確かに議会の研修、主目的と少しズレる部分もあるかもしれませんが、市民のために働こうという意識であれば、そこは共有できると思うんですね。そこらについては、職員の皆さんからも、そういうお話を聞いたこ



ともあるし、僕の方からもそれも大事だよねという話になったこともありますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。日本全国様々な自治体で優れて取り組んでいる自治体があるということでございますので、そちらは、まさしく先進地として、私どものまちの参考事例にしなければいけない、そしてまた、取り入れられるところは、速やかに取り入れなければならないというふうにも思っているところでございます。

そういう意味で、私自身は「日本一を目指そう」ということを言っているわけですが、今お話がありましたように、議員の皆様方が視察された折に、多分優れた町の事例を参考にしながら、本市において、これをこのような形で取り組むべきではないかという形の一般質問等をされているというふうにも思うところでございます。

もちろん、そのことについては、まずもって私が理解いたしまして、そしてまた、実際にそのことに触れながら、担当課長ともそのことについて、勉強して、そして取り組めること、そしてまた、内容等について、勉強しながら進めていくということについては、私どもの立場としまして、当然しなければならぬことと考えます。

ただ、今お話があったような形で議会の皆様方と同行しながらというような形での取り組みについては、まだ検討してはおりませんでしたので、このことについて、また議会事務局、議長等とも相談しながら対応してまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 常にそれが可能かという点、また議論の余地もあるでしょうけれども、でも大事だと思いますよ。市長部局とは離れますけれども、土地開発公社で2年に1回、今は少し休んでますけれども、また再開ということになります。2年に1回研修に行くと、職員がそれぞれの立場から同行をして、そして、帰ってきて先進地の事例を学んだ結果をやはり反映していくという流れが過去にもありましたのでね、そういったことも今後検討の余地として、残しておいてあげたいと思いますし、市長にはそこに対する理解をぜひ求めておきたいというふうにも思います。

あと、予算の関係もあって、シアトルにも市職員の研修ということで、1か月研修に行っていたんですが、それを一旦やめて、そのことに対して僕が本会議で質した時に、市長が何と答弁されたかというのは、僕が言わないと思えないでしょうから、当面シアトルは休止にして、そして、東南アジア系と本市はつながっていくと、今後見込まれますので、そちらへの派遣を考えているというふうにも言われた大分経つんですが、そのことも全然表に出てきてませんが、どうなってますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員の海岸派遣事業については、現在取り組みをしていないところでございます。

特に、それぞれの担当部署においては、例えば港湾関係の部署においては、海外に行くこともございますが、その他の部署においては行ってないということでございますので、必要性に応じて、それは対応してまいりたいというふうには考えます。

○13番（小野広嗣君） それは最終的に市長が決められることですので、ぜひですね、その状況等に鑑みて、また対応方ができるのであれば、それもやはり人材育成につながっていくと思いますので、こういった観点から以前も議論をしているんですが、例えば、市長と職員との距離ですね、距離を縮めていくためにも、若手との意見交換会の場を設けるべきであるとか、あるいはランチミーティングではありませんけれども、そういったことをもやっていくべきじゃないのって、ざっくりばらんな意見、市長が各課を回って行って声をかけても、ニコッと笑って、はいつていうぐらいで終わってしまっているんですね。そうでなくて、やはりそういった若手の声を聞ける場、市長がそれがなかなか可能でない場合は、副市長でもいいじゃないですか。そういったこともやはりやっていって、ギスギスすることのない柔らかな雰囲気の中で、市民のサービスに向けて職員に頑張ってもらえればなと思います。

市長だっていつもガミガミ言われているわけじゃなくて、どちらかと言うとやさしく言われていると思いますよ。言われているんだけど、やはり市職員にとっては、若手にとっては、市長という存在が高い位置に見えたりもしていますのでね、そういったこともやわらげる意味でも考えるべきではないのかなと、以前も言ってますけれども、どうなんですか。

○市長（本田修一君） 現在、若手職員とか、新入職員につきましては、特に毎朝体操時において、私、副市長、そしてまた、教育長、それから課長等において1分間の訓示をしているところで、交流はさせていただいているところでございます。

そしてまた、先日も懇親会を開催いたしまして、現在の仕事状況についても感想を聞いたり、そして、意見を聞いたりしたところでございます。毎月1回の朝礼の折に、特に支所においては、それぞれの職場を回りながら、職員に対しまして、声掛け等をしているところでございますが、まだまだその点については不十分かなというふうには思っているところでございます。

ただいま御提案があった点等も十分考慮しながら、さらに職員との綿密な関係が築けるような取り組みをしてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） ぜひそのような方向も含めて人材育成に当たっていただきたいなというふうに思います。ひいては、それは市民益につながっていくわけですので、市長も我々議員のほうも、考えるところはもうそこに尽きるんだろうと思います。市民目線にたって、市民が今何を求めているのか、そこにどうすれば応えていけるのか、そこに尽きると思いますので、お願いをしたいと思います。

次に移りたいと思います。

日常生活用具の給付事業が本市でもあるわけですが、ここに関して先ほど市長のほうも現状を述べていただいて、相談体制、そういったことに対して家族の方々の声に接する度ごとに検討会を開いて、取り組みできるかできないかということ議論をされているというふうな話。そして、情報収集にしっかり努めて、今後対応をしていきたいということですね。

そして、国が示している例示品目、これに対して、しっかり対応をしていくという答弁。それ以外にも、本市においても様々な取り組み現場のニーズをつかんで、対応してきた箇所もあると

いうふうに答弁されたと思います。それはそれで当然理解をしているんですが、市長、この場です、視覚障がいの方の議論を市長とやっています。そして、今回の障害者福祉計画、本年3月にいただいているわけですが、これなんかもコードがしっかり付いてますね、こういったコードもしっかり増やして欲しいという議論も、少しずつですけども、増やして欲しいという流れがありました。その時に、このコードを読み取り機があって、携帯を置けば、携帯がスピーカの役目を通じて音声化してくれるというものもありましたね、その時に市長は、こういったものがもう少し安価になっていくものとするれば、本市においても、その対応方を考えていく時が来るのかなといった答弁を3年ほど前にされてるんです。その後、このことに対する検討は、担当課を含めてなされてるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（福岡勇市君） 議員おっしゃるとおり、SPコードのことだと思いますけれども、SPコードにつきましては、計画の新規策定については、全部作成しているところでございます。

それと、本庁、支所、本庁に1か所、それと支所、松山と志布志ですけども、SPコードを読み取る機械を備えております。それと、図書館にも備えておるところでございます。

また、個人の給付という形については、今協議している最中でございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 課長、今、個人支給に関しては、検討しているということですね、できないは別にして、してるということですね。じゃあ分かりました。更に検討を加えて欲しいと思いますけれども、この日常生活用具支給の事業に関しては、様々な障がいの分野において、僕も言いたいことはいっぱいあるんですが、視覚障がいの件に絞って、今回も前回に続いて話をしたいわけですが、これは国の例示品目が増えていったりもするわけですけども、こういった中で、昨年確か5月頃だと思んですが、例示品目の中に、デイジー点字図書と大活字本の品目が増えましたね。ここに対する本市の情報と、そこに対する対応、そして検討方、そして市民に対して、こういったものも取り入れられましたという周知方、こういったのをどういうふうはこの1年取り組んできているのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。現時点では、点字図書のみ対象となっております、大活字図書などの要望や相談は聞かれていないため、対象となっております。今後、これらの要望等がございましたら、ニーズ調査等や財政等の協議をしまして、給付品目の追加について検討してまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） そういった国の例示品目の中に、これは加わったということを市民に周知をされたんですか。視覚障がいの方々、人数も大体分かってますけれども、あえて今回は、そういうやり取りをしませんからね、数のやり取りもしませんけれども、計画書の中にある人を見るとそれなりにいらっしゃるわけですね、180人ぐらいいらっしゃるわけですね。そういった方々に、昨年の例示品目が増えた流れの中で、このことをお伝えになっているんですかという問いですよ。

○福祉課長（福岡勇市君） 27年3月6日の分で、国から通知がきたところでございます。日常生活用具の給付ということで、拡大図書やらデージー図書などをということで、市町村においては、今後とも地域の障がい者の実情、ニーズに十分踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう、配慮をお願いしたいということできているところでございますけれども、ちょっと認識不足で周知については、行っていなかったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 例えばですよ、拡大鏡であるとか、先のいわゆる音声コードを読み取る機械だとか、これもまた必要ですよ、いわゆる視力の度合いにも当然よるわけですね、障がいの度合いにも。自分で文字が大きくなれば、しっかり読んでいける人というのが、当然障がいの軽度の方であればいらっしゃるわけで、これが自分でそういった事業が導入されると、拡大活字本を購入して、自宅でしっかり読んでいけるわけでしょう。そういったことに対する周知をしっかりやると、その上で、また取り組んでいくということがすごく大事だと思いますが、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当課長の方から答弁いたしましたように、周知がされていなかったということでございますので、今後、対象者につきまして、周知をしてまいりたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） この障害者計画、あるいは障害福祉計画をしっかりと今年3月いただいた分を目を通していただいているわけですが、そういった中で、情報提供の充実というのがあって、いわゆる障害福祉サービスや各種優遇措置などについて、内容を紹介するいわゆる「志布志市障害福祉のしおり」の発行、配布を行っているわけですね。そういったものに対して、しっかりこういった事業も含めて周知をしていくということは、大切なんじゃないですか、どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおりだというふうに思います。このような追加の品目について必要とされている方は、多分、私どもが周知をしなければそのことが、そのことが提示されているということについては、御存知ないというふうに思います。そのような意味から周知の徹底をすべきだというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） テレビで放送されていたんですけれども、この大活字本を、いわゆる導入している自治体というのが出始めてるんですね。そういう中で、やはり国の情報をつかんで窓口にかかれて、「こういった提供があるんじゃないでしょうか」といったら、職員がその情報を全く知らなくて、そういった大活字本が、この日常、いわゆる品目の中にですよ、入っていませんというふうに言い切った職員がいて、それがテレビでちょっと出てましたけれども、すごく問題になっていましたけれども。やはり市民への周知もそうですけれども、先ほど課長が言われたように、そういった通知がきて、多分福祉課内では情報の共有というのはできているとは思いますが、窓口でそういったことを知った方がみえて、そういうことにならないようにですね、早目の周知をしていただいて、多分図書館に行って大活字本を見る、これはポイントが違うんですよ。図書館に置く大活字本ポイントと文字の大きさですね、いろいろあるんですよ、障がい

者用と、様々ありますので、図書館に行ってみる範囲の部分、自宅でもっと大きな活字本として見なきゃ分からない部分、あります。これ、大きな活字にすると1冊の本が2分冊、3分冊になっていくわけですよ。だから購入に踏み切れないというのはあるんですね。そこに対して、自治体によっては6万円を限度としての年間支給をしているところもあるわけですね、そうなることで、かなりの本を本好きの人は読めるというふうになります。情報がしっかり入ってくるということになりますので、ここへの取り組みというのは、できれば早めに周知をして取り組んでいただきたいというふうに思いますので、市長、最後答弁を求めておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御提案いただきました件につきまして、私ども周知もしていなかったということにつきましては、誠に申し訳なく思います。

今後、周知をいたしまして、ニーズを把握しながら対応してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） じゃあ次、子供の貧困に移りたいと思います。この角度というのは、ここに絞り込んでじゃないですけども、いわゆる生活困難者対策事業に対して、昨年ここで質問をやっていますね。そういった中でも子供対策も多少取り上げて議論していますけれども、今回はこれだけにできる限り特化してやりたいという思いで質問をしたわけですが、先ほど市長も答弁をされまして、子育て日本一を目指して様々な施策の展開されています。手厚くされているなと思っています。それはもう十分理解をしているんですが、市長もおっしゃられたように、そういった中でも子供の貧困対策ということに限って施策を実施しているかということ、実施していないと。そういう部分で、今後、国の動向も見極めながら、こういった大綱が示されましたのでね、やっていきたいという方向であろうと思います。そういったことから見ると、特にこの貧困の家庭の中でもひとり親家庭、母子家庭、父子家庭、あるいはおじいちゃんおばあちゃんがひとり親としてみてらっしゃる状況、こういったのがあって、本市のこの子育て支援事業計画なんかも見ても、母子世帯の推移も増えていってますね。そして、父子世帯も増えていってますね。こういった家庭が大変だというのがありますね。

そして、教育長も答弁されていますけれども、就学援助しなければいけない家庭というのがあって、先ほど6人に1人がいわゆる貧困だと国のデータがありましたけれども、就学援助に関していけば、それも6人に1人、そこからデータも出しているんでしょうけれども、志布志市においては、それがもっと厳しくて、5人に1人であるというふうにこれまで出てますね。そういったことを考える。そして、その中でもいわゆるひとり親家庭というのは、5割以上が貧困状態になっているというデータが出てるんですね。そこに対する施策を打っていかねば大変ですよというのが、一つのポイントでもあります、たくさんある中ですね。ここに対して市長、どう考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、貧困対策という中で、特にひとり親というものについては顕著であるということであろうかと思えます。ひとり親家庭に対する支援策としましては、児童扶

養手当の支給、あるいはひとり親家庭医療費助成、母子・父子・寡婦福祉資金貸し付け等を実施しております、これらの面を充実させながらひとり親家庭への支援策というものを更に充実していきたいというふうには考えるところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 今、市長の方からひとり親家庭に対する施策の充実を図りたいという答弁ですので、理解をするわけですが、市長、教育長、行ったり来たりの質問になるかもしれません。お互いに聞いておいていただきながら、やり取りを繰り返したいというふうに思うんですが。

市長、昨日企画政策課が、いわゆる地方創生に関しての説明を行ってくれましたね。こういった中で、主な施策があって、この全て、ここではもう言いませんけれども、その中にやはりこういった貧困対策にそのままつながる計画もあります。保育料の第3子無料化の拡充であるとか、あるいは多子世帯の給食費の負担軽減であるとか、出産祝い金も更に拡充される予定なのか、そこもうたってますね。そして、志学教室の今後の充実を図っていくという流れですね、それもうたってあるんですよ、教育長。調整できているのか知りませんがね。様々あります。

そして、新婚世帯、これはちょっと角度は違うんですけども、家賃の助成事業の創設であるとかあります。これに対して企画課長は当然ですけども、予算の関係がありますね。国が示していた現段階での概算要求、これを見た時にちょっとトーンがおちてるなという形、それを我が市に当てはめたとき、これだけの計画は立ててるけれども、予算措置を考えたときに難しい面がありますよという話でしたね。そういった中で、2点ほど思うのは、この住宅の補助を、いわゆるひとり親であるとか、あるいは子供が貧困に陥ってるかなというのが見受けられるところに対して、住宅の手当をしっかりとしていくということが大事な点。そしてやっぱり、ここにもうたってありますけれども、給食ですね、多子世帯に対する給食費の軽減とかなってますけれども、できればこういう給食費なんかは軽減措置というよりも、もう子供世帯全部、全額免除ぐらいできるぐらいの方向性というのが打ち出されれば一番有り難いんでしょうけれども。そういったことも含めての議論なんですけど、どうすれば、去年も議論してるんですけども、どうすれば、その貧困の家庭を救っていけるのかということもありますけれども、見つけ出すということが大事ですよ。はっきり見えている家庭はいいですよ、だけれども、役所の窓口まで来られない、そういった方々、貧困に陥っていても。そういった部分というのは、役所で情報のデータを共有しながらやっていかなきゃいけないし、そういった中でも、その方々に働き掛けて、こちらからいっていいものなのかという問題等もありますね。そこらに対しての対策というのもしっかり考えていかなきゃいけないし、自体においてはもうやってるんですよ、そういうことを、そこらについての検討というのは細かくやってるんですかね。

**○福祉課長（福岡勇市君）** ひとり親家庭についての相談体制とか、そういうことになると思うんですけども、民生委員の方はもちろんですけども、母子家庭、父子家庭については把握しているところでございます。民生委員の方は市役所が窓口になりますので、相談を受けながらタイアップしている状況でございます。

**○13番（小野広嗣君）** その程度はされているということですよ。去年も議論してるんですけ

れども、いわゆる役所の窓口にたどり着けない、いわゆる困難者、ここに対する救済はどうするかといったら、情報の共有しかないわけで、いわゆる給食費の滞納であるとか、住民税の滞納であるとか、そういった税的な分野、こういった情報を基に福祉課と連携を取る。そして、そういったところまで足を運ぶ、そういったことまでやってるところもあるんですね。そして、そこから弁護士につないだり、多重債務に陥っていたりする場合もあるわけでしょう。そして、今度はお医者さん関係とつないだりとか、とにかくワンストップで取り組めるような体制をつくり上げている自治体もあります。34ぐらいですかね、確か滋賀県の野洲市というのがありますが、ここは市民生活相談課というのがあって、市民の相談にはワンストップで全て、港湾商工課がこれまでやっているああいった消費生活相談とか、ほかの心配事相談だとか、女性相談だとか、全部入っているんですよ、そこの市民生活相談課に。そこで解決できないものはないというふうなうたい文句になっています。「おせっかい」がキーワードですよ。全国から視察が行っている、就活も一生懸命やってるんですね、当然、独り立ちさせなきゃいけない。ハローワークと提携して、当然庁舎内にハローワークがあって、そこの連携がきちり取れているんですね。ワンストップでそことつながってるもんですから、仕事にも結びついて、すごい確実に仕事に就く人も増えていきますね。なんと、仕事に行くためのスーツまで貸し出ししてるんですよ。そういうサービスまでやっているんですよ。そういったことも含めての職員の資質向上ということで、2項目目で今回質問していますけれども、研修というのは大事なんです。インターネットだけで知れる時代だという人もいますけれども、やっぱり現場に行って生の声を聞く、そして見てくる、聞いてくる、井の中の蛙であっては絶対だめなんですね。だから、そういったことも含めて、今僕がお話しましたけれども、市長どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。ただいまの先進事例につきましては、就活まで面倒みるということについては、本当にきめ細やかな最高のサービスを提供しているなというふうに思ったところであります。ぜひ勉強してまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 生活困難者対策ということであれば、去年質疑をしていますので、あまり今回、そこに力は入れてないわけですがけれども、今年4月にこの事業がスタートして以降の状況を簡単にお示しをください。学習支援事業も含めて簡単に答弁をお願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 27年4月1日から生活困窮者自立支援制度が始まったわけでありませう。現在までの状況を報告いたします。相談受付数が32件、その中でプランを作成しなきゃいけないものですから、その数が3件、それと就労支援対象者数が3件でございます。あと、中身的には自立相談支援事業による就労支援が1件、それと就労者数の分で自立相談支援事業による就労支援という形になっているところでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） ちょっと今最後が理解しづらかったんですけども、もう一度お願いします。

○福祉課長（福岡勇市君） 再度報告いたします。

まず最初に相談受付件数が全体で32件、それと就労支援対象者数が3件、それとプラン作成件数が3件、それと法に基づく事業ということで、利用者件数が、自立相談支援事業による就労支援が1件、それと支援メニューの利用状況ということで、自立相談支援事業による就労支援が3件という形になっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。この事業に関しても大事な部分です。その中のくくりとして子供の貧困も入っているわけですので、総体としてのこの事業に対する取り組みというのをしっかりやっていっていただきたいなど。周知も含めて担当課で、今後しっかりとした取り組みをやっていっていただきたいと思います。

答弁は、もう結構ですので、教育長、土曜日に子供の貧困から始まって、貧困ではなくても、今うちは門戸をしっかり広げて、土曜学習事業をやっているわけですが、これ、中学生を中心にやっていらっしゃるよね。今後ですよ、これを小学校高学年まで広げていく、そして文化会館だけではなくて、もう少し広げていく、ここで企画の、こういった流れの中には、今後3か所ぐらいを検討したいというような形にはなっていますけれども、そこについて、お示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

昨年の9月議会で議員が生活困窮者自立支援法の取り組みについて質問がございました。その折に私の方は、今学校では、いろんな取り組みをしておりますということで、例えば、先ほど答弁しましたように、習熟度別指導をしたりとか、あるいは夏休みの学習教室をしたりとか、あるいはスクールソーシャルワーカーの仕事、それから、そういう様々なことを取り上げて話をしましたが、それから、やはり何と言っても生活困窮者という学習への支援というのも非常に大事な視点だなということに改めて感じまして、今年度から志学教室というのを実施いたしました。当面、中学生を対象に、ということになったのは、全国学力学習状況調査とか、そういうのを見ますと、中学校の学力が小学校に比べればまだ劣っているという状況もありましたし、すぐまた進学ということもありますので、そういうことを踏まえると、まず中学生を対象にした方がいいんだろうということで、今年度は中学生を対象にということでスタートをいたしました。

さらにまた、会場をどうしようかということでも非常に迷いました。本来ならば、松山地区と有明地区と志布志地区と3地区で行ってもいいのかなと思いましたが、人数がどれぐらい来るのかということも非常に迷うことがございましたので、最終的には志布志会場で、今行っておりますが、現在志布志会場に行くにあたっては、有明地区も松山地区もバスで無料で一応送迎をしているという状況がございます。

今後、それについて小学校まで広げるのかということにつきましては、現在、特に小学生、中学生を対象に夏休みに「夏休み学習教室」というのを通算8日間実施しております。これにも非常にたくさんの子供たちが参加をしておりますが、志学教室ということ小学校まで広げることににつきましては、また予算との関わりもありますので、今後また検討をしていきたいと、そういうふう考えております。以上でございます。



○13番（小野広嗣君） 昨年以降、前向きに取り組んでいただいているなというふうに思います。先ほど答弁されたソーシャルワーカーの件もやり取りしたんですよね、福祉的な面でそういった理解が進んでないんじゃないかというふうに答弁されて、しっかりそこにも伝達をしますというふうに述べられました。そのことがしっかりなされているんだなというのが、冒頭の答弁で理解されましたので、その議論はもうしなくていいなと思ってますけれども、この志学教室に対しても参加者数200掛ける3か所というふうに、企画の地方創生の流れの中で出てます。こういったことも含め、あるいは高学年の問題も含めてですね。少しずつ積み上げていただければなというふうに思います。全国的には、もう小学校高学年から取り組んでいるところも出始めていますので、そういった取り組みも学んでいただければなというふうに思います。

次にもう移りたいと思います。

投票率向上に向けてということであります。今回提案をされているわけですが、事業としては、金額では93万6,000円ということで、投票率向上に向けた事業にしっかり取り組んでいくという中で、先ほど模擬投票の件も出ましたね、ここにも載っています。これ、新成人へ向けた分と、いわゆる高校生と言いますけれども、これは実際取り組んでいるところは、もう小学校、中学校でも模擬投票に取り組んで、選挙意識の規範をしっかりと磨いていこうとやってるんですが、そういったレベルでの共有というのはやってないんですか、今回。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、選挙管理委員会の方に回答させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 選挙等の執行に関しましては、選挙管理委員会の方の所管の事務となっておりますので、私が委任を受けておりますので、事務局長ということでお答えさせていただきます。

今回の投票率向上に向けての対策の中で、特に今、申されました模擬投票の件につきましては、現在も成人式等では、教育委員会の方で成人式を行う際に、私ども選挙啓発ということで、記念品等をお配りしながら啓発をしているところがございますが、なかなか若年層の投票率というのが向上しておりませんので、今回の改正をきっかけに、実際に記念品とか、そういったことだけではなくて、成人者の関心を持つようなものを実際にいくつか掲げて、その中で投票していただいて、最終的な結果まで見ていただくというようなことで、投票に対するそういう期待を確認していただくというような機会を持ったかどうかということで、予算等を計上し、実際実施にあたりましては、細かくは、今後また皆様方には御指導御支援をいただければ、教育委員会等と実際検討しながら進めていく予定でございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。先進事例も少し学んで用意をしておりますので、述べさせてもらいたいと思いますが、まずもって、今回、年齢が引き下げられていく、そして来年の参議院からこれは執行されていくという流れの中で、現状本市において18歳、19歳の方々が投票行動に移されるとすれば、大体何名ぐらいになるんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 昨年の26年9月で統計が出ておりますが、全国的には240万人の方が新たな投票権を獲得されるということで、私どもの本市に当てはめると、試算で562人の方が

新たに投票権を確保するというようなことになるようでございます。

**○13番(小野広嗣君)** そういうことで行きますと、今の562名と、大きな数字だなと思いますね。そういった意味では、18歳から投票ができるということで、そのスタートを切る方々に対して、これまで成人者向けに啓発もされていたと思いますけれども、この18歳、19歳、来年の選挙から、いわゆる選挙権を行使する、こういった方に対する啓発というのをしっかりやっていかないかんですね。

そして、教育委員会サイドもそうですが、若い時分からのそういった主権者意識、それをしっかり身につけてもらうためにも、模擬投票等の考え方、もうやってるところはやってるんですね。もう早い時分から、小学校でやっているところもあるし、中学校でやってるところもあるんですよ。これ、第1回目の投票にどう参加したのかというのが、その人のその後の投票行動をやはり決めていくと、そのぐらい大事だというふうに言われています。そこに対して、どう意識されますか。

**○教育長(和田幸一郎君)** お答えします。主権者教育ということで、今選挙について、子供たちが主体的に自分で考えて判断して、行動できる、そういう子供たちを育てるということは、非常に大事だと思います。そういう意味で模擬投票という形で、形をきちんとまず覚えると、知らせるということはすごく大事なことだと思っております。中学校を例に挙げますと、中学校は基本的に、どこの学校も生徒会長を選ぶときに、投票という形で、実際自分の1票を入れるという形をとっていますけれども、まだ小学校でそういう模擬投票というのをまだ導入しているところはありませんけれども、今後、形、そういう自分で考えて判断して、そして行動できるような子供を育てるというのは、主権者教育の非常に大事な視点だと思いますので、そういうことでも、そういう模擬的な投票ということは、大事な取り組みかなと、そういうふうに考えております。

**○13番(小野広嗣君)** 市長、期日前投票ですね、これ、だんだん認知されてきているわけですが、今回期日前投票に関しても箇所を増やしていく検討を加えていくというのは、出てますね、予算説明資料の中に。これを考えていったときに、期日前投票というのは特別にできるんですよという方向付けのもとにびっくりするんですが、投票箱をゴールドにしているところがあるんですね。そして、期日前投票に行く建屋に入っていき投票所まで赤じゅうたんですよ。そういうところもある。職員はリラックスしてもらうために軽装ですね。そして、笑みをたたえてお待ちすると。そして、夏場になると、そこはウェルカムドリンクじゃないですけども、水なんですけれども、ウェルカムということで、水も飲めるように、ちゃんと用意している。そういうふうにしてやる気がすごいなと思うんですけども、そこまでしてやらないと、やはり投票率向上というのは、なかなか進まないんだなというふうに思ったんですけども、これ、期日前投票に限ってのやり方ですけども、市長はどう思われましたか。

**○市長(本田修一君)** 私自身は、選挙管理委員会の方にこういったことをお願いしたいという立場でございませぬので、そういった立場からお答えいたしますが、ただいまのお話になった例については、非常に優れているなというふうに思っています。私自身も、今回このような形で提

案をしたいということを考えたのは、本当に取り組むとすれば他より際立った形で取り組みを試みたいと、それが私どもの取り組みが、また全国のモデルになるようなものになれば有り難いというような意気込みで、選挙管理委員会を担当する事務職員には話をしているところでございます。このことは、また選挙管理委員会の方にも伝わっているというふうに思いますので、ただいまの事例につきましても、大いに参考にさせていただきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** そのまま適用できるできないは別にして、そのくらいやらないと、投票率向上というのは、どこも上がらない、頭が痛いんですね、どこも。だから、今度は逆に投票の自分の生涯の投票行動をしっかりと記録できる「投票パスポート」というのを渡してる自治体もあるんですよ。そのパスポートに選挙の意義、そして、市のマークですね。そういったものも入れながら、生涯、大体概算した場合、地方選挙、国政選挙合わしたときに、100回ぐらい生涯に80歳寿命で考えたときに行くだろうということで、100回分のスタンプを押せるようにしているところがあるんですね。選挙名と日付が入るように、それを持って選挙に行くということ、これをスタートをしっかりと今回の新18歳、19歳、ここから取り入れたらその方々は、それを持ってずっと行動ができるなというふうに思うんです。市外に出ていった場合は、また違うパターンになるでしょうけれども、そういった取り組みもなされているですけれども、市長どうですか。

**○市長（本田修一君）** 参考にさせていただきたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひ参考にさせていただいて、そのパスポートを持って今度は逆に観光ですよ、市内観光で、買い物に出ますね、そのパスポートを持っていくと、特典が付くとか、割引になるとか、そこまで市民が一体となって取り組んでいる自治体もあるんですよ。すごいなとやっぱり、僕は思いました。そういったこともぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

あと1点、どうしてもこれは言っておきたいのが、期日前投票の際に宣誓書を書かせますね、すごくこれが苦手な方々が結構いらっしゃるんですね。そういった中で、この選挙人が事前に記載することができるように、例えば、この投票の入場券の裏側に、その宣誓書の様式をもう記載しているところもあります。そして、今度はそういった様式を入場券と一緒に郵送している。当日は入場券と一緒にそれを持ってくればいいというところもあるんですね。ここに対する認識はどうなんですか。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 御質問の期日前投票に関しまして、事前に宣誓書の関係でございますけれども、こういった取り組みにつきまして、本市では投票所内で本人に記載していただき、本人の投票意思を確認しているということで、現在実施しているわけなんですけど、御質問のそういった近年の期日前投票の投票状況を鑑みますと、有権者の利便性を配慮する上でも、他自治体の事例等を参考にしながら、今後宣誓書の取り扱いについては、選挙管理委員会で協議してみてもいいのかなというふうに考えているところでございます。私どもの把握している情報では、今申されましたように、県内の43市町村の中で、既に入場券の裏面に印刷をしている市町村が5市あるというふうに理解をしているところでございまして、さらにまた、ホームページで、そういう宣誓書を掲載しているところも1市あるというふうに理解しているところでございますので、

今後こういったところを参考に、選挙管理委員会の中で協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○福祉課長（福岡勇市君） 先ほどの回答の中で、SPコード読上機の個人給付については、検討しますということだったんですけれども、誠に申し訳ありませんでした。訂正方をお願いいたします。

この読上機につきましては、現在も給付品目であるところでございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 市長と議論した個人に支給する、その今、市が入れている読上機を個人に提供するということですよ。まあいいです、あとで。

もう時間がないですけれども、今、総務課長が答弁されたように、これは総務省の選挙部からある選挙特報ですね。この中を見ると、今全国の分と鹿児島県の分とありますけれども、出水市と指宿市と日置市、いちき串木野市と姶良市は、もう導入してますね。そして、霧島市がインターネットでダウンロードできるようにしてありますね。なぜ本市は、こういったことに対する取り組みが遅れているのかなと、今回も投票率向上事業というのを組んであるのに、そういった検討もこれからしますでしょう。最初から出てきて当然だったろうなと思うんですよ。今回の予算説明の中で、委員会で議論しますけれども、そういった時も、もうそういった提案があってしかるべきだろうと僕は思ってるんですよ。ぜひこれは、選挙管理委員会でもしっかりと議論して、取り組みをお願いをしたいと思います。どうですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 県内でもそういった先行例が既にあって、実際市民の住民の利便性が図られているということを選挙管理委員会の中でも報告しながら今後共有してまいりたいというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 今のこの件に関しては、県の選挙管理委員会で委員長の答弁としてあるんですよ、ちゃんともう。もう言いません、時間がないから、あるんですからね。だから、早く取り組まなきゃいけない、直近では、多分来年の参議院選かなとは思いますが、願っておきたいと思います。

あと、バリアフリーの関係、投票所ですね。こういった関係の施設整備に関して、どう考えているのか答弁をお願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） バリアフリーの関係でございますが、投票に来られる市民の方の利便性を図るために、現在今市内に40か所投票所があるところでございますが、既にバリアフリーということで、スロープ対応がしてあるところが22か所ございます。その他踏み台を設置して対応しているところが2か所ございまして、残りの16か所につきましては、現在人的な介助で対応しているところございまして、今後またいろいろお願いしている投票所等の関係もございまして、選挙管理委員会の中で協議をしながら必要な対応をとらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひ、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。そこは求め

ておきたいと思います。

自転車のマナー向上対策ですが、市長から、これは法改正が6月にありましたのでね、その周知が大事だなと思いました。教育現場は、もうそれをすぐ受けて、通達でちゃんとされているわけですが、市において、このことは法律改正なって以降、しっかり市民に落ちてますか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今申されました市民への周知というのにつきましては、まだ言われるような、そういう市民の方がよく理解できるようなしっかりした周知等につきましては、まだしておりませんので、今後早急にそういった取り組みをとっていききたいというふうに考えています。

○13番（小野広嗣君） 今、質問のやり取りの中で、少し表現が「落ちてますか」という表現はちょっと不適切だと思いますので、しっかり伝わっていますかという意味での問いですので、理解をしていただきたいと思いますが、そういった方向でやっていただきたいと。

当然学校現場でもこのことは大事な分野でやられておると思いますけれども、街を車で走っていても、中学生、高校生も2列、へたすると3列で自転車を並べて走っていたりするわけですね、すごく危険。そして、重大な事故にはなっていないということですが、過去に自転車によるけがというのは結構あるんですよ。そこの認識をしっかりされた上での答弁になっているのか、お示しをください。

○教育長（和田幸一郎君） 自転車に関する事故の私どもが受けている報告は、25年度が5件、それから26年度が3件、そして27年度が今の時点で2件ですけれども、その中には本当に車との接触によって大きな事故になってる、そういう実態もございます。そういうことを踏まえて、今回のこの道路交通法の改正というのは、まずやっぱり自転車も車両として一緒なんだという、それぐらいの危機意識というのをもう一回持って、子供たちに自転車の指導をしっかりしていくことを観点に行っておりますので、これを機会にこういう事故が起きないように事前の対応をきちんとしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 市長、教育長の答弁聞かれたでしょう。市長、重大な事故に関するデータはないというような話でしたけれども、違ってますがね、市長の答弁とね、教育長が言われた今の中身とはね、だから、そういったことはしっかり、全然今回のことではすり合わせができてないでしょう、そういう答弁になるということは。だから、まあいいでしょう。こういった法律が改正になることによって、ヘルメットの関係ですけれども、ヘルメットの着用は、当然中学生は義務付けられていますね。だけれども、これを高校生あるいは一般社会人に対しても義務付けて、条例で義務付けているところもあるんですが、こういった議論というのは、庁内でされてないでしょうね、まだね。周知をされてないような状況だから、どうなんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） その議論は、まだないところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういったことも含めて様々な議論を加えていただきたい。今、教育長が答弁されたとおりですよ、大事故になる。今度は逆に加害者になる場合があるわけです。

ね、その時の損害賠償金というのは、今、膨大な金額になっています。簡単な保険でいいんですよ、保険に加入することによって、本人、家族まで守ってくれる、安い保険がいっぱいあるんですよ。そういった保険のことまで含めて周知してあげるとというのが行政のサービスじゃないでしょうかね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま申しましたように、私どもとしましては、市民に対しての道路交通法改正についての案内がまだまだされておりませんでした。ただいま御案内いただきました件につきましても、あわてて市民の皆様方に周知をしたいと思えます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方からそういう答弁ですので、ぜひ保険のことも含めて、こういったサービスがあるというのをしっかり調べていただいて情報として上げる。これが市民の命を守ることでからね、志布志市民の命を守る志布志市役所であっていただきたいというふうに思います。自転車の安全講習の件も、先ほど市長から言われました。この講習を受けた場合、その講習を受けた修了証なるもの証明書みたいなものが発行されているんですか、それをしっかりやってるところもあります。あるいは教習を義務付けてる、免許証として発行しているところもあります。こういった取り組みについての答弁を求めておきたいと思えます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、交通安全委員会等からその内容についてお示しがあろうかと思えます。そのことも含めて、私どもは事故については対応してまいりたいというふうに思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど答弁いたしましたけれども、それぞれの学校で必ず自転車の交通安全教室というのは、外部の警察の方とか交通安全協会の方を招いたりして実施をしております。その後、修了証を出している学校もあるというふうに聞いています。全ての学校が出しているということではありませんけれども、そういうことで自覚を深めている学校もございます。

以上でございます。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○

午後0時02分 休憩

午後1時08分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） 皆様こんにちは。

9月に入りまして、朝晩非常に暑さも和らいできたかなと思っております。今日あたり晴れて

いますけれども、最近非常に不安定な天候が続いておりまして、すっきりした秋晴れが訪れることが待ち遠しく感じているところでございますが、また、9月は台風シーズンということもございまして、現在も17号、18号と、東日本の方に接近をして心配されるところでございますが、先月の台風15号においても予測以上に速いスピードで猛烈な風と雨をもたらしながら本市に大きな爪あとを残したようございまして。今後更に大型で予期せぬような台風が本市にも多大な影響を与えかねない事態も予測されますので、常日頃から備えを十分にしておかなければならないなと強く感じさせられた次第でございました。所管課におかれましては、この時期特に緊張感をもって備え、対応に当たっていただきたいものだとお願いをしておきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、農業振興について質問をしてみたいと思っております。

社会を取り巻く環境は、今さら申し上げることもなく多くの業種において大変厳しく、安倍政権下のもと推し進められておりますアベノミクスの効果も大企業の収益改善が進み、穏やかな回復基調が続いているものの地方経済においては消費税増税により消費の冷え込みや、円安による原材料価格の高騰など、景気回復のいまだ実感できない厳しい状況が続いており、市民は不安な暮らしを余儀なくされております。

私は、特に本市の基幹作業であります農業においては、港の背後地の農村地帯が活力と元気がみなぎってこなければ、志布志市全体としての経済浮揚にはつながっていかないものだと考えております。そこで、まずは畜産業においての子牛価格の高騰に伴う肥育農家の経営安定策についてお伺いをいたします。

先月末、曾於中央家畜市場にて開催されました、競り市での子牛の平均単価が61万7,000円であったと聞いておりますが、最近の相場としましては今年に入ってから高値相場が続いているようで、生産農家の高齢化などによる離農で子牛の頭数減が要因とみられるようで、今後もしばらくは現在のような高値水準が続くと予測されているようでございます。

生産農家にとりましては、手放しに喜べないものも現実ではなかろうかなと思うんですが、やはりここは、買い手が減れば元も子もないというのが実情ではないでしょうか。円安などの影響で飼料代も上昇しておりまして、買い付けを減らしている肥育農家も出ていると聞いております。

そこでまず、このような現状の中、「和牛生産、肥育牛日本一を目指す」と宣言されております本市として当局の見解をお聞かせ願いたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** 野村議員の御質問にお答えいたします。

子牛価格の高騰に伴う肥育農家等の経営安定化策について、現在の肥育経営の環境につきましては、全国的な子牛生産頭数の減少が続いております。肥育農家の皆さん方も子牛価格の上昇で買いにくくなったという声もある中で導入をされている状況であります。加えて、素牛代を除く生産コストの大半を占めます飼料費が高止まっておりまして、生産コストは、これまでになく上昇しております。

一方では、肥育牛の出荷頭数の減少から枝肉価格もこれまでにない高値で取引がされており、生産コストを上回る販売価格となっているところであります。

しかしながら、今後は高い素牛の出荷が始まることから生産コストは今まで以上に上昇することとなりまして、肥育経営は厳しい環境が続くものと思われまます。

○3番（野村広志君） 市長は、以前の答弁の中で、生産力についてはほかに勝るとも劣らないという話をされておりまして、肥育力については、まだまだ地力が整ってないという答弁をされておりまして、現在のお考えはいかがでしょうか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の肥育経営の技術水準につきましては、これまでよりも優秀な肥育技術を持たれている経営体もあったところですが、総体的には現在の肥育技術につきましては、一つの指標としまして、枝肉格付のA4等級以上の出現率で分析しますと、平成21年度で雌牛が31%、去勢牛が41%でありましたが、平成26年度には雌牛で68%、去勢牛で73%、そして更に、今年度平成27年度には4月から7月の分でございますが、雌牛においては84%、去勢牛では83%となっておりますので、これが県の畜産業界の診断事例、平均の雌牛でいきますと42%、去勢牛で62%になっておりますので、本市の出現率は、それをはるかに上回ってきているということで、総体的な技術水準は十分高まってきているというふうには認識しております。

○3番（野村広志君） 少し前の市長の答弁をお借りしたところでございますけれども、現在かなりの成績を上げられているということで、優秀な肥育経営の産地として高い技術水準にあることは大変誇りに思うところでございますが、しかし、今日の経営環境については、構造的な不況により非常に厳しいものがあると考えざるを得ないわけでございますが、この肥育農家が今後安定した経営環境を構築していくためにも、様々な知恵をやはり出し合っていかなければならないのかなと感じているわけでございますが、それでは、本市の中で具体的な取り組みとして、どのような取り組みを今なされているのか、少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

具体的な取り組みとしましては、まず素牛購入に関します取り組みとしまして、肥育経営支援対策事業によりまして、市内産子牛を肥育素牛として購入された場合には、購入額の10%以内、上限3万円の支援を行っております。また、購入資金の貸し付けとしまして、肥育経営安定対策貸付基金によりまして、1頭当たり50万円を上限に無利子で貸し付け行っております。その他、施設整備等に関わります補助事業、リース事業の導入支援を行っております。

○3番（野村広志君） 本市においては様々な支援対策が講じられているようでございますが、やはり生まれてきた雌牛の一部を繁殖用に残す自家保留ですか、今後も更に進めていく必要性があると思われまます、その辺については、どのような取り組みがなされておりますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

肥育経営体が繁殖部門を行いまして、自家生産される子牛を肥育素牛として自家保留される取り組みにつきましては、既に7戸は取り組んでおられます。自家生産を取り入れますと、素牛価格が安価になりまして、生産コストの低減につながっていくものでありますが、一方では繁殖及び肥育の飼養管理技術が違うことから労力配分や技術を順次蓄積しながら取り組む必要があると



いうことであります。経営資金の回収に時間を要するという面もありますので、そのような点に注意しながら開始する必要があるのではないかなというふうには思っております。

**○3番（野村広志君）** 生産と肥育においては、技術が若干違うという話でございましたけれども、この子牛価格の高騰で肥育農家の経営はますます厳しくなっているわけですが、お隣の宮崎県でございますが、15年度、本年度からですけれども、和牛肥育農家が繁殖用の雌牛を導入する際に、1頭当たり8万円の助成をする事業を始めているようでございます。全国的に子牛不足が続く中、肥育農家の一貫経営の強化を図る事業ということで期待されるところでございますが、国も同様の事業で肉用牛経営安定対策補完事業というものもあるのでございますが、対象用件等が若干現状とズレているような事業であるようでございます。

本市においても、肥育経営支援対策事業、先ほどもいろいろ御説明がありましたけれども、あるようでございますし、手厚く補助されておりますが、肥育用の雌牛に特化した制度は現在ないようでございます。今後、こういったものを検討していく余地があるのかという考えをお聞きしたいと思います。このような当然、国や県単事業としての取り組みでございまして、産地形成を図る上でも、何よりも農家さんが元気づくような制度として、本市でも同様の制度を検討していってもらえないか御意見をまずお聞かせいただきたいと思っております。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

肥育農家の方が繁殖用雌牛導入に係る支援につきましては、肥育と繁殖経営をされている農家が繁殖用の素牛を導入されますと、今お話になりました高品質生産対策事業の対象になるということでございますので、対象牛の導入が確認された場合は、補助金を交付しているということでございます。

肥育専業の方が新たに繁殖部門を開始される場合におきまして、対象牛の導入が確認された場合には補助金を交付するということになっておりますので、肥育農家の導入支援につきましては、今申しました高品質生産対策事業の活用をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

**○3番（野村広志君）** では、子牛の高騰による肥育農家の経営の圧迫についてですが、高値で導入した牛が出荷動向等、出ておりますけれども、今年の12月の競り市から生産費と売上高が逆転をしてしまうのではないかと予測されているようでございます。

先ほどもありましたけれども、枝肉相場が今後一層上げてこない限り、採算割れが長期化する懸念があるのではないかとお察しております。生産費については、先ほど答弁もございましたけれども、飼料高に加えて高齢化や担い手不足といった先細りをしている生産基盤の中で、今後ますます高騰していく懸念があると言えます。このような状況が常態化される恐れがでてきていると言えますので、その中でお聞きをしていきたいのですが、データや傾向、動向の状況については、当局の方では把握をされていらっしゃるかと思いますが、全ての経営に、当然このことは当てはまらないかと思っておりますけれども、予測されている現状を勘案して当局として生産費と売上高の逆転についてのところの見解を少しお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後の肥育経営につきましては、平成26年に購入した牛が出荷されるようになりますと、生産コストも雌牛で約90万円、去勢牛で100万円、現在導入されている子牛が更に出荷される頃には去勢牛で115万円程度の生産コストとなり、枝肉価格が現行水準であっても生産コストを確保できない状況になるのではないかと考えております。

○3番（野村広志君） 今、答弁いただきましたように、生産コストの方が高くなってきてしまうと、赤字になるということがございますけれども、このような状況で肥育農家の命綱となる肉用牛経営安定特別対策事業、俗に言う新マルキン事業についてでございますけれども、先ほどまだ発動が今のところないようでございますけれども、25年度より新制度として地域算定をモデル的に実施が可能となり、より実情に合った対策事業になったわけでございますけれども、この事業、赤字分の8割を補てんするという有り難い事業であるわけですが、今後この赤字が常態化し、長引くという公算が今市長からもありましたように、赤字が続くということが予測される中で、この事業、国の事業として打たれているわけですが、肥育農家が今後自助努力だけではなかなか問題を解決できなくなるという形で、何らかの形で国や県、また市が更なる支援の必要性があるのではないかと考えられます。そこでお聞きいたしますが、本市としても、この新マルキン事業の補てん率の更なる拡充など、国や県に要望することをはじめ、早急にとれるべき緊急対策を講じるべきだと思いますが、見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる新マルキン事業でございますが、生産費が粗収益を上回った場合には、その差額の8割が補てんされるということになりますので、肥育経営に大きく寄与するということになります。

今後、長期間の発動が見込まれることから、財源の枯渇などが心配されますが、このことにつきましては、今年7月に大隅総合開発期成会の中で、国に十分な予算の確保を要望しております。

また、補てん率の拡充もあわせて、地元国会議員への要望、あるいは農協等、関係団体と連携して要望してまいりたいと考えます。

現在の支援策以外での追加の支援策についてでございますが、黒毛和牛に例をしますと、外部導入頭数が1,200頭、出荷頭数が1,650頭程度となりまして、いずれに支援を行うにも市単独での支援につきましては、かなりの予算措置が必要ということになり、新たな支援策につきましては困難ではないかというふうに考えますので、新マルキン事業の予算の確保と補てん率の拡充の要望を行ってまいりたいと考えます。

○3番（野村広志君） 大隅期成会の方で要望されたということでございますので、期待を申し上げたいと思っておりますけれども、限られた予算の中で取り組みとなりますが、やはりやりがいと生きがいを持って1頭でも多く、1年でも長く、この農業が続けられるような、今後とも全面的な支援をしていただきたいと思っております。

では、次に移りたいと思います。

志布志市農業公社についてお伺いをいたします。

まず、旧町単位で設立された農業公社であります。昨今研修支援事業の仕組みが全国から高く評価され、多くの研修生を集め、就農へ結びついているようであります。このことは長い経験と実績に基づいた関係機関の努力のたまものであり、高く評価されるものであると思います。この農業公社は、先に述べたように研修生の受け入れには高い実績と評価をあげておりますが、そのほかにも事業も積極的に展開されているようでございますが、まずは農業公社の現状について少しお伺いできますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の農業公社につきましては、平成8年7月1日に志布志町農業公社が、平成11年11月11日に有明町農業公社が、平成13年10月1日に松山町農業公社がそれぞれ設立されまして、合併後の平成19年4月1日に統合して、現在の志布志市農業公社となっております。

農業公社設立の背景としましては、農家人口の減少に伴う担い手不足や就農者の高齢化、不耕作農地、遊休農地の増加が緊急かつ重要な課題となっております。そのため、新規就農者のための研修や農地保有合理化事業、農作業受託作業の推進を図るために設立されたところであります。

現在、農業公社が取り組んでいる事業としましては、大きく三つあります。農地利用集積事業、農業後継者等育成事業、農作業受委託事業であります。農地利用集積事業につきましては、昨年の実績で323haの農地を中間保有しまして、認定農業者等担い手の農業者に貸し出しております。

また、農業後継者等育成事業では、施設ピーマンの研修事業を実施してございまして、本年度20期生として3組5名を迎えました。これまで100名を超える担い手を輩出してございまして、このことが、平成26年度にそお鹿児島農協ピーマン専門部会が日本農業賞大賞を受賞されるということで大きな成果をあげてきております。

その次の農作業受委託事業につきましては、田畑ロータリー作業、マルチ作業、無人ヘリ防除、そばや水稻の収穫作業などを受託しまして、平成26年度実績で2,951haとなっております。

そしてまた、全体の事業収益も2億円を超えてございまして、現在のところ順調に経営が推移しているということでございます。

○3番（野村広志君） 市においても多くの運営負担金を拠出し、農業公社事業を下支えしているわけですが、その中で多くの研修生を輩出し、今、答弁いただきましたように全国的にも大変注目を浴びておりますけれども、志布志ピーマンにおける研修生制度についてでございますが、この研修生制度を現在募集人員を3組で6名、原則御夫婦でということになっているようでございますが、今後、この制度を更に拡充して、募集人員を増やしていきなり、面積を増やしていきなりのお考えがないのか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましても、地方創生総合戦略計画の中に策定中ではありますが、その中でもこの研修事業については議論してきているところでございます。

本研修制度は、市外から多くの研修生を受け入れまして、その後就農して定住するというところで人口増のモデルケースとなっております、このことにつきましては、平成26年度の農業白書にも紹介されておりました、全国的にも注目されている制度でございます。今後も拡充に向けて努力してまいりたいと考えております。

事業拡充に向けては、研修ハウスの増設や公社、JAを含めた新たな指導体制の構築、そしてまた、就農後の農地確保など、様々な課題がございますので、この課題を解決するために関係者一体となって進めてまいりたいと考えております。

○3番(野村広志君) では、具体的に3組で6名ということでございますけれども、具体的に更にこれを倍にするとかいうような考えは、今のところはまだイメージはされてらっしゃらないということでしょうか。

○市長(本田修一君) 現在協議中でございます、先ほども申しましたように、研修ハウスの増設についてどうするか、あるいは指導体制についてどういうふうにするか、そしてまた、一番大きな問題なりますのが就農後の農地の確保ということについて非常に大きな問題が控えてございますので、そちらを十分協議の上対応を定めてから、この拡充については取り組みたいというふうに考えているところでございます。

○3番(野村広志君) ぜひとも取り組んでもらえればなと思っております。

この志布志ピーマンですけれども、高い評価を受けているわけでございますが、現在の展開としては、ピーマンだけということになっているようでございますが、ピーマン以外の作目については、今後どのように考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

現在は御指摘のとおり、ピーマンのみを研修作目としているところでございます。平成19年頃までは、有明と松山地域でいちごの研修も実施していたところでございますが、いちご研修については、その後希望者がなく、自然に研修作目からなくなっているということでございます。

今後、新たな研修作目につきましては、一つの課題というふうに考えております。現在公社、JA、畑かんセンター、農政課担当者レベルで会をもち検討を行っているところでございます。

○3番(野村広志君) 以前は、いちごが取り入れられていたということでございますが、希望者はいないということでございますが、実際、市内にはいちごを作っている方、ハウスの方もたくさんございますけれども、こういったものも今後捉えていってもらうと作目として非常に有望なのかなとは思っておりますので、ぜひとも本市の方にはIPM技術など先進的な取り組みが高く評価されている現状の中で、この第二、第三の研修作目等が検証されていけば、すごく地域の農業にとってもプラスになるのかなと思っておりますので、ぜひとも早い時期に導入実施されることを期待申し上げていきたいなと思っております。

では、農業公社の研修ハウスの2年間の研修期間となるわけでございますが、研修期間が終了いたしますと、当然居住をして就農をしていくわけでございますが、研修後の農地、先ほど農地の確保等のお話もありましたけれども、農地のあっせんについてでございますが、どのように行

われているのか、現状を少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研修生の就農農地のあっせんにつきましては、これまで農業公社が主体となりまして、農地を探して研修生へ紹介しているということでございます。

農地の条件としまして、日当たりが良くて、畑かんからの給水が可能と、そしてまた、50 a から60 a ぐらいのまとまった面積が必要ということでございます。優良な農地については、既に農業者が耕作しているケースがほとんどでございまして、新たに好条件の農地を探すということは非常に厳しい状況となっております。

そのような中ではございますが、今後につきましても行政も含め、農業委員会、JAとともに農地の情報提供を行っていく仕組みづくりを大切にしながら、農地のあっせんについては取り組みをしてみたいと考えます。

○3番（野村広志君） やはり、この農地はなかなか難しいのかなと、確保するのがですね。中間管理機構等により農地のマッチングが行われているかと思えますけれども、現状の方はどうでしょうか、中間管理機構などを使いながら満足いくあっせんができているのか、そこについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 農業公社自体も農地利用集積円滑化団体としまして、役割を担っております。農地を中間保有いたしまして担い手に貸すことができるということでございますが、研修卒業生は公社からの転貸によりまして、農地を借りているケースがほとんどでございます。たまに自分で農地を確保するケースが見られるということでございますが、この方々は配偶者が地元出身であるといったケースでございまして、土地を探せる条件も自ら備えているということになるかと思えます。

農地中間管理機構による農地のマッチングにつきましては、条件に合った農地があれば積極的に情報提供していきたいというふうには考えているところでございますが、今のところ適地が出てきていないという状況でございます。

○3番（野村広志君） 優良な農地の確保については、今後とも注視していかなければならないのかなと思っておりますが、なかなか厳しい現状にあるのかなと思っております。

では、もう一つでございますが、住居についてでございますが、かなうのであれば農地の近くに居住してもらいたいと考えてるわけでございますが、この住居問題については、現状はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研修生が就農後に居住される場合は、子供さんの保育園や学校の通学や生活の利便性を重要視されまして、市街地に住まれる傾向にあります。中にはハウスの近隣に住宅を建築され、地域の地域活動にも積極的に参加されておられる方もいらっしゃいますが、住宅用地の確保につきましては、農振除外や転用が厳しく、思うようにいかないケースが見受けられるところであります。地元に住めない理由もいろいろあるところですが、市といたしましては、地域に溶け込み、地域

の一員として地域活動に積極的に参加するよう、地元に住まわれていただくようお願いするところでございます。

○3番（野村広志君） 今答弁いただきましたけれども、農業は地域住民や耕作者同士の協力やつながりの中ではじめて成立をしていくものかなと思っているわけですが、答弁いただきましたように、地域活動に積極的に参加をされていらっしゃる方もいらっしゃるということでございますが、逆にあまり積極的でない方も一部見受けられるという話も聞いております。せっかくこの志布志に来ていただきまして、農業を始めたいという熱い思いの中で、本市を選択していただき、2年間の研修を経て、いざ就農となるわけですが、研修期間の中で、更に地域活動への積極的な参加ということを促していただきたいと思いますと思っているわけですが、その辺について御意見ございますでしょうか、市長、お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研修生の方は都会に住まわれて、そして、田舎で農業をやりたいと、そしてまた、その田舎の環境を楽しみたい、あるいは田舎の人々との触れ合いをしたいという方々がほとんどではなからうかというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、その住まいをいざ定めようとする時に、なかなか適地が見つからないというケースがございますので、街部の方に住まわれる方がおられるということについては、私どももなんとかそのことについては、対応を進めてまいりたいというふうに思うところでございます。今後、そのような住まいについて、住宅用地を確保してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 今、「住宅用地の確保」という市長からの答弁もありましたけれども、本来であれば農地がありまして、その近辺に、そういう新規就農者用の住宅がある程度一定の確保ができれば、団地化あたりができればいいのかなとは思いますが、なかなかそういったところまでは、まだ踏み込んでないのが現状かなと思っておりますが、街の中に住んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃるということでございますが、せめて地域の自治会へは加入をしていただきたいと、条件にするぐらいの協力を今後は求めていただきたいと思います。その上で全てが満足いくとはなかなか言えませんけれども、まずは基本であります仕事場になる農地であるとか、生活の基盤になる住居については十分な支援体制をとっていただきたいと思います。そういったことを踏まえながら、新規の研修生等を受け入れ、また、この志布志市で農業をやりたいという方々を広く受け入れていければなと思っておりますが、どうでしょうか、もう一度市長お聞かせいただけますか、お気持ちを。

○市長（本田修一君） 今まで研修事業の流れを見てきますと、その卒業生の方々が新しい研修生を全面的に受け入れて、一緒になって育っていているという状況があるようでございます。それは、とりも直さず採用される現場で、そういったことが接せられる。そしてまた、逆に農繁期でない農閑期において交流がされる場面があるということでございますので、そういったグループごとの付き合いが濃密になればなるほど、地域に対しての愛着が増してくるのではないかな

というふうに思っています。そういう意味で、このような研修生の方々というのは、本当に有り難い存在ですので、さらに地域に住んでいただくような施策を積極的に努めてまいりたいと思います。

**○3番（野村広志君）** ぜひともそういう方向で捉えていてもらいたいなと思っています。

先般の新聞の中にもピーマン農家の方々が尾野見地区の小学校にPTAの役員であったりとか、消防団であったりとかいうこと、地域活動に積極的に参加をされていらっしゃる。また、学校の生徒数も、それでかなり増えてきたというような記事が一部載ってございましたけれども、そういった形で地域が活性化するような形に事業がつながっていくということが非常に重要なのかなと思っていますので、どうか当局の方でもそのことについては、十分に御配慮いただければなと思っています。

あと、この問題、住宅の問題等々を含めて大変重要な課題であると思いますので、しっかりした対応に当たっていただきたいなと思っています。また、農地については、農業公社としてだけではなくて、市としても積極的に考えていかなければならない時期にきているのかなと思っています。

そこで少しお聞きしますが、国が定めている農地集積の制度を最大に生かしながら、各種事業制度を有効に活用しながら、パイプハウスの団地化等が考えられないかと思っていますが、当局の考え方を少しお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

研修制度を拡充しますと同時に就農農地の確保が課題ということになります。このことにつきましては、先ほどもお話したとおりでございますが、そのことで就農農地が団地化されて農地が確保されるということにつきましては、研修生にとっては、本当に心強い、安心して独立、自営ができる準備ができるということになりますので、そのことについては、就農農地が確保できるためのPRとしまして、なお一層応募が増えることが期待されるということでございます。

しかしながら、一方ハウスを団地化しますと、排水の流末処理、それから畑の散水が同時になりますので、畑かんの水圧が下がるなどの問題が発生するのではないかというふうに考えられます。このことにつきまして、場所の選定等を慎重を検討する必要がありますので、このことも十分対策をとりながら対応してまいりたいと思います。

**○3番（野村広志君）** 事の必要性は理解していただけたかなと思いますけれども、当然確保する土地の問題や、もろもろ課題があろうかと思いますが、しかし、考え方、方向性としては捉えていてもらえればいいのかと思います。

あと、このこともハウスの団地化に関連することでございますけれど、島根県の方であったかと思いますが、先月の新聞の中で新規就農者の自立支援として、地元のJAがパイプハウスのリース事業を始めたという記事が載ってございました。5年計画で4.6haの土地に約160棟のハウスを整備して10年間リースする事業でございます。7割が国と県、JAが負担をして、新規就農者の初期投資を3割に抑え、自立支援をするという計画でございます。

国の農山漁村活性化プロジェクト支援交付事業を活用し、まとまった農地とハウスを一体でリースすることで、若い人が就農しやすい仕組みが形成できるという考えでの事業であるようでございます。このような事業を農業公社やJAと協議をして、本市でも取り入れてみてはどうかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に回答させます。

○農政課長（今井善文君） 今、議員おっしゃいましたように島根県の方で4.6haの、そういう集団的なハウスを整備して、新規就農者へリースしていくという事業がございます。

本市におきましても、現在研修用ハウスが、もう20年経ちまして建て替えの時期にきております。そういうこともあわせながら、先ほど議員おっしゃいました国庫事業等も視野に入れながら、公社のまずは研修ハウスの整備等を検討いたしているところでございます。

先ほど市長が答弁いたしましたように、こういう事業を使いながら、より有利な就農ハウスの確保ということについても非常に大事なことはないかと思っておりますので、今後また関係者と検討を重ねてまいりたいと思っております。

○3番（野村広志君） 優良な農地の確保は研修生のみならず、生産者の大きな課題であると思っております。今後、研修生の受け入れにおいても少なからず影響してくるものと考えられますので、ぜひとも農業公社がこのようなハウスの団地化であるとか、リース事業に積極的に取り組めるような事業拡大ができるような市としても、支援をしていただければなと思っております。

あと、この農業公社について、農業機械についてでございますけれども、過年経過によって老朽化したものや受託事業の需要増大などによる必要農機具は事業を行う上で不可欠なものであらうと思われませんが、適時更新を進めてもらいたいと考えておりますが、現在の状況等を含めて、当局のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公社が所有する農業機械の更新につきましては、公社が更新計画を立てまして、当該年度に更新する機械等があれば予算に計上しまして、評議員会の承認を得て購入をしております。公社での更新基準としましては、トラクターではアローメーターが5,000時間、または経過年数が12年から15年を目安にしております。公社保有している機械としましては、トラクターが26台、無人ヘリが3台、自脱型コンバインが2台、汎用コンバインが3台、タイヤショベルが2台、ロータリーなどの作業機械が130台ございます。現在、更新基準に基づき更新ができています機械は約半数程度でございます。今後、年次的に更新を計画するというようにしております。

○3番（野村広志君） かなりの数の農機具が所有されているようでございますけれども、一部の器具については、老朽化が激しいものもあると聞いております。今、答弁ございましたとおり、適時更新をしていただきたいなとお願いを申し上げたいと思っております。

今後更に地方回帰の流れから、ますます移住者等の高まる中で、農業に従事したいという方々たちが全国からこの志布志の地を選択していただき、その方々が来て良かったなど、住んで良かったなど感じられるような地域を目指していかなければならないと思っております。市長がよく話をさ



れますように、おもてなしの心で気持ちよく受けられるように受け皿の体制づくりは万全を期して整えておいていただきたいものだなと思って、次に移らせていただきます。

農業振興における各種制度等の交付金事業についていくつかの取り組み状況と課題について、お聞かせいただきたいと思います。

まずは多面的機能支払交付金事業についてお聞きいたします。

現在、本市でもいくつかの地区において本事業取り組みがなされているようでございますが、まずは、その取り組み状況についてお聞かせ願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

多面的機能支払交付金事業でございますが、現在、本市でもいくつかの地区において本事業の取り組みがされております。本市における取り組み状況としましては、10組織が活動を行っております。今年度新たに7組織が取り組む予定でございます。面積でいいますと田んぼが115haの増となり、全体で田が504ha、畑が412haで合計で916haとなります。平成28年度新規地区につきましても既に数地区地元との調整に入っている状況でございます。

○3番（野村広志君） 農地・水の制度としては、平成19年度に第1期の対策が施行され、昨年度より制度が変更になり、より取り組みやすい制度としてリニューアルされたというわけでございますけれども、制度の内容としては、現在の農業・農村の抱える問題を的確に捉えた有効的な制度であると思われるしておりますけれども、私も少し勉強させていただいているところでございますが、有効な制度である反面、正直申しまして非常に難しく、取り組みづらいなと思っているところでございますけれども、実際に話し合いから計画の策定、書類の作成、もろもろに至るまで、ある程度精通した知識と経験がなければ、なかなか難しいのかなと思っております。

また、地域をまとめるリーダーシップ、リーダーみたいな方がいらっしゃなければ、なかなかできず、高いハードルがいくつかあるのかなと、取り組みづらくしているのかなというのが事実ではないでしょうか。そこでお聞きいたしますが、本事業推進にあたって、今お話したことなどを踏まえながら課題について、当局が捉えているところをお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事業推進につきましては、現在、市のホームページへの掲載、使送便によるパンフレットの回覧などで広報をいたしまして、依頼のあった地区につきましては、随時説明会を開催しまして、推進を図っているところでございます。

課題といたしましては、田んぼのように関係者が集まって行う用排水路の土砂上げのような共同作業のない、畑地帯における推進が今後の課題になってきているというふうに考えます。

今後も土地改良区などと連携をとりまして推進を図ってまいりたいと考えます。

○3番（野村広志君） 水田地帯が主だと、今現在はですね、畑地の方も当然この事業が入れられるわけでございますけれども、今、「土地改良区と協力をして」ということがございましたけれども、この市当局が進めていくものと、土地改良区との関係性というか、この事業に対する関係性ということが若干見えづらいのかなと思っておりますが、そこについて、少しお聞かせいただ

けますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） お答えいたします。

土地改良区との関係ですが、土地改良区自体が直接この組織の団体にはなれない状況でありますので、新しく組織を構成される場合は、その中の事務委託という形で土地改良区の方を応援をもらった形で進めていくのも有効な方法かと考えております。

○3番（野村広志君） 土地改良区の方々と当然協力をしながら、当然地域の方々も地域と共同でやるというような項目も入っておりますので、そういった地域の非農家さんも入りながらこの事業に参画できるという事業でございますので、その辺のところ若干分かりづらいという部分がありまして、お聞きしたわけでございますけれども、土地改良区の方が事務委託等を進めていただければ、よりスピーディーに円滑にこの事業が推進できるのかなと思っております。

せっかく農業・農村地帯に抱える問題を的確に捉えたこのすばらしい事業でございますので、もう少し分かりやすい仕組みづくりをできないものかなと思っているわけでございますが、国や県においても更に推進していきたいと強い意気込みを持っているようでございますので、本市としても、人員の措置、人員の配置等も含めてサポート体制をしっかりと構築し、当然市の一般財源の方からも支出金額が大変大きな金額になってまいりますので、更なる事業推進に当たっては十分な予算措置をしてもらいたいと思っておりますが、先に述べたことも含めながら、この予算措置等々も含めて、今後の展望についてお聞かせを願えますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の方々に農道や水路の維持管理を行っていただきまして、農業生産基盤の保全を行うことができる多面的機能支払交付金事業であります。ということでございますので、このことにつきましては、市の一般財源からの支出も大きな額ということになりますが、今後ますます組織が増えて活動が活発になって、地域間交流、地域交流、農村景観の形成などに発展していただきますことを期待して、エリアの拡大を図ってまいりたいというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） では2番目の機能集積協力金事業についてお聞きをいたします。

中間管理機構に農地を預け入れる農地集積バンク制度でございますが、一昨年度から国が本格的に農地の集積や耕作放棄地の解消に乗り出した事業でございます。まずは本市における取り組み状況についてお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えします。

本市では、受託先の農業再生協議会が昨年7月1日に農地中間管理機構と契約後、農政課、各支所産業建設課、市農業委員会、農業公社に相談窓口を設置しまして、相談・申込みの受付対応を行っているところであります。

本市における農地中間管理事業のこれまでの実績でございますが、平成26年度8万8,677㎡、約8.9haでございます。平成27年度は年3期のうち1期の手続きが完了しまして2期が手続中でありまして、2期分の見込みが48万8,620㎡、48.9haでございます。26年度と27年度を合計しますと、

57万7,297㎡、57.7haの実績があるところでございます。なお、県内におきまして、進捗状況では、大崎町、南九州市に次いで3番目に多い実績となっているところでございます。

今年度最後の募集となる3期につきましては、貸出し申込期限を9月末に設定しておりますが、9月1日現在51haの貸し出しの申し込みを受け付けているところであります。

**○3番（野村広志君）** 中間管理機構への農地の集積となるわけですが、全国的に農地集積集約が低調であるということが新聞報道等でもあるようでございますが、本市においては、今市長答弁されましたように県内で3番目の実績であるという答弁をいただきました。積極的な推進が図られているのかなと担当課職員の頑張りが見えるところと感じたところでございますが、しかし、目標達成のために一部報道がもしかたかもしれませんが、無理な数字合わせによる離農や経営縮小につながり、地域の農業を減らすような結果になっているというような懸念があるような声が出ているようでございます。本市には同様のよう問題は発生しておりませんか、聞いておりませんか

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

事業の推進にあたりましては、農地の利用状況や利用意向を把握しまして、将来にわたり有効かつ効率的な農地利用の促進を図るため、市内の農地の所有者や管理者に対しましてアンケート調査をしたところでございます。またモデル地区の重点支援地区を指定することで、地域での話し合いが、これまで以上に活発化しまして、地域の担い手育成に貢献していると考えております。

以上、今申しましたように農地の所有者等からの申し出を基に事業の推進を行っているということでございますので、無理な事業の推進に伴います離農や経営縮小にはつながっていないというふうに考えております。

また、市民からそのようなことについての苦情は届いてないところでございます。

**○3番（野村広志君）** そのような問題は発生していないということでございますので、安心したところでございます。この農地の地権者にとっては、預け先が公的機関だという安心感があるかと思われま。こうした利点を更に説明をして機構の活用を進めていってもらえればなど思っているわけでございますけれども、機構は借り受ける担い手が見つかりそうにない農地については、はなから受け付けをしない、すなわち引き受け手が見つかりやすい平場の農地から優先して借り受け、条件不利地においては借り受けないということがあるようでございますけれども、現状はいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

農地中間管理事業規程に機構が借り受ける農業地等の基準が示されております。本市でも規程に基づき貸し出し申し込みのあった農地の借り受け可否の判定を行っております。借り受け可否の判定を行うために、貸し出し申し込みのあった農地の現地調査は、その都度実施しておりますが、農地の形状や取り付け道路に問題があるもの、また土地の境界が明確でないもの、それと耕作放棄地になっている農地については、借受者に配分することは厳しいということで機構で借り受けることはないということで、そのような理由を付して、借り入れ不可通知の措置を行って

るということでございます。

これまで4名、4筆、1万4,496㎡の農地に借り入れ不可通知の措置を行っております。現在行っている手続きにおきましても、数件このような不可の通知が見込まれるということでございます。

**○3番（野村広志君）** 様々な問題があろうかとは思いますが、この事業の大きな考え方の中に耕作放棄地の対策強化も盛り込まれているかと思っておりますけれども、中山間地域、条件不利地については、当然本市にもたくさんあろうかと思われまいます。貸し出したくても借り受けてくれないという現状があるようでございます。一定の条件の中で貸し手と借り手のマッチングをしていくわけですが、要件に当たるが借り受けてくれない農地については、その後はこの農地については、どのような対応というか対処になるのか見解をお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** 借り受けができなかった土地についてでございますが、貸し出し申し込み後、農地の現地調査を実施します。そしてまた、機構で借り受けが可能という判断をしたものについては、希望の申し込みのあった耕作者に配分できるように小作料等を含めた調整を行うということございまして、農地所有者の条件に見合う借受者が見つからず、直近のスケジュールのマッチングができなかった場合、次のスケジュールに回しております。

借り受け希望者を当たっても、その条件に見合う借受者が見つかりそうにない場合は、農地所有者の希望条件、例えば小作料の金額を低くしたり、場合によっては使用貸借にするなどの調整を行うということでございます。それでも借受者が見つからない場合は、借り入れ不可通知の措置を行うということでございます。

**○3番（野村広志君）** 往々にしてこういった土地が耕作されないで荒地になると、耕作放棄地になるというような状況があるようでございます。しっかりと管理というか、今市長の方からも答弁ありましたように、なかなか土地の条件の中で、名義がはっきり分からないであるとか、耕作者が分からないとか、そういったもろもろの要件があるようでございます。そういったものも、きれいにやはり管理・整理をする意味でのこの機構の役割もあろうかと思っておりますので、しっかりその辺についても当局としても捉えていってもらえればなと思っております。

では、実際に申請をされまして登録というか、申請されているんですけども、うまい具合にマッチングができていないで、宙に浮いたような状態の土地というのが今、借り手が見つからない農地というのが本市の中に実際にあるのかどうかお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** 先ほどお答えいたしましたように、4名の4筆、1万4,496㎡の土地につきましては、借り入れが不可ということになっております。

**○3番（野村広志君）** この借り入れ不可の通知を出したところが付かないで戻したということではよろしいわけですか。

では、貸し手は機構に契約をして、農地を貸し出し、借り手は機構から農地を借りるということになりますけれども、それで契約をするわけでございますけれども、賃借料については、どのような流れになっているのかお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

小作料の設定につきましては二通りございます。農地所有者から借り受け予定者の指定があった場合は双方の話し合いによって金額を設定する。そしてもう一つは、農地所有者から借受者について特段指定がなく、当方が借り受け希望者のリストから耕作者を見つけて配分することとなった場合は、近隣農地の小作料を参考にしながら、農業委員会と協議の上、小作料の金額を試算し、農地所有者及び借り受け予定者と調整しまして、小作料の設定をしているということでございます。

○3番（野村広志君） では、仮にでございますけれども、借り手側から機構に対して、賃借料の支払いがなかった場合でございますが、機構から貸し手側へはその賃借料の支払いについてはどのようになりますか。

○農政課長（今井善文君） 今おっしゃいましたケースでございますが、中間に機構が入っております。機構の方で所有者に対しての小作料は支払います。耕作されている方から、もし小作料が入らないという場合については、機構の方で回収にあたるということになります。

○3番（野村広志君） 農業委員会で利用権の設定を行って、賃借関係にありながら賃借料の支払いが滞ってるという相談を少し受けたことがございまして、機構に貸し出していけば、そのようなことはないということによろしいわけですね。なるほどですね。

当然そのようなことが発生するといけないわけですが、今後この事業が進んでいけば、更に懸念される問題であるのかなと思われませんが、いずれにせよ、この賃借料の支払いについては、貸し手にとっても借り手にとっても一括してできるため、負担の軽減につながってくるのかなと思われませんが、このような利点を更にアピールしながら、今後も進めていってほしいわけですが、いくつかお聞きいたしましたけれども、当局として、まだ何か懸念されるような課題がこの機構集積協力金事業についてあれば教えていただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

農地所有者と借り受け予定者は、それぞれ農地中間管理機構と契約手続きを行うこととなりますが、手続きには実印の押印や印鑑証明書等の添付が必要となってくるということで、手続きが煩雑であるのも事実であります。特に農地の貸し出し希望者については、高齢者をはじめ市外や県外者も多く含まれておりまして、事業説明会や申込み相談会に直接足を運ぶことが困難で、電話や郵送でのやり取りとなってしまうケースが多々あるところであります。

そのために、想定以上に事務手続きに時間を要するなど、事業の推進に少なからず支障を来しているところがございます。誰でもいつでも手続きの取りやすい安い窓口の体制づくりを今後検討していく必要があると考えております。

○3番（野村広志君） 100%の補助事業で、市からの持ち出しは、これはないわけでございますけれども、積極的に推進していくためにはそれなりの、今市長からありましたように、スタッフ、人員の確保が不可欠かなと思っております。今後そういったことも踏まえながら推進体制について進めていってほしいと思いますけれども、今後の市としての展望、方向性について最後に

お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 相談申込みの受付体制につきましては、農政課、各支所産業建設課、市の農業委員会、農業公社によって、今後継続していくとともに、農地中間管理事業推進員1名を今年の6月から雇用いたしまして、更なる事業の推進を図っているところであります。

事業推進員は、事業を推進していく上で大きな役割を持っておりまして、農業者や地域リーダーへの事業の啓発や普及、意向把握及び貸し出し申し込み農地の現地調査を担っております。

今後の円滑な事業の推進を考えますと、推進員の必要性は増してくると考えますが、事業の進捗を見極めながら検討してまいりたいというふうには考えております。

○3番（野村広志君） では、このところで最後になります。3番目の環境保全型農業直接支払交付金についてお聞きをいたします。

本年度当初の予算にも計上されており、また、本定例会においても補正措置として予算の計上がなされているようでございますが、まずは本市の取り組み状況についてお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

本市における環境保全型農業直接支払交付金事業の取り組み状況につきましては、平成23年度から実施しております。直近3年間の実績としまして、平成24年度には取組者数が10名、取組面積が1,818aでございます。平成25年度におきましては、取組者数11名、取組面積2,164a、平成26年度におきましては、取組者数10名、面積が1,953aとなっております。

また、本年度の計画としましては、取組者数を11名、面積を4,250haと予定しているところであります。

○3番（野村広志君） 平成27年度から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律の施行により、法律に基づく安定した制度として、本市においても農業者が安心して取り組める事業として成果が上がっているようでございます。このことは国が環境保全に対する効果の高い営農活動に支援するという方針が少しずつ浸透してきている結果ではなかろうかなと思っておりますが、そこでお聞きいたしますが、この交付金の対象者として、「エコファーマーの認定者や県認証の特別栽培農産物認証の取得者もこの直接支払交付金の対象者となる」とありますが、本市にも対象者がおられますか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えします。

本市のエコファーマー認定者数であります。平成27年8月末現在で品目別に申し上げますと、水稻が4名、野菜類は77名、茶等の工芸作物が29名の合計110名となっております。

また、県認証の特別栽培農産物認証の取得者でございますが、本県では鹿児島県の農林水産物認証制度K-GAPの取得者について対象となるところであります。本市においてK-GAP取得者数は、平成27年8月末現在で水稻1団体、野菜類6団体、しいたけ2名、茶1団体の合計8団体と個人2名となっております。

○3番（野村広志君） エコファーマーの認定者が多数いらっしゃるということでございますが、

いかに本市が環境保全に特化した農業に積極的に取り組んでこられたかという成果ではなかろうかなと思います。そのような人材の育成についても、市として積極的に今後も関わり事業の取り組みに関わっていかなければ、この事業の取り組みが要になると思われませんが、こういったものの環境の整備を今後も図っていかなければならないと思いますけれども、人材の育成についてのお考えについて、少しお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在本市におきましては、ただいま申しました形での環境保全型農業について取り組んでいる個人・団体があるということで、極めて環境保全型農業の推進のまちとなっているということでございます。そのことにつきまして、更に諸団体において、そのことについて取り組みが深められているということでございますので、私どもとしましては、その諸団体の事業推進について全面的な協力を申し上げながら、そちらの団体からの推進を深めまして、更なる取り組み者の増加を目指してまいりたいというふうには思うところでございます。

○3番（野村広志君） このエコファーマーであるとかK-GAPなどの取得については、費用等はかかってくるのでしょうか。ないしは、それに対する助成なり補助というのは、今されてらっしゃるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

現状から申し上げますと、本市では環境保全型農業の一つでありますIPM農業について、お茶や施設園芸において先進的に取り組んでおられるということでございます。

しかしながら、このIPMにつきましては確立された技術であるため、本事業の交付対象というふうにはならないところでございますが、IPMを含めた環境保全型農業の取り組む面積の合計につきましては、本市の全耕地面積の10%程度でございまして、本制度の目的でございます地球温暖化防止や生物多様性保全などの多面的機能について充足している状況ではないことから、関係機関と連携し、本制度の活用推進してまいりたいというふうには考えるところでございます。

○3番（野村広志君） この認定エコファーマーとK-GAP等の取得に対する助成等についてはいかがでしょうか。

○農政課長（今井善文君） エコファーマー、あとK-GAPの方ですが、それぞれ作物ごとにより手続き等が若干違ってきてるところでございまして、直接的な資格取得という部分については助成制度は持っておりません。

お茶につきましては、間接的に残留農薬等の検査とか、そういう部分の助成制度はありますが、直接的にK-GAPならK-GAPの取得に対する費用負担に対する助成というのは設けておりません。

○3番（野村広志君） 今後、こういった事業を更に推進していくためには、このエコファーマーであるとかK-GAP等の取得者が優先的に対象になるということでございますので、そういった費用等がかかるといふことであります。またそういった人材を今後更に増やしていこうといふことであれば、そういった面においても、ぜひとも取り組んでいってもらえればなと思っ

おります。

あとこの事業で大切なことは、化学肥料や化学農薬の軽減は循環型の農業にとりまして重要なキーワードであるということで、市長の言葉の中によく出てまいります。安心、安全、本物と不可欠であると言えます。本市としても今後更に、この環境に特化した農業推進を図り、循環型の農業の確立を目指していくのであれば、この交付金事業への取り組みもおのずと変わってくるのではないかなと思いますけれども、先ほどのことと含めて市長のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほどもお答えしましたように、本市では環境保全型農業の一つでありますIPMについて、お茶や施設園芸について先進的に取り組まれているということでございます。

しかしながら、このIPMについては、確立された技術であるため、本事業の交付対象にならないということでございまして、これを含めた環境保全型農業の取り組み面積の推進をしていきたいということでございます。

今後につきましても、関係機関と連携しましても本制度の活用を推進してまいりたいというふうには考えます。

○3番（野村広志君） 安心、安全、本物にこだわり、地域ブランドとして本市の農業が胸を張れるように、将来を見据えたかじを切っていつてもらいたいなとお願い申し上げて、次に移りたいと思います。

最後の質問になりますが、農業振興における総合的相談窓口を設置する考えがないかお聞きいたします。今回の一般質問の中で、農業振興について、いくつか質問をさせていただきましたが、当初の予算書ベースで見ても、この農業振興の部分だけを見てもかかる事業であるとか制度については、相当数の事業が計上されているようでございます。

市長いかがですか、これ、どれぐらいに事業や制度が計上されているかお分かりでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

事業としましては、農政課で取り扱っている事業では、農業所得安定対策事業、農地中間管理事業という様々な事業で16ほど事業が展開されているようでございます。

○3番（野村広志君） 今、農政の方で16ということでございましたが、当初予算の説明書の中から拾いましたけれども、私の方で拾った時に、大体約19ぐらいあったのかなと思っております。畜産の分野においても10事業ぐらい、耕地林務の部分で10事業ぐらいはですね、この農政に関わる部分としてそれぐらいあったのかなと思っております。当然所管課の職員については、全て把握されていることと思いますけれども、この事業を受けようとする農業者からすれば、どこに相談をすればいいのか非常に迷うところでありまして、現状はあまり親切ではないのかなと思っております。

この市が持っている事業に加えまして、国や県の事業、また農業委員会や農協（JA）と農業公社など多岐にわたる関係団体まで入れますと、農業者が本当に必要とする事業にたどり着くまで本当に心配だなと思っております。



ある自治体では、農業に関する何でも相談として農業支援ワンストップ相談窓口を運用しているようでございます。農地の貸し借りや新規就農、各種補助金の事業や交付金事業をはじめ営農指導にわたるまでプロジェクトを組み、対応に当たっているようでございます。実施の方法の在り方については、検討していただくとして、このような農業のホットラインを設置する考えはお持ちなのかどうか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農業振興についての相談につきましては、新規就農のこと、水田転作のこと、農振の除外のこと、あるいは6次産業化のこと、そしてまた、法人化、農地の貸借、認定農業者、補助事業のこと様々な内容についてのお問い合わせがあるところでもあります。今申しましたことにつきまして、それぞれ専門性が高いということで、誰もが全てのことについて回答できるものではないということで、現在は、これらの事業を担当する者が説明をしまして、担当者不在の場合、他の職員が相談を受け、後日担当者へつなぐという形をとっているということでございます。

御提案の農業ホットラインにつきましては、国や県の事業、農業委員会、農協や農業公社の事業内容等を全て把握する必要があるということで、そのための人材づくりが先決ではないかなというふうに考えます。それらの人材といえば、専門職員ということになりますが、このことにつきましては、また新たな経費も発生するのではないかなというところで、市としましては、相談者が「たらい回し」にならないように、特に補助事業につきましては、整理しました一覧表を職員に配布しまして、正確な誘導ができるような体制づくりを行う予定としております。現有職員の体制の中で、市民サービスを向上できるような努力をしてみたいというふうに考えます。

○3番（野村広志君） 今答弁をいただきましたが、確かに突っ込んだところまでの話にいくと広い分野で高い専門性が必要になってくるのかなと思いますけれども、市民が聞きたい情報を的確に捉えて、その話をお聞きして、必要なアドバイスをしたりとか、知り得る情報を速やかにお伝えすることは市民サービスにとって必要なことではないでしょうか。その中で高い専門性が必要であれば、当然担当課の担当の係まで直接つないでいただきまして、そういう対応をしていただければ市民も安心するし、事前に情報がそういった受けた情報があれば、担当係の方でも、対応への時間短縮につながるのではないかなと思っております。全国の事例等も参考にさせていただきながら、ぜひともフリーダイヤルで一括して受けられるような体制づくりを整えてもらえるといいのかなと考えております。このことは、当然農業関係だけにとどまらず、市民から寄せられる様々な相談の窓口として機能する、言い換えれば志ホットラインのようなものですね、そのような事業が運用されるのであれば市民に寄り添い志あふれるまちとして市民に優しい市政の実現につながっていくのではないかなと考えております。いかがですか市長、ぜひ取り組みに向けて検討していく考えはございませんか。もう一度お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、議員お話がありましたように、この問題につきましては、農政だけではないなというふうに思ったところでございます。福祉の分野においても、そのようないろんな事業が組み立てられて

まして、様々な相談があるということでございます。また、産業振興、商業振興についても多分そうではないかなというふうに思います。それらの部門のことを考えた場合に、先ほど申しましたように、たらい回しになるといけないということがございますので、最低限受け取った職員がすぐ担当につなげるような体制というのをまず構築していきたいなというふうに思ったところでございます。

そしてまた、そのホットライン等に設置してあるところにつきましては、十分研修をさせていただきまして、取り組める内容については取り組みをしながら、市民の利便性の向上を目指してまいりたいというふうには考えるところでございます。

**○3番（野村広志君）** 当然運用については整理していかなければならないことがたくさんあるかと思いますが、先ほど専門の人材がいるという話もございましたけれども、人材にかける費用というのは、大変必要な費用ではなかろうかと思っております。その方が育っていき、市のため、または市民のためにそういう方が市役所にしっかり育て、育っていくということは非常に大事なことではなかろうかと思っております。人材の育成に対する費用については惜しまずに積極的に取り組んでもらえればなと思っております。

また昨今、職員の接遇についても、よく取り沙汰されるこの頃でございます。市民の目線に立った対策として、またそれほど大きな予算はかからないじゃないかなと思っております。ぜひとも前向きな検討をお願いしたいなと思っておりますので、どうですか、もう一度市長、お考えをお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

専門職を置かなきゃならないという答弁をしたところでございますが、例えば、農政課でいきますと、それらに該当するような職員は誰かなというふうに思ったときに、係長クラスあるいは補佐のクラスの職員がいるということでございますので、例えば、そちらの方の職員に直接ホットラインとして一時的にはつなげるようなやり方もあるのかなというふうには思ったところでございます。そういったことも含めまして、市民の皆さん方にとりまして、決してたらい回しになるような形の対応をなくすということを確立するためには、どのような形であるかということの検討をしてまいりたい。そしてまた、先ほども申しましたように先進事例も勉強させていただきたいということでございます。

**○3番（野村広志君）** 全市、全課において、ぜひとも前向きな検討をしていただき、先進地の事例等も十分に参考にさせていただきまして、取り組めるような方向で考えていってもらえればなと思っております。

農業振興について、様々な質問をさせていただきました。本市の基幹産業として農業は大変に重要であることは言うまでもございませぬ。本市は国際バルク港を抱え、背後地には南九州の食糧基地となり得る豊かな大地と恵まれた環境の中にあります。今後とも生産者がやりがいと生きがいを持って、本市農業の発展のために市当局としてオール志布志市で更なる取り組みが進められるようお願い申し上げます、私の一般質問を終わりにいたします。

○議長（上村 環君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、2時45分まで休憩いたします。

○  
午後2時37分 休憩

午後3時20分 再開  
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○10番（玉垣大二郎君） お疲れさまでございます。この中断で戦う気持ちがちょっと失せてしまいましたけれども、順次質問させていただきます。

まず通山押切海岸の浸食についてであります。この海岸は20km以上続く日南海岸国定公園内に位置し、柏原海岸まで延びる白砂青松がすばらしい景観を誇り、ウミガメの産卵地としても名の知れた美しい海岸であります。ところが、現在ではウミガメの産卵する砂地は減少し、海岸線は砂丘であった防波堤が根元までえぐられ、防風林をも飲み込む勢いで迫ってくるような厳しい景観となっており、台風や高波、もしも津波のときには逃げる時間もないほど切迫した問題となっております。この状況は1968年、新大隅開発計画が発表され、志布志港の防波堤が拡張され、埋め立てが始まったこと。1984年に柏原海岸に石油国家備蓄基地の建設が始まったことにより志布志湾内の潮流が変わり激しい浸食を招いたということであり、2005年に鹿児島県において復旧工事が実施されました。まず、この時の浸食の経緯と、どのような工事がこの時になされたのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

通山押切海岸につきましては、旧町時代の平成15年度に押切海岸保全対策協議会を立ち上げ、旧有明町と地元住民代表及び鹿児島県、有識者（鹿児島大学工学部教授）で、今後の整備の在り方について協議を進めてまいりました。その後、平成16年度に台風16号、18号が上陸し、浜崖の浸食を更に受けたことから、鹿児島県で災害復旧事業と災害関連事業及び海岸局部改良事業を含めた事業で、人工リーフや築堤工などの整備を行ったところであります。主な工種としましては、人工リーフ6基、築堤工1,200mで総事業費は26億円だと聞いております。なお、事業期間は、平成17年から18年の2か年で整備したというふうになっております。

○10番（玉垣大二郎君） この頃になろうかと思いますが、国会議員からも鹿児島県、志布志湾内の海岸浸食に関する質問趣意書が提出されており、また国土交通省、国土技術政策総合研究所と鹿児島大学工学部海洋土木工学科での調査が実施され、「志布志湾、押切海岸の浸食とその対策」という報告書が出されております。専門用語が多くて全部を読み取れたわけではございませんが、報告書の結論としては、おおむね「砂浜の減少は波と流れによる浸食である。志布志港の建設に伴う海浜地形の安定状況の変化に加えて、高波による浜崖の浸食や沖向き漂砂が関係しているものと考えられるが、砂移動のメカニズムは不明である。この点に関する再調査が必要である」と

締めくくられております。この調査の結果に基づいての対策としまして、今述べていただいたような工事となっております、この時に市長におかれましても、森山代議士とともに現地を視察されているようであります。

それから10数年が経過し、砂浜も徐々に堆積し始めている状況であったものが、昨年の台風の接近による高波の影響を受け、再度浜崖が生じて、以前に修復された防波堤も波に洗われて背面まで土がえぐられ、打ち込まれた矢板も波に洗われ姿を現し悲惨な状況となっております。このことにより、現在再度工事が始まっていますが、今回の工事内容はどのようなものなのか、また、新たな対策法があったのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の工事につきましては、平成26年度の台風18号上陸によりまして、築堤決壊や砂浜が流出するなど、大きな被害を受けたことから公共土木施設災害復旧事業で工事中でございます。

今回の工事内容でございますが、被災した築堤工の復旧と養浜工、人工リーフの一部原形復旧を計画しており、平成27年度で完了だと伺っております。

なお、事業費は4億円でございます。現在の事業は災害復旧事業でありますので、原形復旧が基本であり、新たな対策法についてはないというふうに伺っております。

○10番（玉垣大二郎君） 原形復旧ということで、ちょっと残念ではありますが、ここに至るまで、このようになるまで何らかの今までのこの経緯に関しての要望を県に対してされていたのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

平成25年度及び平成26年度に志布志湾海岸保全連絡協議会を通じまして、鹿児島県へ要望活動を実施しております。

○10番（玉垣大二郎君） 25年と26年、要望活動は実施したということですが、県からは何の音沙汰もなかったんだらうなというふうに思うところでございます。

今回の災害は、地元住民の通報により発覚したものと聞いております。ウミガメ保護委員や亀ん子クラブの方々だったのかなと推測するところですが、この方々や地元住民にとってもウミガメの産卵地となっているこの砂浜をなくしてはならないという強い思いがあるのではないかと思います。

また、通山小学校においては、伝統になっていますこの海岸を使つての持久走大会もここ3年中止されていると聞いております。先日の台風15号においても堤防を乗り越えて海水が入り込んできており、気象変動の激しい現代においては、いかなる台風や高波が襲来するか予測もつかず、堤防を越えての内部浸食など大きな被害になることを危惧されており、一刻も早い復旧と砂浜の復元を望まれております。

以前、九州中央整備局志布志港湾事務所での研修の折、「航路確保のためにしゅんせつ土砂をこの通山押切海岸に持って行くことはできないか」との同僚議員の質問に、時の事務所長は「前向きに検討していく」との回答でありました。このことが実施された経緯があるのかお伺いいたし

ます。

○市長（本田修一君） 先ほどの答弁の中で海岸保全連絡協議会を通じて県へ要望したということの答弁をしましたが、25年度においては、大型土のうと盛土工の復旧をしていただいております。また、26年度には、冒頭回答しました公共土木施設災害復旧事業の申請をしているところでございます。

ただいまお尋ねになりましたしゅんせつに関する御質問のお答えですが、港湾整備に係るしゅんせつ土につきましては、通山海岸、押切海岸につきましては、これは港湾整備における志布志港のしゅんせつ土砂ということでございますので、港湾計画に位置付けられたふ頭用地等の埋立て材として、また市の臨海工業団地用の埋立て用材として使用されてきました。ということで、通山押切海岸へは運んだ実績はないということでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 今後の航路確保に向けては、バルク港の建設決定がなされた時において、港湾整備に伴っての新たにしゅんせつされる土砂の搬出が見込まれますが、この海岸への搬入についてお願いしていく考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後の港湾整備で生じる志布志港内のしゅんせつ土につきましては、通山押切海岸の浸食対策として有効活用するということとなりますと、港湾管理者、また海岸管理者でもある県が主体となり、国や学識経験者等を含めた協議会を設立しまして、環境配慮の検討や多くの関係者との合意形成を図りながら、総合土砂管理計画を策定していく必要がございます。このことにつきましては、まず県や国の関係者に相談してまいりたいと考えます。

○10番（玉垣大二郎君） よろしくお願ひしたいというふうに思います。

本市の水防計画においては、「市内の河川、海岸の洪水、高波、または津波による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための水防の万全を図ることを目的とする」となっております。この安全を確保するために、今こそ抜本的な対策が必要だと思っておりますが、新たな突堤建設など要請していく考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

通山押切海岸の後背地には、住宅や小学校、病院などの重要施設がありますが、台風などによる異常波浪によりまして、海岸浸食が度々発生しているところでございます。

本事業での整備は完了だというふうに伺っておりますが、次世代によりよい海岸を残すためには、地元住民の意見を聞きながら志布志湾海岸保全連絡協議会を通じまして、今後の海岸利用を考慮した整備を県へ要望してまいりたいと考えております。

○10番（玉垣大二郎君） 今、「要望していく」ということで述べていただきました。今回修復・補修工事では、異常気象が多発している現状において次に起こるであろう自然の驚異には打ち勝つことはできないと思うところです。地元住民の安心・安全を確保すべく、あらゆる可能な工事を実施していただくことが砂浜の復元につながると思いますので、要望活動の方をよろしくお願ひいたして次に移ります。

道路行政についてお伺いします。

この件につきましては、再質問となりますが、都城志布志道路の建設における代替道路建設計画のその後の状況についてお伺いいたします。

去る8月1日、本市において都城志布志道路の早期完成と地元住民の熱意を国や県に示すために建設促進総決起大会が開催され、本市を始め都城市、曾於市から約1,100人の方々の参加をいただき盛大に開催されました。減額された建設予算を増額確保して、早期に開通するための決起大会であったと思っておりますが、この大会後、県や国から何か示されたのか、どのような反応であったのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

8月1日の日に志布志市主催の都城志布志道路建設促進総決起大会を開催しまして、多くの市民の参加をはじめ、国土交通省、国会議員、関係団体から1,100名の参加がありまして、盛大に開催することができました。このことにつきましては、改めて感謝申し上げたいと思います。

そして、私は大会後次の週に国土交通省と地元国会議員に大会の成果を報告しまして、28年度予算の確保を要望してきたところでございます。それにつきまして、「地元の熱意が伝わった」と、「盛り上がった大会になりましたね」というような評価を受けていただいたところでございます。

今後この大会の成果を通じて、具体的な予算の内容につきましては回答はないところでございますが、今後の来年度予算にはきちっと反映していただけるものと考えております。

○10番（玉垣大二郎君） 予算確保につきましては、努力していただきたいというふうに思います。

この道路も3工区の橋りょう部分の工事が着々と進んでおり、東九州自動車道の建設工事とともに安楽校区では、めまぐるしく変わる工事風景に早期の完成を期待させられるものとなっております。前回の質問の回答で完成までを市の目標として、2020年として取り組んでいくということと、今回の建設促進総決起大会の開催で市の考えは十分に理解できたところですが、前回質問しました町原地区への代替道路建設については、どのような進捗になっているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

周辺の住民の皆さん方が不便を来さないように代替道路の整備をする必要があるということで、昨年6月にも御説明しております。

県の都城志布志道路の整備に合わせまして進める計画にしております。志布志道路の整備につきましては、3区間に分割し進めておりまして、代替道路の必要な箇所は町原交差点のカネヤマさんからミヤハラ葬祭さんの下の区間でございます。

現在、県が進めているのは臨港道路に接続する国道側の区間3でございまして、国道をまたぐ橋りょうと盛土の工事が進んでおります。この区間3の部分開通は、まだ数年はかかる状況でございます。

○10番（玉垣大二郎君） 代替道路の建設については、全然進んでないということでございますし

て、先ほど申しましたように市の完成目標としましては2020年、あと5年しかないということで今回の質問をさせていただきました。

町原弓場ヶ尾線を国道220号から大原に向かって進んでいくと六月坂交差点付近2か所に数枚の看板が立っております。先の住民説明会の折も地元商店街の方々の切実な意見が多く出たところであり、この方々の言われることも納得するところでもあります。この方々の意向に少しでも近づくためには、何らかのアクションを起こさなければいけないと思うところですが、市長としてはどのようにお考えになっているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年3月に反対看板が立ちまして、その時点では3か所16本でございました。現在は2か所6本となっております。

県、市に対しまして直接反対意見というものは届いておりませんが、今後、このことにつきましては、その対応は必要かというふうに思っております。

市としましては、その内容につきまして意見が明確になったということになりますと、そのことにつきましては、丁寧に対応しながら工事の進捗を図ってまいりたいというふうに思っております。

また、大隅地域振興局では、地元説明会以降、地元からの意見や問い合わせに対しまして、直接出向いて説明しているということでございますので、県とも一緒になって、このようなことにつきましては、対応してまいりたいと考えております。

○10番（玉垣大二郎君） 代替道路の建設が、この方々の感情を全て抑えるものであるとは思いませんが、少しでも理解していただくためにも代替道路の建設計画を早く示すべきだと思いますし、早期の完成を望むところです。今後の対応方、よろしくお願いします。

次に、市道の管理についてお伺いいたします。

通告はいたしておりませんが、まず聞いてみたいと思います。

昨日提出されました追加議案について、損害賠償の求める議案が出されております。2件出されておりますが、このことを受けられまして、市長はどのようにお感じになっておりますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回2件の損害賠償につきまして提案するところでございますが、原因につきましては、市道の管理が十分でなかったために、そのような事件が発生したということでございます。特に今年は異常気象でございまして、市道管理が平たく言えば追いつかなかったというようなことで、雨が降るたびに補修をするのですが、補修の追いつかない状況の中での事故の発生というようなことになったようでございます。私どもとしまして、そのような事故が発生しないように十分管理には注意していたところでございますが、それを越える形で危険箇所が発生したということにつきまして、もっともっと管理体制を強化しながら取り組めば良かったのかなというふうに反省をしているところでございます。

今後につきましては、そのような状況が発生しないような管理体制をとりながら市道の維持管

理については努めてまいりたいと思います。

○10番（玉垣大二郎君） 去年から今年にかけて、本当に雨も多くて、こういった陥没の箇所は本当に多く見られました。私も何度か補修についての依頼をしたところですが、追いつかない状況であったのかなというふうに思うところでもあります。がしかし、今回の場合はパンクで済んだのかもしれませんが、事によると死に至るケースもあるかと思えます。管理の方は今後していただきたいというふうに思いますが、対策としては、どのように考えられているか、あれば教えてください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回長雨によりまして陥没の箇所がなかなか復旧、修復できなかったということで、このような事故を出したことにつきましては、反省するところでございます。市といたしましても、当時はなかなか穴ぼこの修理ができないということで三角柱を現場には置いて注意喚起は行ってたところではございますが、そのことも夜になりますとなかなか見えないというようなことでの事故になったところでございます。

今後は、今工事の発注をいたしまして、抜本的な対策と申しましょうか、少し広く掘削をしまして大きく掘りまして、穴ぼこを全面的に復旧していくという、今までの簡易的な復旧じゃなくて、大きな穴については、そのような工事請負での対応をしているところでございます。

また、今後はパトロールも強化しながら穴ぼこが発見されたら早急に復旧していくということで、課内で意思の確認をしているところでございます。御理解願いたいと思います。

○10番（玉垣大二郎君） はい、よく分かりました。

陥没箇所を発見することにつきましては、どこかよそにお願いされてるとか、そういったのはあるんですか。例えば、職員の皆様いっぱいいらっしゃるので通勤時とか、そういったときに見つけたら通報するとか、そういった体制はとられているんですか。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘いただいた点につきましては、事故が発生しました直後から全市職員が自分が担当だと思って、そのようなケースがあれば、すぐ担当課の方に連絡して欲しいと、するよというよなことの指導を何回かしているところでございます。ということで、職員においては、自分の通勤するルート、あるいは買い物とか、子供の出迎えとか、そういったルートにおいては、確実に状況を判断して、そしてまた、問題箇所があったら担当の方に連絡がなされているというふうに思うところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 職員だけではなくて、郵便配達の方とかいらっしゃいますので、お願いする形は全ての方をお願いしまして、そういう復旧をお願いしたいというふうに思います。

次に、中央線、外側線の白線についてですが、このことについては、以前にもこの場で質問された経緯がありました。それ以降、順次整備がなされてきていると認識していたところですが、それから数年経過し、既にすり減っている所や、消えかけている所もあり、学校に通う保護者から整備をして欲しいという要望があるところです。努力されていることは理解していますが、この白線の整備については、年間での整備計画があるのか、どのように実施されているのかお伺い



いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道の中央線、外側線等の設置につきましては、市内全域の市道を点検しまして、調査しながら整備しております。しかしながら、まだかなりの路線があり、優先度を決めながら限られた予算の範囲内で年次的に整備を進めているところであります。

また、学校に通う保護者からの要望につきましては、平成26年度から実施しております志布志市通学路交通安全プログラムの推進会議で要望があった箇所につきまして、意見を集約されまして、現地調査を実施して予算の範囲内で対応をしていくところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） ここ数年の実施状況が分かれば教えていただけますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

平成24年においては中央線が360m、4路線、外側線が5,988m、12路線。平成25年度は中央線が1,221m、7路線、外側線が1万693m、14路線。平成26年度は中央線が3,048m、12路線、外側線が1万4,853m、16路線であります。

○10番（玉垣大二郎君） 今教えていただきましたが、24年度からすると26年度多くの事業量を実施していただいているようであります。これからも、こういった状況でお願いしたいと思いますが、学校からの要望もありますので、できましたら子供たちを守るために、学校を中心にした整備をお願いしたいというふうに思っております。

次に、白線につきましては、以前は交通安全協会が担っていた部分もあったかと思いますが、現在も実施されているのかお願いいたします。

○市長（本田修一君） 区画線の設置につきましては、基本的には道路管理者で設置しているということでございまして、交通安全協会では実施してないというふうに伺っております。

○10番（玉垣大二郎君） 随分昔になりますけれども、一時期実施されていた経緯があったというふうに認識しております。これもいろいろな問題があつてとりやめになったんであるかと思いますが、停止線につきましては、公安委員会が実施すると聞いております。県、市の実施している部分に区分けがあるのか、どのように調整されているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 県道及び市道等の停止線につきましては、交通規制に関するものでありますので、このことにつきましては公安委員会が設置しているということでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 市道の規制線整備について、警察の交通課と協議するような場があるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

市道の道路改良工事等で交差点や道路の形状変更が生じた場合は、警察の交通課と公安委員会の方に協議するというところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 日頃からの交通安全や防犯対策は重要なことだと思いますので、今後定期的な情報交換をする場を検討していただきたいと思っております。

次に、街路樹についてお伺いいたします。

町原弓場ヶ尾線の建設当時、街路樹として桜が選ばれ、地元住民も当時からこの木の成長と春に咲く桜の花を期待し、見守ってきた方々も多かったものと思います。樹木も大きく成長し、これからの桜の開花を楽しみにしていたものの、今では何本かの木が根本から切り倒され無惨な状況を呈しております。この桜の管理について、どのようにされていたのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

町原弓場ヶ尾線の街路樹、桜につきましては、ここ数年の台風や強風等で倒木の被害が相次ぎました。

そこで、平成26年度から街路樹の伐採や点検の業務委託を実施しております。今年度においても、業務委託を実施しまして伐採業務は終了しております。

点検業務につきましては、月ごとに目視による点検を実施しているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） ただいま業務委託とありましたけれども、これはどこに委託されているのか教えてください。

○市長（本田修一君） 委託業者は、特定非営利活動法人、志布志みどりのプロジェクトでございます。

○10番（玉垣大二郎君） この方々はこういった団体というか、内容的にもう少し分かりやすく説明していただけますでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

NPO法人志布志みどりのプロジェクトでございますが、造園業者を中心にNPO法人を立ち上げまして、こういうボランティア活動とか、例えば、お釈迦祭りと言えばオブジェ、花のオブジェとかああいうところをつくった団体でございます。

○10番（玉垣大二郎君） 先ほど何社ぐらいこの方々が入っていらっしゃるのか、その件と、先ほど点検業務と伐採関係ということでおっしゃっていただきましたが、もう少しそこを詳しく仕事内容等について説明していただけますでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） 団体の数につきましては、ちょっと今ここで資料を持ち合わせておりませんが、今回の委託の業務でございますが、平成26年度は委託料が89万6,400円で桜の木を30本ほど伐採しております。それから、月1の定期点検ということで委託をしているところです。27年度が同じく89万6,000円ということで、同じく30本、月1回の点検ということで委託をしているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 伐採というのは、枝の伐採ということでよろしいわけですね。

○建設課長（中迫哲郎君） 基本的に桜の樹勢がないということで、中の方も空洞になっているとかいうような、木を切り倒しているということで御理解願いたいと思います。

○10番（玉垣大二郎君） では、この方々自体は切ることはしますけれども、再生させるというような治療はなされてないということでよろしいわけですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回の委託の中では、風等で倒木で倒れて危険になるようなということで、危険な木について伐採をして安定を図るというようなことでおります。ですから、その

木を再生するとか、そういう業務は入っていないところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） 先ほどの市長の答弁で、「台風や強風での倒木が相次いだ」ということでしたが、この倒木については何本ぐらいあったのか教えてください。

○市長（本田修一君） 倒木報告につきましては、平成23年度から多くなってきているところでございまして、先月まで11件の倒木があったという報告がございまして。

○10番（玉垣大二郎君） 切り倒された木が26年で30本、それからまた30本、そして倒木が11件あったということで、71本ぐらいですか、もう既になくなっていくというようなことでありまして、このような倒木が多くなった理由は、どんなことが考えられるのかお願いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほども申し上げましたが、平成23年度からの倒木報告や、平成24年に実施されましたふれあい移動市長室の中で街路樹の発芽状況が悪いという報告を受けました。そこで、平成25年度に樹木の調査を実施しました結果、樹木内に腐食等が確認できました。そして、その腐食につきましては、委託業者に確認しましたところ、車の排気ガスや煙害によりまして、樹木の勢いがなくなっているということでありました。

○10番（玉垣大二郎君） 昨年、福島原発の状況を視察する機会があり参加させていただきました。ちょうど桜の咲く季節で人家の庭に公園に街路樹としてまでも、県内の至る所に植えてあり、そして印象的であったのが放射能飛散で誰もいない無人の町までもきれいな桜が咲き誇っていたということであります。NHKでの大河ドラマで「八重の桜」があったように福島は全県下を挙げて桜を大切に育てている地域であることが理解でき、本市でもこのように桜で埋め尽くされるまちづくりができないものかと考えたところです。

地元の方々に管理法を聞くと、やはり樹医にお願いしているということであり、日頃からの管理と愛情がなせるものであると思った次第であります。

本市においても桜の名所は多く存在し、今後拡大することも考えられます。緑地公園にも多くの木が植栽されております。このような状況をなくすためにも管理を樹医にお願いするとか、何らかの手立てはできなかったのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

町原弓場ヶ尾線につきましては、東九州自動車道及び都城志布志高規格道路からの志布志インターから志布志港までの志布志道路建設によりまして、道路の形状も変わるかというふうに思います。そのようなことから、この路線につきましては、引き続き点検を実施しながら、維持管理に努めてまいりたいと思うところであります。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどNPO法人のみどりプロジェクトの業者数ということでございますが、志布志の造園業者が5社、有明が1社ということで、合計6社のグループで構成しているNPO法人でございまして。

○10番（玉垣大二郎君） 都城志布志道路の4車線拡幅に伴い、現在街路樹として使われているこの桜の木は、今後はどうなるのかお伺いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどのNPO法人の業者に確認したところ、調査結果や現在の樹

木の大きさからして移植等の作業は困難であるということで伺っているところでございます。

○10番（玉垣大二郎君） はい、分かりました。

次に、志布志駅前の県道から昭和通りまでの昭和弓場ヶ尾線の街路樹としては、枇榔樹とイヌマキが植栽されており、香月線につきましては、シマトネリコが使われております。先ほど述べた町原弓場ヶ尾線には桜ということで統一性がなく、何を基準にこのような植栽になったのかと思うところであります。志布志にちなんだ植物であって欲しいと思うところですが、市長のお考えをお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えします。

町原弓場ヶ尾線の建設当時、街路樹の選定につきましては、いろんな候補があったと思われませんが、最終的には経済性や景観等を考慮しての街路樹選定になったのではないかなというふうに思います。

今後、道路の街路樹等を実施するということがあれば、志布志にちなんだ樹木を検討していきたいというふうに考えております。

○10番（玉垣大二郎君） 2020年には国体も開催されますし、都城志布志道路の完成時についても新たな街路樹選定がなされると思います。市の全体的な見直しが可能ということであれば、今おっしゃっていただきました志布志の風情に合う選定をお願いするとともに、管理体制を整えていただきたいというふうに思います。

先ほども先進地視察のことが出ましたけれども、私たちがいろいろな町に研修に行かせていただきます。その折に多くの町の至る所で植樹帯の雑草が目につくところであり、このことが、その町がどんな町なのかを見透かすことができるようで寂しくもあり、残念な気持ちにさせられるところです。

本市においても同様にクリーン作戦は実施されてはいますが、植樹帯はもとより車道と路側帯の段差に生じた雑草など、こういった所の除草作業までは行き届いていないのが現状ではないかと思うところです。どのような計画で除草作業がなされているのか、このことを解消する手立てはないのか、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

校区や自治会の活動もなかなか厳しい状況となってきております。そのような状況でございますので、市の方で引き続き、このことにつきましては維持管理を努めてまいりたいというふうに考えます。

○10番（玉垣大二郎君） 先日の研修先で見た事例なんです、ある一定の植樹帯だけがきれいに除草され、真ん中にフラワーポットが飾られている所がありました。よく見てみると、植樹帯の一角に企業名が入った看板が掛けられており、この企業が管理していることが分かりました。このように企業への協力をお願いしていけば、コマーシャルにもなるし、ゆくゆくはユニークなフラワーポットの出現でまちなみ景観づくりにもなるのではないかと思います。今後検討していただきますことをお願いしまして、本日の質問を終わりにいたします。

○議長（上村 環君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。

したがって本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

午後4時05分 延会

## 平成27年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成27年9月9日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平 野 栄 作

小 辻 一 海

八 代 誠

持 留 忠 義

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） 改めまして、おはようございます。

会派、真政志の会に所属しております平野です。昨日の予定だったんですけども、本日に繰り越しということで、十分充電をいたしましたので気合を入れて質問をさせていただきたいと思っております。私の任期もちょうどもう折り返しという地点に近づいてまいりました。

これまで幾つかこの場で一般質問という形で質問をさせていただきましたが、質問に対する結果がまだ見えていないという部分が幾つかありましたので、できればこの任期の折り返しまでの間に、その点を整理をしておきたいなという意味で、今回、以前質問したことなんですけれども、もう1回質問をさせていただきたいと思っております。

それともう1点なんですけれども、市長が回答をされます。そのことが、その後において現場で生かされていないという点も非常に危惧しておりますので、その点についてもお尋ねをいたしたいというふうに考えております。

それでは通告書に基づきまして、順次、質問を行います。

平成24年9月定例会におきまして、橋りょうの長寿命化と景観対策という形で質問をいたしました。その際、市長は「橋りょうを長寿命化するには日常の点検、維持管理が大きな影響を及ぼすものと考えている。しかしながら、今まで資部材以外の排水溝、排水樹の土砂の詰まり、雑草除去などがしっかり行われたとは言い難い状況であり、今後は日常の地道な対応が橋りょうの長寿命化につながると考えますので、日常の維持管理の中で対応していくものといたします。また、その橋の周辺部、接合部については、特に景観を保てるような形の維持管理というものは、今後やっていきたいというふうには考えたところでございます。」と答弁をされました。

その後、この時行いました場所については、野井倉大橋付近でございますが、その後ですけれども、あそこを通るたびに経過がどうなっているのかなというのを見て通るわけなんですけど、質問の後すぐ前後につきましては伐採作業が実施されました。そして、橋りょう上の雑草も半分程度でしたかね、除去はされたんですけど、その後については手つかずのまままで来ておりました。



この前、この通告を出しましたら伐採がすぐ終わっておりました。今朝通ってみましたら橋りょう上の雑草もきれいに除去されておりました。数年をかけてやっときれいになったのかなと思っておりますが、我々が地域の声を拾ってこういう形で一般質問をするのに、なぜこんなに時間がかかるんだろうと。

そしてまた、先ほども言いましたように市長はやると言った、その答えがなぜ実行に移されないのか、非常に危惧するところです。

野井倉大橋につきましては、これまでも目に余るものですから何度かお願いをしました。昨年も12月30日だったですかね、「もう自分でやる」と、「あてにできないから自分でやる」という電話をしましたら、その次の日には伐採が始まっておりました。

非常に予算の関係もあるのかもしれませんが、市においては市道等について順次、計画的に伐採とか、そういう維持管理作業は実施をされていくものだと思っております。そして、今年なんかは雨がなくて手が回らなかった、そういうことも分かります。そういう状況もありますので強くは言わないところもあるんですけども、ある程度は計画に沿った事業執行というのはなされて当たり前だと思っておりますが、ここの部分については、非常にこの数年間気を揉んでおりました。地域の方々からはそんなにくどい苦情とかいうのはないんですけども、自分が1回質問をしたところは、全然手つかずになっているということ、これが何なんだろうかと。我々は市民に代わって、市民の声を届けているというつもりで、この質問席に立たせていただいております。

確かにできないこともあると思っております。それは市長の回答の中で、我々も判別をするわけですよ。そしてそれは持ち帰ってちゃんと説明はするんです。しかし、ここの場合はやると言っておられるわけです。それが数年も手つかずになっていた。そういうことがどうしても私には理解ができないというふうに考えました。

この質問をするに当たりまして、全部の橋りょうを見ようと思いましたが、ちょっと時間的に無理がありました。これは川西の方に11橋ですか、橋があります。その中で見て回りました。長田橋、グリーンロード有明原田付近です。池の上橋、同じく原田の大崎町境。野井倉大橋、今はきれいになっています。原田橋、何年もこの状態です。新田橋、野神ですね、ここもこういう感じで前後及び橋りょうに草が生えております。11橋のうち5橋、これが手つかずの状況です。

以前におきまして、橋りょうの維持管理、これが長寿命化につながっていくんだと。そして日常の管理が重要なんだというようなことは回答はされているのに、全くそれが生かされていない。そして橋りょうの長寿命化が計画というのはそのまま存在している。そしてそれが見直しもされていない。そういう矛盾が非常に気になるところです。そこらあたりを十分説明をしていただきたいなと。

今回は橋りょう上におきましての日常管理の計画及び実施の状況、そしてまた橋りょう前後における環境整備計画、実施状況、それぞれ把握をされて計画についても作っていらっしゃる、実施の状況についても把握をされていると思っておりますが、この点について、お示しをいただ

きたいと思っております。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしく申し上げます。それでは、平野議員の御質問にお答えいたします。

24年9月定例会において質問したと、その後きちっと私の方で対応するというようなことをお話したところですが、きちっとした対応がされていないというような御質問であるようでございます。誠に申し訳なく思います。

全体の内容について、まずお話し申し上げます。

橋りょうの長寿命化修繕計画の策定と実施につきましては、前回24年9月議会で御質問を受けたところですが、現在、市道で管理している橋りょう188橋の修繕計画を策定し、優先度の高いものから補修工事を行っております。

補修工事の実施状況は、平成24年度から26年度までの3年間で城山大橋や田尾橋など、六つの橋りょうを施工しているところです。本年度も引き続き実施を予定しており、河川の非出水期に当たる11月以降に八つの橋りょうを施工する予定です。

なお、橋りょうの近接目視による定期点検が5年に一度の割合で義務付けられたことから、昨年度より職員による定期点検、21橋を橋りょうの健全性能診断をしております。本年度も約50kmの定期点検を実施しております。

橋りょう上や橋りょう前後の維持管理につきましては、日常の地道な対応が必要であり、周辺部は景観が保たれる維持活動を考え、維持補修や除草作業は市の作業班による維持管理を行い、行き届かない所につきましては市民の協力をいただき、地域の実情にあった管理を行うと答弁したところであります。

議員御指摘の日常管理並びに実施状況につきましては、計画的な管理ができていない状況にあるところでございます。特に本年度におきましては、6月からの長雨や8月の台風等により、市道の維持補修が絶えず繰り返され、市の道路維持作業班による計画的な伐採が遅れているところであります。現在、9月よりは主要幹線を優先に伐採作業を進めているところでございます。

日常管理についてでございますが、市の橋りょうの維持管理につきましては、日常的な管理と計画的な管理、それから異常時の維持管理の三つに分けておりまして、長寿命化修繕計画へ記載しまして、ホームページに掲載しております。ということで、この定期点検等も行うわけでございますが、それにつきましても取り組みをしているところでございます。

橋りょうの前後による市道の環境管理の計画につきましては、橋りょう前後の管理計画におきまして、平成26年6月と9月に答弁いたしましたとおり、主要幹線道路を優先に法面の張コンクリートのメンテフリーや大型機械を使った伐採作業による労力の軽減、並びに作業の効率化を図っているところであります。メンテフリーの実施状況につきましては、25年度より2路線、660mを実施しているところであります。

ただいま写真でお示しになりました橋りょうにつきましては、橋りょう上の雑草が生い茂っているということにつきましては、十分認識したところでございます。このような形での景観があ

るということにつきましても問題でありますし、また橋りょうの長寿命化という観点からも問題があるかというふうに思います。今後につきましては、更に年間を通した日常的な定期管理というものについての見直しをさせまして、このような光景が発生しないような状況の維持管理をしてまいりたいと考えます。

**○7番（平野栄作君）** 今、こういう状況なんですよ。だから市内全域を見ると、まだたくさん出てくると思うんです。結局はこういう小さいことが負荷につながって行って、橋りょうの寿命を短くしていくと思うんですよ。だから日常をどれだけ、365日目を光らせておくということは無理ですけども、こういう堆積物等の除去については、多分1年に1回実施をして、その後確認をしておけば、そんなに頻繁に行わなくてもいい作業ではないのかなと。橋台等については、また下に入ったりとかいう作業が出てきますので、目視等は5年に1回ということでしたが、そういう形でやっていただければいい。

そして表面上やはり歩行者の方々、そして通行する車両等が非常に目に付く。そしてまた、こういうところに不法投棄物、ビニールを投げたのが橋りょう上の端に引っかかっているとか、そういう状況が非常に目の当たりにしているところですので、そういう状況の改善にもなるのかなと思っています。

ここで伺いますが、今この橋りょうの前後という形で質問をしておりますが、市道の伐採等につきましては、6月に業者に委託をして1回伐採等が実施され、そして9月、うちの集落でも先週行ったわけなんですけど、もう1回集落で伐採作業を行って、年に2回ぐらいの伐採を行っているのかなと思っています。

今、私が示しましたこの野井倉大橋のグリーンロードなんですけど、ここにつきましては業者の伐採も入っていないというような状況ではないのかなと思っていますが、それともう1点、グリーンロードにおきましても平城大橋、また先の方にありますが、あそこにつきましては前回伐採が全部済んで、途中からやってないということなんですよ。ここらあたりというのはどういう形で計画を作ってやっていらっしゃるのか、そこを1点お聞かせをいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に答えさせます。

**○建設課長（中迫哲郎君）** はい、お答えいたします。

グリーンロードの伐採の計画ということですが、グリーンロードにつきましては数年にかけまして、一応メンテフリーということを中心に、張コンクリートを主要な所を行っているところでございます。ただ、メンテフリーのところも間から草が生えている現状ではございます。そういうことで危険箇所につきましては、作業班とか入れながら作業を行っている所でございます。

それから旧志布志町と有明町の二つにまたがっている所でございますので、平城大橋のところは旧志布志町の方の対応でして、そういう連携が少しとれていない部分はあろうかと思っています。

**○7番（平野栄作君）** 通る人はそういうことを考えないですからね、志布志ですからね。大崎町から入って志布志を通っていくわけですよ。ここからが旧志布志町だということは認識はしていらっしゃると思います。同じ道路です。なぜ前後でこう違うのか、非常に疑問を覚えますね。

それと今、メンテフリーを言われましたけれども、野井倉大橋の蓬原側、メンテフリーが実施されておりますが、その後見ていらっしゃるでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） グリーンロードはずっと私も通っておりますが、先ほど答弁いたしました、メンテフリーの所も間から草が生えているという状況、上から草がかぶっているという状況は確認しているところでございます。

○7番（平野栄作君） メンテフリーもですよ、永久のものではないですよ。あそこも施工されてからもう数年、10年ぐらい経つのかな、大分傷んでますよ、コンクリート自体が劣化しているところもあるみたい。ですから目視という形を言われますけれども、やはりそういうところも前後についてもやはり目視、特にあそこは竹等が随分生えてますので、そういうことでもまた違うのかもしれませんが、そういう点も、やはり見ておく必要があるんじゃないかなと思っています。

6月の定例会で同僚議員が質問いたしまして、予算の縮小化のために作業回数の多いところはメンテナンスフリー化を進めると。まさにそういうところの前後については、もうちょっと検討して、メンテフリー化する方がいいんじゃないかなと思います。

また、この作業班による機械化を図ると、また除草剤の導入を図るというようなことでしたが、この作業班も従来、有明は10人いらっしゃいましたが、今、半数の5名になっています。単純に考えれば半分ですので、維持できる量というのも半分になると思うんですけども、この機械化ということが、今年度からということでありましたけれども、これを入れることによってどれぐらいカバーされるのか、そこをお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま作業班についての御質問ですが、現在、課内では限られた予算の範囲内で、即機動力を発揮できる体制づくりを検討しておりまして、現段階では本庁5名が1、それから各支所5名が1チームずつあるところでございます。そしてまた、高所伐採については、また別な作業班、そしてまた作業の委託をしているということでございます。

○7番（平野栄作君） それは十分分かっているんですよ。だから結局、前は10人いてカバーしていたのが、この有明について、5名になっておりますよね。ということは単純に作業量は半分になるのかなと思います。そのことをカバーするために機械化をしていくということだろうと思いますが、その機械化をすることによってどれぐらいまで維持ができるのか、そこをお示しをいただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） はい、お答えいたします。

機械化するといっても全ての路線で機械化できるわけじゃございませんで、代表的なところを言いますと、小瀬・土江線、旧鉄道跡地とか平山・中野線の農免道路でございますが、宮下・宇都線、半島基幹農道とか、そういう大きな長い路線をカバーできるということで、例えば1週間ぐらいかかっている作業は3日間ぐらいではカバーできるのじゃなかろうかというようなことで、今回は延べ一月ぐらいのリースを考えて作業を行うという計画を立てているところでございます。

○7番（平野栄作君） リースということは購入じゃなくて、機械を借りてということなんです

か。分かりました。はい、理解いたしました。

どうしても距離数については、もう減少しないわけですね。どうかして効率化をしていくか、あとはもう市ができないのであれば、地域住民の協力をもらうような形のことも考えていかないといけないのかなど。

前の質問のときも市長の方では、集落等の協力もというようなことも言われましたけれども、この質問に対してですね。その後、そういうことを地域にも投げかけられたのかなど。1回、市の方でやりますと、あとの軽微なものについては通られる方々で管理ができないか、そういう協力要請とか、そういうものはあったんですか。

**○建設課長（中迫哲郎君）** 協力要請ということは、1年に1回お願いしている集落伐採の要請は行っているところでございますが、そこにつきましても今年にはできないとか、そういう返事があったところは、こちらの方で作業班を回してということで対応しているところでございます。

それから市長はいつも、移動市長室なんかでも伐採の質問が多くありますので、その時は市長の方は、できれば皆さんで道路はきれいにしてくださいというお願いはいつもされているところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 前回も多分そのことだったと思うんですよ。手が回らないこともあるので、その時には集落の皆さんも加勢をしてくださいね、という意味での答弁だったと思うんですよ。ただ、その後そのまま言いつばなしじゃ誰も動かないわけですよ。ですから自治会なり、無理かもしれませんが、やはり1回はこういう形で市が整備をしますと。その後、気が付いたらちょっと手を加えていただけないでしょうか。また何かあったら連絡をいただけませんかというような話がしてあれば、やはりもうしないということは言われたいと思うんですね。少しでもできる範囲で散歩をされる人がごみが落ちていたらごみを拾うとかですよ、そういうことをやっていただけたらと思うんです。ちょっと危険な箇所があれば、そういうことをすぐ連絡してもらえとか、そういうことができると思うんです。

今回も賠償事故なんかが上がってますけれども、ああいうことも未然に防げる体制をつくっていかないといけないんじゃないですか。今年は非常に多いです。私も3回ほど連絡をしましたが、今見てみても大分中央線とか、陥没箇所がたくさんあります。だからあれを修理をしていくのも大変だろうし、その情報が、昨日パトロールをするというような回答がありましたけれども、ずっとこれを職員がやるというわけにもいきませんので、ある程度路線を決めて巡回されるということになるかと思えますけれども、やはりそういうところに地域住民の方々の声がダイレクトに届くようなシステムもつくっていかないとと思えますが、その点はどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

当然、担当課においては計画的に日常的に、そして管理するための点検を行っている、計画的に点検を行っているということでもあります。

ただ、点検が終わった後、また事故が発生するような状況が発生したということについては、多分地域の方々、あるいはそこを通る職員が、そのような状況になっているということの通報が

あつて対応がされるということになるかと思ひます。今年特に雨が多かつた関係で、本当に市道のあらゆる所で穴ぼこが発生していたところがございます。そして、そのことについては、その都度、担当課の方で修繕に追われておりまして、まだ結果的には全域補修が終わっていないというような状況でございますが、それにつけても多過ぎるということでございますので、それで担当の方でも点検できていない箇所があるんじゃないかなということで、「そのようなことについては全職員で対応するんですよ」ということを今回の朝礼でも、そして課長会を通じて2回ほど注意喚起を促したところでありまして。そのような箇所を発見した折には、すぐさま担当の方に連絡して、受けた担当の方はすぐ対処するということをするようにというような指導をしてきているところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 我々はよく市民の方々から伐採のこういうところをやってくれとかいうことを言われます。でも、予算の枠というのは本当に決まっているわけですね。だから特別なことはできないと、それも十分、分かっています。ただ、要望としてはこういうのがあるよということでお願いはしますけれども、やはり自分たちの地域ですので、市がやる部分と、その住民がやっていく部分、そこをうまく調整を今後は特にしていかなないと総体的には回っていかないのかなと思ひます。だから何でもかんでも市にお願いしますではなくて、やる場所は市がやる、でも市民もできる場所はやるというようなことにやはり変えていかないと、要望だけをやっていくという形では、どうしてもできる所、できない所、日が当たる所と当たらない所の差がますます増えてくるのかなと思ひますので、そこらあたりは十分また配慮して、市長も移動市長室なんかで回られますので、やはりそこあたりもうまく説明をしていかないと、今後はやはりこの志布志市の皆さんが一緒になって、この志布志市を住みよい形に変えていかないといけないわけですから、どの部分においても、やはりそこは必要になってくると思うんですよ、この道路だけではなくてですね。やはりそういう意識を市民の方々ももっていただきたいと思ひますので、今後そういう機会がありましたらそういう形でのところも市民の方々にもお願いをしていただきたいと思いますと思ひます。その点どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

移動市長室をずっと続けてきているところですが、その移動市長室の中で要望が多いのはやはり道路の整備、それから道路にかぶっている樹木の伐採、そしてまた安全対策とか、そういったものが、道路インフラに関するものが多いわけでございます。そのことで「すぐ明日にもやります」と返答できる部分もございまして、そのようなふうに対処するところがございますが、中には計画的にまた取り組まなきゃならないということがある。そしてまた、一旦そういったことを対処してもすぐまた、例えば雑草等については生えるわけですので、そのことについては集落の方で対応をお願いしたいということの要望はするところがございます。ということで、随分理解はいただいているなというふうには思うところがございますが、やっぱり景観に差し障りがある形でのそういった雑草の生い茂るところが出てくるということについては、まだまだ計画が追いついていないんだなというふうには思うところがございます。

○7番（平野栄作君） 計画を示さないと市民も分からないわけですね。この路線は2回しかできないんですよと。だから後については気が付かれたら近くの方々で対応をお願いしますとかいう形でのお願いになろうかと思えます。そういう意味でいきますと、そういう作業計画なり、そういうものもしっかりとしたものが作られていかないといけない。そしてまた、その計画に基づいて、実施状況というものが把握をされていかないといけないと思えますが、こういう計画というのは、今後作られるつもりなんでしょうか。

○建設課長（中迫哲郎君） 昨年度実施した箇所を今地図に、1か所に落として、どこをどのような計画で、手法でやってるといふのを今つくっておりますので、それを見ながら、少しどういう方法でやるかという計画は立ててみたいとは考えております。

○7番（平野栄作君） ぜひ、そうしてください。でないと我々も要望を受けて、どうなのかが全然分からないもんですから、この路線についてどんな維持管理をしているのか、そういうことが分からない中でやってくれということになります。ただ、予算の都合でどうしてもここはこれだけしかできないんだということであれば、その旨また持ち帰って説明もできることもあるわけですね。そこがもう本当に一方通行になってしまいますので、相互に理解しないといけないと思えますので、そこらあたりのことはお示しをしていただきたいなというふうに思っております。

橋りょう等につきましては、まだ見てないところもたくさんあるんですけども、建設課長どうですか。市内の橋りょう、ほとんど管理が行き届いていると思われませんか。

○建設課長（中迫哲郎君） 大変申し訳ないと思っております。前回の質問があった後、各支所、一応橋りょうのことについては少し手を入れてくれというメールも流して、指示をしたところでもございますが、結果的にこういう形でなかなかできなかった状況ということで、市内全体の橋りょうを見ましても特に大きな橋が目につくんですけど、なかなかやっぱり目皿のところとか、前後草が生えているところも多々見られますので、なかなか管理は行き届いてなかったということだと感じております。

○7番（平野栄作君） できれば1回強化月間なんか作ってですよ、総体的にもその橋りょうだけを回って、1回回ればいいわけですので、そういうことも検討されたらいいのかなと思えます。

この質問については最後ですが、先ほども冒頭言いましたが、市長はやると、この場で言われてそれが何年も置かれている、実行されていないことが今まで現にあったわけです。今後もうこういう体制でいいと思われませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私の方で「その件については対処します」と言った件については速やかに対処されているというふうに思っていたところでもございます。それがされていなかったということにつきましては、多分また私の方での再確認がされていなかった、またそれに基づいて報告もされていないというようなことがありますので、少しその流れについては確認できる体制を作っていかなきゃいけないと思っております。

ただ、一般的に議会でお約束した件、それから検討すると答弁した件について、すぐさま議会

終了後、一覧表をつくりまして、そしてその件についてどのような形で対応したかということについては、次の議会までにはチェックはされるということになっております。そのことがまた、現場で本当に対応されたかということについての私の方からの確認についてはされておられませんので、そこまでできるような形のチェック体制をとっていきたいというふうに思います。

**○7番（平野栄作君）** 箱物を造るんだったら造ってしまえばそれで終わりですけど、こういうものというのはずっと続くわけですよ。我々が1回質問をするということは、質問をしたその時だけで済む問題じゃないわけですよ。これがずっと続いていかないといけないんです。それが生かされないんだったら我々はここに来て、市民の声をここでどれだけ言ってもその場限りですよ。ほか同僚議員の皆さんもそういう形での質問をしていないと思うんですよ。我々はここに来て、市民の方々の意見を伝えて、良い方向にもっていこうという形で質問をするわけですので、そこらあたりは、きちっとやはり最後まで結をとっていただきたいなと思います。

もうこれ言っても時間がないので次に移ります。

次なんです、これはインフラの整備と先ほど市長が言われた、まさにその点なんですけれども、有明地区の蓬原開田、もうお分かりだと思いますけれども、この地区につきましては道路がほとんど市道であります。そして未舗装の箇所が多いんですね。15路線ぐらいあるみたいです。そしてここにつきましては、近年機械の大型化、そして専用の農機具を運搬するために大型車両等が非常に出入りする機会が多くなってきております。

未舗装のために降雨等によりまして部分的に陥没箇所が出てきて、いつも水がたまっている状態等が見受けられるところなんです。通行される方々が、もう低速も低速で、特に農業機械等を積載している場合は、もう本当歩く以下のスピードで通ってらっしゃるのが現状です。今、作業性を向上するために機械等も導入されて時間との戦いというような形になっております。

また、今年みたいに雨が多ければ、晴れ間を見ての農作業ということになりますので、移動をなるべく早く済ませるとことが求められるところじゃないのかなと思っております。

本来ならば全路線を早急に舗装化していただければ農作業の効率アップにもつながっていくということも考えられるわけなんですけれども、予算的な制約もあることは十分認識をしております。

そしてまた、東側の水田につきましては農道でありましたので、昨年3路線が舗装化されました。この市道が今後どうなっていくのか。耕作者の方々も非常に意識が高いようです。未舗装路線については路線番号が706番、供養松線ほか15線程度ありますけれども、この線について今後整備はどうされるのか、その見解を求めたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、蓬原開田内の市道は約28kmありまして、そのうち舗装整備されている路線の延長が20.4kmで7.6kmが未舗装の状態であります。

御承知のとおり、蓬原開田内の市道は農道的要素が高い道路であり、交通量も極端に少ない状況であることから、市道整備では優先順位がなかなか上がらず舗装整備ができていないところで



ございます。しかしながら、農道の事業で整備できる路線においては、市道を農道に管理区分を変更し、農業基盤整備促進事業等で行っているところです。今後も農業基盤整備促進事業等で整備できる路線があれば、市道の管理区分を変更して対応してまいりたいと考えております。

○7番（平野栄作君） 農道にして整備をするということですね。それにしても路線数が多いですよ。距離数がそんなにないのかもしれませんが、この優先順位というのはどういう形で決めていかれるわけですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 採択の優先順位ですが、ほ場内で交通量がまず多いところが多分優先になるし、その後、路面の状況が非常に悪いという緊急性、そこら辺を特に見まして優先順位は決めていきたいと思えます。

○7番（平野栄作君） 交通量っていうのは誰が見るんですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 交通量につきましては、そのコンサルが実際に入って交通量調査とかいうのはできませんので、通常第三者、地域の方々の聞き取りとか、そういうものをもって交通量の優先順位は決めていきたいと考えています。

○7番（平野栄作君） もう1点お伺いしますけれども、この706の供養松線だったかな、人家がある所の前後、舗装済み、先と後、未舗装、それも250m。そして、その路線は墓地がある関係で人通りが非常に多い、そして地元からも要望がある。そして要望書も過去2度提出をされ、今回市道としては舗装はできないという回答が自治会に届いているようです。

そういうところの交通量というのは多くないのでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまお聞きした路線の状況を推察しますと、多分、他の農道よりはずっと交通量が多いということになりますが、先ほどお話ししましたように市道でございますので、農道に変更して後、整備ということになりますので、ただいまの路線につきましてはそのような方向をとらせていただきたいと思います。

○7番（平野栄作君） これはちょっと地元でも、この路線については話題になっているんですよ。確かに人家があるというのは、まあ昔で言えば人家があるところを優先に舗装していくということでしたけど、この路線は人家はあるんですよ。こっちの市道から250m未舗装であって、人家の周りだけはずっと舗装化されているんですよ。同じ1路線ですよ、それも3分割されているんですかね。未舗装の場所が手前と奥にあります。これ自体も地元の方々は分からないって言うんですよ。なぜ手前250m一括でしてくれなかったのか。向こうは水田ですからそれはいいんですけど、そこを通過して墓地がある、そこに行くんですよ、その近くの方々は。なぜその手前側が250mだけ未舗装なのと。ですから今まで2回ほど要望という形で集落からも上げておりますが、市道であるからできないと。この前も行きましたら、もう市道はほかのところを整備をしていかなければいけないから市道での整備はできないという回答でしたけど、それはそれでいいとしても、それは過去のことだからもう分からないと言われればそれでおしまいですがけれども、今後このような形の整備というのはおかしいんじゃないのかなと。特に地元の方々が理解してない中でこういう形が起きている。この点は、市長はどう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ちょっと私もその路線については多分あそこかなというふうに感じているところでございますが、状況としまして整備の要望書が上がっていながら市道であるので整備できないということについては多分、もうちょっと説明が不足していたんじゃないのかなと。今ほど答弁しましたように農道として整備する方向性がありますよということのそのような話、地元に対する話が不足していたのかなというような気もするところでございます。

改めて精査いたしまして、そのことについては農道に変更できる形で取り組みをしてまいりたいと思います。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、利用される方々の立場に立ってやはり考えていただきたいなと思います。そこあたりも事務的なことじゃなくて、そこを通ってらっしゃる方々に聞いて、ヒアリング等をして、その上でやっていただきたいなと。要望があるわけですから、そこらあたりは利用していらっしゃる方々に聞くべきではないのかなと思います。

それとこの地区においては、昨日質問がありましたが、多面的機能支払交付金事業の枠の中には入っておりません。今度立ち上げをしようか、今準備をしているところではあるんですけども、そうしたときに、この路線全てを一括して農道に変更するのか。それとも逐次、整備をする部分だけが農道に移っていくのか、そこはどうなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成28年度においても農業基盤整備促進事業で行う路線を計画をしているようでございます。ということで予算的にも限度がございますので、要望があった箇所について、そしてまた危険度が高い箇所について順次、整備していくということになるかと思っております。

○7番（平野栄作君） 1点だけ教えていただきたいと思っております。

この多面的機能支払交付金事業等については、道路とかも整備ができるわけなんですけど、これは市道の場合は整備はできるわけですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 多面的機能支払での区域設定ですけども、その中で5か年の計画を立てていただいて、それぞれ毎年計画的に修繕等をやってもらっている状況でございますが、長寿命化の中では土水路をコンクリート水路、あと砂利道を舗装という形での計画を上げてもらっております。

実際今現在、長寿命化で実施されているところも水路、そういう工事を発注されて、砂利道についてはコンクリート舗装が主なんですけど、そういう実施状況であります。

その中でその対象になるのは農道となっておりますので、市道は一遍農道の方に管理区分を下げた形にして、その後計画に入れるという状況になります。

○7番（平野栄作君） 市道ではできないということですね。向こうの方の取り組みが、事業の取り組みが遅いもんですから来年あたり1区画やってみて、そして広げていこうということを考えてはいるところなんですけど、今後、地権者の理解を得ないといけませんけど、やはり市としても非常に厳しい情勢の中で、こういうほかの事業を持ってきてですよ、整備することも可能になる

わけですよ。ですからそれが可能であれば、そこあたりも含めた形で、この事業導入とあわせて農道への変換、そういうことも一緒になって考えていく必要も出てくると思うんですよ。でないと全部がその農道にしたからといって舗装ができるわけでもありませんし、今、言った道路についても傷んでいる部分っていうのはごくわずか、部分的な部分が多いもんですからそこらあたりだけをコンクリートにすれば、ほかのところは砂利道でもまだ通れるというところもありますので、そういうことも考えてこの路線の整備というのは進めた方がいいと思うんですけれども、そこについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道であるならば4 m以上というようなことで整備するというございますので、それらが必要かどうかということがまた地元の調整があらうかと思えます。そういったのも含めまして、地元の方々と十分相談しながら市道であるならばひょっとするとまた2年、3年、4年、5年というような形で長くなるかもしれない。また、農道整備であれば優先度が高くなりそうですねというようなお話をしながら整備については取り組みたいと思えます。

○7番（平野栄作君） 市道じゃなくて、結局、多面的が導入できる地区については農道にしてもらえば、多面的機能支払交付金事業の中でも整備はできていくわけですよ。そういうことを進めていくのであれば、その事業と総体の舗装化、そういうところを打ち合わせをしながらやっていけばより効率的に整備ができるんじゃないかというところを申し上げているんですけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししております農道につきましては、農業基盤整備促進事業のお話をしたところのございます。多面的機能交付金事業で整備するというございますので地元が進められるということであれば、私どもの方としましては、その市道については農道に用途変更をいたしまして、その事業の中で取り組みをしていければ、更に早い形での整備が進むものというふうに思えます。

○7番（平野栄作君） だから農道にして基盤整備の方でやるのか、それと多面的の方でやるのか、そこらあたりをうまくミックスした形で地権者の皆さん方にも説明をして、この路線はどうしても全面舗装にして欲しい、この部分についてはもう多面的の方でいいんじゃないかと、そういうことで多面的事業の方の導入促進にもつながるんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味合いで今、お尋ねをしたところなんですけれども、やはりそういう形で二本立てでやっていると、部分的で済むところは自分たちでこの事業を活用してやっていると、そして、この分についてはもう市の方でお願いしていくと、そういう区分けをちゃんとしながらいくとですよ、より早い段階でほ場の整備が進んでいくんじゃないかと思うんですけど、その点もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の御指摘のとおりのございます。今、担当の方でそれぞれ答弁しているところのございますが、担当は担当の事業でしか物事を考えないというような傾向がございます。そういうことで、この路線については別な事業を当て込んだ方がいいのではないかなというふうな発想というのはなかなか出てき難いのかなというふうに今、思ったところのございます。そういうこと

につきまして地元の皆様方で要望が上がってきた部分につきましては、それぞれの所管だけでなく、他の所管もあわせた形で協議をさせまして、いち早く整備ができるような形をとってまいりたいと。そしてまた御指摘のとおり、この多面的機能の事業につきましては、こういったことができるんだよということについても、全市についてお話を申し上げたいというふうに思ったところでございます。

**○耕地林務水産課長（立山憲一君）** 今、平野議員がおっしゃるとおり、効率的な事業配分という形で考えますと、農道ができる部分、市道でできる部分をうまく調整しながら、やっていけば私もいいと思います。

それで多面的機能支払の計画を実施される時には図面を持って、関係建設課等と打ち合わせながらより良い効果的な計画になるよう、また協議していきたいと思っております。

**○7番（平野栄作君）** ぜひそうしていただきたいなど。そうすることで耕作者自身が助かっていくわけですので、市の方がやる部分とこの事業を活用して自分たちがやる部分、そういうところのメリハリをつけながら、総体的に早い段階で改善ができればいいのかなと思いますので、ぜひそこについては、今後進めていっていただきたいと思います。

続きまして、防災行政についてお尋ねをいたします。これにつきましても23年12月と26年3月の定例会で質問をさせていただいております。

まず、今回備品について質問するわけなんですけど、これはこの前、非常招集訓練が行われました。私まだ消防団員ですので参加をいたしました。森林火災を想定した訓練で、消防署との合同訓練でありました。

その時、消防団の小型ポンプで防火水槽から揚水しまして、消防団のポンプ車に中継をします。ポンプ車から消防署のタンク車に中継し、タンク車からホースを延長しまして、分岐を入れて消防団と消防職員に水を送るという流れでした。

この時感じたんですけれども、水の調整は、くむ側、送る側が入ってきておりますが、最終の量を決めるのは消防署のタンク車が元になります。ここは送る量を増やしたければ元はもうちょっと送らないといけない、圧を上げないといけないということになります。それは先からまた発信されていくわけですね、情報が。

これを見ていた時に消防団長もいる、小隊長も火点側にいらっしゃいます。職員の方が無線でやり取りはされます。消防団員も分団長が揚水している小型ポンプとポンプ車の方には連絡は取れます。ただ、タンク車とは全く共有できない状況なんです、今の無線状況だと思うんです、私の認識違いかもしれませんが。

そうした時にこれが今回の分は見えている範囲でしたので、まだ走ってでも行ける距離です。一つ一つが50mぐらいずつ離れていったときに200m、300m先になっていきます。そうした時の水圧のやり取り、水が欲しいんだけど、一方では分団長から小型にもうちょっと送れと。ポンプ車は入ってきた分を入れてきただけ出せます。タンク車は今度はそれを元にするわけなんですけれども、足りないとなった場合は送りたいけども受けてない以上は送れないわけですね。そういう自

体が発生してくるわけです。そうした時に何かと言うと、やはりそこには消防署と分団員が共有できる無線が必要になってくるんじゃないのかなと。

いろいろうちの機関員とも話をしたんですけれども、できたらタンク車に1台消防団が使っている無線を配備していただければ、各現場、消防団のやつは統一周波数だと思いますので、そこで一つはクリアできるんじゃないかなというようなことがありました。その点が一つですね。

それともう1点は、昔は車載の無線機がありまして、スピーカーにもつないでおりましたが、今はもうその車載自体がほとんど利用することがありません。そして簡易無線機です。そして今、分団に5台ずつ配備がされていると思いますが、現場に行くとエンジン音がものすごい音量です。そうした時に無線の音がかき消されてしまうと。これをクリアするには、やはり車両自体に拡声器なりが付けられて、その簡易無線の音量を拾えるような形ができないのかなということがありました。

そして3点目が防火水槽です。40tとか決まりがあります。山林火災の場合はどうしてもそれ以上の水を使います。そうした時に、今、畑かんがありますので、畑かんの施設から水をとって防火水槽に移して、防火水槽からまたくみあげていくというシステムをとります。その時に器具ですけれども、これは1セット今、配ってあると思いますが、できたら積載車、ポンプ車それぞれに配置ができないかということ。

そしてもう1点は、畑かんから防火水槽に水を移す時にホースで持ってきますので、そのままだとホースの先は振ります。ですから分岐を重し代わりにして中に入れますが、分岐をしても動くんですね。だから団員がずっと固定していないといけないんです。そうした時に非常にロスが出ると。特に今回の場合は訓練でしたので24名という参加者でありましたので問題はありませんでした。人員が少なくなった時にほかにまだやることがたくさん出てまいります。そうした時に、そこを減らすには一つの金具があれば、そこでもう防火水槽の方に落とせる。そういうことはできないかということがありました。

今、一つの訓練の中からもなんですけれども、この前訓練に参加して確かにそうだなと。欲を言えばまだいろいろあるんですけれども、今回の訓練を通じて感じたこと。そして、これからまだまだ備品については整備をされていくものだとは思っておりますけれども、今言ったその点について当局としてはどのように感じていらっしゃるか。

そしてまた、幹部会等でも話はあると思うんですが、そういう話題は上がっていないのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで消防団の資器材整備につきましては、消火活動用資器材や簡易型無線機等の情報伝達器材の整備を幹部会等で協議検討し、行ってまいりました。また、平成25年12月に公布施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づきまして、消防団装備の配備基準の改正が行われ、装備品等が示されたところであります。そこで配備基準に基づきまして、消防団員の活動における安全確保のための平成25年度には編み上げ靴、平成26年度には活動服、

本年度は夜間活動用の携帯型投光器や発電機を幹部会での検討を踏まえながら順次、整備しているところでございます。

今後につきましても、幹部会等で協議検討しながら順次、整備していきたいということでございます。

そして、ただいまお尋ねの先日の訓練の際に感じられたことについてのお尋ねでございますが、現在消防署と消防団の情報交換につきましては、それぞれの無線機の周波数や形態が違うため、現場で口頭等により確認をしているところでもあります。今回実施しました訓練では、消防署のタンク車に無線機を持つ消防団員を配置しまして、圧力の調整等について消防署と連携を図ったところではありますが、このことにつきましても様々な課題があるということでございますので、そのことにつきましてまた、訓練あるいは幹部会等を通じまして検討させていただければというふうに思います。

そして機関員の情報収集、特に小型ポンプを操作している時に音が聞こえないということですが、このことにつきましてはイヤホンみたいなものもあるようなふうに認知しておりますので、このことについても調査を進めさせていただきたいと。

そしてまた畑かん用のアタッチメントでございますが、現在各分団に2組ずつ配置がされています。また今後、各車両ごとにとということにつきましては順次ということになりますので、御理解いただきたいと思います。

それから畑かん水を防火水槽へ給水という際に、そのようなことについての課題があるということでございますので、この課題を解決する資器材があるかどうかということについても調査をさせていただきたいということでございます。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 有明方面隊の非常招集訓練につきましては、本当に御協力ありがとうございました。8月21日から30日にかけて4分団で実施したところでございますが、2分団がちょっと天候の関係で延期になっているところでございます。

今、市長がもう答弁いたしましたけれども、いろんな課題が議員おっしゃるようになっているかと思いますが、これらを含めました形での幹部会につきましては、まだ開催しておりませんので、近いうちにまた開催することになるかと思っておりますので、出された御意見等につきましてはまた幹部会等で申し上げて、いろいろ今後の対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

**○7番（平野栄作君）** ぜひそうしていただきたいと思います。

いつも思うんですけども、こういう訓練、これ自体はもう何年振りですよ、今年2回ですか。1回私も出ていませんが、やはりこういう訓練の後には参加した消防署員もできればいいんでしょうけれども、反省というんじゃないんですが、課題は何なのかということとその場その場で上げるべきじゃないかなと思うんですよ。多分、いろんな形でやって、それでホースを干したら終わりですよ、いつも。じゃなくて今回言ったのは、連絡が取れないもんですから放水をやめなかったんですよ。だけどデジタルも山間部で無線が届きにくいということで、ホースはもう圧で破裂したんですね。そういうこともあったもんですから、やはりそういう部分からするとやはり

この連絡というのは重要だなということで今回質問したんですけれども、そういうことがやはり訓練をしてその場で良かったよということじゃなくて、器具に何か課題がなかったのか、人的配置に何か課題がなかったのか、そういうところまでを、せっかく本部を構えているわけですよ。見て、この部分が悪いんじゃないかとか、この器具についてはどうなのかとか、そういう検証がないんですよ、今まで見て。なぜそれをされないのか。せっかく、うちも24人出てくるっていうことは余りないんですよ。本火災のときでも20人は下回ると思います。なぜそれができないのか。せっかくこれだけのことをしててもったいないと思ったんですよ。その点いかがですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 御指摘のとおりだというふうに考えております。本部を設置いたしまして私もおりました。もちろん方面隊長以下、幹部もおりましたので、逐次状況等は見えておりました、そして特に4分団、実施としては今のところ3分団ですけれども、特に実施する中で、終わった後に方面隊長や副方面隊長の方から特に気が付いたこと等については、指示もあるところでございますけれども、私どもおっしゃるとおり、これで終わりではなくて、今回実施したこのことをそれぞれまた分団等でも協議をしていただいて、課題となるようなことを、さらにまた方面隊の会合の中で分団長等を通じて一緒に協議をさせていただくようなそういう場を設けたいというふうに思っておりますので、本来であれば、その場で全部できるような形の体制がいいのかもしれないけれども、今回なかなかそこまでできませんでしたので、議員のそういった御意見等をまた方面隊長等に伝えながら、それぞれの分団の御意見を聞いた上でいろんな対策を今後練っていききたいというふうに考えているところでございます。

○7番（平野栄作君） 大事なことだと思うんですよ。通常火災に行くほとんどタンク車が先に着いて、タンク車に水の中継するのがほとんどの役割になってきてますよね。なんだけど、そういうところは距離が近かったりするもんだからまだ連絡はいいんですけれども、これが山林火災とかなった場合は、どうしてもその大抵はもうタンク車が先に行くわけですから火点側に。そこに水を後から送っていくわけですので、そういうところの連絡体制ですね。そしてまた、それが終わったときに本当にその現場、現場で違うと思いますよ反省点というのは。だからその現場で何が良くて、何が悪かったのかということは、その都度検証しておかないと、その事例というのは次に当てはまらないわけですから、やはりそれを基にして次はこういう形でいこうということを我々もやはり認識をしていかないといけないと。ただ、今まではやりっぱなしというか、訓練をしたならそれでもう終わりですよ。それじゃなくてもうちちょっと深めていかないといけないのかなというのを感じたもんですから、今は備品については大分認識をしてもらっていると思いますので、今後整備をまた詰めていただきたい。幹部会の中で協議をしていただきたいと思います。

そしてまた、今の訓練のことも今後精度を高めるためには分団員一人一人の自覚を高めていく必要がありますので、その点まで踏み込んだ形で、せっかくやっていることを生かしていただきたいと思います。

それと、火災等が発生した場合、我々には今メールが入るようになりました。ただ、23年12月

に「団員へメール配信できるような形で予算化を考える」と市長も答弁されまして、その後26年3月に総務課長の方で「消防団へメール登録を推進して、全団員への情報伝達をしたいというふうには思っている」というような回答があったわけですが、今現在、消防団員に対してのメール配信は行われていないということみたいですが、この点については今後どのような形で進められていくのか、この点についてお示しをいただきたいと思います。

○総務課長（萩本昌一郎君） メール配信につきましては、現在、分団長以上の団員に火災発生等のメールの配信を消防組合の方から行っているところでございます。こちらの件につきましては、今御質問がございましたように、そういった折に幹部会でお知らせをさせていただいたところでございますけれども、結果的に現在、幹部が主というような形での登録になっているところでございます。

今後は、また幹部会等でもお伝えを再度させていただきますけれども、消防組合のメールの配信状況、そういったものを確認しまして、再度、幹部会等で収集をさせていただきまして、そういう状況等が取り組めるような体制を早急に検討させていただきたいと思います。

○7番（平野栄作君） 今、本当に分団員も昔と違ってJAの方々は少なくなっていますよね。サラリーマン化して地域にいらっしゃらない方が多いんですよ。でも、もし何かがあった場合は駆けつけられるっていう方もいると思うんですよ。我々もですけども、やはり市外へ出て、メールがあれば「あっ火災があったんだ」と、そういう形で気付くわけですのでやはりそういう部分について、確かに個人情報とかありますけれども、防災無線流すわけですよ。防災無線の情報でいいわけですよ、極端に言えば、有明地区の原田校区のどの辺と。あれだってあいまいですよ。誰々宅とまでは言っていないわけですよ。それぐらいの情報でもいいと思うんですよ。早急にメールについては実施をしていただきたい。そうでないと本当に昼間は集まりが少なくなってきた。昔からすると、昔は20人を超えていたのがもう10人ちょっと、へたをすればもう10人前後という状況がずっと続いていますので、この部分については、ぜひ早急な取り組みをお願いしたいんですが、その点をもう1回お願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） 近々開かれる予定の幹部会等で強くこういう要請なり、御意見があったということをお伝えしまして、消防組合とも十分協議をしまして実現するような形での検討をさせていただきたいというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 一刻一秒を争うわけですので、火災の場合はですね。私の集落でも火災があって本当もう最初火が上がっているときに私も駆け付けたんですけども、もうどうしようもできない状況で、それを見ると、やはり一刻も早く団員の車等が駆けつけてくれば家の方々というのは少しは安心されるのかなと。延焼を非常に気にしていらっしゃった、そういう思いに応えるためにもぜひ早い招集ができるような取り組みをやっていただきたいと思います。

次に移ります。同じく前、機能別消防団の導入について質問いたしましたけれども、その時には「情報収集などをして調査をさせていただければ」と回答を市長はされておりますが、その後、本市におきましても昨年度女性消防隊が設置されまして、一步は前進したのかなと思ってはいる



ところですが、この前もありました桜島の警戒レベルが上がった件、そしてまた今でも地震の影響等が起こったときに危惧されるわけですが、そういうものを見越した時にはやはりこの機能別消防団の導入というものを早い段階で進めていくべきではないかと思いますが、この点について市長、どう思っているか。

それと調査をした結果、どう思われたかをお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、消防団の現状につきましては、定員が495名ということで495名に対しまして465名ということで、充足率につきましては合併後約95%前後を推移している状況でございます。過疎化やサラリーマン化が進みまして、特に平日の昼間の災害発生時の迅速な対応について検討が必要というようなことでございます。

そこでそれに対応するため、平成23年12月に御質問いただきました機能別消防団員制度につきまして、これまで幹部会等で団員確保や消防災害支援隊の設置も含めた形で検討をしまいったところでございます。

検討内容としましては、常備消防の強化や昼間市内にいる市役所職員の入団、分団の再編等により、現在は平日昼間の火災発生時等の体制が確保できている状況であるが、今後については団員数の推移や地域の状況を勘案しながら検討したいとなったところでございます。

なお、昨年任命いたしました女性消防隊の活動についても、ひとつの機能性集団と考えられるところございまして、また機能別消防団の位置付けではありませんが、先日市内郵便局と道路等の損傷状況の情報収集や広報活動を定めた災害時の相互協力に関する協定を締結しまして、災害対応の協力体制の整備が図られたところでございます。

○7番（平野栄作君） 機能別団員、分団制度というのは総務省の消防庁の方にありますけれども、これいろいろあるわけですよ。女性消防団もその一角でございますし、火災予防とか広報を目的とする団員もいらっしゃる。そして支援隊、そういうものもこの組織の中に含まれるのかなと思います。ただ、我々の地域は本当に今言われたように高齢化が進んでおりまして、消防団もその集落、その校区にいないというような状況があります。もし何かが発生した時に機能できないという状況も実際に出てきているわけなんです。そういう時にこの機能別消防団、こういうものが役に立っていく。そして後の質問にもつながりますが、やはり自主防災組織の育成がなかなか進まないという状況であろうかと思いますが、そういう推進、意識啓発、そういう意味合いの中でも、この消防活動だけではなくて、そういう意識啓発という形での分団員の組織、そういうことも必要になってくると思いますが、その点についていかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

機能別消防団につきましては、幹部会等で協議がされまして、定足数の充足率を高めるというような観点から、現在そのことについて消防ないしは災害活動につきましては対応できている。今後、団員数が減ったときにはそのことについては取り組みたいということにされているようございます。

ただ、今お話がありましたようにいざ、災害が発生した時、火災が発生した時に地元におられる方が極めて少ないということでございますので、市としましては、例えば特定の災害活動や役割を担う形で消防署OBや消防団OB、あるいは企業等に勤務されている消防団員ということの活用を深めるというようなことになろうかというふうには考えているところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 実際の火災には出動しなくていいんですよ。やはり火災に出動するということは危険性も伴いますし、やはりそれなりの訓練を受けている消防団員でないと無理だと思います。ただ、そのほかをカバーするものが機能ということになろうと思います。その機能というものが幾つも分かれているわけですよ、広報であったりとか。和歌山の消防局なんですけれども、これはOB団員というのを位置付けています。これは消防団の分団長を経験した以上の方、そしてまた消防署の職員のOB、そういう方々でそういう組織をつくっていると。これは何をするのかというと、消防訓練の指導補助、そしてまた大規模災害での負傷者が発生した場合の災害救助活動、そういう形での役割を担っているというようなことです。ですから実際、何が起こるか分からない、そういう状況が今本当に足元に迫ってきている中で、我々はやはり自分たちの命は自分たちで守る、そういう形をとっていかないといけない。しかし、今高齢者も多く、なかなか難しい部分が出てきております。そういうことを広域的にカバーしていくという意味の中では消防団とかいう組織は確かにあるんですけども、消防団は消防団でまた別な役割が出てまいりますので、ほかの部分を担当する組織として、この機能別消防団の導入ということを考えてみてはいかがですかと提案をしているところなんですけれども、その点をもう1回お願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、消火活動は本来はやはり消防団、消防署が担わなきゃいけないということでございまして、消防活動をサポートするいろんな形の消防支援組織みたいなものについて、当然あれば消防活動が更に高まってくるということになろうかというふうに思います。そういうことで消防署のOBの方々、それから消防団のOBの方々ににつきまして、今後機能別消防団に類するものとしての取り組み、働きかけ、結成の支援というものについては考えてまいりたいというふうには思うところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 消防署のホームページを見てみますと、機能別消防分団という形でバイク隊とか女性消防分団、これはうちにもありますね。水上バイク隊、大規模災害のみ活動する分団というような形で、いろいろな位置付けがなされているようです。ですからどうするというんじゃなくて、やはり市民の方々にそういう意識を持ってもらうということと、防災に対する意識高揚ということを経済まで浸透させていく、そのきっかけづくりの一環だというふうにするわけなんです。そういう形でそういうチームをつくっていくことによって、チームに入った方々は意識が高まっていきます。それをまたその家族なり、その地域なりそういうところで広げていただく。そしてまた訓練等があった場合には率先して参加をしていってもらって手伝いってもらう。そういうこともその一環にはなるのかなと思っています。そこについては女性消防団等が今後、活躍をしていくんだとは思っておりますが、ほかにも広い枠の中でいろいろなものがあ

ります。オートバイ、モトクロス等が好きな方々についてはそういう方々に声をかけとって、もし災害があった時の通信の役割を担ってもら。前は郵便局のバイク隊というのがありましたが、そういう方々でまた編成をしてもらおうとか、無理をしなくてもその事業所における特性がありますので、そういう特性を生かして、それを防災という組織に結び付けていく。そういうことでもまたひとつ違った意味合いになっていくのかなと思っています。そういう組織がたくさん集まることによって、市民の防災意識の高揚、そういうことにつながっていくものではないかなと思うんですが、ぜひこの部分については進めていっていただきたいと思いますが、最後にもう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

機能別消防団につきまして、様々な団体の結成が可能だということのお話でございます。その中で特に事業所の中での消防団というものにつきましては、多分、このことについてはそれぞれの事業所において緊急時に対応する組織づくりはできているんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

また、この点について機能別消防団として市と連携ができるかどうかということについて、また当該事業所において、そのような組織がつくられているかどうかということについては今後、調査をしてまいりたいというふうに思ったところでございます。その上で、もしそのようなきちりした防災、防火の組織が企業内にあるとすれば、私どもの消防団組織と連携したような形の取り組みというものについて協議ができれば有り難いというふうには思ったところでございますので、そのような調査をさせていただきたいと思います。

○7番（平野栄作君） 調査はぜひやっていただきたいと思います。

この後の質問に関連するんですが、各地区に自主防災組織がどんどん立ち上げをされていると思いますけれども、そういうリーダーをひとくくりにした形での消防団じゃないですけど、そういうグループをつくる。この消防団という形にこだわるもんだから、ネーミングにこだわるもんだからちょっとおかしくなると思うんですけれども、そういう方々でよりどうしたら自主防災組織が末端まで浸透していくのか、そういう会を持つ、そういうこともひとつの手ではないかなと思うんですよ。

だから今、各企業においては企業なりの防災だと思いますね。じゃなくて、その企業を中心として、その企業が持つ機動力をその地域に生かしていくという意味合いでのこの機能別ですので、言えば建設業の皆様方は重機等を持っていらっしゃる。そういう建設業の方々が災害時には一括した機動力をフルに発揮してもらうために、そういう形でのグループを作っておく。そして一同に災害に対して手伝ってもらおうと、そういうことも一つのグループ割にできるんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味で消防団という言葉がちょっと私もネーミングとして引っかかるものですからそうなんですけれども、実際そういう形でのグループを幾つも作っておくことで、また新たな流れにつながっていくと思いますので、ぜひこの点については調査を進めていっていただきたいと思います。

最後の質問になります。自主防災組織関係でありますけれども、この事業につきましては、公民館を単位とした共生協働型地域コミュニティ活動創出支援事業から始まりまして、自主防災組織育成支援事業に移り、その後は自治会を単位とする自主防災組織機材整備事業と自主防災組織育成事業として現在、取り組まれております。

今まで公民館単位での事業が2か年ですかね、市内全域ではちょっと年数がかかっておりますが、その後、自治会単位の事業という形に広がってきておりますが、現時点での自主防災組織の組織率の状況はどのようになっているのか。それと今の組織率の現状を踏まえて、今後の組織活性化及び定着化に向けた取り組みをどのように進めていかれる考えかをお示しいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、自主防災組織の組織率でございますが、本市の組織率は、平成27年4月1日現在で83.6%でございます。年々組織率が向上しているところであります。その自主防災組織の設置や育成強化を目的に、平成19年度から公民館区を事業主体に共生協働型地域コミュニティ活動創出支援事業をNPOと連携しまして防災づくりや防災ハンドブックの作成もしております。

そのようなことで、今後もこの公民館組織、そして自治会組織と連携しながら自主防災組織の組織率の向上を目指してまいりたいと思っております。

○7番（平野栄作君） 今現在83.6%が組織をされているということですが、この中で実際に活動をされている組織を把握されておりますか。

○総務課長（萩本昌一郎君） はい、組織率につきましては、市長がただいま答弁しましたように83.6%ということで、自治会の組織をメインにしながらこういった設置率になっているところでございますが、ただ、実際の活動をされている内容等につきましては、特に聞き取りを現在行っておりませんので、このうちの幾つが具体的にどういう活動をしているかというのは今のところ、私どもは把握をしていないところでございます。

ただ、今現在補助事業等を設けておりますので、その補助事業の中でハード、ソフトの方の活動をしていただいているところは、27年度で現在で今のところ8件ということで、8自主防災組織の方でそういう活動をしていただいているところでございます。それ以外のところで83.6%のうちの幾つがどういう活動をしているかについては今のところちょっと把握をしていないところでございます。

○7番（平野栄作君） 組織率は県でもよく出してますよね、市町村ごとに。100%というところが何箇所もありますよね。でも、研修等に行くと実際やっているか分からないというような回答なんですよ。おかしいですよ。確かに普及というか、そういう意識を持っていただくということで市の方でもこういう事業をずっと進められていると思うんですけれども、やはり結果ではないんですけれども、問題点いろいろあったと思うんですよ。共生協働型地域コミュニティのときもあったですよ、いろいろ。公民館でやらせてもらいましたけれども、マップを作ったりと、ただ単年度作ったマップが今、機能してないんですよ全然。何だったのかなと思って。その後、

また公民館で自主防災組織育成事業、これで各自治会にそういう組織をつくってくださいよというのを校区の方が音頭をとってやったり、そして今度は自治会に対して補助を出していると、これが3年間という事業です。

ただ、この補助金の中はもう一律で、先駆的にやりたくても縛りがどうしても補助金の枠の中でするので出てくると。ですからやはり先駆的にやりたいところは、またそういう別枠とか、そういうのも考えないといけないのかなと。やはりその実態を把握して、良い活動を行っているところをモデル的に出してもらって、そういうところと意見交換をしたりすること、そういうことも一つではないかなと思うんです。今までのやり方でいくとずっと補助金を流して行って、それが結果、投資額がイコール意識向上率につながっているのか、非常に疑問に思うところなんです。だからこれだけのことをやっているわけです。

我々も地元では取り組んでおります。今年もうちを入れて2団体ですか、実施をしております。なるべく負担をかけないような形で意識啓発をしたいということで、校区とも連携しながらやっておりますけれども、そういう形ですよ、面倒くさいとかよく言われるんですけども、いやそうじゃないんだよと。日頃からやはり意識してないと何かがあった場合、動けないわけですので、非常食料なんかも備蓄しておかないと何もできないわけですからね、災害があった時は。だから日頃の備えなんです。だからその点をもうちょっと前に出していけないのかな。ただ、その結果も把握せずに補助金だけが毎回毎回名前を変えて続いてきているというような状況がかいま見られるもんですから、この点については、やはり改善が必要じゃないかなと思うんですが、その点について回答をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在まで自主防災組織の組織率を高めるということのみに専念しておりまして、ようやく83.6%になったということでございます。御指摘のとおり100%に達している自治体があることでございますので、私どものまちとしましても100%を目指したいなということの努力は重ねているということでございます。

そのような中で、さらに組織において充実した活動をしたいというところにつきましては、立ち上がった組織につきましては、防災訓練や資機材整備に係る経費の助成を行っているところでございますが、資機材整備に係る更なる経費の補助を受けているところでございます。ということで、全体的な自主防災組織の活動についての現段階での把握はしていないということでございますので、このことについても報告を求めながら、この自主防災組織がまさしく自主防災組織として機能できるような指導をしてまいりたいというふうには思うところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 私は、組織率を高めるために今、言ってるんですよ。というのが全く分からないところがやってくれと言ってもできないわけなんですよ。だから実際やって、こういうことをやっていますよという事例が幾つかあって、あっこれってうちで取り組めるなというのがあればまねをすればいいんですよ、最初は。そういうものを出すべきだと思うんです。全く無く文字だけで自主防災組織という難しいものをボンと出す。我々がいくら言ってももう引いて

しまうんですね。じゃなくて、ほかの自治会はこういうことをやっていますよと、伐採作業の後に避難場所の確認をすとか、集落内の高齢者の安否確認をすとか、そういうことでも活動になるわけでしょう。だからそういう事例を毎年報告で上がってくると思うんですよ。そこをピックアップして、この事例はいいなと思ったらこういうサンプルがありますよ、こういう組織をしているところがありますよということを流せば、取り組むところは出てくると思うんですよ。そこはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられたように、自主防災組織で積極的に日頃から組織の強化あるいは訓練に努められているところについては、本当にモデルとして私どもも、また参考にさせていただきたいと思ったところがございます。

ただ、私が組織率が100%にいかない原因というのは多分その自治会の組織自体が弱体化していて、役員を構成する力がないというようなところが残っているのかなというふうには思っているところがございます。ということで、今後は近隣自治体と連携した形での組織化ということについても御提案をさせていただきたい。そしてまた、今お話になったようにモデルとして、こういった形でやっていらっしゃいますよという形の具体例もお示ししながら、こういった形でやっていただけませんかというようなお話は申し上げたいというふうに思ったところがございます。

○7番（平野栄作君） 弱体化しているところは自主防災組織は要らないんですか。弱体化しているからこそ要るんじゃないんですか。1か所でする必要はないわけですよ。その近隣で、交付要綱にもありますよね、1自治会じゃないですよ、複数の自治会でも認められるわけですよ。そういう方向を目指せばいいわけですよ。だから市としてはぜひ作っていただきたい、100%を目指しているわけですから。こういう事例がありますよと、ここは3集落で作っていますよと。そういうパターン出していますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁したことは、まさしく今議員御指摘のとおりのことを私はお話したつもりでございます。今まで自治会単位でこのことについては取り組みをお願いしたいということのお話を申し上げてきておりました。しかし、残るところは多分、メンバーの組織の体制を作る力がないということであろうかと思っておりますので、そういったところに対しましては、今お話があったような形で周辺の自治会と一緒に組織を立ち上げていただきたいというようなことの御提案を申し上げながら100%に持っていきたいということでもあります。

○7番（平野栄作君） この事業が校区から始まって自治会に来ていると言いましたよ。反対だったらまだ良かったのかもしれないけれども、校区があるわけですよ。実際は校区の中で自主防災組織をつくるというのが最初の形だったんですよ。それができなかつたから下部で作る。校区の中では作っている所と作っていない所があるわけですよ。そうした時に校区が先導をとってここができないのであれば、この枠でできないかとかそういう試みができていくと思うんですよ。だからそういうところまで波及させないと、せっかくこんだけの補助金を出しながら、意識

も高まらない、そういうことではですね、ちょっと問題じゃないかなと思うんですよ。

ですからせっかくこの事業をやるのであれば、市長が100%を目指しているのであれば何かしら今までの事例を拾い上げて、どうかこういう形でやってみてくれと。まねでいいからやって欲しいと。そして、この部分についてはちょっと組織ができないから、この部分でカバーができないのかと、そういうことを校区に投げかける、そういうことを市の方が先導してやればまた違ってくるんじゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先日開催されました大隅地域振興局での行政意見交換会の場で、今お話があります自主防災組織の組織率についてのお話があったところでした。その中で100%を達成しているところがございまして、少し疑問に思ったところがございますが、例えば曾於市においても100%が達成されています。そしてまた、鹿屋市においても100%が達成されているということで、私ども自治会を基盤とする組織づくりをしているところにとっては到底信じ難い数字なもので、じゃあどういった形でされているのということになったときに、まさしく今お話があった校区単位の単位で100%が達成されているということでございます。

私どものまちでも今後、校区単位の自主防災組織づくりについて検討してまいりたいというふうに思います。そして、自治会単位の自主防災組織については従来どおり、組織の中で充実を努めていただくと。そしてまた、別途校区単位の自主防災組織を立ち上げていただきながら、全体としては100%というような形の市内全域をカバーするようなものをつくり上げたいというふうに思ったところがございます。

○7番（平野栄作君） やはり検証をしないといけないと思うんですよ。だからそういう中で上がってきた問題点とか改善点を整理しながらどうやれば定着していくのかということをしていかないと、やはり補助金が欲しいからやるということではまたおかししいし、それをするによって意識も高まっていくし定着率も高まっていくと思うんです。

そして今、また今度は校区という形になっていくと、どうなんですか。今度またこの事業っていうのはずっと続いていくんですか。

○市長（本田修一君） ただいまお願いしている自主防災組織の事業につきましては、26年度より28年度までの3年間という単位でお願いしているところがございます。しかし、このことにつきましては極めて共助というような観点から必要な事業というふうに思いますので、今後も更に年次を更新しながら取り組みは必要かというふうには思うところでございます。

○7番（平野栄作君） もう1点、共生協働型のコミュニティ活動創出支援事業、これを行われて市の方では何か反省点とかがありましたか。

○総務課長（萩本昌一郎君） お尋ねの共生協働型のコミュニティ活動創出支援事業につきましては、平成19年度からの取り組みとなっているようでございます。私今、担当なんですけど、その頃の反省点については特には聞いていないところでございますけれども、いずれにしても先ほどから議員が御質問されているように、その時協議したその内容が市民にしっかり浸透して、

そういう防災の方に役立っているかどうかというようなことをやっぱり検証するような、そういう場をその都度設けて、次のステップにいろいろと進むべきだなというふうに考えているところでございます。

今さっきから市長が答弁しておりますように、現在の状況を踏まえた上でどうしたら自主防災組織が本来のそういった目的を達成するような組織になるのか、今後検討するような場をですね、消防の幹部会等もございますけれども、そういった場等を通じながら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

**○7番（平野栄作君）** 何でかと言うと、危険マップなんかを作ってNPOの方に委託したですよ。良いと思うんですよ、来てもらって、なんだけど1回限りなんですよ。そしてさっきも言ったようにそのマップはもう次の年、出来上がった頃にはもう幾つかはもう使えない部分が出てきているわけですね。だからそういうことをするのであれば、やはりそれは継続してそういう災害マップ作り、そういうものは続けた方がいいと思います、どっかですか。1回で終わっていくもんだから後が続かないんですよ。その点どうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

公民館を単位としまして共生協働型地域コミュニティ活動支援事業で防災マップ、そしてまた、防災ハンドブックを作成したところでございます。これは平成19年度から年次を重ね順次整備したということでございまして、ようやく一巡りできたということで多分、今お話があったようにもう年数が経っておりますので、作った時と状況が違っているということについては、そういうことだというふうに認識しているところでございます。

また今後も改めてこのマップ作り、ハンドブック作りについては更新を重ねていく必要があるというふうには思うところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 更新が必要なものは更新をしないといけないんですよ。だからそういう機運づくりをつくっていかないと、結局1回したものは後には全然生かされていないのが今の現状ですよ。だからそういうことを考えて次の事業を組んでいくことが必要になっていくと思うんですよ。そうすることによって意識も変わってくると思うんです。そこあたりを踏まえた上で新しい事業をつくっていただきたい。その点を最後をお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

整備につきましても順次、重ねていきながら市全体に取り組みができたということでございますので、更新についても多分去年のものをすぐ今年更新ということはありませんということございまして、その点について御理解をいただきながら更新事業については取り組みをしてまいりたいというふうに思います。

**○7番（平野栄作君）** ぜひですね、1回やったこと、良いところはやはり続けていく。そして続けるところと続けないところ、そのメリハリが必要だと思うんですよ。そういうことを繰り返していくことによってこういう事業の意識っていうのは高まっていく。そして経費もまた有効な形で生かされていくと思うんですけれども、今回、前回質問したことについて再度お尋ねをい



たしました。我々も議員として市民の方々の日頃思っていることをこの場で伝えるためにこの一般質問というのはあるのではないかなど。年に4回の定例会の中で、限られている中でこうして質問ができるわけですので、我々の質問というのはやはり市民の代弁ということで、後々までをちゃんとした形で事業としては結末までとっていただきたいというふうに考えるところです。

もう1回、12月もあります、まだ幾つかちょっと気になる部分がありますので、任期折り返しまでの間に整理をさせていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。



午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆さんこんにちは。議員番号5番、小辻でございます。

早いもので9月に入り、毎晩が涼しく秋の訪れを待ち遠しく感じる今日この頃でございます。また、今年は早期米が不作だったということで普通米に期待をしておりましたが、稲穂の開花の一番大事な時期に雨が多く、日照不足で普通米も心配されているところでございます。

市長をはじめ、市当局の皆様におかれましては季節の変わり目でございますから体に十分留意され、市発展のために頑張ってくださいと願うところでございます。

それでは、市民から意見や疑問をお聞きしましたので、事前通告に従いまして市民の代表として2項目について順次、質問させていただきますが、午前中の同僚議員から一般質問の後の市の対応について指摘がありましたが、また先般の議案上程の質疑の折も事後の事務処理が遅いと思われる。予算もあるとは思いますが、できない理由や計画などを説明できれば市民の方は理解されると思いますので、早急な対応をお願いします。

また、このことにつきましては改善され得るものだと大いに期待しまして、はじめに国民体育大会について質問いたします。

まず、第75回国体で、本市は成年男子サッカー会場になっているところですが、現在の取り組み状況と今後の準備運営についてお尋ねいたします。

第75回国民体育大会である鹿児島国体の開催もいよいよ2020年の5年後に迫ってまいりました。鹿児島国体の愛称とスローガンを全国から募集したところ、愛称は「燃ゆる感動かごしま国体」、スローガンに「～熱い鼓動 風は南から～」に決まり、昭和47年の太陽国体以来、48年ぶり2回

目の開催になるところでございます。2020年となると日本が東京を中心に行いますオリンピックの年でもあります。残念なことに、このオリンピックがただいまエンブレムなどで何かと問題になっているようですが、東京オリンピックが大成功に終わり、このオリンピックの感動と興奮を引き継ぎ、オリンピックイヤーにふさわしい国体の開催になればと考えているところです。

本市においても国体の会場として成年サッカー競技が決定されていますので、この大会を期に更にスポーツ精神を高揚して市民の健康増進と体力の向上を図り、あわせて市民スポーツの振興の促進につながればと思うところです。

また、観光振興を目指す本市にとりましては、この上ないチャンス到来ではないかと思えます。ネットから平成26年の長崎がんばらば国体での佐世保市会場での状況を見てみますと、選手、監督、大会関係者が約1万9,800人、一般観覧者約10万2,000人で、88億円の経済波及効果があったといわれております。

現在、本市で開催されています志布志みなとサッカーフェスティバルにおいても選手、監督、大会関係者が毎年入れ込む経済波及効果は多大なものがあると思えます。スポーツ振興に寄与することはもとより、入り込み客100万人を目指す本市にとって大変魅力的な一大行事ではないかと思えます。

また、国体は国内最大の総合的なスポーツの祭典ということからして、教育委員会も関係してくると思えますので、市と教育委員会がこの国民体育大会の会場として臨まれる姿勢をまずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の御質問にお答えします。

平成32年に開催が予定の鹿児島国体は、昭和47年に本県で開催された太陽国体以来48年ぶりの開催となります。当時は旧志布志町でソフトボールが開催されました。第75回国民体育大会については、本年5月に開催された国体準備委員会、第5回常任委員会で愛称を「燃ゆる感動がごしま国体」と決定され、アスリートたちの熱気あふれるパフォーマンスや、県民の心のこもったおもてなしが熱く燃えるような感動を呼び起こす国体を目指すという思いが込められています。

本市の取り組み状況でございますが、志布志市においては昨年9月に日本サッカー協会により中央競技団体正規視察が競技予定会場の志布志運動公園陸上競技場及びしおかぜ公園等で行われました。今後は準備委員会、そして実行委員会の設置を予定し、より一層の関係団体との連携を図り、受け入れ態勢の整備を行ってまいりたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、国民体育大会の取り組み状況等についてお答えいたします。

第75回国民体育大会における実施予定競技は、正式競技37競技、特別競技1競技、公開競技5競技、そして開催地都道府県民を参加対象とするデモンストレーションスポーツとなっています。

本市で開催予定の成年男子サッカーについては、各ブロック大会を勝ち抜いた代表16チームが参加することとなっております。

会場市町村における準備につきましては、4年前までに準備委員会、3年前までに実行委員会

を設置するようになっておりますので、本市におきましても平成28年度に準備委員会、平成29年度には実行委員会を設置して準備を進めていく計画であります。その中で、総務、競技、広報、宿泊等の専門委員会等の設置も必要と考えています。本年度は県準備委員会で啓発用の印刷物やメディアでの広報も予定されておりますので、本市においてもホームページ等を活用して情報発信を行い、国体開催の機運を醸成する広報活動を進めてまいります。

以上でございます。

**○5番（小辻一海君）** では、この国体でサッカー会場として南さつま市が少年男子、霧島市が女子、本市は先ほど申されました成年男子という方向で会場は決定されています。

先ほど少し申し上げましたが、本市は毎年本市サッカー協会を中心に、志布志みなとサッカーフェスティバルが開催されています。今年は第20回大会で県外から72校、県内39校、高校生111校が参加するすばらしい大会になりました。毎年各高校生が親睦を深め、サッカー競技の向上が図られている大会があるにもかかわらず、会場は少年男子でなく成年男子になった経緯と、また、意向調査などがあったとお聞きしておりますが、市の方でそのように成年男子サッカーを受け入れる意思表示をされ、会場になったのかあわせてお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話のとおり、本市においてはサッカーフェスティバルが毎年夏に盛大に開催されていると。そしてまた、毎年毎年参加校数が増えて、そのフェスティバルにつきましては20回を重ねて完全に本市のメインイベントになっているということでございます。

そのような中で今回、第75回国民体育大会鹿児島県の準備委員会から平成24年9月に市町村開催の調査がございまして、本市では競技種目をサッカーとして開催希望を提出しておりました。サッカー競技は人気がございまして、規模が多いことが予想されておりましたので、少年男子、成年男子、女子と区分がございしますが、特に種別の希望はしておりませんでした。ということでもかなり競争率が高くなるのではないかなということがございましたので、とりあえずはサッカー競技をということで希望をしたところでございます。

**○5番（小辻一海君）** はい、分かりました。とりあえずはサッカーを希望したということで、県の方から成年男子サッカーが割り当てられたというようなことですね、はい、分かりました。

そこでお尋ねしますが、今年8月1日から10日まで開催されました第20回志布志みなとサッカーフェスティバルは、先ほども申し上げましたが、高校111校が参加するすばらしい大会になりましたが、本市に及ぼす経済波及効果は多大なものがあったと思います。過去二、三年におけるこの大会での経済効果と、今年は選手、監督、大会関係者など合わせて何人で、経済効果は幾らであったか、数字をお示しできればお願いします

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本年度のサッカーフェスティバルの参加人数につきましては、111校でございまして実人数4,311人でございます。平均の滞在日数が3.17日でございますので、延べの人数では1万3,686人となっております。ちなみに昨年は1万1,641人で、昨年からすると2,045人の増加となっております

ます。

経済効果でございますが、試算がされていまして宿泊、弁当、コンビニ、コインランドリー、飲食、交流会、そして、さんふらわあ乗船でございます。このことを経済効果として計算しまして、平成25年度で5,734万6,000円、平成26年度が4,887万4,000円、去年は台風の関係で試合ができない日数があったということで少し減ったところでした。そして本年は、6,947万4,000円の経済効果となっております。

○5番（小辻一海君） ただいま市長の方から答弁がありましたとおり、今年開催された志布志みなとサッカーフェスティバルにおいても6,947万4,000円という経済効果を上げ、最近の数字から見ても毎年約5,500万円ほどの経済効果を上げているようですから、本市から国民体育大会の成年男子サッカー会場に決定されたことは、本市にとって経済効果が大変魅力的な一大行事ではないかと思えます。

当然、県が中心となった準備になると思いますが、市としても万全を尽くして第一に選手の皆さん方に安心して競技していただくよう、競技の芝生、仮スタンド問題など環境整備の急務と志布志を全国にPRする絶好の機会と捉え、県内外からおこしになる選手、監督、大会関係者や観客の方々に、私たちのふるさと志布志の魅力を十分に満喫していただけるよう県や各種スポーツ関係団体、商工会、観光特産品協会などと連携を図り、また市民の皆さんと一体となったおもてなしを目指す取り組みが必要となりますが、最初の答弁で少し述べられましたが、具体的にどのような取り組みをしていかれるか、市の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民体育大会の志布志大会であります。おもてなしを重ねながら、そして目的とするサッカーの競技力アップ、そしてサッカー競技者との交流、そして経済効果も上げていきたいということでございます。

参加チームは16チームになるということでございます。そして大会関係者、観覧者も含めると1万2,000人程度が来場される予想になるということございまして、この経済効果につきましては5,000万円を超える規模になるんじゃないかなというふうに予測しております。

ということで、そのことで来ていただける競技関係者の皆様につきましては、宿泊や飲食、購買が本当に喜んでいただけるような内容のものにしていきたい。そして志布志市の食や観光特産品にも十分アピールした歓迎をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長の取り組まれる方向性は理解しました。そこでいち早く取り組むべき、そして少し遅いのではないかと感じるのでお尋ねします。

平成24年度に先ほど申されました県を中心に各自治体の首長や関係団体の代表者による第75回国民体育大会鹿児島県準備委員会が設置された後、既に8市町村では準備委員会等も設立され、組織体制の前整備が行われ、現在準備を進めている市町村も数多くあるとお聞きします。

本市においても、第75回国民体育大会中央競技団体の会場視察等も去年の9月に実施されたとお聞きしております。

その反面、本市においては準備委員会等も設立されておらず、4年後は成年男子サッカー会場において国体のリハーサルプレ大会が開催されるとお聞きしております。4年後のリハーサルプレ大会までには国体へ向けていろいろな協議の場が必要となってきます。いつ頃に準備委員会等を設立され、国民体育大会の成年男子サッカー大会へ向けての準備が行われるかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

準備委員会、そして実行委員会の設置について県からも指導があるところがございます。本市におきましては、平成28年度、来年度に準備委員会を立ち上げ、そして平成29年度に実行委員会の設置をする予定としているところがございます。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁で来年4月に準備委員会等を設立していくとのことですが、準備委員会等を設立するにしても、市において担当課が必要になると考えます。どこの課が中心として担当されるか、また他の市町村での取り組みとして、特別に国民体育大会関係の室か係が設置されて対応されているとお伺いしておりますが、そのことについてはどうされるかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市において、来年度準備委員会を設置するというところでございますが、担当部署としましては教育委員会生涯学習課を予定しております。専門職員の配置につきましては、今後準備の業務量も精査しながら検討していきたいというふうには考えます。

○5番（小辻一海君） 担当する課は教育委員会ということですが、国体は国内最大の総合的なスポーツの祭典ということで、スポーツに関しては教育委員会が妥当と考えますが、本市での競技の円滑な運営のためには、組織体制の充実と今後の開催市の情報収集や市体育協会、県・市のサッカー協会の協力と連携を図りながら開催準備に取り組んでいくことは必要と認識しております。

霧島市においては、準備室も設置され、担当係も配置されたとお聞きしております。本市で開催される成年男子サッカー競技においても、輸送交通、警備、消防、宿泊、医療衛生、広報及びボランティア、また市民の皆様のおもてなしなど多種にわたる業務を総合的、効率的に運営するためには、国体を担当する職員が他の職務と兼務は準備運営に支障が出てくるのではないかと考えるところですが、職員数も減少する中、大変とは思いますが、全庁的に取り組む姿勢が必要ではないかと思いますが、今後どのような組織づくりを行い、組織体制が構築されていくのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

準備室を設けながら準備委員会を立ち上げるということになるかと思いますが、担当が生涯学習課ということに定めますので、生涯学習課を中心にいたしまして、その準備委員会のメンバーについては検討してまいります。お話がありますようにサッカー協会の方々を中心に観光特産品協会の方々も、そしてまた旅館の業界の方々も参加していただくようなおもてなしの準備委員会

になるかと思えます。

そしてまた庁舎内においては全庁的な形での対応が必要かと思えますので、そのような体制を組みながら国体に向けて準備してまいりたいと考えます。

○5番（小辻一海君） 今、市長から答弁がありました。それで大丈夫ですかね。私、生涯学習課に担当課長としておったんですが大変ですよ。公民館関係、スポーツ関係、もう本当、多分ですね、課長に言えば、課長はできる人ですよ仕事は。だけどですね、そら大変ですよ。図書館も兼務されているわけですからね、そういうことを考えればやはり専門部という、5年後ですがね、それまではやっぱり構築してやるべきだと私は思いますがね。前の太陽国体の時にも事務局があったんですよ。そのあたりは、やはりいつも市長は言われます気配り、やっぱり職員に対しても、そういう気配りをしなければですね。分かってらっしゃるでしょう。いろいろと精神的に大変なことも、と思えますので、もう一遍そのことを答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今の段階においてはまだ準備委員会を設置するというレベルでございますので、生涯学習課と協議しながら進めていくということのお話をしたところです。実際に具体的な作業に入るとなると今、お話があるように今のスタッフの体制ではなかなか大変だなというふうに思っております。そういうのを順次、状況を見ながら人員の体制をきちっと作っていき、最大限のおもてなしができる大会にしていきたいというふうには思います。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。今、市長から準備の段階では今のような体制、それからもう近づいてきたら構築するということですね、はい。

今、市長から前向きな答弁をいただきましたので、それを踏まえて御提案をいたします。

担当職員の方に各県で開催されます国体の状況を視察に行ってもらいたいと思います。今年に合わないと思いますが、来年岩手県で開催され、次の年は愛媛県で開催されますが、競技場の芝状況や施設面の設備状況を実際に見聞することや、昨年終了した長崎県に行ってどのようなところに反省する点があったか、聞くのも大会成功への道ではないかと思いますが、担当職員を研究視察させる考えはないか、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

長崎の島原大会につきましては、競技団体の皆さんと視察に行っております。そしてまた準備態勢につきましても先進地の情報を十分に把握しながら対応していくということになりますが、今後とも大会につきましては視察を重ねながら準備が進められるというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 先ほど長崎県に行かれたと答弁がありました。私が言っているのは長崎県はやる前に行かれたんでしょ。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 長崎島原大会につきましては、大会開催中に競技団体の皆さんと職員と行きました。

○5番（小辻一海君） 大会中とか、大会前とか、それは今言われるようにやはり大会をした後、

どういう反省点があったとかいうのが出てくると思うんですよ。それを聞いて自分たちのところで生かしていければいいということで質問をさせていただいているんですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当となるところになれば、実際その大会中にどのようなおもてなしが現場で行われているかということが気掛かりになるのではないかなというふうに思います。その後、実際運営されたところが問題点がどういったものがあったかということにつきましても、また交流等を重ねながら、そしてまた、その大会の折にあいさつ等もしたことでしょうから、そのようなつなぎから情報を入手しながら精度を高めていければというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ぜひお願いします。

国民体育大会は市民の皆さんの一体となった盛り上がりが重要になってくると思います。市民の皆さんと一体となったおもてなしを目指すことは市民の皆さんを盛り上げていくことだと思います。この盛り上げが成年男子サッカー大会を盛大に開催するかぎになると思います。

国体に対して市民を盛り上げ、機運を高めるためにどのような取り組みをされるかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに申し上げましたように、本市においてはサッカーフェスティバルを20年間取り組みを重ねてきております。多分、このサッカーフェスティバルに参加した子供たちも成年男子としてこの地を訪れてくれるのではないかなというふうに期待しております。

成年男子でございますので、この大会はいわゆるJに次ぐレベルの人たちが来るということで、かなり関係者の方々の目線の熱い大会になるというふうに聞いております。そしてまた要望される内容についてもかなりレベルの高い要望があるというふうにも聞いていますので、そのことについても緊張感を高めながら、そして精一杯要望がかなえられるような大会にしていくことであろうかと思っております。

当然、それに合うような形での市民のおもてなしというものが必要ということでございますので、サッカーフェスティバル等あるいは、春に行われるアンダー15の大会もありますので、そういった大会等も市民の皆さん方に十分御紹介を申し上げながら、これらの大会に参加した子供たちが来る可能性の高い大会ですよということをお知らせしながら、まだ2020年まで時間がございますので、時間をかけて市民の皆さん方の期待感が高まるようにもっていきたいというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） ぜひそういう方向でお願いします。

それでは成年男子サッカー会場整備について、少し具体的にお伺いしてまいりたいと思います。

鹿児島国体成年男子サッカー会場については、しおかぜ公園と陸上競技場を予定されているようですが、しおかぜ公園においては公園排水の問題もあり、今回の一般会計補正予算の議案上程の中で質疑をしましたが、排水改修整備計画に伴い業務委託が計上され、県へ排水等の改修要望をお願いしていくとの答弁でありましたが、県の方は港湾施設でスポーツ施設でないので整備は

できないような回答だったような答弁でもありました。

関連質疑の中で同僚議員が地方財政法第27条の2第1項によると港湾に係る土木施設の経費を市に負担させることはできないとのことでありましたが、その地方財政法関連はどうなっているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の測量設計の予算計上につきましては、現在、市が管理を行っているしおかぜ公園について利用者からの要望を受けまして、その維持管理の面から使い勝手の良い施設にするためにどのような方法があるか、排水等を中心に検討するものであります。そして、その成果を受けまして県との協議を行い、改修計画を立てていくものでございます。

財政法につきましては担当課長に回答させます。

○財務課長（西山裕行君） 地方財政法関係についてお答えいたします。

地方財政法第27条につきましては、「都道府県の行う土木、その他の建設事業でその市町村の受益の限度において建設事業に要する経費の一部を負担させることができる」というふうに規定されておりますが、本条における土木、その他の建設事業とは道路、河川等の建設事業や災害復旧工事等であります。

地方財政法第27条の2につきましては、「国及び県が実施する大規模かつ広域にわたる道路、河川、砂防及び海岸に係る土木施設についての事業及び災害復旧等に要する経費に係る負担を全部または一部を市町村に負担させてはならない」というものでありますので、今回の排水改修に係ります現地測量業務委託については該当しないものというふうに考えております。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

ではですね、いいですか。今、法を読まれましたよね。測量だから整備に当たらないということですね。そんな整備になったら駄目なんですね、今そういうことだったですね、今読まれたら。多分、教育委員会の方は、先ほど言いました県の方にお問い合わせしたら港湾施設であるからスポーツ施設ではない、だからちょっと県としてはスポーツ施設であるからできないというようなことで市の方というような話を聞きました。それで業務委託をして、設計そういうのを立てて県へお願いしたいということですが、もし県にお願いするということですが、これは県にお願いしなくてもいいわけですね、そんなら。多目的広場で、市に負わせてならないということであれば、もうそういうことをわざわざ業務委託をして自分たちでお膳立てをしなくても県がしてくれるわけですがね。今の回答では、ですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

しおかぜ公園の改修計画につきましては、国体が開催されるということが本決まりになった後に改めてこの会場としてふさわしいかどうかということの検討を重ねてきたところでございます。現在のしおかぜ公園の用途目的は多目的広場でございまして、ましてやサッカー場ということの位置付けはされてないところでございます。

しかしながら、現状としましてほとんどサッカーフェスティバルを中心にこの公園は利用され



ているということにつきましては県の方も十分了解されており、今回の国体競技場にサッカー競技場としての使用ということについては認めていただいたところでございます。そのような経緯からしまして、私どもは県と十分協議を重ねながら国体会場としてふさわしい会場とするにはどのような新たな整備が必要かということを協議しまして、今回提案している設計を含めて事業費を今後定めようとするところであります。

そのような経緯がございますので、今後については県とも十分協議をしまして、そしてまた、ただいま地財法にありますように県の方で負担すべき事業費だということを強く申し述べてサッカー競技場の改修については取り組みたいと考えているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 今、市長が言われるのも良く分かりますよ。分かるんですけど、私が言ってるのは、港湾施設でしょ県の、多目的広場の。だから港湾施設として、多目的広場として造ったんだけど、サッカーというような競技場、うちはサッカーフェスティバルがあるからそういうのを団体に使ってもらうから、その公園を管理させてくださいということでこっちに委託契約を市がしたわけでしょ。今は県のものでしょ、あそこは港湾施設だから。そして今、管理として市がしてるわけでしょ。だから今、財務課長の答弁の27条ですか、それはあれですよ。だから市に前回の同僚議員が言われたとおり、もう市に工事整備はさせなくていいということになってるわけだから、もう市がする必要はないわけですがね。今、業務委託をして設計されているわけでしょ、それをこれだけかかりますよということで県へ自分たちで再三したんだからお願いしますということでいっても全面的ですよ。県の方へお願いされたらそれでいいと思いますよ、今先ほどの法令からいってもですね、どうですか。

[小園義行君「地方財政法のそういう抵触するとかいうことも昨日の中で、議論してないということでは提案だから、小辻議員がおっしゃるとおりですよ」と呼ぶ]

そんなおかしいですよ。

[小園義行君「それがいかんということは、できないこととできることと二つ分けてあるから、港湾の施設だとおっしゃるから問題なんです。そうなんですからね、現実は」と呼ぶ]

[西江園明君「それは負担金か何かでしょ、自治体に、市町村に」と呼ぶ]

**○議長（上村 環君）** 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後1時45分 休憩

午後1時54分 再開

○

**○議長（上村 環君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**○市長（本田修一君）** 答弁が遅れまして誠に申し訳ございません。

今回の提案しております補正予算につきましては、地方財政法第27条の2には「都道府県は国または都道府県が実施し、国及び都道府県がその経費の負担をする道路、河川、砂防、港湾及び海岸に係る土木施設についての大規模かつ広域にわたる事業で定めるもの」ということで、「これ

らに要する経費については全部または一部を市町村に負担させてはならない」ということになっております。

今回提案しております事業費につきましては、このように大規模かつ広域にわたるものではないということでございまして、今後そのことを経て県に要望するということになるということでございます。

**○5番（小辻一海君）** はい、分かりました。この地方財政法は大規模ということということでですね。これはもうそれでよろしいです。

それと先ほど市長の答弁されたとおり、この国体になると施設面にハードルがすごく高いようです。だからその他排水施設は県の方にもお願いされるということですので、あと仮設スタンドの問題、陸上競技場においては芝の消耗が著しく、志布志みなとサッカーフェスティバルにおいても芝のはげている箇所が多く、大変使いづらいと話されたことも聞いたことがあります。

このことから5年後開催されます成年男子サッカー会場における競技場の天然芝の問題、それから施設においてはチームの更衣室、シャワー室、いろいろとあります。それから常設スタンドか仮設スタンドを設置しなければいけないというような施設面のハードルの高いところはいっぱいあるようですので、この設備をいつ頃からどのように整備されていくかお伺いいたします。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 先ほど市長からありましたように、中央視察団の視察がございまして、それに基づきましてこれから整備するもの、準備していくものがあるところでございます。

中央視察団の中での結果でございますけれども、芝の生育の管理を上げていただきたいというようなこと、それからしおかぜ公園については一部はがれている部分があるということで管理レベルを上げて欲しいということでございました。

それから全体的につきましては、仮設スタンドを設置するというような方向で検討していただきたいということです。それから掲揚台、それから仮設トイレ、更衣室、プレハブ等について整備していただきたいということで、これにつきましては現在取りまとめをしまして県の方にこういった事業費がかかるということで第1次の申請等をしているところであります。

現在、県の準備課の方でその要望等を取りまとめて、今後どのような補助率があるのか分かりませんが、そういったのが今度精査されて準備を進めていくということになります。現在、取りまとめをしている段階でございます。

**○5番（小辻一海君）** ただいま中央競技団体の視察でも芝生やしおかぜ公園などの改善の要望があったようです。改修規模によるとは思いますが、改修となれば多大な経費が必要ではないかと考えます。

先ほど申し上げましたとおり、市に及ぼす経済波及効果はあるにしても、今の市の厳しい財政運営上の中にありますので、国・県・市の役割を早急に整理していただき、国内最大の総合的スポーツの祭典ですので、先ほど申し上げましたとおり国・県を中心に競技場、施設面の整備をお願いして、本市の役割は県内外からおこしになる選手、監督、大会関係者や観客の方々に私たち

ふるさと志布志の魅力を十分に満喫していただくため、商工会や観光特産品協会などと連携を図り、市民ボランティアの皆さんと一体となって志布志の美しい豊かな自然環境や歴史・文化・食など魅力が伝えられるよう心こもったおもてなしを目指すことだと思いますが、そのあたりの市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来、答弁いたしますように、この2020年の鹿児島国体、サッカー成年男子会場ということを得たということは、本当に本市にとっては有り難い話でございます。20回を重ねるサッカーフェスティバルがある町ということで県内でも有数の町になっているということでございますし、市民の方々も毎年この夏の風景については本当に志布志に根付いた風景だよねというような評価もいただいているところでございます。

そのようなことでサッカーについては十分御理解がいただける市民の方々、そしてまたどのようなおもてなしをするべきかということについても十分理解をされている町の各種団体の皆様方ではなかろうかというふうに思っています。更に更におもてなしを高めるために準備委員会、あるいは実行委員会を通じながらおもてなしをしていく体制をつくってまいりたいと考えます。

○5番（小辻一海君） しおかぜ公園と陸上競技場の整備が始まれば、国体終了まで陸上競技場、しおかぜ公園の使用制限があると考えられます。先ほどから市長も言われます、私も何回となく申し上げておりますが、本市には毎年市に及ぼす経済波及効果の多大な志布志みなとサッカーフェスティバルもあります。また、グラウンドゴルフなど数多くのスポーツ団体が会場付近を使用しておりますので、市民、各スポーツ団体への使用制限などの周知徹底をしていただき、混乱、トラブルが起きないようにお願いしたいと思いますが、そのあたりの各団体との協議と周知はどのようにされるかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど御指摘がございましたように、国体の1年前にもプレ大会が開催されるということで、およそ2年にわたって使用制限がされるというふうに思っているところでございます。

このことにつきましては、サッカーフェスティバルを実行委員会で主催しまして、そして主にコーディネートで御努力いただいている尚志館高校の先生方の方からもそのようなことで、この国体の誘致を契機として、また更にサッカーフェスティバルを高めたいというようなことのお話もあるところでございますので、参加されるチームについては、今もう既にそのような時期が来たら参加チームは制限されますのでよろしくお願ひしますというようなお話がされているようでございます。そういうことで当年、または前年についてはサッカーをされる関係団体、またはサッカーだけでなく様々なスポーツ団体についても御理解をいただきながら、しっかりと会場づくりをしてまいりたいというふうには思うところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

「燃ゆる感動かごしま国体」の開催、2020年まであと5年しかありません。また、国体のリハーサルプレ大会まで4年です。リハーサルプレ大会までには競技場の芝生や更衣室など選手に必

要な施設の整備が完了していなければなりません。その改修整備には時間がかかると思います。早急に準備委員会等を設立していただき、国・県、志布志市サッカー協会、市体育協会ともしっかりと協議をして、各県の成年男子サッカーチームが満足して競技ができる会場整備と、県内外からおこしになる選手、監督、大会関係者や観客の方々に私たちふるさと志布志の魅力を十分に満喫していただくため、市民の皆さんと一体となって志布志の美しい、豊かな自然環境や歴史、文化、食など魅力が伝えられるよう心のこもったおもてなしを目指すことが、本市の経済効果と全国PRする絶好の機会だと思います。このことについて、国体会場としていろんな方から心配の声が聞こえてきますので、早急に準備を進めていただくことを要望いたしまして、次に入ります。

環境行政についてお尋ねします。

今回の環境行政につきましての質問は、市民の方から鹿児島市、霧島市が取り組んでいる生物多様性地域戦略策定の件やメリケントキンソウなど、外来生物対策、希少野生動植物の保護、地域の生態系保全などについての疑問をお聞きしましたので、2点ほどお尋ねします。

このことについては、その市民の方々に失礼とは思いますが、正直いって余り知識もなく、興味すらなかったところです。しかし、市民の方からお聞きしまして、早急に対応しなければ大変な問題だと思い、質問させていただくことになりました。無知な私でも質問となれば、それなりに勉強してまいりましたので、環境通の市長だと思いますが、覚悟して前向きな答弁をお願いします。

それでは1点目ですが、生物多様性基本法第13条で市町村は生物多様性地域戦略を定めるように努めなければならないと規定されているが、本市の生物多様性についての考えと策定に向けた取り組みについてお尋ねします。

まず、地球上では人間だけではなく動物や植物、昆虫など様々な生き物が存在し、お互いにつながりあいながら生きています。このことが生物多様性です。この生き物たちのつながりにより、地球では豊かな生態系が保たれていることは環境行政通の市長ですから御存知だと思います。

生物多様性には生態系の多様性、これは森林、河川、海、草原等々の多くの生態系、次に種の多様性、これはいろいろな種類の生き物がいること。それから遺伝子の多様性、これは同じ種の生き物でもいろいろな性質、形質を持ったものがあること、この三つの多様性から成り立って、私たち人間は水や空気をはじめ、衣食住など生物多様性から様々な恵みを受けて日常生活が支えられています。

市長は環境行政においては日本一の考えを持っていらっしゃる首長だと思います。その実績として連続資源ごみリサイクル日本一など、環境行政においては数多くの事業を進めておられます。また、平成19年3月に制定された志布志市環境基本条例を基本理念として、平成22年3月に志布志市環境基本計画を作成されています。その中の1ページの下段の方で「この豊かな自然に対し、畏敬の念を抱いてその保全と創造に取り組む必要がある」と述べられ、13ページでは生物多様性のこと、96ページでは生物多様性の確保のことが述べられていますが、そこでまず市長の生物多様性に対するお考えをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、市の環境基本計画におきまして、生物多様性の確保を図っていくというふうに記載しているところでございます。

生物多様性基本法の前文にありますように、生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壌等の環境の自然的構成要素と相互作用によって多様な生態系が形成されております。人類は、生物の多様性のもたらす恩恵を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっております。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えていると考えております。

一方、生物の多様性は、1番目に人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊。2番目に社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化。3番目に外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機。4番目に地球温暖化等の気候変動が多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与える恐れがあることから、これらの対策に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっているというふうに認識しているところであります。

つきましては、生物の多様性を確保し、そのもたらす恩恵を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいくことが大切であるというふうに認識するところであります。

○5番（小辻一海君） 市長から生物多様性に対するお考えをお聞きしたところです。また、生物多様性の危機ということで四つの要因を答弁していただきました。

その中で生物多様性の危機で外来種など、人間による持ち込みやかく乱が深刻な危機に直面していると御答弁をいただきました。外来生物の生き物や植物ははびこりやすく、一度はびこった外来生物の除去は防御よりもはるかに困難です。外国からの生き物、外来生物は私たちの生活に大変身近なものになっていて、人や農業、生態系などに被害を及ぼす恐れがある特定外来生物に指定されているのが112種類、今後動向を見守る要注意外来生物は148種類に上ると言われております。

志布志市周辺で確認された外来生物は後でお尋ねしますが、昨年6月に同僚議員から一般質問があったメリケントキンソウ以外に25種類を超えます。例えば熱帯原産で港湾や街灯、ごみ等で生育するハイイロゴケグモ、セアカゴケグモ、道路沿いに広がる北米原産のオオキンケイギクなどは特定外来生物で、また要注意外来生物として人や農産物、家畜に影響が心配な北米原産のハリビユや飼料に混入すると牛乳が異常な風味になるインド原産のイチビなどが確認されているといわれております。気付かないうちに繁殖し、駆除が追い付かなくなることが多いです。このことについて、市はどのあたりまで実態把握されているかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

環境省が公表している我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある外来種リストには、未定着種を含め、動物で229種、植物で200種がリストアップされております。その中には外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物のほかに、その規制対象にならないものの、生態

系への悪影響が想定される生態系被害防止外来種が含まれているようでございます。

このように国においては、多種多様な外来生物が確認されており、市でも特定外来生物であるハイロゴケグモ、オオキンケイギクや生態系被害防止外来種であるセイタカアワダチソウの侵入を把握しているところであります。また、外来種メリケントキンソウにつきましては、市内公園及び学校で確認されているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 人や農産物、家畜に影響が心配な特定外来生物や要注意外来生物については25種類以上あるようですが、一部だけで市全体においては実態把握はされていないようですね。

気付かないうちに繁殖し、駆除が追い付かなくなることが多いので、各種団体や市民に駆除ボランティア等の参加を呼びかけ、市民一丸となって取り組んでいかないと根絶ということは多分できないだろうと思います。

また、市民の方々に根絶を呼びかけても特定外来生物や要注意外来生物がどういう生物で、どういう害をもたらしているということは多分に知らない方が多いと思います。まずは市民の方へ認識というものを深めていきながら、市民、学校、各種団体等全市挙げて外来生物駆除に取り組む必要が大事だと思います。まずは外来生物に対して市民の認識を高めていただくことだと思います。そのためにはどのような取り組みをされていくか、市の考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

外来生物の実態につきましては、把握が担当の方でできているようでございます。また、市としましては、市民に対しまして広報紙への掲載や散らしによる市民への周知を努めております。今後につきましては、環境学習会においても生物多様性の保全について触れたいというふうに考えるところであります。

そしてまた、先ほど申しましたように、メリケントキンソウにつきましては、個別に学習会を開催しているところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 市長、ぜひともですね、「少しでも知っておいたら対応が取れたのに」ということが多々ありますので、市民の認識を高める啓発をしながら外来生物駆除の取り組みを進めていただきたいと思います。

今度は別な方向からお尋ねいたします。本市には絶滅の恐れのある野生動植物や、大切にしたい自然や恵みが数多く存在し、私たちの暮らしは生物多様性と密接につながっています。

国指定天然記念物の大クス、カワゴケソウ、希少野生動植物のコアジサシ、昆虫類の小型ゲンゴロウ、タイコウチ、両生類では皆さんの中で記憶にある方もいらっしゃると思いますが、私たちが子供の頃ナケベシとっていたトカゲに似て、皮膚がざらざらし、背中側が黒褐色で腹は赤地に黒の斑点模様になっていて、地域によっては呼び名も違っているかもしれませんがアカハライモリ、志布志海岸に産卵上陸するアカウミガメ、植物でもヒトリシズカ、ツルニンジンなど、その多くが県条例の絶滅危惧に指定されています。

また、身の回りを見渡すと志布志湾の恵みである魚介類、農畜産物等々様々な自然や生き物と

関わりあい、さらに史跡、伝統、文化等魅力や資源も数多くある中、このような私たちの命と暮らしを支えている生物多様性を守り、持続的に利用していくことは前の世代から引き継いできた私たちでなく、次の世代に引き継いでいく大きな責務があると思います。

また、今日の南日本新聞の記事に「希少動植物の盗採許さん」という見出しで奄美大島自然保護協議会の方々が夜間パトロールをしていることが掲載されていましたが、また、市長も昨日の一般質問の中で、環境保全型農業のIPMなどを活用して環境に関わる生物多様性の保全に努めていくような答弁もされました。市長は、この保護対策についてどうお考えかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど様々な動植物、身の回りにいなくなった動植物についてお示しがありましたが、本当にそのようなふうに変な時代になっているなというふうに思ったところでございます。国・県におきましては、絶滅が危惧される動植物に関しましてレッドリストを作成していると。記載された全ての動植物の保護を法的に拘束するものではございませんが、定めております。

一方、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存につきましては、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律によりまして法的拘束力をもった施策が実施されているところであります。

そのような状況の中、絶滅の恐れのある野生動植物を次の世代に引き継ぐために、市としてどのような対応が必要なのか。市の段階でできることは何なのか等を含め、個別の対象ごとに検討していく必要があると認識しております。当然、レッドリスト等に記載されている全ての野生動植物への対応を市として実施することは困難と思われましてことから、対象を見極めながら市としてできる範囲の対応を検討してまいりたいと考えます。

○5番（小辻一海君） 市長も生物多様性が大事で保全に努めなければならないことは理解されているようです。

この生物多様性を保全するため、環境省では生物多様性地域戦略の策定等についてということで、生物多様性基本法第13条で「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独または共同して都道府県または市町村の区域における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画、つまり生物多様性地域戦略を定めるよう努めなければならない」と規定され、四つの事項を定め、地方公共団体の、つまり本市の様々な行政分野の施策が生物多様性に関する施策と整理されることを期待しているということで環境省が望んでおられますが、市長はこの法をどのようにお考えか、お伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生物多様性地域戦略の策定につきましては、全国的に見ますと35都道府県、14政令指定都市、32市、6区、7町、3村で策定しているということでございます。

県内の状況を見てみますと、鹿児島県をはじめ、鹿児島市、霧島市、奄美大島に所在する奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町で策定されておまして、奄美大島区域につきましては1市2町2村の策定となっております。策定されている自治体につきましては、国立公園を構成していること、固有種や独自の生態系を有していること等から策定に至っているのではないかと

考えるところであります。

私としましても、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取り組みは、大変大切なことと思っておりますので、先進事例を参考にしてみたいというふうに考えます。

**○5番（小辻一海君）** 市長、環境省では100年先を見通した上で2020年度までに全ての都道府県で生物多様性地域戦略を策定していることを目標に、1、生物多様性を社会に浸透させる、2、地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、3に森・川・里海のつながりを確保する、4に地球規模の視野をもって行動する、5に科学的基盤を強化し、政策に結び付ける、5項目について具体的に取り組むべき内容を細分化して、策定を義務として定めています。

本市においては志を持って未来へ引き継ぐ豊かな環境として、志布志市農村環境計画も平成22年3月に策定され、策定段階で環境調査を実施され、環境配慮ゾーニングに環境保全型稲作推進ゾーン等々9区分が設定されています。大地の恵み、海の恵みを受け、大気そして水を含めたこの豊かな自然に畏敬の念を抱いて発展してきた本市にとって、生物多様性地域戦略を策定すべきだと考えますが、策定について市長の考えをお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成20年6月6日に公布施行された生物多様性基本法第13条において、生物多様性地域戦略の策定に努めることが規定されていますが、現段階において志布志市では策定しておりません。

議員お話がありました平成11年7月、食料・農業・農村基本法制定、そして平成17年6月の土地改良法の制定、13年6月の土地改良法改正を受けまして、農村農業整備事業の計画段階においても環境に関する総合的な調査、環境保全の基本方針の明確化が求められるようになったところでもあります。そして、そのような背景のもとで平成22年3月に策定しました志布志市農村環境計画については、その策定段階において環境調査を実施し、環境配慮ゾーニングなどを設定しているところであります。

この志布志市農村環境計画に生物多様性の確保及び環境への配慮も十分盛り込んだところがございます。つきましては、生物多様性地域戦略の策定につきましては、生物多様性国家戦略、生物多様性鹿児島県戦略との整合性を図りながら、この志布志市農村環境政策計画をベースにしまして今後、検討してみたいというふうに考えるところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 検討していくとのことですが、市長、環境省では100年先を見通した上で2020年度までに全ての都道府県で生物多様性地域戦略を策定していることを目標にしているんですよ。希少野生動植物の保護、地域の生態系、生物多様性の保全、外来生物対策のためには検討では駄目なんです。策定しますという答弁でなくては。

地域の資源を再発見し、それを生かした地域づくりも必要であると思います。また、保全を目標に検討協議することは、地域で引き継がれてきた生物多様性の価値や個性、地域社会を支えている生態系サービスを改めて考え直すことになり、地域の生物多様性を将来に引き継ぐ実にはすばらしい取り組みと考えますが、生物多様性地域戦略をどのような方向で策定に取り組んでいかれるかお伺いいたします。



○市長（本田修一君） お答えいたします。

生物多様性地域戦略の方向性につきましては、生物多様性の四つの危機への対策を実現可能な範囲で取り組んでいることが重要というふうに思っているところでございます。また、国の方では2020年までに重点策として、この策定を求められているということでございますので、私どももその方向で進むべきというふうには考えるところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、今の答弁でよろしいですか。2020年までには作成、はい、よろしく願います。

では、生物多様性地域戦略を策定し、生物多様性の重要性を認識しながら生物多様性を保全するため、国・県、事業者、民間団体、市民などと連携して、日常生活に関し外来生物を適切に取り扱うこと、生物多様性に配慮した物品、役目を選択することなどにより、生物多様性の及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めることは重要となってきますが、市民への生物多様性の保全や生物多様性地域戦略の周知と地域住民への役割や説明は、どのように進められていくか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、取り組みを展開しておりますメリケントキンソウの駆除に向けた取り組みを今後も実践していくこと、そして市民の生物多様性の保全活動に対する理解が市民への意識啓発につながると感じているところであります。

生物多様性という概念につきましても、通常耳にすることのない分野ではないかと思うところであります。具体的な事案等を広報、散らし、環境学習会を通じてお知らせしながら関わりを持ってもらうということで、生物多様性に対する意識啓発に努めてまいりたいと考えます。

○5番（小辻一海君） 市民の方々が十分理解されるような説明や周知を進めていただきたいと思えます。

鹿児島市あたりは生物多様性の保全に取り組む市民団体や事業者の活動企画案を募集して、業務委託として活動経費を負担していますが、本市においても野生動植物の調査研究、外来生物対策、希少野生動物の保護、地域の生態系や生物多様性の保全の普及・啓発などをボランティア活動として取り組まれている個人、学校、団体がありますが、今後、活動経費として幾らかの補助を検討する考えはないか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民の個人、団体をグループとして実施されるという団体につきましては、それぞれ内容を検証しまして、環境配慮ゾーニング等を参考にしながら、その必要性があるときは市で対応するということを検討してまいりたいというふうに考えます。

○5番（小辻一海君） このボランティアで活動されている方々は保全に一生懸命取り組まれ、環境に大変理解のある方々でございます。それぞれ検証して補助していくということですので、よろしく願います。ボランティア活動として本市の生物多様性の保全に取り組む意欲にもつながりますので、ぜひとも願います。

1点目の最後になりますが、志布志の大地の恵み、海の恵みを受け、大気そして水を含めたこの豊かな自然や生き物と関わり合いの中で生まれた志布志の美しい豊かな自然環境や歴史、文化、食など魅力が伝えられるよう生物多様性を守り、持続的に利用していくことは環境日本一の住んでみたい町につながってくると思います。

また、あわせて生物多様性地域戦略の策定状況につきましては、先ほど申されました鹿児島県内では鹿児島県、鹿児島市、霧島市、奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町等で策定されているようです。環境行政においては最大に御理解のある市長だと思いますので、早急に生物多様性地域戦略の策定、これは先ほど言われました2020年までには策定するという事ですのでよろしくをお願いします。

県内でもモデルとなる取り組みを実現していただくことを要望いたしまして、次に移ります。

2点目として、昨年本市においても、とげのある植物が植域を広げている問題で、泰野小こどもエコクラブ、チームMK Tなどの駆除活動が新聞等で多数扱われ、昨年の6月には同僚議員が一般質問もされました。メリケントキンソウについて鹿児島国体の前年である2019年までの撲滅を目指しているとのことですが、現在進められている取り組みと進捗状況についてお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

発生が確認されている施設での駆除につきましては、それぞれの施設管理者において対応していただくべきと考えております。そのために必要な情報を共有できる機会として、勉強会や撲滅対策会議等を開催してきたところであります。撲滅対策会議等での報告によりますと、発生が確認された施設ごとに除草活動による駆除、薬剤散布による駆除等が実施されている状況であります。

**○教育長（和田幸一郎君）** それでは学校におけるメリケントキンソウの状況について御報告を申し上げたいと思います。

現在、市内小中学校及び各体育施設におけるメリケントキンソウの繁殖については、定期的に調査を行って現状把握に努めております。6月調査時点では、校庭の所々に繁殖が確認されている学校を含めると、21校中18校において発生が確認されております。9月現時点では、各学校の撲滅に対する努力もあり、21校中11校において確認されているところです。

そのほか、市内の各体育施設におきましては、以前1か所で確認されておりましたが、早急な対応により現在繁殖は確認されておられません。そのほかの施設においては年3回程度の薬剤散布を行っておりまして、大幅な増殖は確認されていないところです。今後は、繁殖の時期であります11月に調査を行っていく予定であり、定期的に把握を行っていきたい、そういうふうを考えております。

以上でございます。

**○5番（小辻一海君）** 先ほど答弁の中でありました外来生物メリケントキンソウ撲滅対策会議は、昨年同僚議員の一般質問の答弁の折、協議会を設置して除草駆除方法の検討及び実践に取り

組んでいくと述べられた協議会に相当するものだと思うところです。今年は6月に開催されたとのことですが、昨年は何回開催され、またこの会議には学校関係、施設管理者、各種競技団体で結成されているようですが、具体的にどのような団体からの代表者で何人のメンバーか。また、その対策会議は除草駆除方法の検討や取り組みについて、どのような意見や提案が出され協議されているのか、分かっている範囲でお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） メリケントキンソウ撲滅対策会議について報告いたします。

まず、撲滅対策会議というその前に、メリケントキンソウとはどういうものかということで、現地検討会ということで志布志の運動公園に集まってメリケントキンソウのそういう性質あるいはどういうものかというのを現地検討会をいたしました。その際には市内の小中学校、そして施設管理者、あるいは施設を利用する方等にも呼びかけて行いましたが、35名の出席がありました。そして、その後昨年の9月5日に第1回目の撲滅対策会議というのを開催しまして、その時には60名の参加がありました。大体70の施設管理者、学校を含めてですけど、施設管理者あるいは競技団体、サッカー協会とかソフトボール協会、スポーツ少年団とかいうところに案内を差し上げております。そういうところで60名参加をしまして、その際に施設管理者のやること、あるいは施設を利用する人のすべきこと、例えば競技前10分程度の草取りをしようよとか、あるいは施設を利用する際は足裏をチェックしてメリケントキンソウのとげが刺さってないか、そして刺さっていたら取って帰るとか、そういうことをしましょうというようなことを撲滅対策会議で話し合って決定をし、また、国体が開かれる前年度の2019年度までにはそういうのを撲滅していこうねというような意思統一を図ったところでありました。

そして11月1日でしたけれども、実際一斉駆除をしようということで、どんな駆除の仕方をするかということによって皆さんに呼びかけました。雨の降る日でしたけれども、10名程度の参加がありまして、そこで駆除の農薬とか、剥ぎかたとか、そういったところを実践したところでありました。

そしてそれを受けまして、今年の3月ですけれども、各施設管理者にそれぞれ駆除してくださいねという文書を出しまして、そして6月29日に第2回の撲滅対策会議を行いました。37名の参加がありました。

その中では、いろいろ事例発表ということで、野神小学校から事例発表をしてもらいました。とても良い駆除に対する取り組みがなされておりました。その現状報告を受けまして、いろいろ意見がございました。例えば、11月と3月に除草剤を使うと効果的だよと、そして1回しかしないんだったら3月に除草剤を散布したら効果がありますよというような専門業者からの意見もありましたし、また野神小学校からは一生懸命取り組んできたけれども、なかなか撲滅というまでには大変だという意見もありました。そしてまた、志布志市単独でこういうことをやってもいかなから、広域でやったらどうかという意見もありました。

それにつきましては、実は今年の5月に大隅地域振興局内で大隅半島の環境部門の課長が集ま

る会議がありましたので、その中でも志布志市はこういう取り組みをやっているんだけど、皆さんのところでも一緒に何かやりましょうよというような話は出したところがございます。そういうところを回答したりもしたところでありました。そういうところをしているところであります。

○5番（小辻一海君） 長々と説明していただきありがとうございます。

では市長、いろいろとる説明していただいたわけですが、この検討会、それから学習会等で、いろいろ除草方法等などが意見、提案されたと思います。その中で結果、繁殖域の縮減、撲滅の成果はどのような現状であったか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

メリケントキンソウにつきましては、10月、3月の年2回の発芽期がありますので、今の段階で縮減、撲滅を見定めるのは困難であるというふうに考えます。長期的な視点に立った対策、取り組みが必要であるということでございますので、今ほど課長が申しましたように様々な方々の御意見を賜りながら絶滅に向けて取り組みをしてまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） ただいま現状について答弁をいただきましたが、10月、3月年2回の発芽期であるので、今の段階で現状把握は困難であるとのことですが、昨年からですよ、同僚議員がメリケントキンソウの危機を質問されているんですよ。昨年ですよ。今年から始まったことじゃないですよ。まあいいでしょう。

市民の方から大浜緑地においては、昨年よりも3倍も増殖しているとお聞きしました。市内公共施設の志布志運動公園周辺付近、松林内、あるいは松山の道の駅、城山総合運動公園、児童広場、昨年繁殖していた施設の繁殖状況について市の方では調査・把握されているのか、伺います。

○市民環境課長（西川順一君） その繁殖状況等につきましては、私たちもちょっとはびこっているというのは感じてはいるところではありますが、施設管理者の方が十分そのところは把握していると考えております。

○建設課長（中迫哲郎君） 大浜緑地の件でちょっとありましたので、御報告申し上げます。

昨年2月に、発芽の状況を確認しておりました、その後2月27日に薬剤を散布したところがございます。ただ、少し効果が出なかったということで、もう1回5月に薬剤を散布しております。その後5月末に確認したら、ある程度枯れているという状況を確認しております。

以上です。

○5番（小辻一海君） これは、子供たちや市民がけがをして危険な外来植物ですよ。これがですよ、先ほど課長、施設管理者だろうでしょう。ちょっとその答弁っていうのはですよ、やはり私は市がどうなんですか、市は確認してないんでしょう。やはりそうだったらですよ、施設管理者にちゃんとどうですかという報告とかそういうのも受けて、今の状況はというようなことをしなければですよ、先ほども言うようにはびこったら大変なもんですよ、これ。ちょっとそのあたりの危機感、やはりちょっとそのあたりも考えてほしいと思いますよ。

それと今、建設課長が言われました繁殖していたから5月頃除草したと。そしてその後は確認

していないんでしょう。

○建設課長(中迫哲郎君) 日にちを申しますと5月14日から26日にかけて薬剤を散布しまして、5月29日、6月5日に薬剤の効果があつたということでの確認はですね、枯死の状態を確認しております。その後はまた今に至っているところでございます。

○5番(小辻一海君) はい、いいでしょう。

じゃあ市長、市民の啓発の取り組みについてお尋ねします。メリケントキンソウのことについて一部市民の方にお聞きしましたが、知る方が余りいらっしやらないような現状です。根絶を呼びかけたとしてもまだまだ市民の皆様方の認知は低いと思われまますので、どういう植物で硬いとげが刺さってけがをすることがあるなど、害をもたらしている外来植物の繁殖していることを多分に知らない方が多いと思います。公共施設等の繁殖している箇所にメリケントキンソウの実態やもたらす害等を説明した看板設置をして、注意呼びかけや、散らしの配布で市民の方へ認識というものを深めていただき、自宅や仕事場の周りなど身の回りから撲滅機運を盛り上げていくことが大事だと思ひますが、そのあたりの市長の考えをお尋ねします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

メリケントキンソウの撲滅というものを目指しているということでございますので、多くの市民の方々に御協力いただきながら情報を入手しなきゃならないということであろうかと思ひます。ということで看板の設置等につきましても、各施設管理者に呼びかけまして看板の設置をしてまいりたいと。そしてまた、全体への広報につきましても、広報紙やホームページの掲載をしていきたいと。そしてまた、様々な団体については直接その団体に注意喚起をする呼びかけをしてまいりたいというふうに考えます。

○5番(小辻一海君) では教育長にお尋ねいたします。

学校関係敷地においては、除草剤はほとんど使用できないと思ひます。また、抜き取りなど除草作業においては人手が多く必要になってきて、特に小規模校においては除草作業は大変困難になってきます。

気付かないうちに繁殖し、駆除が追い付かなくなることが多いので、繁殖状況の早目の確認と除草など、早期の対処が必要になってくると思ひますが、各学校への周知はどのようにされているかお尋ねいたします。

○教育長(和田幸一郎君) お答えします。

今回、小辻議員がこのメリケントキンソウあるいは生物の多様性のことについていろいろ質問されましたけれども、学校の立場で言ひますと、子供たちの環境教育という立場で非常に私どもも大事にしていかなきゃいけない、そういう今日の質問だったと思ひますが、メリケントキンソウにつきましても生物多様性の立場から言ひますと、撲滅していかなきゃいけない、そういう生物であります。

学校においては1年1年が勝負だと思ひてます。と申すのは子供たちの学校生活がきちんとできない状況というのが予想されますので、毎年毎年が勝負だなという思ひでメリケントキン

ソウの撲滅については、これからも取り組んでいきたいと思えます。

去年6月、平野議員からこのことについて質問がありましたけれども、何といたっても子供たち自身がメリケントキンソウはどんなものなのかということをしちんと知らなきやいけないということで、去年の11月の陸上記録会があった折に全児童にメリケントキンソウはこういうものなんだよということを実際生えている状況、運動公園の横に生えていますので、そこで実際子供たちに見てもらって、そして職員にも見ってもらってメリケントキンソウはこういうものなんだということをしちんと認識した上でメリケントキンソウの撲滅に取り組んでいくということです。

現在、学校の取り組みとして四つございます。一つは抜き取りです。子供たちが一つ一つ抜いていくというやり方。それから二つ目は除草です。もう機械で除草していくということです。そして三つ目は薬剤散布です。ただ、この薬剤散布は今、議員言われましたように非常に子供たちが日常生活をしていく上で危険がないようなものをまいていくということが大事かなと思えます。

そしてもう1点は、これは野神小学校が取り組んでいるんですけども、防草シート。メリケントキンソウが生えている所に全部シートを敷いて、そして枯らしてしまうというそういう方法を、四つが今、それぞれの学校で取り組まれている状況です。

いずれにしても11月に新芽が出ますので、その時にどう対応していくのかっていうのが非常に大事だと思いますので、11月は大きなメリケントキンソウについての学校全体の取り組みとして重要な月なのかなと、そういうふうに思っていますので、今後も指導を徹底してまいりたいと、そういうふうに思っております。

○5番（小辻一海君） では、市長、2019年までのメリケントキンソウの撲滅を目指して、市長の考えを最後にお聞きしたいと思えます。

○市長（本田修一君） 2019年までに撲滅を目指すという目標を立てておりますので、今、教育長が四つの方策もあるということのお示しもございました。それらのものを十分活用しながら、そしてまた前提となる市全体でどのような形で広がっているかということについては、市のそれぞれの管理者あるいは利用される市民の皆さん方からの情報を十分に受けるというようなことをしていきながら対応してまいりたいというふうに思えます。

市民の皆様方の憩いの場が、そのように危険な区域になってはいけないというふうには十分思うところがございますので、市民の全面的な御協力を賜りながらこの撲滅については取り組んでまいりたいと思えます。

○5番（小辻一海君） ぜひともお願いします。

燃ゆる感動かごしま国体の開催、2020年までにはあと5年しかありません。また、国体のリハーサルプレ大会まで4年です。会場周辺の公共施設近辺にはメリケントキンソウの繁殖が多く確認されていますので、メリケントキンソウ撲滅対策会議においても国体の前年である2019年まで撲滅を目指しているとのことですので、市としても駆除対策に万全を尽くしていただき、選手の皆さん方が安心して競技していただけることと、本市がメリケントキンソウ撲滅対策の日本一のモデルになることを期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

ここで、3時20分まで休憩いたします。

午後3時05分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。

会派、真政志の会、八代誠でございます。時間もありませんので早速一問一答方式により質問してまいります。

まず、志布志港湾の整備拡充についてお尋ねしていきます。

志布志港は、平成23年に国際バルク戦略港湾に指定され、南九州の物流拠点港湾として目覚しく発達してきました。私たちの住むこの志布志市にある志布志港の役割は非常に大きなものがあるというふうに考えております。

市長は今年3月開催された定例議会の施政方針の中で、鹿児島県が中心となり民間事業所と整備実現に向けた調整をしていると。志布志市としては国、鹿児島県、関連企業と連携し、大型バルク船に対応した港湾計画の変更と、早期事業化及び特定貨物輸入拠点港湾への指定に向けて要望に努めるとありますが、その要望の内容とはどんなものなのか、市民の皆さんにも分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

国においては、国民生活を根底から支える物資である資源、エネルギー、食料等のバラ積み貨物について、安定的かつ安価な輸入を実現するために、輸入の拠点となる港湾を国際バルク戦略港湾として選定し、大型船の入港を可能とするための整備を推進することとしております。

志布志港は、平成23年5月に穀物輸入の国際バルク戦略港湾として選定されたところです。選定後、港湾管理者である県が関連する民間事業者と岸壁の共同運用や、事業費の負担割合についての協議が進められているところです。

国際バルク戦略港湾の事業化については、まず大型船が入港できるように現在の水深マイナス12m及びマイナス13mの岸壁を、水深マイナス17mに港湾計画の変更が必要となります。この港湾計画を変更するには、国土交通大臣の確認が必要であるため、港湾計画の変更について国の協力をお願いしているところであります。

また、国は国土交通省港湾局関係の税制改正として、港湾法の一部改正を平成25年5月に行っており、特定貨物輸入拠点港湾へ指定された港湾において、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等について、取得後10年までは固定資産税、都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置を創設したところです。

この特定貨物輸入拠点港湾に指定されるためには港湾計画に水深マイナス14m以上のバルクふ頭が位置付けされていること、民間事業者による一体的な運営がなされていることが指定要件とされているため、国への協力をお願いしているところであります。

○4番（八代 誠君） 今市長が答弁された内容では、まず、国際バルク戦略港湾には指定されているが、そのことを事業化していくためにはまず一つ目に、大型船が入港可能となるよう現在の水深が約マイナス13mというこの水深をマイナス14mから17mとなるように港湾計画の変更を国土交通大臣に確認してもらわなければならないということが一つ。

二つ目に、港湾の管理者は鹿児島県であるが、その運用及び事業費の負担割合については関連する民間事業者と協議をして合意が必要であると。この二つの大きな課題があるということで理解すればよろしいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員のお話されたとおりでございます。

まず、私どもは当初、国際バルク戦略港湾の指定を受けた時に、バルク港の整備は進められるのかなというふうに期待したところでございますが、その後、東日本大震災等の関係もございまして一時的に日本の全ての港湾の整備が東日本の被災地の方に向けられたところでした。それが一段落ついて、改めて日本全体の港湾の整備が進められる中で、特定貨物輸入拠点港湾の指定を受けるといふこと法律改正がございまして、それに向けて県の方でも対応が進められているということでございます。

地元の民間業者の協議がされ、そしてそのことに基づいて県が新たな港湾計画を定め、国に承認していただくという流れが必要になるということでございます。

○4番（八代 誠君） あともって質問通告に入っておりましたが、道路整備については後ほど伺います。

ただ、この道路の整備の状況、速度というものを考えていったときに港湾の整備というのは、どうしても私は立ち遅れていくんじゃないかなという気がしているところです。港湾整備完了を目標とするそのスケジュールと道路網の整備完了を目標とするそのスケジュール、市長はこの目標が同時期だと考えておられるのか。県や国の事業だから整備完了のスケジュールっていうのは、ずれてもしょうがないっていうふうに考えておられるのか。

先ほど震災等もあって、そういう整備が遅れてしまっているっていうことであるんですが、市長の率直な考え方をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港の整備につきましては、港湾計画書に基づき整備が進められており、当初昭和54年3月に策定されました。平成5年8月に改定されておりますが、新若浜地区国際コンテナターミナルを含めた整備計画が立てられております。こちらの方の整備計画につきましては、ほぼ計画どおり進められて、現段階において平成21年度に新若浜地区国際コンテナターミナルが一部供用となったところであります。そしてまた、国の防波堤の延長、改良を残し、一連の事業がほぼ完了



しております。

今後の事業につきましては、港湾計画の変更がない限りは現存する岸壁の維持補修、臨港道路の維持補修工事になると思います。

また、国際バルク戦略港湾の整備については、民間事業者との協議が整い、事業化となると港湾計画を変更し、大型バルク船が接岸可能な岸壁の整備が進められていくこととなります。

このようなことから現段階では南九州地域の物流拠点港湾として、港湾機能を発揮するためには背後地への高速道路整備が最重要課題と認識しております。高速道路網の早期開通に向けてこちらの方も要望活動に努めているところでございます。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

それでは少し視点を変えてお聞きしたいと思います。

港湾施設のうち観光バースについてであります。本市の市報8月号の中で市長コラム、これはもちろん市長が自分で書かれているわけなんです。日本を訪れる外国人観光客について書かれておりました。鹿児島港には45隻、日南港には10隻のクルーズ船が寄港するが、志布志市はそういった流れに乗っていない。また6月議会での同僚議員の質問に対しても、観光バースへの誘致活動には努力が足りなかったという形で答弁されました。

しかし、そのコラムのクルーズ船の誘致のことで、こんなふうには結ばれているんですね。「地元の商店街、または志布志市全体で外国人観光客の受け入れ態勢の構築が必要であると感じている」。まず、ここで言われる受け入れ態勢の構築とはどんなことを考えておられるのかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港の旅客船ふ頭は岸壁の長さが220m、水深が7.5mで1万5,000tクラスの船が入港可能となっております。1万5,000t以上の船であっても、船の形状等により入港可能な場合もあります。その都度港湾管理者、県であります。こちらと協議することになっているところです。

受け入れにつきましては、外国人観光客の受け入れ態勢でございますが、それらの整備につきましては外国語で案内できる人材の育成や免税店の設置、携帯電話、通信機器用の公衆無料のWi-Fiスポットの設置等について、市の観光特産品協会を中心に関係機関や各種団体との協議や調査が必要だというふうに考えております。

○4番（八代 誠君） はい、分かりました。

つまり、市長はクルーズ船だけを誘致するというのをいくらやっても市の受け入れ態勢、先ほど言われた人的な体制、あるいはその施設とかが十分でなかったら、いくらクルーズ船を誘致しても、それは効果がないんだよということで、私もそういうふうにはコラムの文章を読んだんですが、先ほどからちょっとお聞きしております港湾の整備、道路網の整備というのもどちらかが立ち遅れてしまうと、その本来持っているインフラ整備ということで考えれば効果っていうのは十分発揮できないんじゃないかな。私も港湾については今回よく知らなかったんですが、市長が先ほど言われたように、更に大きなバルク船が着岸できるような港っていうのが最終目標だとすれば、

もうそろそろ何か動きがあつていいんじゃないかなつていう気がしてなりません。

都城志布志高規格道路については、本年度付くつもりだった予算が十分ではなかったということで、取り急いで決起大会されたわけなんです、私はそういったことを考えればどうしてもちよつと港に対しての整備つていうものがどこを目標にしているのかということで、先ほど答弁にありましたが、一時的なものは維持補修すれば終わりなんですよつていうことでしたが、目標つていうのはどこなのがつていうことがはっきり見えなかつたところでした。そろそろそういう活動つていうものは考えておられないのか、市長の御意見をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

港湾整備について、市を挙げての活動でございますが、現在の港湾計画にある中で新若浜地区国際コンテナターミナルが一部供用開始となつており、このコンテナターミナルの蔵置能力が12万TEUでありまして、10万TEUを超えた場合には計画にある国際コンテナターミナルの2工区と港湾関連用地の整備等について進められていくと思われまふ。

平成26年のコンテナ貨物取扱量は、県の速報値によると9万3,643TEUだつたことから、まだ要望活動までは至つていないところです。そしてまた、国際バルク戦略港湾の整備として現在、港湾管理者である県が関連する民間事業者との調整を行つていふところですが、調整が整い、事業化となると一刻も早い整備を推進するため、議会の皆様や市民の皆様方の協力をいただきながら建設の促進大会についてもお願いすることもあろうかというふうに考えていふところでございます。その際には全面的な御協力をお願いしたいというところでございます。

○4番（八代 誠君） コンテナの取扱量が10万TEUを超えたときとかいふ言葉が出てまいりましたが、超えてから時期が十分来たつていふときに、また声を大きくしたいつていふことだつたんですが、やはりある程度前倒しでそういう活動をしていかないと、高規格道路についても昨年並みの予算が確保できるつもりでいたところに、ほかの地域に同じような予算が、同じ地区なんですけど、ほかの地域に流れたということもありますので、大型貨物船、大きなバルク船が着けるような岸壁整備等をはい、やりますよつていふことであつても、日本全国今、どんなことが起こるか分かりませんので、いふんな形でそういう速度つていふのは遅くなる可能性が私は大じゃないかなつていふふうには思つていふます。ですから、やはり早い形で自分たちが求める港の整備つていふものは、目標は何なんだつていふことははっきりやっぱりもつて、早い形で要望活動を進めていくべきじゃないかなつていふふうには思つていふところなんです。

再度、このことについて市長は10万TEUを超えたらつていふことではありましたが、決起大会とまではいかないまでも、何かそろそろそういう活動というのが必要なんじゃないかなというふうには思ふところなんです、すみません市長、もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港の整備計画につきましては、今ほど申しましたように新若浜港の更なる整備と、そして国際バルク戦略港湾の整備と2方面にわたつていふことではございふます。

国際コンテナターミナルの増設につきましては、10万を超えたときに県とともに新たな2工区

についての事業化の要望をするということについては話がされているところでございますが、現段階でここ2年、3年なかなか9万を超える形での取り扱いになっていないということでございます。一昨年が若干減りまして、昨年在り返しているということございまして、今年が10万近くなる、あるいは10万を超えれば来年度以降本格的に2工区の要望をしていかなきゃならない。その時また市民の皆さん方のいろんな御協力もいただかなきゃならないというふうに思います。

そして国際バルク戦略整備につきましては、先ほども答弁いたしましたように、民間事業者との調整が必要ということが前提になっておりますので、それについては今年度、県の方で進められているところでございます。その調整が整いますと、国に対して新たな港湾計画の変更についての要望ができるという段階になりますので、その時にまた改めて地域全体のお力をお借りしながら、整備事業費の獲得のための総決起大会等を開催していかなきゃならないというふうには思うところでございます。

今、志布志港はどんどん毎年取扱高が増え、そしてまた整備が着実に進んできて、そしてまた私どもの方としましても臨海工業団地を新たに造成しまして、この志布志港の発展のために取り組んでいるところでございます。このことにつきましては、国の方もその変貌ぶりについては十分理解しているところでございます。特に木材の輸出について5年連続日本一を実績として挙げているということについては大きな評価を得ているところでございます。それを更に増進させるためには、都城志布志道路の全線開通、そして東九州自動車道の全線開通というものも必要になってくるということございまして、そちらの方の要望も一緒になってやってきているということでございます。

当初、国際バルク戦略港湾の指定を受けた時には2020年の整備完了というようなことも聞いていたりしたところでした。しかし、先ほども言いましたように、東日本大震災が発生しまして若干港湾整備について、日本全体がそちらの方に向けられたということもございまして、その最終的な目標年次については現在、明らかにはなっていないところではございますが、日本全体の畜産ということを考えたときには、やはりこの志布志港においては南九州全域、そして西日本全域の畜産飼料を供給するコンビナート基地という機能がございまして、安価な飼料を提供するために国際バルク戦略港湾の指定を受け、整備がされ、大量の穀物が入ってくる港にしなきゃならないということは十分認識しているところでございまして、そのような観点から要望活動を今後とも続けてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 本当に市長が言われたとおり、私もバルク戦略港湾に指定されたらもうすぐ工事が始まって、また港が大きくなるんだろうなというイメージを描いておりました。そういうことで何で始まらないのかなという疑問を持っておりまして、ぜひ今の市長の答弁でよく分かりました。

いろんな課題があるかと思いますが、ぜひコンテナヤードについても2期工事が、そして、バルク穀物の岸壁についても早い段階で計画の変更をしていただいて更に大きな港になるように市長の御努力をお願いしたいと思います。

それでは次に、東九州自動車道及び都城志布志高規格道路の現状についてお尋ねしていきます。

まず、東九州自動車道についてですが、大崎インターチェンジから志布志インターチェンジまでは約9.7kmということで整備が進んでおりますが、この私たちが住む志布志市内エリア、管轄っていった方がいいんですかね、において発注された工事現場をです、市内に本社を持つ建設会社の受注は過去にあったのか。その実績についてお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東九州自動車道は、北九州市から鹿児島市に至る高速自動車道で、宮崎県清武南から日南までと、志布志から末吉財部間は新直轄方式で整備がされ、供用がされているところであります。

整備状況につきましては、曾於弥五郎インターチェンジから末吉財部インターチェンジ間11kmに引き続きまして、鹿屋串良ジャンクションから曾於弥五郎インターチェンジ間18kmにつきましては、昨年12月に供用がされたところであります。

そして、志布志市管内の工事につきましては、安楽橋、安楽川橋、菱田川橋、跨道橋の下部工事や小牧、肆部合のボックス工事が実施されております。市内での工事につきましては7か所発注されておりまして、市内業者が1社、市外業者が6社受注しているところでございます。

○4番（八代 誠君） 私もたまにそういった現場事務所を見かけるんですが、非常に志布志市以外の業者が多いなっていう印象を受けておりました。これまで7か所発注されたうちの市内の建設会社が1社落札をしたということでありました。

そういった現状を踏まえながら、まだ基本計画区間でありまして志布志市から宮崎県串間市までの基本計画なんですけど、区間が整備されていくと、これは確かな数字じゃないかもしれませんが、用地費を含んでその総工事費っていうのは1,000億円かかるだろうといわれています。これは用地費を含んでです。志布志市内エリアに工事現場が発注される、あるいは発注されたにもかかわらず市内に本社を持つ建設業者は受注ができないと、そういった状況が今後も、さっきが7分の1ですから、そういった状況っていうのは続いていくのかなっていうふうに私は懸念しているところです。

公共事業の本質からどうなんだろうっていうふうに思っているところです。そういったことがないようにということで、市長をはじめとして発注者の方にもお願いに行かれることがあったりするんですが、どうも国の機関だから大隅地域あるいは鹿児島県内の建設業者が受注して、その公共事業の目的、役割っていうのは十分発揮しているんだよっていう考え方のようにしか、自分はそこが見えないっていうか、そういうふうに感じています。しかし、その工事現場において使用する材料をはじめとして、人、燃料そういったものも地元の商店あるいはスタンドさんに話を聞いてみると「何も使ってくれんよ」というような話をよく聞きます。そういった経済効果っていうことで考えたときに、市長はこういう状況をどういうふうに思われますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

率直に申し上げまして、市内で発注される分については、地元市内の業者にのみ落札させて欲しいというふうには思うところでございます。しかし、これはまだ県の事業であり、国の事業で

あるということで、県は県の立場、国は国の立場があるということについては十分承知しております。それらを踏まえた上で私どもとしましては、市内の業者が関与できるような形というものをぜひとって欲しいということの要望は重ねているところでございます。

○4番（八代 誠君） 今の東九州自動車道については先ほど言われた今も進行中の現場があるわけなんです、7か所のうちに1か所志布志内の建設業者がやっていますよということでしたが、こういった状況というのは私は伊崎田に住んでいますので、都城志布志高規格道路についても非常に見受けられるんです。市長も何日に1回か分かりませんが歩いて来られるそのルートに市外業者の看板がいっぱい立っています、気のせいなのかもしれませんが。

当局で把握している最近の工事発注件数と、志布志市内の業者がどれくらい受注できているのか。その受注割合が分かれば、そのことをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城志布志道路は九州縦貫自動車道、都城インターチェンジと志布志港を連絡する全長44kmの自動車専用道路であります。整備状況につきましては、末吉インターチェンジから有明北インターチェンジ間、約8km、平塚インターチェンジから梅北インターチェンジ間、約5kmが供用されております。工事は志布志市内で有明北インターチェンジから国道220号間で整備工事が進んでいる状況でありまして、市内での工事は全部で20か所発注され、市内の13業者が受注しているところでございます。

○4番（八代 誠君） ということで大体約3分の1が市外業者の方々が携わっておられるということで、東九州自動車道の散々な状況に比較するとまだましなのかなという気がしておりますが、本当にこれが現実であります。東九州自動車道、市内の建設業者はほとんど取れてない。都城志布志高規格道路については3分の1は市外業者が携わっておられるということでもあります。

今、伊崎田では、9月から10月初旬まで保育園、小中学校の運動会、体育祭が開催されます。そこで運動会、体育祭前に都城志布志高規格道路を受注した建設業者で構成する協議会にグラウンド整備をお願いされたいです、PTA関係者がですね。そしたら快く引き受けていただいたということで、非常に有り難いなっているふうに思っています。

ところがこの協議会の会長さんは、たまたま今、志布志市内の業者さんでありまして、その業者さんの現場監督さんが会長をされているんですが、伊崎田のPTA関係者とその会長さんは面識があったと。相談もしやすかったよという話を聞いたところでした。

そういった有り難い面もあります。でもその相談に行ったところの現場監督さんが志布志市内の業者の監督さんだったから相談がしやすかったということが一つですね。それと伊崎田は特に言われるんですが、地域の商店、あと油屋さんですね、「何もとってくれんど」と。経済効果はほとんどないというようなことで耳にします。

そういったことを市長は聞かれたことはないですかね。

○市長（本田修一君） ただいまお話になられた件については、私は直接的には聞いておりません。

○4番（八代 誠君） すみません建設課長、お答えを願います。

工事現場に掲載される施工台帳、あるいは施工体系図について少し皆さんに分かりやすいように説明をしていただけますかね、施工体系図です。

○建設課長（中迫哲郎君） 施工体系図でございますが、工事現場は1社で全て賄えるとは限りませんので、その下請け等が入りますとその下請けの並びをずっとですね、施工のツリーみたいに、ぶら下げていくと。1次下請け、2次下請けとかいうような形でのそういう体系図をもって発注業者にもお示しているということでございます。

○4番（八代 誠君） 建設工事現場には現場事務所っていうのがありまして、そこにその現場をとった会社が大きな看板を上げます。そして、うちの現場ではこんな形の下請けさんを使っていきますよっていう体系図が写真入りで出ております。東九州自動車道も、この高規格道路についても市外の業者さんはほとんど近ければ近いほど、全部外から連れて来てくるんですね。全てを先ほど市長が言われたように、全てを受注していける市内の建設業者さんが、全てを受注できるっていうのが私の理想だっというふうには思っているんですが、ただそういった下請けさんについても志布志市内の登録業者さんはいっぱいあるわけですから、なるべく市長として発注者側にそういったところにの心遣いをしていただけないかっていうことをぜひお願いしていただきたい。業者さんについても志布志市内にこんなにあるんですよと。また、燃料についてもですね、5円、10円ぐらい高くても地元のそういった商店を使っていたのが私は公共事業だというふうに思っているんですが、市長その辺はどうですかね。

○市長（本田修一君） 今年の8月の日に私と市のふるさと協議会の皆さん方と国土交通省の九州地方整備局、大隅河川国道事務所に出向きまして所長に要望をしてみました。

その際、今お話のあったような内容について要望書にまとめて要望しているところでございます。特に地元建設業の方々においては、先ほどお話がありましたように地元密着型ということでございますので、様々な地域のボランティア活動について取り組んでいただいているということについても十分お話を申し上げ、その方々が受注しやすい環境をつくって欲しいということの要望をしているところでございます。

○4番（八代 誠君） もう既に要望をされているっていうことで、ぜひですね、その建設業者さんだけではなくて地元の商店街、あるいは燃料屋さん、そういったところにお金が落ちて初めて私は公共事業の意味を成すんじゃないかなというふうに思っておりますので、先ほども言いましたように市外から来られる業者さん、近ければ近いほど、そういう人・物全て持ってこられるみたいなんです。たまにはどうでしょうかね、現場に赴かれて施工体系図を見られて、こんなになっているのを確認されればその状況が良く分かりますと思います。

もちろん逆もあると思いますよ、志布志市内の業者が落札してるんだけど、下請けさんを市外業者。それも専門性がありますから、それで構わないと思うんですが、よく見てみると市外から来られたところはもう全部市外で固めている。市内にもあるのになんていうことをよく感じますので、そこら辺についても、ぜひ市長の方からも再度、材料についても、燃料とかあるいは地元

の商店を使っただけということもぜひお願いしていただきたいと思いますが、もう1回そこから辺について市長をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公共工事の事業につきましては、市の場合にはいろんな形で業者の方々に指導ないし要望ができる場所ですが、県・国の事業についてはなかなか市長の私は力が発揮できないんだというふうには痛切に思うところがございます。しかしながら、先ほど申しましたように、地域全体として声を上げていくということであるならば、そのことを重ねることで少しずつではございますが、対応はしていただけるということになっているのかなというふうには感じる場所でございます。

今回は業者の方々と一緒に行った場所ですが、去年は商工会の方々も同伴していただいて要望をしてきた場所でございます。そのような取り組みを更に重ねながら、今お話があったように最低限、下請け、孫請けぐらい地元を使ってよというようなことの具体的な要望の声を上げてまいりたいと思います。

○4番（八代 誠君） 今市長が言われるように、市長が建設業者をぞろぞろ連れて行くよりも、商工会の方々、いろんな分野の方々に声をかけていただいて、そういった活動をしていただければ少しでも、志布志市内にそういうプロジェクトがあるにもかかわらず何らそういう効果が見られないっていうのは、私は残念で仕方がない場所であります。市長ももちろんそうだと思います。そういった形でぜひ受注の在り方とかそういうことばかりじゃなくて、やはりそういう経済効果がこの志布志市にあるようなことについてお願いをしていただければというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（上村 環君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

次に、6番、持留忠義君の一般質問を許可します。

○6番（持留忠義君） 皆さん、改めてこんにちは。

この時間になりますと非常にもう眠い時間も過ぎました。やっと時間が私に回ってきました。非常に今回の定例会は、ハプニングが多くて私も心配しておりましたけれども、今日やっと一般質問をすることができました。本当にありがとうございます。

さて、今年は、非常に災害もですけれども、台風の多い年でございました。その関係で3倍以上の雨量も記録しまして、それに追い討ちをかけるように農家にとっては大変な年ではなかったかというふうに思います。

その中で私たちも一生懸命やっけてまいりました。自助努力はもちろん大事ですが、行政の支え、助けも不可欠だと思います。

それでは通告書に基づきまして、一問一答方式によりまして質問してまいります。

はじめに畜産振興につきまして質問いたします。まず1番目に、肉用牛の増頭の対策について問います。

近年、肉用牛子牛の価格は、飼養頭数の減少と枝肉価格の上昇により、平成22年度以降に全国的に上昇してまいりました。その中でも鹿児島県の子牛は上位の価格で取り引きされています。

本県の黒毛和種は従来から状態が良く、枝肉がたくさん取れ、あわせて肉質も良い系統を選択し、改良が進んでいることが高く評価され、良い系統を選択しているようでございます。そのようなことで非常に高く評価されております。

しかしながら、飼料代や資材の高騰、円高の関係ですが、繁殖経営、肥育経営ともに生産に係る費用が増加しています。これに加え、高齢化や後継者不足などの問題もあって、平成25年までですけど、全体では繁殖農家は770戸あったのが、平成27年では567戸と既に203戸の農家が減っております。もちろん農家の戸数減少とともに頭数の方も減っております。

先ほど申し上げました、現在子牛の価格は高単価で推移しており、喜ばしい反面、一方で新たに子牛を購入して更新する人や増頭を計画する農家の足かせになっております。

そこで市として繁殖牛の増頭対策についてどのようにお考えかお示してください、お願いします。

**○市長（本田修一君）** 持留議員の御質問にお答えします。

肉用牛の増頭対策についてでございます。

肉用牛の現状につきましては、平成23年1月現在で770戸の農家が8,062頭を飼育しておりましたが、平成27年1月現在では567戸の農家で6,935頭が飼育されており、5年間で203戸、1,127頭が減少しているところであります。

このことは規模拡大頭数よりも、高齢農家の廃業や先行き不安、生産資材の高騰などによる減少が上回っているものであり、県内でも同様の傾向にあります。

このような状況から県の肉用牛振興協議会を主体としまして、肉用牛生産基盤強化推進本部を設置しまして、3か年計画で増頭を図る計画を立てまして、増頭推進に取り組んでいるところであります。

具体的には、各地区の県の振興局や農協、及び市町村が連携し、農家巡回あるいは若手農家を中心に研修会を開催し、補助事業の紹介、経営を行う上での要点等を説明しながら無理のない増頭に取り組めるよう推進を図っているところであります。

本市におきましては、畜産施設整備支援事業の2回目の取り組みができるよう改正しました。また、高品質生産対策事業におきましても、雌の平均価格以上の導入牛に対する支援を平成26年度から開始し、繁殖素牛を導入しやすい環境づくりに努めているところでございます。

なお、平成26年1月と平成27年、今年の1月の比較では微増に転じているということでございます。

**○6番（持留忠義君）** ただいま市長が答えられましたけど、今非常に厳しい状況でございますので、今後、今言われたいろんな事業についてはぜひ計画倒れになると困りますので、今後それを実施していただきたいと思っております。

次に、質問2について質問いたします。

現在、肉用牛の改良や増頭を円滑に実施するために、市と農協が資金を半分ずつ負担し、和牛生産農家への無利子での貸し付けを続けておりますが、肉用繁殖雌牛導入事業をされるかと思っておりますが、先月における曾於地区の競り価格は雌で60万円を超えて、去勢では70万円近くの価格は



しております。この関係で子牛の1頭当たりの貸し付け限度は現在は60万円ですが、限度額の引き上げを検討できないかお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

貸付制度としまして、市が半額、農協が半額を拠出しまして、肉用繁殖雌牛導入事業を行い、支援に努めております。この制度は子牛導入に60万円、妊娠牛に80万円を限度に5年ないし3年間無利子で貸し付けするものであります。貸し付け枠としまして、これまで1年間に3頭まで、5年間に15頭までとしておりましたが、25年度から1年間に5頭まで、5年間に20頭までと貸し付け枠を拡大しております。

貸し付け限度額の引き上げに関しましては、そお鹿児島農協並びにあおぞら農協から限度額の引き上げについての相談もきておりますので、検討してまいりたいというふうに考えます。

○6番（持留忠義君） 現在、確かに子牛の場合で大体5頭の60万円、育成牛で80万円だと思いますけれども、頭数については20頭ということで、この前の新聞を見ますと、東北の岩手県で最大で10万円ということで、これは県とJAが一緒になってやっている事業でございますので、今後、志布志市もそういう、一つはですね、今現在、競り市に行きましても系統の牛はほとんど東北とか北海道に持っていかれております。その点、こっちの業者についてはなかなか勝てないということで、非常にそういう面では良い系統の牛はどんどん東北、北海道に持っていかれますので、やはり系統の良い牛を残さないと、今後いろんな改良はできないということでございますので、これは市が県といろいろ協議をしながら、今後そういう補助金についてはもう少しの上げ幅をしていただければ有り難いと思っております。どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今ほど答弁しましたように、このことにつきましては農協とも検討をいたしまして、どれくらいまでの引き上げが可能かということについては様々な状況等がございますでしょうから、それらのものを条件としまして検討をしてまいりたいと思っております。

○6番（持留忠義君） 今、競り市に行きますと東北、北海道の方が良い牛はどんどん買っていておられます。市長はいつも何でも日本一ということで、目指すということなんですが、今現在、頭数は北海道に既に抜かれております。そんなことで頭数的にはちょっとまだ分かりませんが、けれども、それと大隅地区でも肝属の方は、非常に努力されまして頭数の方も肝属も近づいているような状況ですので、やはり曾於郡は昔から日本一ということだったんですけど、今後、北海道なんかが良い牛を買っていきます。それで生産農家にとっては良いんですけども、あの地区は、いつまでもそんなにするわけじゃないですので、今後そういう面では各生産農家が増頭するためには、恐らく多頭飼育の方が主になってくるんじゃないかと思うんですけども、その点やはり、先ほど言ったような数字をぜひ検討していただきまして、次にはまたそういう数字を示していただきたいというふうに思います。

次に、肉用牛肥育経営安定特別対策事業について、通称新マルキン事業についてお伺いします。

この事業は国費、生産者の積立金と県の助成金によって造成された基金を県畜産振興機構が管

理し、肉用牛生産時に粗収益が生産費を下回った場合、その差額の8割相当を肥育経営に補填する事業で、専用種、交雑種、乳用種が対象品種と聞いております。

つまり、この制度は肥育経営にとってみれば全国統一の保険制度のようなものです。事業の事務局は各農協にあると思いますが、市内でこの事業を活用して取り組んでいる現況を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業、いわゆる新マルキン事業のお尋ねであろうかと思えます。

現在、市内には預託経営を除き、和牛の肥育経営体が15戸、交雑種（F1）肥育経営体が2戸、乳用牛肥育経営体が1戸、合計で18経営体がございますが、1戸を除きほかの経営体が全て新マルキン事業に参加されております。

○6番（持留忠義君） 現在、肥育の方は特に、今ちょうど通山にありますけれども、あの会社が大体肥育農家にいろんなことをさせてるんですけれども、いろんな方に意見を聞きますと、市も農協ももう少し面倒をみてくれんかということでもいろいろございます。そのようなことで今後、このマルキン事業を活用いたしまして、肥育農家は非常に今大変でございます。今からはちょうど26年の2月の牛が今年中に出るわけですね。その牛が大体50万円前後だと思うんですけど、今のコストが45～6万円はかかると思えます。これを2年近く肥育した場合に100万円近くなるわけですね。それで仮に2年肥育して100万円売ったとしてもなかなか追いつかないと。そういう点は、先ほど申し上げましたように差額の8割を補填する、いわば逆に言うと2割は赤字だということでございますので、この2年間の愛情を込めた、苦勞して育てた牛を出荷して赤字になる、こんな悲しいことはございませんので、ぜひこの2割の自己負担について補填することはできないかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の支援策以外に、補填金を差し引いた2割の自己負担についての支援はできないかということでもございますが、黒毛和牛を例にしますと、出荷頭数が1,650頭程度になります。仮にこの牛に2万円補填した場合は約3,300万円の財源が必要となるために、新たな支援策については困難ではないかというふうに考えますので、新マルキン事業の予算の確保と補填率の拡充要望を行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（持留忠義君） 今後ですね、来年あたりになると今の価格では肥育農家は減っていくんじゃないかと、これはあくまでも予想でございましてけれども、そういうことでございますので、今後、そういうことも十分検討していただきまして良い数字が出るようお願いしたいと思います。

もう一つ質問がございましてけれども、現在、地方創生、これは前後しますが、地方税の関係でクラスター事業というのがございまして、この事業についてちょっとお示しできれば有り難いと思っておりますけれどもお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畜産クラスター事業の概要についてでございますが、地域の畜産の収益性向上に向けて関係者が結集、連携した体制により、協議会を設立し、必要に応じて事業の取り組みをするということでございます。

事業内容としましては、畜舎等の整備を行うハード事業と機械設備等の貸し付けを行うリース事業がございます。認定農業者を対象としましてハード事業につきましては、法人の要件があります。リース事業につきましては個人での参加が可能です。

ほかに新規就農者の支援事業もございます。内容としましては、畜舎等の施設の整備、家畜導入に対して助成を行い、リースとして貸し付けるものであります。この事業は昨年度までは農協による新規参入円滑化等対策事業でございます。

○6番（持留忠義君） これは今まで、過去何件か、草野の団地でも新規参入事業はあったんですが、今回また新たに話を聞くことによりますと、山重の方がされるということで、ただ、今後増頭をするためには、一部の方しかまだしていないということでございますので、この事業を何とかほかの範囲内でこういう増頭に対して、この事業についてまだ向ける事業はないのかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○畜産課長（山田勝大君） 畜産クラスター事業につきましては、家畜の導入等、新規就農者を除いて家畜の導入等につきましては対応しておりませんので、別な、先ほど議員からもありました農協が事業主体で行っております事業等の活用というのが望まれるところでございます。

○6番（持留忠義君） そういうことでございますので、せっかくこういう事業が地方創生の一環としてあるわけでございますので、もう少し幅を広く、こういう事業をやっていければ良いなというふうに思いますので、これは切に要望しておきます。

次に移ります。次に、茶業振興について質問いたします。現在の経営と今後の課題対策について。

この問題は、昨年9月議会で私が、関連もあるということで、また質問させていただきます。

志布志市はお茶の主要産地として旧町時代から長い歴史を重ね続けています。全国的には国民の生活様式の変化、嗜好の多様化や食のグローバル化など、衰退の要因は多様ですが、お茶の消費が減ってきているのは事実です。一般的に家庭でもリーフ茶が飲まれず、ペットボトルの需要が多いわけですので、そのようなことで一方では、日本食の健康食品として優れた機能が高く、理解されつつあり、また一昨年にはユネスコ無形文化財遺産に登録され、和食とは切っても切れない飲み物であるということは間違いございません。

そのような中で、行政としてお茶の消費拡大、販路拡大、様々な手法で努力されていると思いますが、しかし皆様御承知のとおり、茶業については大変厳しい状況でございます。

はじめに現状を皆様に知っていただくために市内の茶業農家の戸数と茶園の面積を5年前と今年をお示しく下さい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

5年前の平成22年度は茶農家が209戸で1,203haの茶栽培面積となっております。26年度におき

ましては183戸で1,225haになっています。栽培戸数の増減については、平成26年度と平成22年度を比べますと、全国では出ていないところですが、県では25.7%の減となっておりますが、市においては12.4%の減となっております。栽培面積で申し上げますと、全国では4.3%の減となっておりますが、県においても0.2%の減でございます。しかし、市においては1.8%増となっております。

○6番（持留忠義君） 現在、確かに5年前に比べますと農家も減っています。昨年も言いましたけど、3戸か4戸の農家が工場を閉めていると。まだまだこの1年間で2、3戸ぐらい減ったというふうに聞いておりますけれども、今後、このことについても非常に厳しいわけですので、その中で次の質問が、荒茶のキロ単価、5年前と今年の推移をお示しください。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農作物は天候により非常に影響を受けると、そして生産の出来が異なる場合があります。本年度の生産概況につきましては、長雨の影響で生産管理や作業体系など大きく支障を来しております。全ての生産時期において生産量が平年を下回る見込みとなっております。

5年前でございますが、5年前の平成22年度は荒茶の平均価格が1,156円、平成23年度は1,221円、平成24年度は1,173円、平成25年度は987円、平成26年度は950円となっております。

今のは全ての平均単価となりますが、一番茶につきまして推移を申し上げます。平成22年度の一番茶の平均が2,521円、二番茶の平均価格が837円、23年度においては一番茶が2,274円、二番茶が1,127円、24年度においては一番茶が2,068円、二番茶が938円、25年度においては一番茶の平均価格は1,850円、二番茶が783円、平成26年度においては一番茶が1,788円、二番茶が623円となっております。年々荒茶価格は下がってきており、本年度におきましても大変厳しい状況になっておりまして、本年度については一番茶の平均の、これは見込みでございますが1,494円、二番茶については687円の見込みとなっております。

○6番（持留忠義君） ただいま市長が申されたように、大体5年間の数字なんですけれども、私も調べてみましたが、大体金額にして5年前は79%、24年はだんだん下がってきております。それと最後にはもう26年度につきましては、24年度は出ていませんけど非常に数量は81.5%しかとれなかった。26年度については74.2%ということで23年度と比べた場合には25~6%の金額が下がったと。単価的には26年度は少しは良かったんですが、数量としては非常に下がっているということでございますので、一つは気象の関係もございまして、いろいろな面で努力はされておりますが、系統農協とまた普通の振興系とはちょっと違うんですけれども、今後その面で努力してもらわなきゃいけないんですが、その面についてやはり今後市が、26年度の議会で答弁されましたように、これは3番目の質問ですけれども、茶の価格安定性について私が申し上げましたけれども、国・県に対する要望のことだったんですが、経過はどうなっているかお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「価格安定制度の創設となると多額の財源が必要ということで、基金の積み立てや制度の設計

等に時間が必要ということでございます。茶の価格安定制度を国が主体となり創設し、国・県をはじめ、関係機関や国会議員に現在、要望しているところであります」というふうに答弁しております。

当時は価格安定だけでなく、燃油高騰に対しても要望を行ってまいりましたが、この燃油高騰対策につきましては、本年度より実施されることになりました。このようなことから価格安定対策につきましても今後、要望を重ねてまいりたいと考えております。

**○6番（持留忠義君）**　そこで、国に対してもいろんな要望をされているんですけども、なかなか国の要望については時間がかかるということで、いろんな努力はされていると思うんですが、次がですね、26年度9月定例会で申し上げました施政方針の中で、市の単独事業についてはいろんなことを努力されておりますけれども、茶生産基盤強化対策事業とか、商品品質対策事業などについては、一番茶の生産安定と商品品質向上の取り組みのその効果というのはどれだけあったのか教えていただきたいと思えます。

**○農政課長（今井善文君）**　今、議員が申されました事業等につきましては、一番茶の品質を保持する。特に一番大きいのが霜の害を防ぐということが非常に大事でございます。ということで、年次的に幼木園から成園になる時を見計らいまして、防霜ファンとかそういう設置をいたしてきております。

そういうことに関しましては、お茶を摘めるほ場につきましては、その効果が出ていると思えます。ただ、霜の強いあるいは風向きとかいろいろな部分でやっぱり霜害は一部に出ることがありますので、全てに対しまして防霜ができていくかといいますと、年によっては難しい年もあるというのが現状でございます。

**○6番（持留忠義君）**　現在、農協ももちろんですが、各茶業振興会の方からよく言われます。「どげんかせんか」と。ただ、何もけん予算がございまして、非常に茶農家は悲鳴を上げております。また後でいろんな、次の質問もしますけど、ぜひですね、今、市内の農家も「これでは生活できない」ということで言われていますので、今言ったようなことをぜひ1年でも早く実行していただきまして、茶農家の鹿児島茶が、すぐには良くなれないと思うんですけども、そういうふうに努力していただきたいというふうに思います。

次が、これはいろんな方の要望でございます。燃料とかいろんな問題で、少しは今、重油も下がっておりますけど、重油についての助成、それから抜根機に関する助成、この補填はできないかということです。

**○農政課長（今井善文君）**　はい、まずお尋ねの燃油のことでございますが、先ほど市長の方から若干答弁がありましたが、予算については従来、A重油につきましては燃油高騰対策が実施されておりましたが、お茶工場におけるその重油に対しましても、平成27年度からこの対策が実施できるようになっております。ただ、現在は重油価格が安くなっておりますので、発動されるかどうかについては、今後の推移が必要かと思われます。

それとお茶の抜根、いわゆるお茶を植え替えるという場合が改植と申しますが、そういう場合

は従来国の事業がございましたが、そうでなくてももう全部お茶を引き抜いて普通畑にするという  
ようなことの要望等もなされておったわけでございます。

ただ現在は、そのことに対しての助成措置はありませんが、先週だったと思いますが、国の平  
成28年度概算要求の中で、そのことも対策がとられると。まだ国が決定をいたしておりません  
ので、概算要求でございますので確定的なことは申し上げられませんが、農林水産省の発表の中  
にはこの抜根事業も載っていたところでございます。

以上です。

○6番（持留忠義君） 従来、確かに重油の数字を見ますと、26年度は非常に94円ぐらいだ  
つたですね。年間の平均が大体94.4円。また今年も恐らくお茶はほとんど近く終わりますけど、  
いろんな施設においてはまた重油の需要が非常に要るようになるわけですが、農協のことを申し  
上げるといけませんけど、農協の場合も実際、お茶とかいちごについてもキロ2円とかいうふう  
にやっていますけれども、大体するとしたら市としてはキロ何円ぐらいの助成をされる計画は  
ないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国によるそのような対策というのはとられているということでございますが、市においては現  
在のところ考えてないところでございます。

○6番（持留忠義君） 確かに、大体お茶の設定温度というのは高いですので、大体ハウスに  
しても、いちごについては低いですが、お茶の需要が高いので、ぜひこの計画についても、  
今年は今のところ重油は下がっているところなんですけれども、今年の暮れになるとまた重油は  
上がってくるんじゃないかというふうに思いますので、これは私の勉強不足で情報は分かりませ  
んけれども、毎年そういうふうな傾向があるようでございますので、今後そういうふうにして  
いただきたいと。特に、そういうことで今後お願いしたいと。思います。

次が、トップセールスということで市長は今年アメリカに行かれました。その後、いろんな  
努力をされていると思うんですが、トップセールスの効果について、何か効果は出てないか  
お願いしたいと。思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年2月に米国、シアトルを訪問しましてスターバックスなどの訪問をしました。この中で日  
本茶に対する御意見を承り、早速報告会の機会を設けさせていただき、生産農家へ今後の展  
望として紹介したところであります。

聞くところによりますと、市内産茶の本年度の輸出量は一番茶で33 t程度であるとのこと  
です。また、二番茶以降においても米国をはじめ、EU、台湾等へ輸出の見込みとのこと  
であります。

これまで関係機関や生産者の努力で輸出の動きがあったことは大きな成果ではなかつたか  
と思っております。今後も関係機関の支援やアドバイスを賜り、販路開拓につながればと思  
っております。

なお、志布志港からのお茶の輸出についても第1便が米国へ出航する予定とのことでありま

て、今後第2便、第3便と続いて出航できることを期待するところでございます。

○6番（持留忠義君） 今、輸出のことが出ましたけど、大体いつ頃からそれが実行されるのか、それを聞きたいです。

○市長（本田修一君） 今年度の輸出につきましては、33tということでございまして、第1便が間もなく輸出されるということに聞いております。

○6番（持留忠義君） 情報によりますと、現在あおぞら農協と松山の方が一部輸出をしているということで、その中で輸出するのもいいんですけども、経費もかかるということで、私はこれはお願いでございますけれども、この鹿児島県、先ほど言われたように鹿児島茶輸出研究所、これについては、あおぞら農協と松山の方が輸出されるということで、一部の運賃の助成はできないかということなんですけど、その点はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、志布志港で輸出品について食料品のコンテナ輸出については助成がされているところでありまして、1コンテナ当たり2万円という形で付いています。お茶の場合については、対応ができていないところでございます。

○6番（持留忠義君） そのようなことでございますので、やはり今後、いろんな農協についても一部の農家についても努力をされておりますので、市のそういう運賃の助成とかいろんな面についてもぜひ、これをしていただきたいというふうに要望しておきます。

いろいろな、もろもろな質問をしましたが、今後皆さんが茶農家はですね、恐らくもう今年で4年目だと思います。非常に厳しい状況でございます。

最後に、このお茶の低迷期を乗り切るための最善の策を市長は具体的に、どのように考えているかお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどのお茶の輸出についての助成ということでございますが、現在のところ対応できていないということの答弁をしたところでございますが、今後につきましては、お茶も対象品目に加えたというふうには考えているところでございます。

今後の取り組みでございますが、現在の茶業経営においては、荒茶価格の低迷などにより、これまでになかった厳しい経営環境になっています。まずは、経営者自らが経営内容を正確に把握するなど、なお一層の努力をお願いしたいということでもあります。そして、この難局を乗り切る方法を考えますと、高価格の荒茶の生産は当然のこととして、まず販路拡大が必要ということにはなるかと思えます。荒茶の生産だけでなく、製品として小売もしていくということ、そして契約による経営の安定を図るということ、そして先ほど話題になりました輸出もあるということでございます。

そしてまた、本市においては最近抹茶の生産も盛んになってきております。こちらにも新たな需要に応じた生産を行わなきゃならないということになるかと思えます。

そして経営の多角化でございます。既存施設を活用した作物の生産も取り組んでおられる農家

もあるということですので、こちらも参考にしてもらえればというふうに思います。

そして何といても現在の価格低迷の原因は、消費の減少でございます。この消費の減少に対しまして拡大というような方向性を見出していかなきゃならないんじゃないかなというふうに考えまして、現在本市では志布志市茶機能実証事業を実施しております。そして、これらの結果を活用しながら日本全国に消費の喚起ができればというふうに考えるところでございます。

○6番（持留忠義君） 今、言われたように、やはり全国で鹿児島県は2位でございますけれども、面積はなかなか増えません。農協でも、そういう1,000haを農協にやっていますけど足踏み状態でございます。特に民間の第3セクターの「いろは農園」についても今、非常に厳しいということですのでぜひ、今後、茶の販路拡大とか、そういう努力をしていただきまして、一日でも早く茶の農家が御飯を食べれるような生活を持続するようにはしていただきたいと思います。

先ほど最後って申しましたけど、最後の最後にですけど、非常に申し訳ございません。今、農協もですね、農協改革で非常に厳しいということですが、今後いろんな面で市の支援とかいうのをいただかなきゃならなくなってる状況でございますので、今後、農協と行政がタイアップすることに関しての市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私としましては、農業関係の事業につきましては農協と連携をとりながら事業の推進、そして農家経営の安定を目指してきているところでございます。今後につきましても、農協と連携をとりながら、また農協のみならず農業関係の関連団体とも連携をとりながら農家の経営安定に取り組んでまいります。

○6番（持留忠義君） これはただ農協だけにこだわるんじゃなくて、志布志市のお茶農家が少しでもよくなるように、いろんな先ほど言われたことをしながら、いろんな販路拡大の問題についてもなされましたので、今後一層の努力をしていただきたいと思います。

非常にとりとめのない質問でございましたけれども、これで私の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、持留忠義君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時47分 散会



## 平成27年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成27年9月10日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

東 宏 二

小 園 義 行

鶴 迫 京 子

日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

日程第4 報告第5号 専決処分の報告について

日程第5 議案第57号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、東宏二君の一般質問を許可します。

○17番（東 宏二君） おはようございます。

本日最後の一般質問の日でございます。あと二人残ります。市長、心をいれて答弁をお願いします。

私も真政志の会に所属しております。テレビを見ている方々は、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、去年の12月に議会基本条例を制定いたしまして、4月1日に、こういう会派というのが施行されました。私ども8人のグループで志布志市民のために、また行政が発展するために一生懸命頑張っておりますので、よろしくをお願いします。

では、一般質問を行います。通告をしておりましたので、通告順に従って一般質問をさせていただきます。

はじめに環境行政についてでございます。

旧志布志町、松山町、有明町、旧ごみ処分場は使用しなくなって長年経っているわけでございます。竹や草などが生い茂り、害虫などが発生しやすい状況になっていると思います。

本市は、環境行政に力を入れているわけでございますので、旧3町のごみ処分場の土壌調査や害虫調査をしたことがあるのか、また、今後する予定があるのか、お尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

東議員の御質問にお答えいたします。

環境行政についてお尋ねでございます。

旧ごみ処分場についてでございますが、旧3町では、それぞれ処分場が所在しておりましたが、議員御指摘のとおり、既に閉鎖されており、旧志布志町の処分場につきましては、閉鎖後38年が経過、旧松山町の施設につきましては、閉鎖後9年が経過、旧有明町の施設につきましては、閉鎖後23年が経過しております。廃止後の施設につきましては、水質検査の実施、繁茂した草、草木の伐採等の管理を行っているところですが、議員御指摘の土壌調査や、その他害虫調査については実施しておりません。土壌調査や害虫調査の実施につきましては、それらの調査が課題解決につながる最良の手段であるというふうに判断した状況であれば、その必要性に応じて対応すべ

きというふうには考えているところであります。

**○17番（東 宏二君）** 私がなぜこういうことを言うかということでございます。志布志の私の家の近くでございますけれども、昔処分場があった所でございます。竹が生い茂り、今市長が言われた草刈りもしていない、そういうやぶ払いもしていない状況でございます。もう課長が見に行っていて分かっていていると思います。この処分場は、昔有明、松山、志布志でも一緒ですけれども、昔は規制がなくて何でもかんでも放棄した経緯がございます。その頃は、規制が緩かったということでございますので、何ら問題はないと思うんですが、なぜ33年ぐらいになった旧ごみ捨て場、また有明も大分なっている。そういうことが行政がすることだろうかと思う。やはり、市長はいつも言われます環境にはいっぱい力を入れていると、であれば、やはり10年に1回ぐらいのそういう調査をすることが大事じゃないかと思うんですが、ガスが出たりとかはないと思うんですけれども、昔の捨てていた内容が気になってですね、その辺の調査をするべきではないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

松山町の処分場跡地につきましては、資源ごみ収集場、粗大ごみ置き場として利用されています。そしてまた、周辺の草刈り等を始め、利用に際し通常想定される必要な管理は実施しているということでございます。

有明町の処分場跡地につきましては、曾於南部厚生事務組合で管理しており、年2回の草払い、浸出水の水質検査を実施しております。志布志町の旧処分場跡地につきましても水質調査の実施を検討しております。現在、浸出水の箇所確認を実施しているところでございまして、それぞれの地において、それぞれをしているところでございますが、土壌調査の実施につきましては、環境省の示している土壌汚染防止対策マニュアルを参考にしながら実施を検討してまいりたいと考えております。

また、害虫調査の実施につきましても専門業者の協力をもらいながら実施を検討してまいりたいとは考えております。

**○17番（東 宏二君）** 有明、松山はどうか分かりませんが、私どもの自治会の中では、シロアリがすごく発生いたしまして、10数軒の家屋にシロアリが取り付きまして、1軒駆除すると40万円から50万円要するというところでございます。このことをどう考えているのか、関連はないかもしれません。ただですね、その駆除業者が言われたことに、「関連性はある」と、「ないとは言えない」ということでございました。であれば、やはり行政としては、市の持ちものでございますので、その辺はやはりちゃんと市民が理解できるような調査等をする必要はあると思いますが、その辺どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** 旧処分場近隣の住宅でシロアリの被害が発生しているということであるということでございます。旧処分場での土壌調査、害虫調査ということの実施はしておりませんので、今後につきましては、専門業者の協力をいただきながら、このことについて調査はしたいというふうに思います。

○17番（東 宏二君） やはり行政は、市民の財産を守る立場から、やはり市民が疑うようなことではなくして、はっきり関係ございませんでしたとか言えるような方がいいと思うんですよね。先ほども言いましたように、火事があった時は、家事の燃えカスを捨てたり、畳を捨てたりとか、いっぱい今は考えられないようなものが、あそこの中には埋まっているんですよね。どこでも一緒ですけども、やはりそういうのに発生をしているのではないかなという業者の考え方だと思うんですけども、それが関係ないかもしれません、これは。だけど、やはり行政としては、今言われたように調査をして、ちゃんと市民の財産を守るような形でやってもらわないとですよ。一口に50万円位といっても市民にとっては大きなお金でございます。8月になって、もう3軒シロアリがきたということで駆除されて、「どしてんあそこを調べてもらわないかん」というような声があったもんだから、こういう一般質問をしているんですけども、いつ頃、どういう形でやられるのか、専門的なものはないかもしれませんが、今お金をかけずに何か簡単にできるような形もあるというのは聞いておりますが、やはりその辺は早急にさせていただかないと、近くにおられる方々は、その因果関係はないかもしれませんが、ないと言われれば、もう全然行政には問題がないわけですので、その辺のことをいつ頃そういう計画でされる予定ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お示しになられました簡単な方法があるということにつきましても、まだ私どもの方で、そのことについては検討しておりませんでしたので、そういったことがあるとすれば、すぐさま取り組める内容になるかなというふうに思います。ただ、予算を確保して専門業者に調査の発注をするということになると、ちょっと時間がかかるのかなというふうに思います。現場の確認はしてまいりたいというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 予算的なものが必要だというのは認識しております。その後、やはり管理ですよ、管理。有明、松山の方は今度高規格道路の枝線で何か利用されるようなことも聞いておりますが、有明はちょうど今のごみ処分場の近くでございますので、何ら問題ないと思うんですが、やはり志布志の場合は竹がほこって入れないような状況です。どうですか、この前課長も行かれたと思うんですが、今の状況をちょっと市長にもお話されましたか。短くな。

○市民環境課長（西川順一君） 9月4日に行って確認してまいりましたがけれども、現地は臭いもなく、竹、あるいはつる性のものが繁茂しておりました。そして、缶とか瓶とかタイヤとかが表面にありましたけれども、そういう害虫が大量に発生しているというような状況はありませんでした。

以上です。

○17番（東 宏二君） 害虫は上にはいません、土壌にいます。シロアリでも土壌の中に入っていますよ。庭先にでもいることがあるし、そういうのが、やはり表面は見えないんですよ、だから調査をしてくださいということです。

調査をするということでございますが、来年度予算を取って調査をするということですか。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほど答弁しましたように、議員のお示しになられた簡単な調査の仕方があるということがあれば、そちらの方を専門業者に聞きまして、そのことを取り組みたいと。また、予算を伴う必要があるというならば、早ければ12月の補正でも提案したいというふうには思います。

○17番（東 宏二君） 膨大な面積です。どこもですね、ちょっと調べていただいたんですが。この場所をですよ、そういう害虫がこないような形、いろんな形にするにはですよ、やはり利活用をした方がいいんじゃないかと、もったいないと思うんですよね。何か公園でも何か、家は建たないと思うんですけれども、公園が市民が憩える場、そういう面に利用するというのも必要ではないかと思うんですが、もったいないですがね、その辺はどうでしょうか。関連でお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般ごみの最終処分場ということで機能が終わり、そのままにしてあるということでございます。お話がありましたように、現地においては様々なものが埋設されているということでございますので、現況としましては、その土地の活用というものは考えていないところでございます。

○17番（東 宏二君） 考えてないということを言われれば、もう一言で終わるんですが、やはり太陽光とか、そういう今ちょっと規制があると聞いておりますが、まだできるという話もあります。やはり利活用するには、市に少しでもお金が入るような形で太陽光とか、そういうのをすれば何ら問題はないと思うんですが、その辺のことは頭になかったですか、考えてなかったですか。その辺はどうでしょうか。

それと管理、早く草払いもしてもらわないかんからですよ、その辺もあわせてお願いしたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

太陽光発電につきましては検討したところでございました。そしてまた、その業者の方にも見ていただいたりしたところでございますが、地盤が安定しないということで設置については、難しいということの結論であったところでございます。

管理につきましては担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） 管理につきましては、関係課とも協議しまして、今後どういう対策をとっていったらいいか検討していきたいと考えております。

○17番（東 宏二君） 昨日の答弁からすると短くなりましたね、勉強されたと思っております。そういう形でお願いしたいと思います。

管理の方もしていただくというような形でございますけれども、できれば管理をしていただいで、市民の方が、やはり行政はびしゃっとしてるなというような形を見せていただければと思っております。このことについては、調査もするというところでございました。その調査結果は公表していただければと思っておりますので、ぜひ早いうちに調査をしていただくようお願いをしておきます。

次に、観光行政でございますが、大隅地域の観光の発展の一環として種子島・屋久島へ高速船

を試験的に運航ができないかということでございます。前回質問した時は、実現の可能性を見ながら取り組むということでございました。私、今このことについては2回目でございます。そういう答弁をいただいております。今、その時期にきているのではないかと私は思っているわけでございます。関係機関と協議をしながら、このことに取り組む考えがあるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えします。

種子島・屋久島への航路でございますが、屋久島につきましては、平成5年に世界遺産に登録され、年間30万人の観光客が訪れているようでございます。種子・屋久航路の高速旅客船の運航につきましては、以前いわさきグループと市丸グループの2社により運航されておりましたが、現在は合同出資による種子屋久高速船株式会社が設立されまして運航しております。

過去にも同じような質問を受けたところで、その質問を受け、県にも協議に行ったところでございますが、種子・屋久航路を運航する高速旅客船は定員が260名であり、1回の運航につき約40%の100名以上の乗船がなければ採算が取れないのではないかとということでした。このことから、こちらから寄港をお願いするとなれば、最低限確保しなければならない乗船者数に満たない状況が発生した場合、その分を補填しなければならない状況も想定しなければならないとのことでした。大隅半島と種子・屋久地域を含めた観光ルートは、非常に魅力あるルートになることは十分認識するところでございますが、実現の可能性を考えたときには、非常に厳しい状況にあると考えております。

以上です。

○17番（東 宏二君） 全く前回の答弁と一緒にです。私は今、ここに持っております、議事録を。全く一つも変わっておりません。

今、大隅半島の観光を県も一生懸命力を入れている。佐多岬それに大崎にもスポーツ合宿所ができる、さんふらわあも新船ができるという話を聞いております。昨日も出ましたですね、サッカーフェスティバルとか、そういう国体とかあるということで、そういう中で試験的に、私は試験的に試行をさせて、まずそのことをですよ、採算が取れるか取れないかということは今言ってるわけです。常時運航させてくださいということではございません。まず取り組む気持ちがあるのかですよね、やはり志布志は100万人を呼びたいということで、市長はいつも掲げておられます。やはり今関西の方からも合宿で大学生とか、いろいろ来られております。その中で、さんふらわあの促進利用にもつながることでもございまして、この前、大隅地域市町議員が一堂に集まって研修会と総会があったわけです。そこで尾脇垂水市長が来賓としてあいさつされて、志布志はバルク港も今度指定を受けて大変魅力ある港があると、垂水もそれに乗かって我々も観光ルートを策定せないかんという挨拶がございました。そこに対しては、やはり志布志からの大隅縦貫道路も大事だというようなことも言われました。そういうことで、どうしても志布志を中心とした、そういう観光ルートの拠点として高速船を運航させることができれば、この大隅地区の観光もすごい人が来ると、それに合わせて先ほど言われた屋久島も世界自然遺産に登録されているわけで

ございまして、私どもと西之表は交流をしているわけでございますので、やはりその人の行き来が大分違うというふうに思っているんですが、その辺の取り組みは考えておられませんか、試験的に運航させるということの質問でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

試験的にということでございますが、試験的にしても定期的にしても、やはり検討・調整をしなければ、この港湾の使用はできないということになります。そしてまた、当然そうなる様々な手続き、そして様々な設備の充実がされなければ試験的にも寄港していただくという環境にはならないということになろうかと思えます。

また、仮にチャーターした場合、試算がされておりますが、単純に計算しまして高速旅客船チャーター料、防舷材、ギャングウェイ、それから手数料、それらのものを合わせて4,852万円が必要というふうに試算がされているようでございます。ということで、先ほど申しましたように、最低100名の乗船がこの場合でもない元が取れないということにはなろうかと思えます。

○17番（東 宏二君） 市長、市長はお金が要るから、いろいろな手続きをしないといけないと、私も協議してくださいと言っているわけでございますので、頭からお金が要るから無理だと、100人は集まらんと、そういう考えを持っておられる、それじゃあいかんですよ。そうでしょう、私は去年の6月に一般質問をして、ふるさと納税を、お茶10gでは恥ずかしいと、そしたら、行政はあんまり過激になってはいけないという答弁をいただきました。今過激になりすぎじゃないですか、そうでしょう。やはり、いいことは取り入れて、最初はそういうたちで100人大変かもしれません。しかしですよ、都城、鹿屋、大隅半島、垂水は向こうに行くと思うんですが、やはり串間、そういうのを取り入れた形で協力していただければと思ってます。いつも鹿屋で市長なんかは大隅期成会があると思うんです。その中でも話を出しながら、それに大隅縦貫道路のことも出ると思うんですが、その辺の形で皆さんに、志布志だけで背負うのは大変だと思うんですよね。やはり地域の皆さんとともにやれば1人の力よりも10人の力の方が強いわけでございますので、その辺はどうなんですか。それと大隅縦貫道路の見通しというのは、観光にとっては大変重要な道路だと思うんですが、その辺のことはどうでしょうか、経過は。その辺もあわせてお願いしたいと思えます。

○市長（本田修一君） 前回この航路開設について商工会を中心として協議会が設立されたところであります。南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会ということで、大隅半島全域、そしてまた熊毛、種子・屋久を含めた形での協議会を設置されて、この航路の開設について研究がされたところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたようなことで、航路の開設あるいは臨時運航ということにつきましても、かなり厳しいというようなことで、現在はこの協議会においても協議が進んでないところでございます。

志布志市は、志布志港を中心として発展しているまちでございますが、そこに至るアクセス道路の都城志布志道路の整備については、着々と進んでいるということでございます。ただ、現在



の段階では3割ほどの供用率、そしてまた、平成29年度に有明校区の区間、そしてまた宮崎県側の1工区が平成29年度、もう1工区が平成30年度供用されるという発表がされております。この3工区が新たに加わっても50%をやっと超える供用率ということで、全線開通というのはまだまだ先かなというふうには思うところでございますが、私どもは、この道路の開通、そしてまた東九州自動車道の全線開通が志布志港の発展につながっていくということは疑いのないことでございますので、その整備については関係当局に一生懸命お願いしているところであります。

そして、これが全線開通されますと、まさしく次のステップは更に種子・屋久はもちろんのこと、アジアへと、東南アジアへとというような大きな展望が開けてくるというふうには思うところでございます。

そして、大隅縦貫道でございますが、現在、大隅総合開発期成会において、まだ正式な路線としての提案はされていないところでございます。ただ、今後は垂水市長と連携しながら、この大隅縦貫道の整備について、正式な議題としてそ上に乗せていただくような取り組みはしてまいりたいと思います。

**○17番（東 宏二君）** 今すぐということはできないと思うんですね、だから今から協議に入って、そういう今言われた30年度には、ある程度の東九州とか都城高規格が開通するわけですがね、そういうので、今取り組んでいって、その時に間に合うような形をもってですよ、そうしないと、すぐ今日から明日できるわけではない、1年後できるわけではない、だから協議をしながら、やはりどういう方法でお客さんを集めるか、やっぱりそれは志布志市だけではできないと、先ほども言いましたように、だから近隣の市町村、市とか町とかそういう方々と、そういう話し合い、協議をしながら、また県も必要だと思います。また、今、市丸さんも、いわさきさんと一緒にやられているわけですので、その高速船も余ってるような気がするんですね、今は。それで、そういう形の中で今取り組まないんですよ、5年後に間に合わないと思うんですよ。だから、協議をして明日からしてくださいとかじゃなくして、今協議をしないと試験的なことを踏まえてやっていくということが大事だと思うんですが、やはり先行投資、前に前に進んでいかないとですよ、今言われた市長は、種子・屋久航路もできないのにアジアに向けると、まだ大きなものですがね。そういう形の中で、アジアも大事だと思います。そういうのをひっくるめた形で協議に入らないと、明日、あさってできるわけじゃないですので、その辺はどうでしょうか、協議に入るという考えはありますか。前向きに検討するんじゃなくして、やはり協議をしながら、このことについては慎重に計画的にやっていくというような考えはないでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、志布志市においては、商工会の方が音頭をとりまして、このことについての協議が進められたところでございます。

今後につきましては、また改めて商工会長さんと協議しまして、この協議会についての今後の取り組みについて協議をさせていただきたいと思います。

**○17番（東 宏二君）** 商工会も必要です。しかしですよ、そのまだ上があると思うんです。や

はり県とか、市長は伊藤知事の後輩で、いつも先輩後輩ということで仲がいいとは聞いております。やはりそういう中で、利用できる人は利用していかないですよ、やはり市がプラスになることのでございますので、その辺のこともですよ、5区の森山先生もおられますがね、そういう方々とお話をしながら、予算的なものも全部で4,000万円かかっても、やはり国の補助金とか県の補助金とか、そういうような活用を探しながら協議するべきだと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然何らかの事業を行うときは、国・県に相談しながら有利な事業展開をするということでございます。

その前段としまして、私どもがしっかりとした計画書を作成しまして、その上で国・県に相談するということになろうかと思っておりますので、まずもって、市内の各種団体も含めました形での協議を進めるということになろうかと思っております。

○17番（東 宏二君） 協議会を早く立ち上げないですよ、そういう民間の方、商工会とか、いろいろな関連の方がおられると思うんですが、それをやはり立ち上げて、そういう協議会を立ち上げ、計画的なものを国・県に出さないと、国も県も許可はしないというようなことでございます。なぜこれを言うかということ、鹿児島から出るのは1時間半、志布志から高速船を走らせると20分ぐらい短縮になるんですよ、燃料も要らない、それと志布志から出ると、志布志はちりめんとかいろいろなものが採れて、種子島あたりはそれがないそうです、ちりめんとか、そういうのが。だから、そういう農産物、海産物いろいろなものが、いろいろな形で交流が深まって、向こうの方にも行ったり、向こうから安納芋やそういうものが来たりとか、さとうきびの黒砂糖が来たりとか、いろいろなものが交流が始まれば、そういうものも物産的にプラスになると思うんですが、そういう形で私は志布志も発展していくんだなというようなことを考えているものだから、今そういう一般質問をしているんですけれども、協議会を立ち上げる、早急に協議会を立ち上げる気持ちがございますか、市長は。

○市長（本田修一君） 先程来お話しておりますように、協議会を立ち上げるかどうかについて、商工会長さん等を含めた方々に御相談は申し上げたいと思っております。

○17番（東 宏二君） もう何回言っても一緒です。早く立ち上げてください、協議をして。プラスになるんですよ、市長、ですがね、ふるさと納税も1億500万円ぐらいきてますがね、市長は3億円を目指してるということですがね、そうでしょう。やはり何かをやっぱり起こさないですよ、志布志のまちにプラスになりません。だから、やはり会社などと、もう一度話をしながら、やっぱり地元が先でもいいですけれども、県とか国とか、そういうところにも相談に行って、できればそういう会社にも訪問して、こういうことを考えているんですがということもお伝えすれば、向こうの会社の方も、どういう考えを持っておられるか分かりませんが、その辺のこともですよ、それとさんふらわあの利用促進にもつながりますがね、その辺をやっぱりさんふらわあもいつ撤退するか分かりませんよ。今言われるように乗船率が悪ければ、やはり会社は採算

が合わないとは撤退しますので、その辺、そういう会社とか、そういうことでくどいですが、もう一回市長の考え、答弁書だけ読むじゃなくして、市長の考えをちょっと出してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

何かをしようとすれば、立ち上がらなければ進まないということは当然でございますが、私どもとしましては、何かをすとなれば、予算を措置しなければならぬと、それに基づいて、その予算措置が本当に思うような成果が上がらなければ皆さん方に説明ができなくなってしまうというようなことがございますので、そのことについては、今、お話し申し上げましたように、今後また協議会を立ち上げ、そしてまた、活動すとなれば、それなりの予算措置が必要になってくるというふうに思います。そういうことであるとなれば、今までの協議会の内容、そしてまた、今後の将来性というものを含めた形で、まずもって関係される方と相談させていただきながら立ち上げが必要かどうかということについても検討させていただければというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 同じことを何回も言っても堂々巡りなると思います。そういう形で立ち上げて、予算的なものも、そう大きな金は要らないと思います。だから、志布志だけじゃなくして、やはり鹿屋とか串間とか曾於市とか、そういうところからでもいいんですよ、協議会のそういう団体をつくってですよ、やはり負担金をいただいて、相乗効果はどこの市町村にも出ると思うんですよ。そういう相乗効果が出るためには、そのことに一生懸命取り組んでいてもらいたいと思います。期待をしているわけでございます。そのことは、もう何回言っても一緒ですので次に入ります。

枇榔島の栈橋についてですが、何回も質問を私はしていますが、いまだに手つかずのまま。前回の市長の答弁では、「膨大な資金が要る」と答弁をされています。今回の質問は船が接岸できる簡単なものと考えられないかでございます。角度を変えました。いつもできませんということでございましたので、漁協の方や漁民の方、また、いろいろな方々から「やはり枇榔島に栈橋は必要だよ」という声が高まっております。その辺、市長は前は無理だと、難しいと言われてますが、今回の質問はちょっと、その言葉は出ないと思いますが、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの御質問で船が接岸できる簡単なものということでございますが、御承知のとおり、枇榔島周辺は外海と等しい波が押し寄せてくるところでございます。以前民間で設置してありました栈橋につきましても、かなり強固なつくりでありましたが、平成23年8月の台風被害で崩落、破損している状況でございます。

お尋ねの簡易な栈橋となると、安全面や構造上の面からもかなりのリスクが生じかねないと思っております。仮に簡易な形の栈橋建設でありましても、現在破損した栈橋の基礎部分は個人所有となりますので、その撤去作業を行った後に市において基礎栈橋工事を実施した時の積算にしましても、1億円以上の費用がかかると見込まれているところでございます。

また、設置に関する許可が必要となりますが、簡易的な栈橋設置では認められないのではない

かなというふうに思ってます。このようなことから、現在では栈橋設置は厳しいものがあるというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 同じ答弁ばかりです。もういつ聞いてもこの答弁です。前のものをコピーして、または出しているような気がします。私は簡単なものということです。今、前会社が入れた栈橋の基礎を引き上げることではございません。船形の3m位の幅で船形の浮き栈橋、船形、波が高いときには漁船で港に持ってこられるような形、船形ですよ、抵抗のないやつ。五、六メートルあれば十分です。幅も3mあれば十分です。安全性もバッチリです。手すりを横に付けてやれば、そうお金は要りません。台風の時にも持ってこられます。港に入れられます。大きなものじゃなくして、漁船がついて、あそこの神社とか、いろいろな漁業の方が降りられたり、市民の方が魚介類を採りにいったりとか、そういうことを私は言っているわけでございます。1億円も入れるようなのだったら作らん方がましですよ。私が言うのは、簡単にできるものがあるんですよ。市長は頭からも無理だ無理だと答弁書を読むだけのことです。市長、でしょう。やはり市民が、やっぱりあの枇榔島は志布志のシンボルだねと言われるわけですので、いろいろな伝説もある、いろいろな歴史もある、前も言いましたよね。もう今言う必要もないと思いますが、そのことを私は言っているんですよ。無理なものを1億円かけて作るんだったら、私も作らん方がましだと思っております。だから、やはり市民が、漁船が横にいて、五、六メートルの漁船が10mでもいいと思うんですが、そのところに全部が全部船がびしゃっとはまるぐらいのものじゃなくていいんですよ。言えば、ここに合えば、船はこのぐらいあれば7分ぐらいでやれば、前をロープでくくって停泊して降りられるわけですので、そういうことを私は言っているんですよ。

だから、浮き栈橋がもとの基礎も上げなくてですよ、基礎も上げなくて、その浮き栈橋を船形につくれば、志布志港に持ってくるときも抵抗がないから、簡単にできるのではないかなということを私は言っているのです。1億円もかけてする必要はないと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては担当課長に答弁させます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今議員おっしゃられる簡単な栈橋と、浮き栈橋ということではありますが、さっき市長が言われたとおりに、どうしてもその設置についても、それぞれの許可を取っていかないと設置ができないという状況でありますので、それをクリアするような形での浮き栈橋の設置ということになれば、県内の状況を見ますと、最低1億円という金額が出てくるところでございます。そういった形でなかなか厳しいと思われるところでございます。

○17番（東 宏二君） 今の課長の答弁は、私は1億円やったら作らん方がいいと言いましたがね、1億円は要らんとですよ。許可は取らないといけませんよ。だけど、1億円要るはずがないですがね、鉄板をずっと溶接して船形につくれば、上もないわけですよ、何も。簡単にできますよ。今の海上保安庁が今停泊しているあれも浮き栈橋ですね。あれは立派です。鎖でふたつないで重りを付けていけば、台風のときには、それは外して志布志港まで持ってこられるんです

よ。だから1億円かけるんじゃないくてして、1,000万円以下でできると私は思っているんですが、やはり中古もあると思うんですよ、いろいろなところに聞けば、いろいろな離島の工事の中で使われているものがあるということも聞いております。そういう形で、やはりやる気がないから1億円かかるからしないと、やる気があれば、そういうことも考えつきますがね。なぜ今、浮き栈橋のことを市長は担当課長に振ったんですか、私は市長に聞いているんですよ。浮き栈橋のことを、課長は同じことを答弁されましたけれども、課長が悪いわけじゃないけど、市長に私は聞いて、市長はどういう考えを持っているのかなというのを聞いているわけです。その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は総括的に様々な事業を把握しているということで、細部については担当課長の方が詳細に詳しいということでございますので、答弁をさせているところでございます。

浮き栈橋を設置するにしても、ただいま担当課長が話しましたように許可が必要と、許可ということになると、かなり堅ろうな施設の保留する場所の設置が必要ではないかなというふうには思ったところでございます。また、その許可の内容等がどういったものかは、ちょっと私自身も把握していませんし、そしてまた、船形の浮き栈橋なるものについても、ただいま初めてお伺いしまして、そのようなものがあるのかなというふうには思ったところでございます。今後、そのことについて調査研究をさせていただければというふうに思います。

○17番（東 宏二君） あのですよ、許可が必要だと、今度は課長、専門家かは知りません。どういう許可が必要なのか、どこに出してどのぐらいの許可が必要なのか、難しい許可なのか、その辺をちょっと、今度は課長に聞きます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 許可関係ですけれども、土地の形状変更につきましては、自然公園法、これは県知事許可になります。

あと文化財保護法、これにつきましては、文化庁長官許可、あと森林法の許可については知事許可、あと海底の土地使用許可、公有水面埋立許可これにつきましても、県の許可となっております。

○17番（東 宏二君） 今課長が教えていただきました県か文化庁かということでございまして、この浮き栈橋を作れば、何も自然を壊すことはしていません。ただ、つなぐ鎖のもとの基礎をすること。何も自然を壊すことはしない、文化財の保護もちゃんと守られるということです。だから、そのことを県と協議をして、どういうものがあるのか、そういう中古の浮き栈橋があれば、そういうのも県にお願いして、離島の方々の工事の終わったものは廃棄処分されるということも聞きました。何年前ですけれども、「早く言われればあったんですけどね」ということもございました。やはりそういうことがございますので、まずお金が要らない簡単なものということを私は今回は言っているわけございまして、離島みたいに、大きな連絡船が着くようなものじゃないです。ただ市民と漁民の方が降りられて、あそこでいろいろなことができる形で島に上陸できるような安全で簡単なものと言っているわけですので、行政がつくれれば安全面と言

われますけれども、安全面は簡単ですがね、囲いをして手すりを付ければ、もうそれで済むことですから、その辺を県とも協議しながら考えてみてください。その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

許可に際しましては、かなり許可基準というものが厳しいのではないのかなというふうな気はしたところでございます。

そしてまた、今お話がありましたように、私どもがその事業を行うとすればまずもって安全面が担保された形にしなきゃいけないということでございます。

そしてまた、その浮き栈橋を通常誰が管理するのかという問題もあろうかと思えます。そのことも整理しながら検討しなければいけないというふうには思うところでございます。

○17番（東 宏二君） どういう難しい許可かは分かりませんが、やはり行政が、個人が出せば難しい許可かもしれません。民間の方が現にされておられたわけだから、全然あそこに無かったわけじゃないです。民間の方がされておられたわけですので、その時には、やはり許可を取ってやられたと思っているんです。行政がすればですよ、許可は簡単だと思うんです、行政だから、個人と行政は違いますからね。その辺がまだ取り組んでないから難しい許可だと市長は言われますけれども、私はそうでないと思うんです。あそこに設置されれば、そうかもしれません。だけど浮き栈橋として持て来れば、そういう難しい許可も要らないということです。

それと管理をするのかという問題、今民間委託というのがありますがね、台風が年に何回来ますか、来ても5回ですよ。5回往復するだけで、どのくらい要ると思いますか、そんなに要りませんよ。そういうタグボートをもって引っ張るようなものではございませんので、同じ大きさぐらいの漁船で引っ張ってくれば、そう経費も要らない。そういうことは漁協にお願いすることができますがね、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 設置する際の手続きにつきましては、私どもも行政の一端を担っておりますので、そのことについては、間違いなく申請等が進むということでございますが、基準自体をしっかりと守りながら設置するとすれば、かなりまたそこに費用が発生するのかなという気がしたところでございます。

そして、先ほど申しましたように、日常の管理について、そのことがどのような形でしなければならないかということについても現在検討はしておりませんので、その内容について、十分把握しながら受けていただくところをしっかりと捉えながら進めていかなければならない内容かなというように思ったところでございます。

○17番（東 宏二君） 経費が要る要ると言われますけれども、私が一般質問をしてふるさと納税がいっぱいありますがね、それを使ってもいいですがね、皆さん志布志出身やゆかりのある人、その方々がですよ、枇榔島にも昔行ったことがあるんですよ、そういう方が志布志に帰ってきたときは、やはりあそこは昔行った島だよねというようなこともあるんですよ。だから、お金は、ふるさと納税も3億円を目標にしておられますがね、ダグリにも1台車を買ってあげましたがね、そういうふうに使えばいいんですがね、じゃないですか、私はそう思いますよ。お金は、今は入

る道が出てきたわけです。これも有効活用ができると思うんですよ、だから枇榔島の栈橋ぐらいのお金は、お金がなければ、そういうふるさと納税の基金を少しでも足してつくる方法もございますね。市長は、と言うといけませんけれども、つくる気がないから、あまり利用価値がないから要らんというような形で、そういう答弁をされていると思うんですが、それは違うんですよ。やはり、志布志の人間はですよ、そこに昔何回も行ったことがある人たちが、「今は島に渡れないね」ということを言われるわけですので、そのことも含んでですよ、やはり市長がやると言えば担当課もやらないかんわけですので、その辺どうでしょうか。市長は有明町出身だから、私は枇榔島は知らんどという人じゃないと私は確信しますので、その辺、やはり志布志の方々、いろいろな方々がですよ、伝統ある、ゆかりある枇榔島に漁船で行って降りられるような簡単な栈橋が必要だと言われるはずですよ、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えします。

先程来お話がありますように、簡単な浮き栈橋においても、かなりの費用が生じるのではないかというふうには思うところがございます。そしてまた、まずもって、そのような設備が設置された時に、どれぐらいの方々が枇榔島に渡られるのかということも考えたときに、その効果というものは、かなり厳しいのではないかなというふうに思うところがございます。

現在の島の状況というものを見た時に、以前あった島の状況とは、かなり一変しております。そのようなことから、昔、枇榔島に渡り海水浴を楽しんだりした、そのような記憶と私自身も海水浴に行ったりしておりますので、その枇榔島の良さというのは十分認識しているところがございますが、現在は、そのような島ではなくなってしまっているということがございます。そのようなことを考えたときに、果たしてどれぐらいの方々が島に渡られるのか、そしてまた、喜んでもらえるのかということ考えたときには、かなり厳しいのではないかなということがございます。

そしてまた一方、その安全管理については、かなり厳しい状況であるということがございますので、そういったものあわせて今お話をしているつもりでございます。

○17番（東 宏二君） 今、確かに砂浜もなくなっております。これは、なぜか分かりますね、志布志湾を埋め立てて潮の流れが変わりました。昨日ですか、おとといの一般質問でも同僚議員から出ました押切浜の浸食、いろいろなものが影響しております。

それと、今答弁を聞いてみると利益が出ないから行政は何もしないんだよというような答弁に聞こえました。何人渡るのかということをおっしゃいましたよね、おかしいと思います。やはりあの島に船で行って降りる岸壁がないということは、島自体はもう孤立しているような感じですがね、今、だから何人いかれるのかということでしょう、何人行くかそれは分かりますがね、いっぱい行かれるかもしれない、市長の考えですがね、何人枇榔島に行きやっどかい、というようなことでしょう。だから行く人が少なければつくった価値はないということをおっしゃっています。島自体に1か所ぐらいは船が接岸して島に降りられるようなものを、行政がそれをするのは当然だと思うんですが、市長、ちょっと先ほどの答弁は私には理解できませんが、やはり利益を出さないと

作らないということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、市民を対象にして行政をしているところでございます。そして、その市民に対する行政が最大の効果が発揮できる道を見つけながら、限られた財源で事業をしているということでございます。そのような観点から様々な事業の要望が来るところでございますが、全てかなえてやりたいという気持ちはありますが、限られた財源の中でしなければならぬということで、その中で取捨選択しながら、そして優先事項を決めながら取り組むということでございます。今お話になっている、この枇榔島に浮き栈橋を設置して、その島に渡る方のためにして欲しいというようなお話については、十分その辺は考えながら取り組まなければならないと、かなりまた厳しい内容であるというふうに理解するところであります。

○17番（東 宏二君） いつも厳しい厳しい、許可が厳しい、申請が厳しいと言われますが、申請したことはないでしょう、まだ。ないうちにそういう頭から厳しい厳しいと思われているから厳しいんですよ、でしょう。だから、まず我々が今持っている枇榔島に人が渡ることができないような状況になる。やぶ払いでやっていたのを長年してないで、竹が生えて枇榔の樹勢も障害を受けているような状況でございます。だから、その辺はやはり、せっかくあの島に行って魚でん釣ったり、貝でも採ったりとか、海水浴はちょっと無理かもしれません。それと前も言いましたがね、漁業資源にトコブシとか、そういうのも放流すれば、夏井の前の島よりも面積も広いし、であれば、そういうものが必要だと思うんですが、行政はいろんな形で利益を出したりとか、人のためになる市民のためにならないといけないとか、そういうものをもって行政はお金を使っていくのは分かりますよ。だけど、あの島に降りられないというのは悲しくないですか。私はそう思うんですよ、何人渡ろうが10人であろうが100人であろうが、私はあの島に渡れないということが残念です。市長はそう思いませんか。私は必要じゃないです、私は船で行って降りる所は、ちゃんと安全な所を、許可はないですけども、岩場を駆け下りて降りるんですけども、そのことですよ。前も出ましたがね新聞に、黒ヂョカに同僚議員が行って早よ乗らなうっちゃかるっどというようなことで、黒ヂョカにも出ましたがね、やはりそういう志布志の民間の方々も行って状況を把握して、その方々もそういう栈橋が欲しいなということも言われているんですよ。そのことをやはり行政は耳を貸すことができないですか、その辺もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えします。

先ほども答弁いたしましたとおり、行政としましては、様々な事業に取り組んでいくと、その中で取捨選択しながら、そして市民のニーズが高いもの、そしてまた、その中でどうしても設置しなければならないものについて、優先順位をつけて事業化をしていくということでございます。今お話がある、この浮き栈橋につきましては、本当に行きたい方々は、それなりに自力で行かれています。そしてまた、一般の方々が行くとすれば、どういった思いで行かれるのかということ考えたときに、かつての枇榔島のあの光景を思い浮かべながら行かれるのではないかなというふうに思っています。そのような光景が今は残念ながらないということは、その方々にはお話は



申し上げたいというふうに思います。

そして、許可申請について難しいというのは、それは内容が難しいかもしれませんが、私が厳しいというふうにお話し申し上げるのは、かなり設置の基準が厳しいから費用がかかってくるのではないかなということ想定して、そういったことの答弁をしているところでございます。まだ、そのことについて実際私どもは着手してないので、幾らかかるということは言えないことですが、今のお話の中では、そういったふう感じたことをお話を申し上げているところでございます。

今お話があった内容については、調査をさせていただきたい、研究をさせていただきたいということでございます。

**○17番（東 宏二君）** 許可申請の方もですよ、県に行かれて、どういうものが必要か、それと、幅が3mぐらいで、長さ10mあれば十分だと思うんですが、その辺の鉄板でつくった時の見積り、その辺を取ってですよ、もうできない厳しいというのではなくしてですよ。せっかくの何回もくどうようですが、せっかくの志布志にある島ですので、そのことを思った時にその栈橋ができれば利活用も生まれてくると思うんですよ、だからそのものをですよ、しっかりと考えながら見積りとか許可の申請のほうとか、そういうのをやって、考えていっていただかないと、私も何回も質問をしているんですよ。いつも同僚議員も言いますがね、市民の声を代弁して質問をしているということは、もうこの志布志の議員の方々もみんな一緒だと思います。だから、4回も5回も質問をするわけでございます、我々も緩和した、ちょっと緩やかな形で今回は一般質問をしていると私は思っているわけでございますので、頭ごなしに無理や、利益が出ないから駄目だ、あそこに何人渡るかというようなことになればですよ、私もそれは分かりませんが、枇榔島を生かすためには、そういう小さな浮き栈橋でも必要だということでございますので、近いうちに市長は、担当課でも市長でもですけども、許可とか見積りとか、そういうのを取る考えがありますか。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

浮き栈橋につきまして、議員がお示しになられているような内容について、私どもは把握しておりませんでしたので、そのことについて調査研究をさせていただきたいと思っております。

**○17番（東 宏二君）** 今、調査研究と言われました。いつ頃から始められますか、その調査研究を二、三年後じゃ遅いですよ。いつ頃から始めて、予算的なものも確保しながらですよ、そうしていかないと前に進まないですがね、調査研究で終わったということは、調査研究しない方がいいんですよ、調査研究をするということはやる気持ちがあるから調査研究をして、その金額とかいろいろなものが出てくるわけですので、そのことを私は求めていくということで今、質問をしているんですけども、やはり中古でもいいと、新品だけじゃないということもありますね、やはり経費削減にすれば、そういう形での栈橋の作り方もあると思っておりますので、いろいろな形があると思っております。

また、私が今言ったように浮き栈橋だけではないと思っております。他のものもあるかもしれません。

だけど、一番簡単なものは浮き栈橋ではないかなというふうに考えている。いつ頃からそういう調査研究に入って、県にも出向かれて、どういう申請があるのかということも、いつ頃からされるお気持ちですか。

○市長（本田修一君） 調査研究につきましては、すぐ開始したいと思います。また、様々な方々の御意見等も賜りたいと思います。

○17番（東 宏二君） 何回言っても一緒ですので、時間の無駄になりますので、次の一般質問の方が控えておられます。

そういうことで、早急にして結果も教えてください。私も聞きに行きますので、口だけでは駄目ですので、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） ここで、10分間休憩いたします。

○

午前11時09分 休憩

午前11時19分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。今、国会も開かれてまして、参議院、衆議院も開かれていろいろ議論されていますが、この間、国民の声を真摯に聞かない、そういった政治が次から次に行われている現状があります、国政の段階で。原発、そして沖縄の、普天間基地の辺野古移設の問題。そして今、参議院で審議されている安全法制の問題等々、国民の声を聞かない政治が行われています。まさに残念な状況だなという思いがあります。

一方、国民は国民でそれなりにきちんとした意思を表明している、そういう状況が新聞テレビ等々で流されています。そういったことを、この本市の行政は、そういったことではないよと、しっかり住民の皆さんの声を受け止めて行政を執行していくんだと、そういう立場であっていただきたいものだ、またそれが本来の姿だというふうに私は思います。そういった立場から今回6項目ほど通告をしておきましたので、順次その点について質問をしたいと思います。

まず、1項目目に政治姿勢についてということで、この中で3項目ほど市長にお願いをしました。政治姿勢ということですのでね、市長、昨年2月、選挙3期目当選されましたね。これは住民の意思によって、本田市長にこの4年間は一定の権限を与えると、住民の意思ですよ、選挙があったわけですからね。あなたにこの4年間きちんとやってちょうだいという、その意思を住民が示したわけです。これは全て白紙委任ということではありませんで、しっかりと我がまちの行政を執行していくにあたって、憲法がありますね。そして、その下に法律があります。そして、我がまちの憲法である条例、要綱、規則、これは市長や役所の職員を守るためにあるわけではな

くて、住民をしっかり守っていくと、それを使う裁量権というのは一定市長や市役所の職員の方に与えられているけれども、あくまでも住民を守るためにそれはあると、そのことをよく理解をして執行をしていただきたいものだというふうに思います。それが憲法が示している主権在民と、そういうことだというふうに私は理解しております。そういった立場で、しっかり住民の声に耳を傾けていくと、そして、今私が申しましたような、そういう立場で議論をしていいものを創りだしていくというふうにしたいというふうに思って、今回通告をしました。

まず最初に、今、国会で議論されている平和安全法制関連法案についてどう考えるかということをお願いをしたところであります。

昨年の閣議決定から、そして法案が10数本のやつを一本の法案にして提案されて、いろいろ議論を衆議院でされて、形はどうあれ、私たち国民には強行採決をしたというふうに映るわけですね。そして、衆議院から参議院に送られて今議論されております。そういった中で、これまでであった非戦闘地域という歯止めをなくしたり、いわゆる戦闘準備中への戦闘機への給油もできるのか、後方支援活動に攻撃されたら武力行使を行うことも可能である、そういったこと等、この国会審議の中で明らかになっております。この法案の持つ違憲性というのが明確になっているというふうに思います。憲法学者の大半が違憲だというふうに述べております。

また、この間の議論の中で、自衛隊や防衛省の内部資料が次々と国会で取り上げられて、法案の8月中の成立、来年2月実施、こういったことも前提に自衛隊の中で進められているというふうに思います。重大な新ガイドラインに沿った計画がアメリカとの間で合意がされて、先取りがされていると、まさに国民無視国会軽視のやり方だというふうに私は思えてなりません。そうした中で、国民の6割が反対をして8割が、この政府の説明は理解ができないと、また安倍総理自身も理解が深まっているというふうには思わないというふうに委員会で述べています。そういった状況の中で、国民は、この前8月30日の国会前のたくさんの人が国会を包囲して、この法案は廃案にしろと、今国会中の成立は許さないと、そういった大きな声が上がりました。これまでは、労働者の方だけとか、そういったデモ行進等々はあったんですが、ここはいろいろな方々が、学生そして高校生のグループも今ネットでいろいろやり取りされたりして、声を上げています。そして、子供を持つ母親、こういう人たちが大きな声を上げて戦争法案を廃案にと、再び戦争する国にさせてはならないという声を上げて行動が連日されています。そうした状況等々も含めながら、市長は、この議論をされている平和安全法制関連法案について、どういった思いでおられるのか、受け止め方についてお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えします。

小園議員の御質問にお答えします。平和安全法制関連法案とは、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」、いわゆる平和安全法制整備法と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」、いわゆる国際平和支援法についてでございます。これらの法案につきましては、ただいま国会で審議中でありまして、そしてまた、様々な論議を呼んでいるということについては、

承知しているところでございます。私としましては、今後、その国会での論議、審議を見守ってまいりたいというふうに考えます。

○18番（小園義行君） 審議を見守る、それは当然でしょう、国会で審議されるんだから。市長がそこに行って発言もできるわけじゃないんですよ、このことについて、どう思うのかと聞いたんですよ。

○市長（本田修一君） お答えします。

現在の審議において、様々な形で討議がされていると、そしてまた、その討議に基づきながら、また審議が進むというようなことが繰り返されるわけでございますが、私としましては、現在国が審議の中で述べている方向というものについて、そのことが法律として制定されるのではないかというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 端的に、この法案に反対ですか、賛成ですか。

○市長（本田修一君） 私としましては、現在審議されている法案につきまして、国の決定ということになれば、当然そのような方向に従って対処するということになります。

○18番（小園義行君） 日本国憲法、市長もよく御存知だと思います。私は、この日本国憲法の前文（ぜんぶん）、前文（まえぶん）で、いろいろ言われたりしますけれども、とても素晴らしいと思いますよ。これは「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」、そのことを具体化したのは憲法9条ですよ。これね、憲法自身がね、実際に一定の権限を国民の意思によって、先ほど冒頭言いましたね、国家を縛る立憲主義に基づいて、ちゃんとあるよということをうたってるんですよ。そして、その中で、今私が述べましたように憲法の前文で国に戦争をする権限を与えてないんですよ、憲法が。そして、あわせて憲法99条、天皇及び摂政、国务大臣及びその他の公務員は憲法尊重擁護の義務を課せられてるんですね、市長もですよ、私もですよ。憲法の前文がここまで言ってるのに関わらず、そして、数多くの憲法学者やいろんな方々が憲法違反だと。自民党の高村総裁が「最高裁が判断するんだ」と、「憲法学者じゃない」と言い放ちましたよ。そして、一昨日最高裁の長官だった方が「違憲だ」と、これは。「憲法違反している」と明確に発言をされております。黙ってたらまずいと、だから今発言しないでどうするんだということを述べておられるんです。まさに憲法違反のことを傍観者であるような、国が決めたらそうだとということではなくて、先ほど言いましたね、この4年間あなたに、この志布志市の行政を任されているんですよ。その中で一定の権限は憲法や法律、条例、要綱、規則の中で、国がとんでもないことをするとき、防波堤になって守る、それがあなたの立場でしょう。戦争をするようなことになると、国民が心配してるんですよ。実際にこの法案は何回読み返してみても、同盟国、仲が良い国がどこかで戦争したら、そこに行って防衛したり、いろんなことができるという法案になってるのは、国会の審議の中で明らかになってるじゃないですか。そのことについて、日本国憲

法の前文、そして9条、99条の立場からしたときに、この安全法制関連の法案について賛否を明らかにできないというのはね、全く、2年前に、1年半前ですか、本田修一でいいよと言って、あなたに委ねた住民に対してね、全く無責任ですよ。この法案について再度お聞きしますよ。あなたはこれを憲法違反というふうに思いますか、思いませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国家の論議においては、政府は憲法違反でないという立場で、この法律について審議を進めているところでございます。私としましては、その立場をとってまいりたいと考えます。

○18番（小園義行君） あなた自身の立場は、じゃあ1期目の、ごめんなさいね、第一次安倍政権の時に「美しい国、日本」、これを職員に読みなさいとあなたは本を渡しましたね、紹介しましたね。まさにあなたは安倍さんと一緒だと、そういうことですね。よく分かりました。立場は国のそれを見ていく、推移を見る、日本国憲法の前文や憲法をよくお読みになってますか。

○市長（本田修一君） お答えします。

今回においても、私は私なりにまた読み返したところでございます。

○18番（小園義行君） 憲法の前文をどんなふうに理解しますか。

○市長（本田修一君） 私どもは、この憲法を制定しまして、国民主権を定めたところでございます。そして、その国権につきましては、権利は国民に由来するところでございますが、その権利は国民の代表者がこれを行行使して、そして福利を国民が享受するということが述べられているということでございまして、このことが、まさしくこの日本の立憲主義の基ではないかなというふうに思います。

○18番（小園義行君） 立憲主義とおっしゃいましたね。立憲主義というのは、憲法が国家をちゃんと、駄目だよ、そういうことをしてはいけないよという指針で縛るという、そういうことですよ。憲法が前文にしても、9条にしても認めないというふうにやっているのを閣議決定で解釈を変える、そういうことができたなら憲法はないがしろになるじゃないですか。あなたは99条でしっかりと憲法を尊重、擁護する立場にあるんですよ。今みたいな答弁でいいんですかね、きちんと立憲主義の立場に立ってやるというのであれば、今のこの一般的に言われている安全法制案、ここについては、あなた自身のきちんとした答えがあっていいと思うんですけど、立憲主義の立場からしたときどうですか、あなたが憲法の前文から憲法を読まれて、そういうことだとおっしゃるんですから。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、先程来お話がありますように、99条による公務員としまして、この憲法、そしてまた、法律を遵守するという立場であろうかというふうに思います。そのような観点からしまして、私は国が進める方向に従って、私自身が理解しながら進んでいくということになるろうかと思えます。

○18番（小園義行君） よく分かりました。

私もたくさんの人から相談を受けます。その時、いつもこの手帳持ち歩いています。ここにで

すね、相談を受ける時に、いつも憲法の話からさせていただきます。あなたの権利なんですと、一番最初、冒頭言いましたね。条例、要綱、規則は国民、いわゆる住民を守るためにあるんだと、その立場をね、市長は少し、あなたの立場はそういう立場だと言うからいいでしょう。でも私はね、もう少し勇気ある答弁、今私も新聞等でいろいろ見ます。全国の首長さんが議会の中で、しっかりとこれは憲法違反の法案だということを明確に発言をされてますよ、たくさんね。あなたは、そういうふうには思わないわけですよ。国が進める方向でいくということですよ。あなた自身は、あなたの思いとしては何もないわけですよ。国がやるようにやる、下請機関じゃないんですよ。憲法で「地方自治の本旨」ってうたってますよ。国の下請機関じゃないんですよ。ここで、あなたが3万約4,000人からの生命、財産、命、守っていく責任があるんですよ、そのことを言ってもやっぱり国の言うとおりでですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○18番（小園義行君） あとは、これはそれぞれ聞かれている方々、住民の方々がどう判断されるかでしょう。私自身は、そういった首長に委ねていいのかなという思いがしてならんすね。もう少しね、ここのまちの住民の皆さんの立場に立って考えたとき、戦争をしたいという人がいますか、おそらく戦後70年で戦争は二度としちゃいかんと、そういう思いをいっぱいお持ちの方々が大半だというふうに僕は思います。でも、あなたは国がそういうふうに進むのであれば、それで仕方ないという、まさにね、政治家として、政治姿勢として僕は問うてるんですよ。そのことが、あなた自身の中にはね、みじんもないというのがとても残念です。戦争を、二度としちゃいけないということを憲法が縛ってるんですよ、そのことあなた自身は認めないわけですよ。99条の立場も理解しているとおっしゃったけれども、全然違う、少し残念ですよ。そういった意味では、今後、このことについては、いろんな動きがあるでしょう。あなたの立場は戦争をしていいんだと、国がね、決めたら戦争していい、そういうことですよ。戦争をしていいというふうに国が決めたら戦争していいんですか。

○市長（本田修一君） 国の論議においては、そのようなことにはなっていないというふうに私は理解するところでございます。

○18番（小園義行君） この件については、ほかもありますのでね、市長の政治姿勢として私が冒頭言いましたね、憲法、法律、そして条例や要綱、規則というのは、市長や役所の職員を守るためにあるのではないですよ、あくまでも国民、いわゆる住民を守るためにある、裁量権はあなたに与えられているけれども、それらは一定の縛りがあるんですよ。それが立場として持ってないといけないと、そういう中で、この件についてはいいでしょう。私自身は、少し、少しとか大いに残念ですね。そういう立場のもとで行政が執行されているということが首長のもとでされていると、ほかの職員の人たちはどうか分かりませんよ、あなたはそうでしょう。そのことは、よく理解をしました。

次に、先の議会で志布志事件のことを少し質問をさせていただきましたけれども、この答弁の

中で、「そのことについては、協議検討していなかったもので、内部で県への直接謝罪の要求、そういったことについては、検討させていただきたい」ということでありましたので、どういうふうに検討されたんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

6月議会終了後、7月15日に庁内関係者とともに、このことについて検討したところでございます。県議会という公の立場において、平成19年から27年にかけて、県民並びに関係者に対し、県警のトップである本部長が組織を代表して、「結果的に無罪という判決がなされたことを重く受けとめ、捜査により御負担をおかけしたことについて関係者の方々をはじめ、県民の皆様に対しましておわびを申し上げます」というふうに謝罪をされております。そのようなことで、市としまして、私としましては、改めて県警の方に謝罪の申し入れを行うということは、そういった立場にないというふうに考えております。

○18番（小園義行君） 県警に住民の皆さんへのそういった謝罪の要請はしないという、そういう立場なんですね、今の答弁はですね。市長、何もなかったんですよ、それを勝手に警察権力が、「お前達がやったんだ」と言ってやって、大変な苦勞をさせたんですね。司法の場で完全に無罪ですよ、その人にね、直接普通だったら謝れっていうのが筋じゃないですか。それを今、県議会でね、そこで県警本部長がしゃべっているからでいいんだ、我が町のトップとして、そういう立場で果たしていいんですか。私だったら県に、ちゃんと住民に謝罪してやるべきじゃないかって、そのことが何か不利益がありますかね、志布志市に。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特別に不利益があるということではございませんが、先ほども申しましたように、県警の本部長が謝罪をしているということでもって、改めてする立場にないというふうに考えるところでございます。

○18番（小園義行君） あなたがそういう要請をしてもね、県警の体質として直接ここに来て謝罪をすると、そうならんかもしれんですよ。でもよく考えてくださいよ、市長、あなたも子供さんおられますね、子供さんが何もしていない子供をガツンといきました、あなたの息子さん、例えですからね。そのことが明らかになったら、あなたはどうされますか。我が息子にですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

自分の息子が、そのような事件にあったら、当然相手方に対しまして謝罪ないし損害賠償というような形になるのかなというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 今答弁があったように、ちゃんとおまえ謝りにいかんかって論すでしょう。それと同じように行政がですよ、いわゆる警察権力が住民に何も無いのにやったんですよ、それに対して、あなた自身は息子にはちゃんと謝りに行けて言うけど、それぐらいできませんかね、県警にですよ、ちゃんと我が町の住民に司法の場で明らかになったことに対して、きちんとやれて、いかがですか。

○市長（本田修一君） このケースにおいては、県警の方で事件の処理をし、その結果無罪とな

ったということで、県警のトップが謝罪しているということでもありますので、そのことでもって、私の方で更に申し入れをするということは必要ないというふうに思います。

○18番（小園義行君） 内部で議論をされて、ここにおられる全ての方々も一緒に議論されたと思うんですけども、全てここにおられる方々は、市長が答弁されたように内部で検討するということでしたから、どの機関で検討されたか分かりませんよ、全てというと、僕は内部でいうと、この皆さんも全てここにおられる人たちも、「市長、市長がおっしゃるとおりです」ということだったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

検討したメンバーにつきましては、私、副市長、教育長そして総務課長でございます。

○18番（小園義行君） その4人でされたのね、教育長の名前が出ましたのでね、大変申し訳ないけど、教育長、教育の現場ですよ、悪いことをしたとき、今いじめ問題とかありますね、その時にいじめた側にね、いじめられた側は何にも非はないですよ、明らかになっているにもかかわらず、そのいじめた子に対して謝らんでいいよと、そういったことで教育上どうなんですかね。私はおそらく教育長は、そういうことではなくて、ちゃんと意見をおっしゃったと思うんですよ、そうでないと志布志市の教育行政、全く混乱してしまいますよ、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 今、いじめの問題についてちょっと出されましたけれども、いじめる側、いじめた側、それぞれにいろんな理由があるわけですけども、基本的には、そういう事例が起こった場合には、確実にいじめた側はいじめられた側、それぞれきちんと情報を聞いて、そして、それなりの対応をしていくというのが基本だと思っております。いじめの問題というのは、非常に複雑な問題がからんでおりますけれども、双方の意見を十分に聞きながら対応するというのが基本ですので、いずれの場合においても、そのところは情報をきちんと教育委員会の方としては把握しながら対応をしていくということにしております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） ちょっと例えが悪かったですね、いじめって言いましたけど、いわゆる暴力事件があったということですよ。今回のこの志布志事件は、何にもなかったんですよ。なかったのにやったことが司法の場で明らかになった。それについてやられた側は何もなかったんですからね、そのことについて司法の場が無罪である、損害賠償もちゃんとしなさいて、国と県に判決を出している、そのことに対して、我が町の住民に直接謝罪をするという要求をするということについて、内部で検討した結果が市長がおっしゃったような答弁ですよ。教育の場で、今いじめの問題で、私がちょっと例えが悪かったから、いじめじゃないんですよ、この志布志事件、このことに対して教育長はね、もし市長がおっしゃるような状況で結構ですということであったとすれば、我が町の教育行政はどうなりますか。暴力事件が起きてですよ、こっちは何もなかったのにガツンとやって、結果ですよ、この人に何も言わないでよいという教育ですよ。それで果たして我が町が安心してですよ、学校の先生たち指導できますか。教育長、市長がおっしゃったあの答弁のとおりでいいんですかね。



○議長（上村 環君） 教育長、答えられる範囲でお答えください。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほど内部委員のことで、私もその委員の中に入っておりましたが、簡単にこの結論を出したわけではございませんで、やっぱり謝罪すべきじゃないとか、そういう意見もいろいろ出た中で、市長の方が先ほど言いましたように県警の方も、きちんと公の場で謝罪しているということ等があれば、もうそれ以上必要ではないのではないかなというような結論に至ったわけです。なかなか難しいことだと思いますけれども、前回の議会答弁で話しましたように、志布志の中で起こった事件、そしてまた、志布志の住民が人権をじゅうりんされてるとい、そういう事態もありますので、私自身もいろんな葛藤はありましたけれども、最終的には、そのような形で今回は特別な謝罪というのは求めないという結論に至ったということでございます。

○18番（小園義行君） 議長、これ通告はしてないですけどね、教育長にね。市長の方からああいう答弁があったから私は質問しているわけで、それは理解をしてください。

総意としてはそうだったと、これ非常に問題ある発言ですよ、教育長。学校現場を預かる先生たちが、この志布志事件が今後ですよ、その事件で苦役を被った人達が、その子供さんやお孫さんや学校に行きますね、うちのじいちゃんはどうしてやられたんだと、その時に市長も教育長も、それで良かったとやぞ、何も謝らんでよかたどて、そういうことでしたときには、学校の先生大変でしょう。その時、市長がしっかりと、そのことに対して県警に対しても謝るべきだと、住民に対して。教育長もきちんと謝るべきだと、その要求をきちんとこちらから要請をしたと、これがあるのとないのではですよ、これからの学校教育でも非常に私は大変なことになっていきますよ、このことに対して子供さんやお孫さんたちが行くんですよ、そういう学校現場の中でね、何もそれでいいんだというふうには僕はならないと。本来は、市長も教育長もきちんと県警に謝罪しろと、じいちゃんたちのために明確にやったけど、彼らはしなかったんだと、それが私は教育の在り方じゃないかなと思いますが、いかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに人権が踏みにじられたという大きな事件でもありますので、しかも、それが地元で起こったということでもありますので、そのことについては、私も本当に自分のこととして受け止めなきゃいけない、そしてまた、児童生徒に対しても二度とこういうことがあってはいけないというようなことについて、管理職研修会等で指導をしていくように指導したところでありますけれども、今回の件については、先ほど申し上げましたように、その内部委員の中でも、いろいろと意見を出し合う中で最終的には、このような結論に至ったわけです。人権というのは、誰でも大事にしなきゃいけないことでもありますので、今後またいろんな機会にこの人権ということについて、再度私自身もまたきちんとした指導をしてまいりたいとそういうふうに思っております。

○18番（小園義行君） 学校教育の関係で、すごく市長の答弁がなければ、教育長に何もこれは聞かなかったんですけどね、そういうことだということですので。来年から道德の教科化が始まりますね、そういったことも含めて、何もなかったことに対して、それでよかとやぞという、鹿

児島弁で言うところですよ、それはね、学校教育を預かっているところとしては、僕は間違いだと思いますね。堂々とやっぱり、司法の三権分立ですよ、その司法の場で何もなかったからちゃんとあんたたちは損害賠償もしなさい、賠償しなさいと言って結論が出ている、そのことに対してですよ、謝罪の要求もしないでいいのかなと、後々の学校の先生たちは大変だと思いますね、それはそれとしていいでしょう。でも個人的な感想を求めても、ちょっと難しいですよ、教育長ね、この場ではね、まあいいでしょう。でも、そういうふうに志布志市の行政の姿勢としてはそうなんだというふうにね、何かさっきの安保法制もそうですけれども、これも残念ですね。本当にね、守ってやるという、そのあれがないですよ。まあ、これはいいでしょう。そういうふうに内部で検討したということですのでね、それが志布志市の結論ですよ。私はね、本当に政治家として、本当に私を市長にさせてくださいって、あなたが選挙の中で訴えたね、そのことをもってしたらこの回答は残念、本当に残念です。それがあなたの立場だからいいでしょう。次の選挙でどう判断されるかですよ、まあそれはいいでしょう。

次に、本庁舎の問題に少し移ります。

○議長（上村 環君） 小園議員。

○18番（小園義行君） いいですか、議長の判断で、はい。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

○

午前11時57分 休憩

午後1時07分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（小園義行君） 午後から引き続き質問をしたいと思います。

政治姿勢ということで、3番目に本庁舎の在り方検討委員会の議論はどこまで進んでいるかということでした。これまで一貫して昨年から本庁舎の在り方検討委員会の立ち上げについて質問してきたところですが、なぜか先の6月議会から研究委員会に変わったんですね、これが検討委員会をどうするかという質問に対して、近いうちにとということで市長がおっしゃいました。研究委員会というふうにされたその真意はなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新市のまちづくり計画の将来像では、農業地域を「ふるさと」、商業物流地域を「みなと・まち」として捉え、これらを兼ね備えている特性を活かし、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」と設定していますが、市庁舎の在り方については、例えば、将来における市庁舎の位置や災害及び老朽化等による対策について具体的には示されていないところであります。

まずは、研究委員会で市庁舎のあるべき方向性を多角的に議論、研究し、今後の市庁舎における将来像を議論してから、次の段階でその結果内容を更に検討していくということが必要である

うというふうに考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 質問にちょっと答えてないですけど、研究と検討は違うんですよね、なぜ研究委員会としたのかというのは二段構えで今おっしゃったようなそういうことですか。研究というのは、よく調べて考えて真理を追究することが研究ですよ、ずっと研究すればいいんですよ。でも、検討というのは、その結果で詳しく調べて当否、いわゆるどうするかということそのことを判断するということです。私自身は、「検討委員会を立ち上げる考えはありませんか」、「近いうちに立ち上げる」という答弁を受けて、ずっと議論してきたんですね。なぜか研究委員会って6月議会になったから、その真意は何なのということで今聞いたんですよ。だから、検討するということを含めて、この委員会を立ち上げると、それは何でかといったら、志布志市の状況を考えたときに、もうこれまでいろいろやってきましたね、その意味で研究と検討は違うということを、そこは御理解されてますね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおりであります。今後、この研究の中身につきまして検証をしまして、そして、すぐ検討委員会を、まあいわば、市民の各層の方々も交えた形での委員会になろうかと思いますが、そういったものを立ち上げていきたいということでございます。

○18番（小園義行君） これ、国会の安保法制の中でも中谷防衛大臣が文書を突き付けられて、検討しているって、こうやったんですね、その文書はね。そしたら、研究というふうに言い換えたんですよ、研究と検討は違うからですね。だからそこは今市長がおっしゃるように、研究して次に必ず進んでいくってしないと、研究で終わってしまうって、それじゃあ駄目ですよということですよ。その研究委員会が1回は開かれたということで、その後、状況どうですか。

○市長（本田修一君） 現在のところは、まだ未定としておりますが、10月中に再度開催しまして、更に研究をしてまいりたいというふうに思います。

○18番（小園義行君） これ1回やって数か月って、それじゃあ研究にならんですよ。やっぱりですね、月1、月2ぐらいのペースでして、先の議会で答弁されたように広く住民の声も聞く、そういった姿勢が必要だろうというふうに思うんですよ。この間、6月議会以降は第1回ぐらい開かれたんでしょう。どういうことが議論されたんですか。

○市長（本田修一君） 8月に開催をしております。その際、新市が施行された9年間の振り返りをまず検証していくということで、具体的には業務の現状や組織形態等に関する検証項目の関連性をどうするかと。2番目に現在所属する勤務地の庁舎に関して、または勤務地にかかわらず本庁、支所を総合的に勘案して振り返りするのかということについての協議であります。そのことについては、しなければならぬというような意見も出ております。そしてまた、振り返りを実施する職員の対象範囲をどの程度にするかというようなことについても協議がされているようでございます。

○18番（小園義行君） 当然市長は、そこには参加していないわけで、いわゆる、ここにもおられる課長さんたちはじめとして、あとどこまで広げるかと、今市長がおっしゃったように、係長さ

んやそういう人たちを含めて、検証と今後の方向性というのをきちんと出すためにですよ、議会前に1回やればいいよということでも僕は無いと思うんですよ。本当に真剣に、これ考えていかないと、1年1年がですね、少しアウトになっていくからですよ。

市長が選挙の公約の中で、私たちにいろいろ出されましたね、その時の公約のビラもここにあるんですけども、奥様とコスモスの中でちゃんと写真を撮られたあの写真ですよ、ごめんなさい、今ちょっとバタバタしてて。あの中にも「ここにこだわっているわけではありません」というふうに、あなたが選挙の公約の中でうたってるんですよ。だから、そういったことを含めて自由に議論してちょうだいと、そういう研究委員会って、あなたが名称されたんでしょうけれども、その研究委員会の中で、本当にそのことについて、きたんのない意見をどんどんお互いぶつけ合ってますよ、研究していただく、議論していただく、その時に有明出身だから、志布志出身だから、松山出身だからって、そういうことじゃなくて、志布志市の将来をどうするのかという、そういう地域セクトとか、そういうのを出不さないですよ、やっぱり議論して本当にどうあるべきかということをおこなう中ではやっていただきたいものだなというふうに思っているところです。ぜひ、今おっしゃったような形でですね、市長がおるとなかなか言いにくいからですね、ぜひ自由にその研究委員会に入ってる人たちができるようにやっていただきたい。少しお願いがあります。これは質問ですからね、月1回とか、議会から議会の間に1回じゃなくて、このことを10年を節目として検討してもいい時期ではないかと、あなたの公約です。そのことを踏まえた時に、もう少しスピード上げて結論を出して、次の検討委員会に早く格上げしてですよ、方向性を出すということは大事だと思います。そのためにスピードを上げるといふことと、住民の皆さんの意見を広く聞くという機会も設けるべきだというふうに思うんですけども、そういう視点が市長として研究委員会の方をお願いをするという考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新庁舎を建設するとなれば、当然広く市民の皆さん方の御意見を承りながら進むべき課題だというふうに捉えています。そのような方向性というものにつきましては、この研究会のメンバーについても十分認識しているというふうに思います。

○18番（小園義行君） 新しく庁舎を造るというのは後の問題だと思うんですよ、それはね。これまでずっと言ってきました。志布志の支所で十分対応できるわけで、6月議会でもおっしゃったように駐車場の問題とか、そういう小手先のことじゃなくて、それは十分にやれるんですよ。あそこで約200名近くの職員の方が合併前勤務してたんですから、そういうことを踏まえて、今の支所に移すという、そういうことで僕は当面十分だと思うんですよ、その後の問題として新しく庁舎をね、耐用年数が過ぎたというときはやらんといかんでしょうけど、ぜひこの研究委員会の中でどうなのかということをおこなう、スピード感を上げてやっていく。そして、検討委員会に格上げた段階では、きちんと住民の人たちの声も聞くということをおこなう早いうちにして欲しいと、そうしないと1年1年もったいないですよ、10年ですよ、もう来年ね。だからぜひ市政10周年のそういうイベントもされるんでしょう。ぜひそういう立場で、スピード感を上げてやっていくよというこ

とをもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えします。

研究委員会の中で議論というものは尽くされてくるというふうには思うところですが、それは職員の立場でございますので、それを基にというか、それを判断材料にさせていただくために様々な討議がされると、そしてそれを検討委員会の中で提示していきながら進めていくということになるかと思えます。今、その準備の段階ということでございますので、協議につきましては、10月に開催するというふうに予定しているところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、回数も多くして早くそういう検討委員会等で本庁舎の問題が議論されていくようにお願いします。

私自身は支所に、仮に問題として志布志に移すとしたときはですよ、志布志町地域に移すとしたときは支所で十分だというふうに思えます。そのことも研究委員会等でよく検証していただいて、結論、方向性が出てくるといいなというふうに思えます。この件については、これで終わります。

次に、マイナンバー制度についてということで通告しました。

これは、個々のいろんなことがあるんですが、新しく制度が始まりますね。今回通告しましたのは、実施に向けての体制は十分かということで、昨日も小辻議員との間で、いわゆる国体の関係で、ゆっくりしてても駄目だよということでした。4年先の話ですよ。これはもう10月から始まるんですね、そういう意味で、この実施に向けての体制は十分かということで通告してきましたので、これは少し実施に向けて住民と役所の皆さんへの対応が問われるというふうに思えます。住民説明会と企業、法人への説明会はもうされたんでしょう、それについては、次の段として、これマイナンバー制度が実施できて住民にメリットがあるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

メリットでございますが、社会保障分野における給付申請に必要な所得証明書等の添付書類が不要になること。2番目に本人確認の際の公的な身分証明書として活用できる。3番目に未定でございますが、今後コンビニなどで各種証明書を取得できるようになるということでございます。

○18番（小園義行君） 住民説明会、そして企業、法人への説明会の実施状況等々を参加人数等を含めてお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては担当課長に答弁させます。

○総務課長（萩本昌一郎君） 9月1日現在になりますが、全自治会に対しまして説明会をするということで御協力をいただいているところでございまして、現在9月1日現在で317自治会で説明を終えております。81.7%でございます。

それから、市内の企業の皆さん方に対しましては、9月1日現在で1回開催しましたところ、105社の方がおいでになりまして、合計で117の方が税務署と一緒に説明会をいたしました参加をいただいているところでございます。

○18番（小園義行君） 住民の理解というのは、これ、恐らく分からんと、分かったと、いろいろ

るでしょう。そこはどういうふう把握されているかは、当局もつかんでないと思うんですけども、ちなみに職員の皆さんは、みんなマイナンバー制度お分かりですかね、市長どうですか。

○市長（本田修一君） 職員につきましては、集落説明会の説明要員として対応しておりますので、十分認識しているというふうに思います。

○18番（小園義行君） その答弁を受けて、今回新しく始まるこの事業、マイナンバー制度の事業の主対応、市役所全体の連絡調整、マイナンバーを含む個人情報の保護をする担当はどこか。今回のこの事業をする主な窓口ですよ、あっちがこっちがということじゃなくて、どこがするようになってるんですか、本市は。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今回のマイナンバーの施行に伴いまして、準備等につきましては、現在、前も報告しておりますように、部会をつくりまして、総務が中心となりまして情報管理、それから市民環境、福祉、保健、そういったところと部会をつくりまして、現在進めているところでございます。

御質問の直接的にマイナンバー、10月5日以降住民に通知がいきますが、それについての窓口は当面は市民環境になるところでございまして、そのほか社会保障、税、それから災害等の事務で使われることとなりますので、その関連の部署が当面は担当になろうかというふうに思います。

○18番（小園義行君） それぞれ当初予算のときもありましたけれども、それぞれですよ。それでは問題が発生したときに対応の仕方がですよ、まずありませんか。この事業をちゃんと実施していくためには、その主たる対応は全て私のところですよというものが無いとですよ、そのために事務所全体の連絡調整として個人情報の保護、そういったものは全てどこかできちんとしてないと、いやあっちの課ですよ、こっちの課ですよと、それではいかんというふうに思うんですよ。当局の今の答弁だと、それぞれですよ。それじゃあそれぞれが違うことを全部言ったりして、大丈夫ですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） ちょっと説明の仕方がちょっと申し訳ございませんでした。そういうことにならないように、私ども総務が中心となりまして、関係課が集まりまして部をつくりまして、想定されるいろんなことに対して、市民の方に迷惑をかけることのないように共通理解を図るような、そういった形で現在部会を進めているところでございます。

○18番（小園義行君） じゃあ総務課がその主たる窓口だというふうに理解していいの。

○総務課長（萩本昌一郎君） 現在とりまとめは総務課の方でしておりますが、市民の方が直接関連するそういった事務等につきましては、それぞれの課で対応するというようなことで、今準備を進めているところでございます。ただし、市民の方にあちこちで、各課でそれぞれ対応が違っていると、そういうことがないように、現在、部会の中で、そういった共通理解を図っているところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、ここは間違うとですよ、大変なことになるからですね。じゃあ、今おっしゃったようなことを受けて、10月5日から地方公共団体情報システム機構から送られることになっているんですけども、通知カードがね。印刷、袋詰め、そういったものは、

そこがやるのかね、市に届けられるのか、どんな経路で住民に届くんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 市民への届けにつきましては、地方公共団体情報システム機構から直接市長名で各世帯ごとの通知カード及び説明書、そして個人番号交付申請書が同封されて簡易書留で各世帯に届けられるようになっております。

○18番（小園義行君） 10月2日時点で、最終住所がそこだということで送られますね、その後に転居した場合はどうなるの。

○市民環境課長（西川順一君） そういうものにつきましては、各市町村に返戻されてきます。そして、その市町村がそういう異動に基づきまして、転出された方には転出した市町村に、少々お待ちください。

転出、死亡、転居、氏名変更、その他事由により二つになった場合は、総務省よりその対応フローが示されておりますので、それに従いケースバイケースで対応し、確実な事務処理をしたいと思っております。

○18番（小園義行君） 住民基本台帳法では、住んでるところは住民票を置くようになってますね。その関係でDVの被害者や、いわゆる介護施設に入所されてる方、住所不在の人がいますね。そういう人たちに対して、10月2日の時点で最終住所で来るんでしょう。その後に動いたときに非常に対応が難しいですよ、10月5日以降通知カードが届かなかったと、市役所の方に送ってくるんでしょう、そうなった時はどういう対応をするんですか。

○市民環境課長（西川順一君） 先ほどの転出手続が済んでいたというような場合につきましては、返還登録というのを行い、そして、その通知カードについては廃棄処理をいたします。

そして、一方その以後に転入されたという方につきましては、システム機構に新送付先情報を送付して通知カードを再送します。

そしてあと、そういう他のもの、例えば住民票が無いといったところについては、3か月間、市の方、調査はもちろんするんですけども、そういう方については、市の方でその通知カードを3か月間保管します。今のところ3か月間保管するところまでは、今確認しているところであります。

○18番（小園義行君） そういう返ってきたらですよ、調査にいかないかんでしょう。勝手に消すわけいからのだから、それとあわせて心配をしているのが住所変更、引越しをしたときに、今の志布志支所、松山支所の対応で大丈夫なのかという、だから体制は十分ありますねということで通告したんです。今の志布志支所と松山支所の状況で大丈夫ですかと、なぜかという、これ、通知カードを持って転居しますね、引越しですね、ここに資料をいただきましたよ、市民係として2月、3月です。平成27年2月、3月、すごい数ですよ、志布志支所ですよ、御存知ですよ。そうした時に、なぜ大変かという、通知カードに引越しの際は新しい住所を裏書きせんといかんのですよ。そうしたときに、今の志布志支所の体制で、松山支所の体制で本当にそれが大丈夫というふうに心配するもんですから、そこについての対策を今のままで、悪いけどそれは志布志支所でやってよ、住民課でしてよと、そういうことで大丈夫なのか。志布志市として、そういう

ことが共有されているのかということが、きちんと理解されてないと駄目じゃないですか、そこは十分に大丈夫。

○市長（本田修一君） 個人番号通知カードの返戻分等、それから整理の再送付及び個人カード交付補助等の事務が予想されますので、本所、支所に臨時職員をそれぞれ1名配置する予定としております。

○18番（小園義行君） 国は、そういう予算措置をしていますよ、だけどね市長、いいですか。ことプライバシーに関することですよ、個人情報保護に関することですよ、そういったものがね、今答弁でもうまくいってないじゃないですか。本当にここにいる人全員が分かってないとね、それはもう住民課のこと、市民環境課のことだって、それは支所のことだって、そういうことでは住民の皆さん方の不安というのはぬぐえないと思いますよ、今の体制で。僕は、このもらったこの資料で見ただけでも大変なことですよ。2月だけでも1,800人、3月2,500人、26年度も2,000、そして26年3月2,800、いろんなものが来られます引越し、そういったもので、そういうものに対応できるか、大変申し訳ないけれども、農政課だったら俺には関係ねえわって、畜産課だったら俺関係ねえわって、そんなことじゃないんだもんね。みんなにこれ関係あるから体制が十分共有されてますかということがないと、小辻さんがおっしゃったのは、国体でまだ先ですよ、10月から始まるんですよ。そういう共通認識が無い中でね、これ出発したら大変なことになるという心配があるからですよ。

じゃあもう一つ、法の改正があって、2018年からですね、まだ実施されてない中で、昨日、おととい、このマイナンバー法に関する法律が拡大されましたね、利用がね。金融、そして保健、福祉、こんなことをしてですよ、国は見切り発車させようとしてるわけですよ。実際に今の本当に市長がおっしゃった臨時職員を1人やるから大丈夫という、そういう体制で10月から確実に混乱なく、これをやれるという自信がありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話にありましたように、相当な事務量も発生するということが予想されるところでございます。そしてまた、初めての事業ですので、かなり戸惑うところもあるのではないかなというふうには危惧しております。そのようなことに対しましては、研修会、勉強会を実施しまして、理解を深めて取り組みをします。そしてまた、先ほども言いましたように本庁、各支所に1名ずつ臨時職員の配備をするということで今回は対応してまいりたいと考えます。

○18番（小園義行君） ぜひですね、この事業の主たる対応は、私の所が全部面倒見るよという、いわゆるそういうトラブルとか含めてですよ、その体制をきちんとすること、それぞれの支所に丸投げでね、そっちでやれって、そういうことじゃあ、市長とんでもないことになるという心配があって、例えば総務課長の所で全部うちでこれを総括してやると、事業としてはですよと、そういったものがないと見切り発車でやったら大変ですよ、情報漏洩とかですよ、そういうことにもつながりかねない問題ですよ。すごくこれを勉強しました。本当にですよ、一つ一つちゃんとやらないと志布志市の責任ということになってきますよ。結果、年金情報漏洩しちゃって先送り



になったでしょう、リンクするの。そういうことにならんためにも、市として総務課なら総務課がきちんとこのことを全て個人情報の保護まで含めてやるよという、そこがひとつとですね、それぞれの支所に丸投げする、そういうことじゃいかんというふうに思って質問をしたところですよ。これ、仮にですよ、マイナンバーのこれをやめたってね、何ら不都合はないですよ、住民の皆さんには。見直しをするように国に言うぐらいのことがあってもいいと思うんですけども、もうそういうふうにならんでしょう。ぜひですね、ここはちゃんと対策をやらないと、後で職員の人に対して非常に負荷がかかったり、そういうことじゃいかんからですよ、そこについてだけしっかりね、やるという明確なものを答弁としてできますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

送付につきまして、市民環境課の方で取り組んでやるということでございます。そしてまた、その結果、不達になる届かない分については10%程度になるのではないかとというふうに予想しております。本市で1万5,830世帯でございますので、1,500件ほどそういうふうに届かないことがあるというふうに予測しております。これは処理をどういったふうにするかということも含めて研修を重ねて、そして対応がスムーズにいけるような体制を整えてまいりたいと思います。

○18番（小園義行君） ぜひですね、もう明日、明後日から始まるんですよ、正直言って。そのことに対して、今市長がおっしゃる、研究なんかしてる暇はないぐらいです。もう今は済んでないといかんですよ。すごく心配をして質問をしたところですよ。そこをきっちりやられるということを理解して、本当に勝手に個人の人が消されたりすることのないように対応して、本来はこれ一旦とどまってね、申請せんきゃいいけど、通知カードは必ず保管せんといかんのですからね、そういうことも高齢の方々は大丈夫かなと心配もするところです。今市長が全力を挙げてやるという答弁がありましたのでね、そのことについては、少し理解をして前に進みます。きちんとやってくださいよ。

次に、嘱託職員等の待遇改善ということで通告をしておきました。期末手当についてということで。これまで「国の動向や、その他の市の状況を見て検討する」というふうに答弁をされてきていますが、市長に嘱託職員やパート職員、臨時職員の果たしている役割、もう一回ここに対しての認識をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は合併以来、定員適正化計画に基づき、職員数を適正な数字にするよう毎年毎年取り組みをしているところでございます。そのような中で、業務においては簡便な業務がある、あるいは専門性のある業務があるということで、それらにつきましては、嘱託職員、そしてまた、臨時職員の対応をお願いしているところでございます。

○18番（小園義行君） その役割をどう認識しているかということで聞いたんですけども、もう一回、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えします。

それらの方々に対しましては、それらの職責に似合うような対応をしているということでござ

います。

**○18番（小園義行君）** 本市は18年に合併したんですけれども、当時正規職員が401名ですよ、臨時、その当時は嘱託職員と言うのではなく、臨時職員ということで279名だったんですね。現在27年ですよ、332名が正規職員ですよ、マイナスの62ですね。そして、嘱託、臨時職員等の合計が302名、プラス23増えてるんですね、こういった状況です。本市の嘱託職員は223名だというふうに4月1日現在で私がもらった資料ではそうですよ。これまで、この職員の方々に期末手当、そういったものを支給したらどうだということで、本市は大変よく頑張って通勤手当、そういったものをよく頑張っているまちだというふうに思います。そういった中で、約半分は嘱託職員、臨時職員の人がいないと仕事が回らない状況だと、これ松山支所、志布志支所を見ると、もう歴然ですよ。本当に嘱託職員、臨時職員の方が多いわけですから。ここに対して本当に住民の懐を豊かにするという意味からして、人事院勧告が求めているような、そういうものをできませんかということで、これまで何回か取り上げてきました。国の動向、いろいろ法案が出たりいろいろしていますけれども、「他の市の状況を見て検討する」ということでありましたが、この間、そこについては議論はほとんどされなかったんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

嘱託職員等の一時金につきましては、平成27年4月現在、県内19市のうち支給しているのは、鹿児島市、霧島市、いちき串木野市、出水市の4市で、平成26年度とほぼ変わらない状況のようでございます。

今後につきましても、これまで同様、嘱託職員等の待遇改善に向けまして、他市の導入状況等を踏まえるとともに、社会情勢の変化に注視しながら対応してまいりたいというふうに思います。

**○18番（小園義行君）** 仮にですね、嘱託職員、専門性が高いということで、でも必要だからその部署に置いておられるんですよ。そして、予算措置もされてますね、実際。仮にですよ、鹿児島市を例にとると夏冬2万円ずつ、少ないんですけども、年間4万円ですよ、これでいくと嘱託職員の方だけにとということで限ってみると800万円からのもので、同じ仕事をしていただいている、そういう人たちに対して期末手当が少ないけれどもいくという計算ですよ、市長、それぐらい考えられませんか。例えば、今うちは市立保育所はなくなりましたがけれども、同じ保育所で嘱託職員で、きちんと担任をしながらですよ見て、例えで言うと同じですよ、ほかの農政課でもどこでも嘱託職員はおられる。その人がいないと回らない現実があるということで置いてあるんでしょう。仮に4万円としたら、約1,000万円もかからないようなところのお金ですよ、これ。考えられませんか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

他市において様々な名目で支給されているようでございます。そしてまた、先ほども申しましたように、昨年とほぼ変わらない状況の取り組みというようなことでございます。本市においては、そのような状況を踏まえながら、今後対応してまいりたいというふうに思います。

**○18番（小園義行君）** その他の町は努力しているから昨年と一緒でしょう。本市もそれに追い

付いて頑張っ、人事院勧告が求めているそういったものについて、きちんとやっていこうという、そこを考えられませんかということですよ。住民の皆さんの懐を豊かにして、そしてまたそれが消費に回って税金として返ってくると、仮に夏冬4万円ずつとしたら約900万円あれば、市長やれるんですよ、これ。それぐらいのお金はですよ、200億円を越す運営をしていく立場として、その人たちがいないと仕事が回らないから、その人たちの当初予算に計上されているでしょう、賃金。そういう立場からしたときに、本当に果たしてもらっている役割を理解しているのであれば、期末手当の支給というのは可能だと思うんですけども、いかがですか、それが市長が判断することですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめの方にお話がありましたように、本市としましては、他市に比較して勝るとも劣らない形での待遇改善をしているということでございます。その中でのだいまのお話でございますが、これにつきましても、他市の状況を踏まえながら、取り組みをしてまいりたいということでございます。

○18番（小園義行君） 他の町がやっているからやるという意味ですか、今の答弁は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

他市において様々な工夫をしながら、そのことについて対応がされているようでございますので、そういったことも含めて、今後考えていくということにしたいと思えます。

○18番（小園義行君） 今後考えていくということは、先ほどの研究や検討、一つ一つ違うんですからね、言葉の重みというのは、考えていくということは考えてやるということですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

やるということまでいけるかどうか少し分からないところがありますが、いずれにしても、他市の状況、取り組みをどのような形がされているのかということも含めて、状況を見ながら判断をさせていただきたいということでございます。

○18番（小園義行君） 自治法や地方公務員法でいろいろ規制がありますね、だからそこはちゃんとやってるんですよ。だから、我が町も通勤手当という形じゃなくてやっているでしょう、うまくやってるじゃないですか、それ。鹿児島市にしても、他の市にしても調べましたけれども、ちゃんとその法に基づいてきちんとやっているということですよ、それはできないということじゃないんですからね。だからぜひね、これ決算ももう恐らく出ますけれども、決算が出されて、多分繰り越し、いろいろあると思えますよ。年間約1,000万円も要らないという状況の中ですよ。そういうものができませんかねということなんですよ。これ首長の姿勢ですよ、これ。通勤手当は出されたんですよ、これぐらいね、金額少ないけど、いかがですかということで、再度もう一回、住民の懐を豊かにするという意味ですよ、その人たちがいないと、本市の仕事が回らないという状況の中で、その人たちに対するちゃんとした見方ですよ、そこを市長がどういうふう考えているのかというのが問われている問題で、私はそういうことであつたら本当に同じ時にちょっと少ないけどという気持ちで支給をするという、やってやるという気持ちにならんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来何回もお答えしますように、昨年そしてまた今年と比較しまして、ほぼ変わらない他市の状況ということでございますので、そのようなことも十分参考にさせていただきながら考慮させていただきたいということでございます。

○18番（小園義行君） この問題は、また引き続きやりましょう。

僕も年間450万円ほど議員報酬をいただいていますよ。60過ぎてからですね、いわゆる期末手当、ボーナスをもらう、本当に有り難いと思います。私でも40数万円いただきますよ、本当にですね、一生懸命働いておられる嘱託職員の人たち、私は年間拘束約70日か80日ぐらいですよ、この議会というところ、それに増して何倍もですよ、仕事をされている人にね、それぐらいのことは考えられてしかりだと思えるんですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話につきましては、十分理解するところでございます。

私どもとしましても、そのような観点から様々な取り組みをして来たということについても御理解いただければというふうに思います。ただいま御議論いただいている件につきましては、先程来お話ししますように、他市の状況を十分参考にさせていただきながら考えさせていただきたいということでございます。

○18番（小園義行君） この件については、他の市を検討してうんぬんということでありますので、引き続き今後取り上げていきたいと思えます。

次に、学校教育についてということで、学校給食法ができて60年経って、食育基本法がうたわれています。「食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべき」と位置付けられておりますね。我が町も食育推進計画、これはできてますよね。そして、それに基づいて、家庭、地域、学校、そういったものが具体的にどういうふうに進められているのか、少しお願いします。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。もう一回質問をお願いしたいと思います。

○18番（小園義行君） 本市は、食育推進計画が策定されてるんですよね。それに基づいて、どういったふうに具体的な食育というのが推進されてますかということをお聞きしたんです。

○18番（小園義行君） つくられてないの。食育推進計画をつくらなきゃいけないとなってるんですよ、法でね。なってるのであれば、それをどうやってるのかということ、時間がもったいないですよ、これ。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。27年3月に志布志市食育推進計画を策定しております。この中で食育をめぐる現状と課題ということについて述べておるところでございます。

この計画につきましては、法に基づき、鹿児島県の方で、鹿児島県の食の交流推進計画、そして、それに基づき市において食育推進計画を立てたところでございます。この計画につきましては、振興計画、そして健康増進計画、健康しぶし21と整合性を取りながら策定しているということでございます。

○18番（小園義行君）　そういうふうに行われているということですよ。そこで、これは給食は学校教育の一環であるというふうに行っているわけですが、2000年に小泉政権の時に、学校給食で、いわゆるお米を使うのを廃止したんですね、補助金をね。そういうこと等もあって給食費もいろいろでしょう。その中で、前も取り上げましたけれども、子育て日本一のまちづくりのこの政策の立場から多子世帯、ここに資料もいただきましたけれども、3人目から無料にする考えはないかということで、多子世帯の負担軽減というふうに行っていますが、そういうものについては、いわゆる食育基本法、そして学校教育法、給食法を網羅したところで、ちゃんと日本一のまちづくりを掲げている政策としてですよ、3人目からのそういったものは少し軽減できないかということで通告していますが、いかがですか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

子育て支援の立場からということで、多子世帯への給食費の軽減という御質問でございます。26年12月議会におきましても、給食費無料化の質問があったところでありますが、その際にも、第3子以降の給食費無料化について、財源を捻出できれば検討したいということの答弁をしております。

給食費の保護者負担軽減につきましては、負担の大きい多子世帯や第3子以降の無料化ができないか、あるいは低所得層の世帯に対する給食費の無料化ができないかを教育委員会と協議してまいりましたが、本年度から就学援助費の給食費補助率について80%補助を100%補助とし、低所得者層の無料化を実施することにしました。多子世帯への給食費の軽減につきましては、市全体の子育て支援策の中で、財源の問題も含めて、今後教育委員会とも協議を重ねたいと考えております。

○教育長（和田幸一郎君）　お答えいたします。

昨年的一般質問を踏まえ、給食費の一部無料化ができないか、市長部局とも協議してまいりました。

教育委員会としましては、限られた財源の中で、子育て支援として多子世帯への支援を実施すべきか、貧困による教育格差解消のため低所得層への支援を実施すべきか、市長部局と協議を重ねた結果、低所得層への支援の充実を図ることとして、厳しい財政状況の中、児童生徒の約2割が受給している就学援助費の給食費補助を80%から100%補助とし、本年度から実施することといたしました。

なお、多子世帯への給食費軽減につきましては、財源等の問題もございますので、今後も市長部局と協議を重ねてまいります。

以上でございます。

○18番（小園義行君）　給食が教育の一環であるということであれば、憲法26条に保障されている教育を受ける権利、「義務教育はこれを無償とする」とうたっているんですね。そういう立場で考えると、本来は無料にすべきものだろうということで思うわけです。山口県和木町、これは戦後の開始時から給食費は無料です。兵庫県相生市、2011年から市立の幼稚園、小中学校で無料化、

群馬県の南牧村ですか、ここでもそうですよ。北海道の三笠市、ここもそうですね、茨城県の大子町や千葉県神崎町なども半額を補助していると、そういった自治体です。もちろん低所得対策とあわせて、そういう多子世帯、ちなみに人口1人当たり地方交付税幾ら算出根拠はあるんですか。

○財務課長（西山裕行君） ただいま数字を持ち合わせておりませんので、しばらく準備させていただきたいと思います。

○18番（小園義行君） 大体40万円から50万円の間で計算式あるんですけれども、ここで補正予算なんかでも出されるんでしょう。きちんとそれぐらい分かっててくださいよ。40万円でもいいですね、40万円から50万円の間だと大体思うんですけれども、40万円としたらですよ、5人世帯だったら200万円年間来るんですよ、交付税がですね。そのうちのほんのわずかですがね、給食費をただにしてやるという意味からしたらですよ。そういうことも踏まえて、市長、地方交付税がたくさん来るんですよ、子供がたくさんいる世帯は、そういう立場からしたときに子育て支援で一方では1人いるより3人いたら3倍でしょう。でも、交付税は3倍来るんですよ、負担は3倍になるんですよ、入ってくるものは3倍ですよ、お一人のところも大変ですけども、そういう立場から子育て支援というのはどうですかと聞いているんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

多子世帯の方々においては、志布志市の人口増ないし人口維持について、随分と御協力いただいているというふうには思うところがございます。そしてまた、お話のように交付税の基礎算定のためにも大いに寄与していただいているということをご有り難く思うところがございます。

私自身も、今回の地方創生戦略の中に志布志市の人口出生率について現在1.95ということがございますが、直近で2.04になっているので、それを更に高めて将来的には2.5までしたいというようなことを基に人口ビジョンを作成するところがございます。

ということで、ずいぶんとこの人口増については、本当に様々な方々が苦勞されている中で、こうして謙虚に表されている方については本当に有り難いというふうに思うところがございます。とは申しましても、そのことで、すぐさま多子世帯の方々にそのような措置をするかということにつきましては、様々な面からの検討が必要ではないかなというふうに思うところがございます。

私どものまちは、そのような方々についても今まで中学生の医療費を無料化にしたり、それを高校生まで医療費を無料化にしたりして、それなりの対応はしてきているところがございますので、今後さらに子育て支援という観点からも、このことについては、対応を深めたいという希望は持っておりますので、十分教育委員会と協議をさせていただければというふうに思います。

○18番（小園義行君） 保育料は2人目から半額3人目から無料ですね、すごい努力されてるんですよ、もうよく分かっていますよ。そして、あわせて保育所に入られる人の所得の状況をみたらほとんど3分の1が少ない収入の中で頑張ってるんだねというのを、その人達が学校へ行かれてこういう負担ですよ、ぜひそういったものを、今市長の答弁があったように、ぜひ教育委員会とよく協議して対応していただきたいと、そう思います。

最後に、男女共同参画社会についてということで、知事が教育総合会議の中で「女の子には、sin（サイン）、cos（コサイン）、tan（タンジェント）なんて要らないんだ」と、社会の事象や花の名前を覚えておけばいいというふうに発言をされて、公の会議の中で。市長、このことをどういうふうに受け止めますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新聞報道の内容を見まして、誠に遺憾に思ったところでございます。県総合教育会議という公の立場で、あってはならない発言であり、また知事も「口が滑った、少々軽率だった」というふうに釈明して撤回をされております。男女平等の精神に反する軽はずみな発言ではなかったかと思っております。我が国におきましては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、国際社会における取り組みとも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが着実に進められております。このような中での発言だったということでありまして、先ほども言いましたように残念だったというふうには思います。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

今回の知事の発言は、高校教育の在り方に関する県の総合教育会議の席上でのものでございませぬけれども、その後、「口が滑った、少々軽率だった」と発言を撤回されました。今回の発言が大きく取り上げられた理由は、総合教育会議という公の場において、男女差別ではないかという人権に関わるような発言として捉えられたからであると認識しております。人権に関しましては、日本国憲法第14条において、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別などにより差別されないこと」が明記されております。これらのことについては、小中学校の社会科の学習指導要領においても指導内容として示されてるとともに、人権教育についても、全教育活動の中で学ぶことができるように、各小中学校で教育課程を編成しております。

このような学習環境の中で、児童生徒は、男女とも自分の将来に夢や希望を抱きながら毎日の学習に励んでおり、中学校を卒業するときには、その実現を目指した進路の選択をしているわけでございます。教育委員会としましては、今後も人権教育やキャリア教育の充実を図りながら、自分の大切さとともに、他の人の大切さも認めることができる人権尊重の理念を深め、児童生徒が自ら進路を選択できるような進路指導を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 我が町は、そういう県知事みたいな、そういう立場じゃないと思います。

本市のこの問題についての男女共同参画社会の取り組みについて少しお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成24年度に策定いたしました第二次志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン、志布志市DV対策基本プランに基づきまして、一人ひとりの人権が尊重され、性別別に関わりなく、あらゆる分野で個人の能力を発揮でき、誰もが安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、各課で事業を進めているところであります。計画は全庁にわたる具体的な実施事業を策定しておりまして、男女共同参画の視点を踏まえて実施されることにより、一人ひとりの多様なニ

ーズへの配慮が行われることにあります。基本的な事業としましては、男女共同参画についての理解の浸透を図る広報啓発に係る事業、学校教育における男女平等教育、人権教育、人権行政に係る事業、生涯を通じた男女の健康支援に係る事業、妊娠・出産期における健康支援に係る事業、母子保健事業、DV・セクシャルハラスメント等性別に起因する暴力の防止と救済に係る事業等でございます。また、関連事業としまして、子育てや高齢者介護に係る事業、ひとり親・障がい者等生活上の困難を抱える人の支援に係る事業、防災・被災者対応に係る施設等がございます。全ての施策は市民の人権の擁護や生活の質の向上を基盤に実施されなければなりません。毎年度各課で取り組んでいる事業内容や達成数値の報告を受け、市内の有識者や各種団体の代表者等15名で構成している男女共同参画推進懇話会で評価をしていただき、事業の推進に努めているところでございます。

○18番（小園義行君） 数学は私もあまり勉強しませんでしたけれども、自然科学全般の基礎となる学問であって、論理的な考え方を育成する重要な科目である。そのこと理解したらあんな発言にならんわけですね。本市は、市長はまた知事を擁護されるんじゃないかと、少し心配をしたところでしたが遺憾に思うということで、はっきり言うべきは、やっぱりちゃんと言わんといかんですよ、一番最初の問題でもありましたように。ぜひ本市は、そういう立場じゃないよということを理解しましたので、そういう立場で男女共同参画社会の実現を目指して大いに努力をしていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○財務課長（西山裕行君） 大変失礼いたしました。

普通交付税の市民1人当たりの額でございますけれども、1人当たり平成26年度で21万1,600円でございます。

[小園義行君「それは正しいんでしょうね」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、10分間程度休憩いたします。

—————○—————

午後2時14分 休憩

午後2時24分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 皆さん改めてまして、こんにちは。一般質問も9名終わりました、最後の10人目ということで、皆様もほっとされているかもしれませんが、あともうしばらくおつき合ってください。

それでは、早速質問通告に従い、順次質問をまいります。

今回は、観光行政について、おもてなし日本一を目指されている本市ですが、おもてなしの姿はどうあるべきかというただ一つだけの観点から7項目ほどお伺いいたします。



まず1点目ですが、市長は施政方針で観光物産の振興については、「志布志市観光振興計画に基づき、見る観光から訪れる人を喜んで迎えて、文化、歴史、自然に触れてもらい、市民と交流しながらともに喜べるような観光を目指し、ふれあい交流のおもてなしを行ってまいります」と、このように述べられております。そこでお尋ねしますが、ふれあい交流のおもてなしとは、どのようなことをいうのでしょうか。おもてなしについての市長の認識をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

おもてなしとは、客に対して心のこもった待遇や歓待やサービスをすることを言うようで、「おもてなし」という言葉に「お」を付けて丁寧にした言い方であると表されております。志布志市では、平成23年度に観光振興計画を策定しております。その中で、基本目標としているのが「志民による歓交まちづくり～おもてなし日本一を目指して」とあります。このことは、市民が本市を訪れる全ての方に対して、おもてなしの心で、ふれあい交流することにより、市民も観光客も元気になり、地域社会、経済が元気で幸せになる観光を目指そうとするものです。おもてなしの定義は様々ありますが、市民自らがおもてなしの担い手となって、市全体で歓迎の意を表現することができれば、それが最高のおもてなしにつながるものと考えております。

そのためには、市民が志布志市を誇りに思い、訪れる人々にも愛される地域であることを市民自らが再認識してもらうことが大事であります。

また、時に訪れている観光客が困っている場面を見かけることがありますが、その時には気軽に声をかけるなど、挨拶を交わすことがおもてなしの第一歩となり、それらを積み重ねることが志布志市の魅力の向上につながると考えております。

○11番（鶴迫京子さん） おもてなしについての市長の認識をお伺いしましたところ、よく理解いたしました。共通認識ではなかろうかと思えます。そこで早速2点目にに入らせていただきますが、おもてなしの一環として、自動給茶機を置いていない公共施設に志布志市の統一したお茶、志布志市のお茶農家のお茶を統一してブレンドして、そして、一つの統一茶として作り上げ、それを使用して自動給茶機にそのお茶を入れて茶産地である志布志というのをもっと積極的に市内外にPRできないものかということをお伺いします。あわせて、まず自動給茶機が設置されている公共施設は、現在どこどこなのか、設置状況を含めてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給茶機の設置状況としましては、各小中学校は全て設置してあります。これは、平成21年度に地域活性化経済危機対策臨時交付金によりまして、約680万円の事業費で設置をいたしました。

また、市役所の本庁舎、松山支所、志布志支所にそれぞれ1台ずつ設置しております。その他の公共施設では、有明地区公民館と志ふれあい交流館に設置しておりますが、全ての公共施設に設置できている状況ではありません。給茶機を設置しますと、給茶機の清掃やお茶の葉の供給等管理が必要でございまして、常勤の職員がいる必要があります。また、利用が少ない場合は、衛生面についても懸念されるところです。設置につきましては、それぞれの施設の状況を調査しながら判断してまいりたいと考えます。

○11番（鶴迫京子さん） 各小中学校は、平成21年度の予算で680万円投資しまして、今設置されているということですが、まず細かいことではありますが、一つずつお聞きしていきたいと思いますが、その小中学校の自動給茶機の現状はどうなっているのでしょうか。お茶等使用されているのでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

現在小学校には17、それから中学校には8、計25給茶機は配置されています。それぞれの学校の実態によって、ちょっと違うわけですが、特に中学校に多いのは、いろいろ運動の後とか、そういうときにも利用するわけで、それぞれの給茶機については、十分な活用がなされているというふうに考えております。特にインフルエンザの予防というようなこと等もあって、その運動に取り組んでいることもありまして、各学校における給茶機の利用というのは、かなり積極的な利用になっていると、そういうふうに認識しております。

○11番（鶴迫京子さん） 学校関係では、活用されているということですが、冬場はインフルエンザ対策として、市がとられている運動推進ということで、お茶でうがいをするとか、そういう飲むということも兼ねてされていると思いますが、夏場もお茶なののでしょうか、お水とかいうことでは、現状はないのでしょうか。給茶機は水、お茶、お湯、三つ利用できるような給茶機なののでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 夏場の熱いお茶というのは、子供たちも抵抗があるでしょうから、そういう場合には冷たいお茶という形での利用というふうな活用の仕方になっております。

○11番（鶴迫京子さん） 学校関係では、そのようにして自動給茶機の利用ということで、利活用が進んでいる現状かと、今答弁がありましたので思います。

もう1点、先ほど市長答弁で自動給茶機の設置されているということで、本庁、松山支所、志布志支所というお答えをいただいたんですが、志布志支所の場合、自動給茶機は私が確認したところ、故障中ということのはり紙がされていまして、それがずっと使われてない状況ではなかろうかということをも自分も確認していますが、市民の方から何人か申し出があって、「故障中が長いよね」という意味で受けたことがあります。そうやって、私も確認したら故障中ということですが、この故障中ということは、いつから故障中になっているのでしょうか、確認されていますでしょうか。

〔「志布志ですか」と呼ぶ者あり〕

○11番（鶴迫京子さん） 志布志支所。

○志布志支所長（川野賢二君） 給茶機については、2階のロビーの方に設置してるわけなんですけれども、業者の方と保守点検業務を結んでいまして、1か月1回点検にきます。そこで点検します。現在、使われている状況だと思うんですけども。

○11番（鶴迫京子さん） そしたら、私の理解不足ですかね、2階の職員水受け場というか、給湯器ですか、そこのが故障中というはり紙がされてまして、あれは職員用ののでしょうか。

○志布志支所長（川野賢二君） 今設置してある給茶機につきましては、ロビーですね、テレビ

が置いてある丸いロビーのそこに各業者のコーヒーとか、そういう自販機も置いてあるわけなんですけれども、その一角に置いてあるんですけれども。

○11番（鶴迫京子さん） 確認ですけれども、故障中であったことはないんですね、そしたら。

○志布志支所長（川野賢二君） 今ありますとおり、1か月に1回保守点検をお願いしていますので、そこ二、三日というのはあったかもしれませんが、長いことのそういう使用禁止というのは無いところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） そしたら、そういう長い間の故障というのは把握してないということでもありますので、私の認識不足だったのか、市民の方も、「だから飲めないですよ」と言われたことがあります、私の見たあれは何かの給茶機だと思ったんですけれども、またそれは今調べていらっしゃると思いますので、後でまた報告していただければいいと思いますが。

先ほど公共施設ということで、お茶の取り替えとか、そういうので人がそこにいないと取り扱いに管理ができないということで、今五か所でしたですかね、五、六か所設置されているということですが、そういう職員とか、そういう人がいる場所でも設置されていない公共施設というのがあるかと思いますが、そういうところにも、例えば文化センターとか、各条例公民館とか図書館とか、そういうような所に設置する考えはないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、利用度が結構想定されるという所でないと、お茶の葉が渋くなったり、あるいはまた衛生的に問題があるということでございますので、それらについて十分検討しながら施設の状況等を調べながら対応はしてまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 利用度の多いということでありましたら、まず一番先に文化センターなどは、その対象にならないかなと思います。年間にしたら相当な人の出入りがありますし、そして、そこで自動販売機は外に設置されてありますが、やはりああいう自動給茶機がありますと、もちろん無料で飲めますが、市民にも、この志布志市のブレンドしたお茶をということで、お茶のPRも兼ねまして、市民こそって飲めるという、そういうまちになったらいいなという思いで今回こういう質問をしているわけですが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

文化会館においては、多分かなりの来場者があるということになろうかと思います。担当の方とこのことについては協議したいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 担当の方と協議ということですが、先ほど、私が申しました統一したブレンドしたお茶という、そういうことが可能なかどうか。ぜひ志布志のお茶農家さんも昨日の質問にもありましたが、大変消費が冷え込んで厳しい状況であるということでもありますので、そういう茶農家さんの市内全体の茶を持ち寄って一番旨味成分とか、全窒素とかアミノ酸とか、そういう成分含有率がいい、品質のいいお茶ですね、やはり。ただお茶であればいいというわけではなくて、そういう良質のお茶をそういうところに使ってブレンドしたお茶を使って、そして皆様に提供するという掛川市が一番全国で日本一ですが、飲まれているのも日本一

だということをお聞きしています。志布志も茶の栽培面積が県内2番、そして生産高も2番ということですので、それを全国にもPRとなりましたら、そのところの市民が飲まないということが一番反対の逆PRになって、そうであってはいけないのじゃないかなと。一番おいしい茶を、やっぱりまず志布志の市民から飲むというこの気風をつくっていく、市民が意識してお茶所なんだよねということ、そうするためにもそういう人がたくさん集まるところに市民、市外の方問わず飲める環境つくるということも大事ではないですかね。市長が一番健康で、茶六杯運動もされてますよね。そういうことからしても、ぜひこれは前向きにやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

使用されるお茶は当然志布志産のお茶ということでございます。そしてまた、私のところに来られるお客さんの中で、いつも何人かですね、「給茶機のお茶がおいしいですよ」というふうにお褒めの言葉をいただいているところでございまして、多分そういう意味では、ただの粗茶ということじゃなくて、本当に味わいのある香りの深いお茶が給茶機にはセットされているというふうには思うところでございます。市民の方々が、たくさん飲んでもらうためには、もちろんこういった公共施設で飲んでいただくことも当然でございしますが、それぞれの御家庭において、いつもいつも朝昼晩飲んでいただくような、そういった風土、風習というものを根付かせなければならないというふうには思っているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市長の認識はよく分かりましたが、答弁がされてないと思いますが、志布志として統一したブレンド茶が作れると、先ほど良質のということをお聞きしたのですが、そこいらあたりはいかがでしょう。その前に、少なくとも文化センターで、そういうことはできないかということに対しても答弁をお願いします。

○農政課長（今井善文君） 今、議員おっしゃいますように、給茶機で使う茶葉ということで、そういうブレンドとかいうことであれば、まだ振興会の方とも話はできるのかなとは感じておりますが、志布志茶としての統一的なブランドということになりますと、現段階ではまだ非常に、それぞれのお茶農家さんがあられますので、そういう部分については、かなり厳しい部分があるかと今感じております。

○11番（鶴迫京子さん） 今質問してすぐ、できますということにももちろんならないわけですが、やっぱり一旦そういう茶農家さんとか、そういう振興会なり落としていただいて、できないということをお聞きしてからできないという答弁でしたら納得がいきますが。その次の質問にも入っていきますが、やっぱり志布志のお茶として、そういうのも合併して10年弱になりますので、茶農家が一人一人が頑張ってますというのは十分分かってはいますが、統一したものというのも大事ではないのかなという思いがすごくします。そして、そういうお茶を、それらはまた品質の良い最良のものを使って、志布志茶、名前をつけてもいいでしょうけれども、そうやって、それはそれで利活用できる場所というのできるのではないかなと思います。それをできるかできないかは茶農家の皆さん、そういう茶業振興会に入っていらっしゃる志布志市全体の皆さんに

諮っていただいて、そういう意見が出たということをやっぱり落としていていただきたいなと思いがあります。

自動給茶機のこと、色好い返事は返ってきませんが、先ほどの答弁で有明の訪れた方が、「有明の自動給茶機のお茶はおいしいよね」というのを感想をいただいたということではありますが、私もそう思ってます。そして、管理が大変だねということをおっしゃいましたが、ちょうどお茶を飲んで、そして、そのお茶も、本庁のことですね、これは。お茶碗で、陶器のお茶碗で飲めるんですね、そういうところってすごく心が、あれがまた紙コップに入って同じうまいお茶でも、また少し味がちょっと何か違うような感じがするんですね。やっぱりそれが、すごい茶文化といって、そういうものだと思います。それが陶器のお湯のみで飲める、本当においしいですね、色もすごくグリーンしてて、そして、それをちょうど片付けに来られた方が係の方がいらっしゃいました。職員の方ですね、いらっしゃって、ちょっとお話することがありましたら、「大変ですね」って、「こういうのを私も議員になる前にこういう自動給茶機のお茶の後の始末をずっとしてきたので、後大変だよ」とお声がけしましたら、「いえいえ全然大変じゃないですよ」って、「みんながすごく喜んでくださいます」。市民もですが、いろんな会社の勤めの方が来られた時に、飲まれて「おいしい」って言って、すごく喜んでくださるので、すごくそのことがまた嬉しいという返答をいただきました。まさしく、これがおもてなしの心を持った、それこそ持ったおもてなしではなからうかと思えます。そういうおもてなしというのは、市長もかねがねおっしゃいますよね、人だということ。人のそういう温かい心を持った人が接遇に当たれば伝わるんです。本当は、そういう立派なお茶じゃなくても伝わったかもしれせん。だけど、やっぱりおいしいお茶の方がいいので、こういう質問をしているわけです。そういう職員がいらっしゃるんですよ。だから、管理がうんぬんというのは、それはそうでしょう。だけど、やっぱりそうやって喜ばれて返ってきたら、その大変さは全然大変じゃなくなるんですね。それこそサービス精神というか、おもてなしの心です、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお褒めにあずかった職員がいたということについては、本当にうれしい限りでございます。そのような心を持って職務に専念すれば、自然とそれが市役所全体のおもてなしということにならうかと思えます。

ただいまの件につきましては、また改めて職員には話をして、ぜひ見ならうようにというふうに努めたいと思えます。

○11番（鶴迫京子さん） サービスは当たり前のことを当たり前にこなして、そして最大の効果を生む、まさしくそのことはサービス精神いっぱいの方だと思います。そういうことは、そういう場所がなかったら、そういう精神を発揮したくてもできないわけですね。だから、そういう意味でも、文化センターなりそういうところに居て、そういうのが給茶機ができたら、仕事が増えて大変になって、そういう職員はあんまりないと思えます。率先して皆様のお役に立てるんだらという思いで役所にいらしてると思えます。そういう方はあんまり見ませんので、ぜひそう

いうところを進めてもらいたいと思います。いかがでしょうか、文化センターに自動給茶機を置くということは考えられないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当課そしてまた指定管理を受けている団体とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） NPOの方といろいろ協議されて、前向きな検討が進むようお願いしておきます。

それでは、次に移ります。3点目です。

環境政策について特に多いと聞いていますが、行政視察のことですね、本市を訪れる行政視察など、市内外からの研修や、また各種会合の時に使用しているお茶やお菓子類は、志布志産のものか。このことは、行政報告会で議員の行政報告会が松山町でありました時に、市民の方から同じようなことを質問をされました。そういうわけで、私もそういうことを思って質問しておりますが、どのようなおもてなしがなされているのか、まず現状をお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政視察などで、市内外から研修に見えられた場合は、おもてなしの気持ちを持ってお出迎えをしております。そして、庁舎内での会合につきましては、できる限りリーフ茶を出すようにしております。市内産のお茶の葉を使ってお茶を出しているということでございます。

また、夜の会合や庁舎外での会合においては、ペットボトルのお茶を出すようにしておりますが、これも市内産のものでございます。

そしてまた、菓子類につきましては、限られた視察の場合で出しているようでございますが、通常は菓子類については出しておりませんので、御理解いただければと思います。

○11番（鶴迫京子さん） ふるまわれているお茶は、志布志産のお茶であるということで安心しました。同じような質問をちょうどここに、後でもまた出てきますが、茶一杯（いっぺ）のおもてなしをとということで、同僚議員が質問されているんですね。そういう時にもそういうことをお尋ねになっております。それはもう3年半前のことではありますがなっております。

そして、それは志布志産のお茶を使っているということではありますが、先ほどお菓子は全然出していないよということではありますが、これには何か理由があるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特段理由はないところでございますが、多分経費節減というような観点から、全国的に私どもも訪問した折には、そのようなお菓子類は出ない対応が多いということで、一人この志布志市のみではないかというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 市長は、今答弁がありました。今回7月の月末、8月と北海道ニセコ町、北斗市、そして霧島市、日置市、そして種子島と研修に行つてまいりました。そういう中で、やはりいろいろ議員研修へ行きますと、そういう視察された、お茶とその温泉があるところは温泉水とか出たりするんですけれども、お茶菓子が出るんですね、その名産、特産品です

ね、やはり。そういうのが出たりします。ああここはこういうあれなのかなという思いをして、何かこういただくんでありますが、やはり先ほど追加議案でも、ふるさと納税を使って、そして、ここに総合観光案内事業ということで、商品開発をしていくんだということもおっしゃって、予算化、議案上程されています。そういうことも含めまして、その中にやはり特産品と言ったら、そういうちりめんとかそういうだけでなく、菓子類というのも入っていくのではないかなと思います。志布志市と言ったらこんな菓子かなという。そして、それがもし無いとするならば商品開発ということでありますので、今から菓子業界の方たちが集まって、その中から一つの志布志の菓子というのを作り上げていくという、何かそういうようなのも含めて、こういう予算化があるのではないかなと思っていますが、その前に鹿児島県だったら、「げんたは」とか「かるかん」、そういういろんな鹿児島「ボンタン飴」とか、そういうのがありますよね。そういうようなことも南日本新聞の社説の欄で見たような気がするんですけども、そういうものというのは、やはり時を超えて本当に食したものは、やっぱり一つの食文化ではないかと思いますが、その志布志のバージョンと言いましたら、古くなりますが「くっかん」とか、そういう「けせん団子」も入るのではないかと思いますが、そういう志布志のお菓子とかメーカー、そういうようなのもあると思いますし、そこら辺でもお菓子は、ダイエットとか病気に甘いのはいけないのでということで出さないというのか。経費削減ということを言われましたけれども、果たしてそれだけでおもてなしの心というのと、その経費削減というのと比較にならないんですけども、そういう考え方というのは、もう一遍市長、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の方で研修に行かれた折に、研修先の方で出されたというお話がございました。本市でもお迎えした時には議会では出されているようでございますが、私どもの方としましては、特段出していないということのお話をしたところでございます。

ということで、仮に出すときに、じゃあ何を出すのと、どういったお菓子を出すのということになるかと思いますが、現段階でこれとって、志布志の銘菓というものは、名物というものは、まだないんじゃないかなと、もちろんそれぞれのお店で御自慢のお菓子はあろうかと思いますが、共通してこれが志布志の銘菓だよともいうものについては、無いのではないかなというふうには、私自身は感じているところでございます。

今後、そのことについて取り組みをしてみたいというふうには考えてはいるところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 先ほどの茶業農家の厳しい状況というのもありますが、この菓子業界というの、やはり今NHKで洋菓子はケーキのことで、すごくブームになっていますが、和菓子とか、そういう菓子業界、そういう中も後継者がいないとかになりまして、廃業に追い込まれて、志布志市としても少なくなってきたのではないかと思いますし、やはり、そういうところを一つの食として、食文化として捉えて、特産品も開発するという、そういうのがメインになってきていますので、そこを菓子業界の方たちとも協議されて、ただそのまま放っておくという

のではなくて、いかにして開発なりしていくというので、大隅町の加工技術研究センターができていますよね、そういうところでの開発なりとか、そういうことになっていくのでしょうかね、こちらの予算とか、そういうことは菓子のことですね。特産品を40種類あるのをもうちょっと増やしてということではありますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大隅加工技術センターにおいては、新たな加工品を6次産業化につなぐような加工品を開発するというところでございまして、これから本格的に始まるのかなというふうには思っているところでございます。

現段階で私どものまちにあります製品について、ふるさと納税事業に活用させていただいているということがございます。

○11番（鶴迫京子さん） ただいまの件は一応終わりました、次に移ります。

4点目ですが、ここ一番今回おもてなしということで、重点的に質問しようと思ってる場所ですので、したいと思います。

茶一杯（いっぺ）でおもてなしをということで、同僚議員が3年半前に質問をされています。その時に市長は、ここに会議録ももらっていますが、その時に市長はおっしゃってるんですね。「お茶一杯というサービスにつきましては、おもてなし日本一を目指す本市において、全国有数の茶産地である本市においても、志布志市をアピールする取り組みにもなると考えますので、観光振興計画の実践として、今後ぜひ取り組んでまいりたいと考えます」で、もうしっかり答弁されてるのですが、それから3年半経ちました。このことは、どのように3年半取り組まれて、どのような成果が上がっているのでしょうか、お知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サンポートアピア内の特産品販売所、港湾通りやJR志布志駅の観光案内所でお越しのお客様に対しまして、お茶の振る舞いを実施しております。そして、現在市内49店舗を志布志市まちかど案内所に指定しまして、道案内や観光パンフレットの配布などを実施しておりますが、この中でも10か所程度お茶のサービスを提供していただいているということがございます。この取り組みをより充実させるために、11月7日から11月15日にかけて、志布志市まちかど案内所全店舗で茶一杯（いっぺ）おもてなしフェアを実施します。告知用ののぼり旗を各店舗に設置しまして、志布志市を訪れた方々に茶一杯（いっぺ）の気持ちを持ってお迎えしたいというふうに考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 3年半前の答弁では、市内まちかど案内所は58あったということでありました。そして、その中で10か所程度、そういうことをやっていたという答弁をいただかれています。今、まちかど案内所が49か所ということでありましたが、結局9か所ぐらい減っているわけですね。減っているし、やっているのは10か所、3年半も10か所、これ進んではと思われませんか。それはよしとしまして、茶一杯（いっぺ）というと、お茶一杯のそれを11月7日からしますということではありますが、茶一杯（いっぺ）というと、「お茶一杯飲んでいき



なさい」と優しく気遣って、心配りの言葉でありますね。そして、いやいやもうちょっと時間がないからって断ろうとすると、「茶一杯飲んいかんとけがすいよ」と言って、お茶を進めながら、またお茶を勧められて、そして飲んで、ちょっとコミュニケーションをとって話をし、そして、一段落してから帰っていくというのが志布志だけではなくて、鹿児島の良い風習だと思うんですが、そのように鹿児島では古くからある言葉で茶一杯（いっぺ）ですね。この茶一杯（いっぺ）というのをキャッチフレーズにして、茶一杯（いっぺ）ということは一杯ということですね、一杯のまち志布志と称しまして、市内外を問わずに訪れた方々をどこでも茶一杯のおもてなしで歓迎できるように、賛同する商店や事務所や宿泊施設、案内所など、お茶購入、ここに先ほど私ブレンドしたお茶をという、志布志の統一したお茶を一部補助して助成する考えはないかということ。そして、そうすることで市全体で志布志のリーフ茶のPR運動が積極的に推進されていくと思うのですが、このことについて、どのように思われますか。まず見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、茶一杯（いっぺ）おもてなしフェアは開催されるところでございますが、その他の店についても対応はどうかというようなお尋ねかと思えます。現在の段階では、そのことについては対応はしないと、補助の事業については取り組む考えはないということとしております。

○11番（鶴迫京子さん） 通告していただきましたので、一部助成はないかという思いを言っていますので、その考えはないということですが、他市町村の事例を県内を調べられましたでしょうか。

○市長（本田修一君） 南九州市の方で茶一杯（いっぺ）商品券というものを発売されておるようでございます。そしてまた、お茶を買っていただくというような形の取り組みにされているようでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 知覧町が合併して南九州市、合併前と合併してからもいつときだったと思うんですが、そういうのを一部助成して宿泊施設、商店などに助成して補助していたという経緯もあります。

そして、現在は今商品券、茶一杯（いっぺ）商品券ということでもありますが、パックになったお茶を煎じる、煎じるというかお湯を出したりとか、それを配布したりもしているということもお聞きしていますが、そういうことも加えまして、PRということで、おもてなし日本一で、そして3年半前も取り組みますとか言ってらっしゃって、そして、そういうことに対しては、そういう方向性ではなくて、違う視点で取り組みたいということの答弁ではなかろうかと思えますが、その時に市長は「真剣に取り組みます」と言って、もう3年半経っても取り組む気持ちがあったにも関わらず進んでないということはどういうことですかね。やはり視点を変えて工夫して方法を考えなければ、広まらないということではないですか。市民に対しても意識向上ということもなされてないということ、それは行政が動いてないから、やはり市民に広がってないということにほかならないのではないですか。先ほども10か所しかしませんで、それは3年半前も10か所だったんです、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お茶一杯（いっぺ）のまちというのは、おもてなしのまちという面もご  
ざいます。同時にお茶の消費拡大というような観点からの取り組みにもなっているところでご  
ざいます。

お茶の消費拡大につきましては、茶業農家にとっては、本当に深刻な問題となっているところ  
でございます。消費が減退しまして茶の価格が低下して、廃業にやむなくなっているというところ  
も出てきているということでございますので、本市においては、農業の中でもお茶が基幹作業  
となっておりますので、そのことについては、茶の消費を高めるための取り組みというものは、  
どのようなものがあるかということで、茶の消費拡大のために茶レンジ風邪なし運動、そしてま  
た、茶機能実証事業というものを取り組み、お茶が健康に寄与するという観点からの茶消費の拡  
大を目指していくという取り組みを4年目としているところでございます。

市民の方々、あるいは来ていただいたお客様に対しまして、お茶一杯（いっぺ）のまちという  
ような雰囲気醸成するために、先程来お話ししております茶一杯（いっぺ）おもてなしフェアに  
ついては、拡充がされてないということの御指摘でございますが、また改めてこのことについて  
は担当と協議を重ねながら、どのような形の展開が必要かと、またできるかということの協議は  
してまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 茶業振興について、昨日の同僚議員で一番茶と二番茶の価格の差、そ  
れで平成22年と27年度の差が700円ぐらい価格の差がありますよね、二番茶でも相当差があります、  
半分ぐらい差があります。そうやって平成22年は2,274円したということで報告がありました。そ  
して、平均単価も22年が1,156円で、そして26年は950円に平均単価が下がってるって、こうい  
うような大変厳しい状況が数字で出ているわけですね。そういう時に、おもてなしの心、プラスそ  
してまた消費拡大という意味も込めまして、真剣にそういう廃業農家も出ているという、今市長  
答弁もありました。それを本当に深刻に受け取るならば、やはり何らかのしなきゃいけないと思  
いますよね。11月に7日からフェスタをする、そういうのって一つのお祭りであって、1週間な  
ら1週間、その時だけが茶を飲まれたりする。そしてまた、やった方も受ける市民の方もですが、  
実施した方もその時やって何か満足する、自己満足して、ああ終わったなで終わってしまう、そ  
れではいけないんじゃないですかね。そういうことなので3年半経っても取り組みがいっこうに  
進まないということに、もう結果がなっているのではないかと思います、そういう中で、すご  
くIPMの農林水産大臣賞も頂かれて、ありますよね、本市は日本一になったとか。そしてまた、  
あるお茶屋さんが日本茶料理コンテストで日本一になったとか、そういうすばらしいこともある  
わけですね、一方では。でもその一方では、そういうことがある、大変な農家さんもある。だか  
ら、そういうようなことも踏まえまして、そういうIPMのお茶の研究というか、そういうとこ  
ろでは霧島市が一番そういうIPM、無農薬のお茶で先進地をいっている、日本でも一番じゃな  
いかなという農家さんも現れているということでありまして、それこそ同僚議員の質問にお茶一  
杯（いっぺ）のところ、お茶一杯という運動で霧島市も職員を研修してやりましょう、先進地  
だからということも3年半前におっしゃってます。その時行かれて、そして、その結果どうい

ことを学んでこられたんでしょうかね、そして、その茶一杯（いっぺ）運動にどう生かそうという結果が出てるんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、有数のお茶産地ということでございますので、茶の振興については、特に取り組んでいる。そしてまた、他の産地とも競合しながら、本市の地位を高めなければならないということの取り組みをしているところでございます。そのような中で、霧島市においては最近特にまた茶の振興に取り組んでおられまして、最近の品評会においても、めざましい成績を上げられているというふうに感じているところでございます。そういったのを私どもとしましても参考にさせていただきながら取り組みをしようとしているところでございます。

本市において、残念ながら最近茶の品評会において成績が上がらないと、よく上位を占められないということは、ちょうど摘採期において桜島降灰がひどいというようなことがございまして、どうしても前提条件として不利な茶葉の採取というようなふうになっているようでございます。私自身もそのことについては、職員を督励しまして、なんとか上位入賞を果たすようにということの激励しているところですが、いかんせん自然環境に、いつもいつも泣かされているというようなことがございまして、結果的には、そのようなことになっているようでございます。そういうことの参考というか、先進事例というような形で霧島は目標にしていると。そしてまた、本県でも知覧においては一番の地域でございまして、知覧の取り組みについても大いに参考にさせていただきながら取り組みをしていく、そして、そのことは以前からお話ししますように茶サミットにおいて、全国のお茶産地で一緒になって、この茶の消費拡大について立ち上がりませんかというような呼びかけをしまして、現在、そのような方向に少しずつではございますが進んでいるということでございます。そういうのをあわせもって茶の長期的な価格低迷については、対応しているということでございます。そしてまた、茶業農家のそれぞれその時々様々の要望についても十分お聞きしながら対応して来ているということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 茶業農家の経営状況があると思いますが、大規模の茶農家さん、そういうところ、一生懸命全国に向けて、または海外に向けて、そういう無農薬のお茶とか、そういう有機のお茶を輸出したりとか、そういうことにすごく取り組まれていると思います。そうできる場所もありますが、そういうほとんどが、そういう茶業農家ばかりではありませんので、そういうところに今の状況、単価の状況とか、そういうことを踏まえまして、永久に助成せよということでもありませんし、まずPRというか、志布志茶のPRという、そのおもてなしという意味でも、そちらの方でお茶を市民に1回、後からもまた出てきますが、最初合併したときにひまわりの種を全市民に配布されましたですね。あれとはまた違いますが、そういう形でも、やっぱり今困っていたら、今やはり少しでも何かの形で助成してあげようという思いというのが、思いをやっぱり示すべきだと思いますね。そして、それは市民にその姿が伝わったら、お茶というのの何かこう分かってくる、今は茶文化というか、お茶を飲むというのを嗜好の変化もありますが、そうさせているのは自分たち、大人だったり、そういう環境ではなかろうかと思っております。

で、やはりそういうお茶文化を啓発するという、いろんな意味合いがこもってますので、ぜひ一部助成して補助する考えはないか、もう一遍、「考えはない」っておっしゃったのですが、もう一遍、先ほどの研究検討という言葉もありましたが、考えはないって断定的でしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶一杯（いっぺ）の取り組みにつきましては、先程来ありますように、10店舗で対応していただいているということでございまして、これはこのような形で機運を見せるというようなことでよろしいのかなというふうには思うところでございます。

生産農家に対します対応につきましては、農家の皆さん方の、あるいは茶業振興会の皆さん方の御意見等を賜りながら対応してきているということでございます。ただ、この茶農家においても高齢化が進んでるところがございまして、そちらの方々においては、やむなく廃業ということを決断されるところもあるというふうには聞いているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 少しがっかりしましたね、おもてなし日本一の市長の答弁と思えないですね。49か所、50ある店舗、まちかど案内所ですよ、志布志の。ただの普通のおうちじゃないですよ、個人の家ではないんですよ。志布志市のまちかど案内所、その49か所あるところが10か所しかお茶のおもてなしをしてない、それはそれでいいんじゃないでしょうかというような答弁でしたよね、もう一遍お聞かせください。

○市長（本田修一君） お茶をたくさん飲んでもらうということの取り組みについては、多分こういった取り組みもあるのかなと思いますが、私いつもいつもいろんな高齢者の方々の会合、また、それでない時の会合についても、お茶の健康増進機能についてお話を申し上げ、そしてまた、掛川の例等もお話し申し上げ、ぜひ御家庭での飲用を高めてくださいというようなお話をすることでございます。

お茶農家に対する助成というような形については、私は先程来お話ししますように、その要望に基づいてできるものについて取り組んでいるということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 少し視点が違うと思いますが、市長は、お茶農家の助成とかいろいろなことは、支援は考えて今までやってきているし、やっていきたいというような思いであられると思います、答弁として。そのことを言ってるわけじゃないんですね、私、おもてなしの心という1点で一応言ってますので。やはり、そしたらですよ、健康にお茶というのは書いてありますよね、ここに。これは元坂元議員の質問に対して市長が答弁されてますよね、「お茶で講演などを開催、掛川市に追い付くように、お茶の研究や効能について市民と勉強しながら、お茶を習慣づけることで日本一健康なまちにしたい」これですよ、この習慣になってないから質問しているわけですよ。その習慣にするためにどうしたらいいかということを使うがために質問してるわけですね。それで自動給茶機も出てくるんです。そして、今こういう茶一杯（いっぺ）とか、そういう言葉を使ってとかですね、いろんなことをやらないと進んでこなかったという事実が実証されてますがね、それでそのままいったら、また3年経っても何も変わらないですよ。また同じこと

を質問されて、同じことを答弁される。それでいいんでしょうかということですよ。市長は、しっかり答弁されてるんですよ、自分の言葉ですよ、これは。やっぱり自分の言葉には責任をもって、取り組んだが駄目だったよというのだったらまだ分かりますよ、だけどそうではないと思います。現状がそう思えます。だから、何で取り組めないのかなという思いがすごくしまして、市長、そこ有明本庁にいつも来られると思いますが、大きな看板に何て書いてありますか、御存知ですか。もちろん分かってらっしゃると思いますけれども。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。看板ですね、お茶一杯どうぞでしたっけ、お茶いっぺどうぞかな。

○11番（鶴迫京子さん） どなたか職員の方でもいいですけど、御存知の方は答弁を。

○市長（本田修一君） その角の所ですよ。

○11番（鶴迫京子さん） はい。誰も答弁できなかったらいいです。

○市長（本田修一君） お茶一杯（いっぺ）どうぞって、お茶娘で、じゃなかったですかね、すみません。

○11番（鶴迫京子さん） いや、お茶一杯（いっぺ）どうぞではないですよ。「お茶飲んでますか」って、標準語です。お茶飲んでますかて、私はいつもあの看板を見ながら、「飲んでますよ」と言っていて話しながらしてるんですけども、それって有明町時代から立ってますよね、あれね。その趣旨というのが「お茶飲んでますか」ということでしょう、茶一杯（いっぺ）、そこにも集約されてますがね。合併したんですから、あの「お茶飲んでますか」、「茶一杯（いっぺ）飲んでますか」でもいいと思うんですけども、鹿児島弁で志布志弁です、いいと思いますけれども、あれってすごく和むし、誰も気付いていらっしゃらないですけども、やっぱり茶どころとしては最初合併した時に、有明ってお茶どころなんだなと思いました。だから、やはりそういう看板って、あんな大きな看板でって思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり松山支所、志布志支所などにもあの大きさは、いろいろでしょうけれども、やっぱり「お茶飲んでますか」とお茶娘が言っていますね。ああいう看板の設置、周知方法、PRというか、それぐらいの意気込みがあったわけじゃないですか、有明町時代。それにしたら、すごくトーンダウンしてると思いますね。市長は、お茶がお茶がとってますよ、志布志町の方とか、いろんな方などが、「本田市長はお茶ばかり言ってるよね」って言ってる人もいるぐらいなんです。だけど、その割にはこういういろんな小さな施策が進んでいないって、すごく感じてます。看板の件どうですか。

○市長（本田修一君） すみません、看板の文字を間違えまして、本当に申し訳ありません。「お茶飲んでますか」ということで、この看板につきましては、有明の茶業振興会、若葉会の皆さんが立てたものでございます。

ということで、また茶業振興会の皆さん方と相談しながら看板設置については考えてみたいと思います。

先程来、市民の皆さん方がいかにしてお茶をたくさん飲んでもらうかということに尽きるというふうに思います。これは、もちろん健康増進という観点から、私はこのことについては、いつ

もいつもお話を申し上げているところをございまして、如実にこの結果が出ていること、そしてまた、お茶は本市においては主要作物であって、そして有数の茶産地であるということで消費の拡大がされるようにお話をしているところをございます。

茶価が低下しているというのは、全国的な消費が減って来ているから茶の相場が低くなっているということであろうかと思えます。ということで、茶農家の救済ということを考えるならば、まずもって、すみません。

○議長（上村 環君） しばらく休憩いたします。



午後 3 時 26 分 休憩

午後 3 時 36 分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来、茶一杯（いっぺ）おもてなしフェアについて拡充がされてないということですので、茶業振興会と相談しながら拡充に向けて取り組みたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 茶の件でいろいろと、市長に歯ざしりする思いさせまして、すみませんでした。今回そういうことのないように、さらっといきたいと思えます。

この4点目では最後になろうかと思えますが、PR方法ということで、志布志のリーフ茶のPRということで、先ほど看板のことを言いましたが、フェイスブックとか、そういう今シシガーデンというのが立ち上げっていますが、Facebook、YouTubeとか恋のフォーチュンクッキーとか、ああいうのすごい何万件とかヒットしましたね。ああいう感じで特化して、いろんなことをやられようとしています、シシガーデンも見たりしますが、いろんなことに多岐に渡り過ぎてて、例えば、このことでしたらこのことを特化して志布志のお茶というか、そういうのを使ってメディアの露出ですね、露出度をもっと広げていって取材なり、新聞もですが、取材、マスコミ、そういうマスメディアを利用して、そして、そういうので志布志というところは、こんなにお茶の六杯運動とか、茶レンジ風邪なし運動とか、そういうのを全部ひっくるめて、お茶に特化して、そのことをしていく。でも、そのしていくというのは、もちろん今進められていますが、その中身として、作り手側じゃなくて見る方の気持ちになって作るということで、提案したいと思えます。やっぱりサービスということで、私もいろんな本を読んだことがあるんですが、15秒で決まる、顧客というか、最大のサービスが浸透するというのはパツとして宣伝した時の映像なり何なりで、15秒で駄目か良いかというのが伝わるそうです。だから、そういうことを考えて、志布志のお茶をPRするからって、まず検索して志布志茶として、ぱって志布志茶としても魅力がないですね。なぜ、恋のフォーチュンクッキーがすごくヒットしたかという、あれに表れてますね、入り口がまずすぐお茶じゃいけないわけですね。まずタイトルも大事、タイトルをパツとすごく飛びつくような、情報に飛びつくようなタイトルをつけて、そして、その

次に検索して、15秒ですのでね、それぐらい、そして志布志茶にたどり着いて見ようかという。だから、そういうところの工夫、あんまりいろいろ書いてあると、もう見たくなくなるということでもありますので、そういうマスメディアの利用をして、もっと露出度を多くする。そして、それはすごく市民の目線に立った訴え方、作る側じゃなくて見る側の方ほう、見たいなと思うような作り方、それはすごく短期間の本当にさっき言いましたが、15秒で決まるというようなことでもありますので、真実の瞬間というのは、15秒だそうです。15秒ということはちょっと長いですね、長いですので、そういうことですが、PR方法としていかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市では様々なPR活動をしている中で、SNSを活用したPR活動も特に取り組んでいるところでございます。お茶についても特集というような形での取り組みが必要かというふうに思いますので、そのようなふうに、今後は関係者とともに協議をして取り組みをしたいと思いません。

○11番（鶴迫京子さん） お茶一杯運動ということで、お茶を広げるという意味で、一つだけこれもあれですが、よく男女関わらず焼酎とか酒とか飲むために飲食店に行きますね、特に夜ですが、そういうところでコーラ割りとか水割りとか、そういうのが出ます。そういう時にお茶割というのは出ないのでしょうか。もし、出るところもあるかもしれませんが、もしそういうようなところからもお茶割、志布志はお茶どころだからお茶で割って飲もうというようなのを広げていく、そういうことも考えたりしますがいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

特に茶生産者において、そのような粉末茶を活用されまして、お茶割というのをいろんなことを試しておられるようでございます。それらのものも紹介してまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 次に移ります。5点目。本市のおもてなしを担って活躍しているボランティアグループである観光ガイドの皆さんのこれまでの活動状況をお示してください。また、日々の熱心な活動により成果が多方面に表れていると認識いたしますが、市としては、どのようにそのことを評価しているのかもお示してください。

また、5年後の鹿児島国民体育大会や東京オリンピック・パラリンピックとありますが、これからの展望としまして、観光ガイドが担う役割をどのように支援していけるのか、市としてどのようにそのことを捉えているのか、間近に迫った11月に開催される国民文化祭への対応も含めて、市長の考え方を伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光ボランティアの実績と成果でございますが、観光ボランティアは14名で活動しておられます。麓地区を中心とした武家屋敷や庭園等をまち歩き観光客に詳しく説明しまして、好評を得ているところでございます。また、鹿児島弁で語る観光DVDも作成され、新聞等でも紹介がされたところでございます。更に土曜日・祝日には埋蔵文化財センターに常駐されまして、館内の説明を行うなど、活動の場を広げておられます。まち歩き観光の実績としましては、平成23年に1,197

人、平成24年に3,162人、平成25年度には1,560人、平成26年度には2,488人となっております。観光入込客の増に寄与するとともに、市内の飲食店やお土産店等の利用により、経済効果に結びつけていただいているところでございます。

国民文化祭への対応でございますが、国民文化祭では志のまち志布志からあふれる感動の発信として、エッセイコンテストを中心とした文化の祭典を行います。その中で、志布志市のグルメやリサイクルの取り組み、観光情報等についても発信していく計画であります。11月7日、8日の国民文化祭の本番では、観光特産品ブースの設置を行い、県内外から来られた方に対しまして、観光ガイドの皆さんの協力をいただきながら、志布志市の歴史等についても紹介をしていただきたいと思いますと考えております。

また、11月1日から8日にかけての国民文化祭ウィーク期間には、希望される方に、歴史のまち歩きについても実施したいと考えております。具体的には、国民文化祭実行委員会の方で取り組んでまいりたいと考えます。

○11番（鶴迫京子さん） 14人でしたか15人の方々に年間一番多い時で3,162名とか、26年度は2,488名とか、それこそ驚くような人数の方々に観光ガイドしておもてなしされています。これは本当にボランティアで、その人たちの志で成り立っていることでもあります。そのことに対しまして、市ができることといたしますと、いろんな今まで駐車場とかトイレとか、そういうことを県の事業を含めてされてきました。まだ今からもいろんな課題があると思います。そのところを全然ボランティアだから、その方々がしてたらいいよねというような気持ちでなくて、そういう観光ボランティアの方々と何か協議するというか、話し合うというようなことも年に1回でも2回でもそういうことがあるのでしょうか。課題を見つれたりとか懇親会でもいいですが。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 観光ボランティアの代表の方々から逐次報告をいただいております。そしてまた、観光施設、駐車場等々の現状課題そういったものも提案をいただいて、改善できるべきところについては改善して観光駐車場等々を利用しやすい体制をこちらとしては整備しているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 観光ガイドの役割ということで、ボランティアですが、大変な重責も担ってらっしゃると思いますし、また志布志市のPR、歴史、文化、そして自然、暮らし、そういうのを発信し続けていらっしゃるわけですが、やはり市報なり特集号を組んで、こういう方たちが、こういう活動をしているということも市民の方にやっぱり周知して、本当に我が町を誇りに思って、そしてまた学習されてやってらっしゃるんだということをもっと周知することが、またこの志布志市に返ってくるのではないかと思いますので、おもてなしの心という意味では、最大限にそういう心を持っていらっしゃる方々のグループではないかと思います。今から5年後、いろんなことがあって、同僚議員のことでサッカーの大会も5,000万円経済効果を見込んでいるということで、1万2,000人程度の来場者があるよということを答弁いただきましたが、同僚議員の質問に。そして、「最大限のおもてなしができるように市民と一体となって取り組む」と答えられてますので、ぜひそのところを観光ガイドの方たちのいろんな意見、やっぱり最大の最大限の



おもてなしですので、やっぱりそれには準備がいると思いますので、やはりよく声を聞いて、そしてその方々の声、市民の声ですね、ぜひ努力してそういうことを向かってやっていただきたいなと思います。

そこで、世界遺産になりました仙巖園を研修いたしました。そこにも観光ガイドの方がいらっしやいまして、無料のガイドさんがいらっしやいまして、そのガイドさんは大変長くされている方で、その方に少し年齢の若い方が研修生として、ずっと控えて専門のガイドさんがガイドされることを勉強しながらされてたんですね。大変そういうことというのは、やっぱりつながっていくなという思いがいたしまして、そしてまた、その観光ガイドさんのお人柄というので、すごく歴史もずっと入って、文化や暮らしが入ってきたのですが、そのお人柄にすごく感激しまして、すてきだなと思いましたので、そういうことというのが、この観光ガイドの、ただそのところを紹介するだけではなくて、その人が魅力でありますので、本当におもてなしの心は人から入っていくと思いますので、ぜひそういう養成していくという意義がありますので、次に入りますが、6点目ということで、観光ガイドの養成ということで、種子島の鉄砲館というところにも行きましたが、ここでは子供の観光ガイドによって鉄砲伝来の地である種子島の歴史や文化、暮らしなどが詳細に紐解かれ、小学生とは思えないほどのガイドぶりに本当に驚きと感激して感動でいっぱいになりました。以前に研修視察した豊後高田市も高校生の観光ガイドが活躍していました。子供を主役にするまちづくりの基本が示されているように大変感じました。そこで、このように本市でも小学生や中学生、高校生などを公募して、そして養成講座なり設けて研修させて、学習をさせて、そういう制度を導入する考えはないかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市の小中高校生のボランティアにつきましては、子供たちが自分たちの住んでいる土地の歴史や文化を知り、そこで生まれ育ったという誇りを持ち、地域を語る力が備われば、その情報を必要とするお客様へのおもてなしにつながると考えております。

お釈迦祭りにおきましても、高校生ボランティアやジュニアリーダーが祭りスタッフとして運営に尽力されております。また、祭り会場内には志布志麓地区の武家屋敷や庭園等を案内するコーナーを観光ボランティアの皆様が運営しております。今後は短期間ではありますが、まち歩きのコーナーに高校生ボランティア等にスタッフとして参加いただき、観光ボランティアのサポーターをしながら、志布志の歴史に直接触れながら、将来的には観光ボランティアガイドとして活躍していただけるようになればというふうに考えております。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

観光ガイドの養成についてですけれども、現在教育委員会では、中学生、高校生を対象としたジュニアリーダークラブと小学校5、6年生を対象としたインリーダークラブがあり、子供会活動やボランティア活動を行っております。そのほか、青少年を対象とした土曜体験広場事業などでは、史跡巡り等の郷土学習や郷土料理づくりの体験等を実施しております。

また、文化財係では歴史のまち歩きウォーキングなども実施しており、ぜひこれらの事業に小

中高生も参加していただきたいと考えております。現在、小中高生を対象にした観光ガイド養成としての取り組みは行っておりませんが、志布志の歴史や史跡を知ることが大事なことだと考えています。まず小中高生を対象とした志布志の史跡・歴史を学ぶ講座のようなものを計画してまいりたいと思います。そして、それが観光ガイドの養成につながっていければと考えております。

2020年の国民体育大会では、若い世代も含めまして、市民全体でのおもてなしや市内のガイドも考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 大変うれしい答弁が返ってきました。このことは本当に生涯学習日本一のまちしぶしと言っても過言ではない志布志のまちが、ただ子供があまり入っていないということでもあります。教育長の方でも、そういう講座を設けて、まず歴史・文化、そういうところから入って、そういうふうには5年後の大きな大会に間に合うように養成していくという気持ちが伝わってきましたので、大変このことは本当に今、小学校6年生の子供たちがそういうことで勉強しようというところから始めたならば、あと5年後となった場合は、ちょうど高校生でありますね。そうやって本当に、そして、そのことはそのことで終わらなくて、大人になって、そして社会に羽ばたいた時に進学とか、そういういろんなことでも志布志市の子供たちが、そういう子供たちの目がキラキラ輝く瞳（め）を持った子供たち、そして社会に羽ばたく、行く手は世界に羽ばたくような観光ガイドができるような子供たちになっていくのではないかと思いますので、ぜひ取り組むということでありましたので大変期待しております。本当に子供を主役にしたまちづくりというのをぜひいろんな場面で頑張っていっていただきたいなと思います。

では、もう最後になりますが7点目。本市では、生涯学習課が担当している花いっぱい運動推進事業として、花や緑の空間を通して心の通い合うコミュニティづくり活動を推進するために、公民館、自治会、子供会、高齢者クラブ等の連携を図り、春と秋の2回花の苗を植えています。この事業の外部評価委員の意見としまして、自分たちで苗から育ててというのは、なかなかできないので、自治会の花植えが効率的にできる有り難い事業である。いつでもどこでも花が咲いている志布志のまちの風景は、よその町にはないすばらしい取り組みであると評価された報告がなされています。そこで、このことに加えまして、本市の主要幹線道路沿いの街路に四季折々の花を植えて、市外から訪れた方々に癒やしとやすらぎの輪が協奏するまち志布志を花いっぱい表現し、先ほどはお茶一杯（いっぺ）、お茶一杯（いっぺ）というのは、お茶が一杯のお茶ですね、今度は「花いっぺ」、この「いっぺ」は花がたくさんはいっぺいです。花いっぺのまち志布志と称しまして、志のあるおもてなしの姿を示すべきであると思います。市長の見解をお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在市内の県道や市道沿いには、植樹帯をはじめ、ポケットパークや道路の残地を活用した花壇等がありまして、公民館、自治会、老人クラブ、ふるさとづくり、各種団体によって花の植栽を自主的にしていただいているところでもあります。特に、旧国鉄跡の市道香月線におきましては、

志布志駅から運動公園までの両側に植樹帯が設けられており、毎年香月公民館が中心となって花の植栽が行われているところでございます。これからの鹿児島国体等を見据えて、共生・協働を推進している本市におきまして、地域づくりを担う各種団体による活動は、道路管理者としても有り難く感じております。今後、市内の県道や市道の植樹帯を利用した植栽が求められた場合には、ボランティア活動により植栽ができる環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

**○11番（鶴迫京子さん）** ボランティア活動によりまして、本当に志布志のまちも花がいっぱいなどころが多々見受けられて、すごく心が和むのでありますが、やはりそういうところばかりとは限らなくて、そういうお花を植えてボランティアでされているところは、今度は人が来て手入れされるわけですので、ごみも落ちてない。不法投棄も落ちていてもその方々がきれいにするクリーンにするということでありまして、大変良好な環境が保たれています。そうかといって、今度は全然そうでない所は、雑草が生い茂っていて、そして、本当にまた、そういう所にはチリを不法投棄が増えて、今度はごみ袋がボンボンと投げられています。だから、そういう環境、ごみの方のことで不法投棄防止という意味合いもありますが、そういう所をなくするというか、お花でいっぱいにするということは、すごく大事ではなかろうかと思えます。そこで、合併した当初、市の花の公募ということで公募されまして、私は低木なので、あじさいとか書きましたが、管理がしやすいということを書きましたが、ひまわりに決めましたね。そして、合併した時には来た時に、ひまわりの花がずっとありまして、そして、先ほども言いましたが、種も配付したりとか、ひまわりから油を採るということで、環境のそちらの方で一生懸命されました。そういうこともありましたが、現在ひまわりの花をあんまり、雨が多かつたせいもありますが、そういうことって、市の花はひまわりだよという、志布志市に来た時に、夏来た時にひまわりですという、そういう印象づけというのが何か無くなったような気がして、市民の方ももう忘れられてるかなと思うんですが、そういうことはいかがですか。

**○市長（本田修一君）** 市の花を合併後にひまわりと定めまして、市民の方々にひまわりの種を一斉に配ったところでございます。その際、特に旧志布志町の方、市街地の中の方が自分たちはひまわりの種をまく所もないのに種をもらって困るというようなお話がございまして、2年目から希望者に配付いたしたところでございます。そして、サンサンひまわりプランに基づきまして、ひまわりオイルを採りまして、様々なボランティア事業につきまして、そのひまわりのオイルを差し上げるというような制度にしたところでございます。

現在においても、ひまわりは例えばしおかぜ公園におきまして、植え付けをしているところではございます。そして、ボランティアによりまして、各家庭において植えられているところもあるところでございますが、一時ほどはないということで目だっていないところでございます。

今後につきましても、このひまわりというのは市の花として定めているところでございますので、市の花の植栽を進めていただくよう、それこそ2020年の国体に向けて、もう1回またキャンペーンを張りながら、たくさん植えていただくような景観のあるまちにしていきたいというふうには思うところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 市の花ということで、合併以前は、志布志町はツワブキの花が町花だったんですね。それで、黄色は黄色で志布志町の役所にもツワブキがいっぱい、今もあるんじゃないですかね、いいなという思いでしたが、合併してひまわりに市の花を公募したらなりました。やはり、そのことというのは、やっぱりそこに思いがあったから市の花を皆さんで公募してひまわりに決まったわけでありますので、やっぱり少なくとも本庁、志布志支所、松山支所の3カ所だけでも花壇を作って、市の花、その時期にはひまわりがあるという、市の花ということをやっぱり印象づけるということも大事ではなからうかと思えます。いろんな幹線道路の植樹帯というところも、統一したものというのがすごく大事になってくると思いますが、志布志市の場合は、先ほどの花いっぱい運動は、校区でやっている運動は、いろんな苗が春と秋で違って、いろんな花が咲いて、美しいです。それはそれでいいとしまして、やっぱり幹線道路とか植樹帯、そういうような所は、やっぱり統一したものがあればまたいいのかなと思えます。バラバラで先般同僚議員も桜の木の話が出ましたが、志布志駅のあるそのアピアの前のその木とか、そういうことが統一性がないというような話も出ました。本当にそういうようなことも思えます。景観というか、景観を統一するという、統一すべきところでは統一してほしいという思いがありまして、まずそういうことも踏まえまして、市の花ひまわりを、来年は10周年でありますので、もう一遍再認識して忘れかけているのではないかなと思えますので、ぜひこの花いっぺのまち志布志ということの推進ということで、もう一遍市長お願いします。

○市長（本田修一君） 市の花は公募によりまして、ひまわりと決まったところでございますが、ちょうどその当時、さんふらわあの航路変更の問題もございまして、それから航路が維持されるために少しでも役立つのではないかという気持ちもありまして、ひまわりというふうに決まったというふうには覚えているところでございます。そういうことで、市のまさしくシンボルとなるべき花でございますので、今後はまた10周年、そしてまた、2020年に向けて機運を盛り上げたいと思えます。

○11番（鶴迫京子さん） 一つだけお聞きしますが、緑の森林プロジェクトですかね、自治会長をしますと散らしがきて、その自治会で植樹されませんか、それに補助しますよということで苗木とかを助成するというのが回ってきます。自分たち、そういう木を植える所がある場所とか、土地がある所がいいんですが、全然自治会としてなかったりしたら、これは森林ですので、花の苗木は含まないって書いてあるんですね。だから、そういうことも担当課が違うので、また別な問題でしようけれども、それもまた協議されて、そういうところで校区公民館とかそういうところで苗を配付して、ふるさとづくり委員会とかで植えますが、そのことはそれで実施していけばいいと思えます。350万円ぐらいでしたかね、事業費が、そういうことはそのまま、すごくいい事業ですのでやって、そのほかにそこに行けない方が増えてるんですね、高齢化になって、年に2回のその場所に車もないとか、植えたいけど行けないとかありますので、やっぱり自治会なり、そういうような花だったら何かこう、いいのかなと思えますが、自治会も細々となってますので、花の苗を買う経費というのも少し削減していかなければいけない状況になってます。だ

から、そういう時に花の苗を助成しますので、そういう雑草地帯とか、そういう所に皆さんで植えてはどうですかという賛同をもらって、賛同をする方には助成するという事は、できないものでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 今、議員おっしゃいました花の配布事業ですが、市の緑推進協議会の方で事業の中で校区公民館を対象にいたしまして、希望を取って花の苗を配布しているところがございます。現在まで6件の申し込みがありまして、そのうち市道、あと220号線沿いの3か所に、道路については植栽の予定というところがございます。

○11番（鶴迫京子さん） 生涯学習課が担当しているのはまた別なんですね、別に苗木の、そういう募集がありますか、市民に周知はどのようにそのことはされてるのでしょうか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この事業につきましては、緑推進協議会の中の事業でありまして、今回につきましては、各校区の公民館を対象としておりますので、市民の方にはまだいないところがございます。

○11番（鶴迫京子さん） 今、答弁がありました、いろんな大きな大会とか、そういう10周年とか、いろんなことも踏まえまして、これからのこととしまして、そういうふうになんかちょっと拡大して、そういうことを広げていくというお考えはないのでしょうか。先ほどの植樹帯に花をとるので、ボランティアで今されてますね、建設会社とかNPO団体とか、いろんな方、老人クラブもされてますが、そこだけではちょっと足りないような気がします、今からの植樹、ひまわりいっぱいの花いっぱいのまちにするということに関してはいかがでしょうか。どういう工夫でされていこうとされるのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内全域ということは無理であろうかというふうに思います。ある特定の地域を定めまして、そういうような花いっぱいのまち志布志というものを実現させたいという気持ちはあるところがございます。

現在のところ、各校区公民館の御協力を賜りながら、そしてまた、自治会の皆さん方のお力をお借りしながらそういうような事業に取り組んでいるところがございますが、花の苗を植えますと、やはり草取りと除草というのがありますので、そこに負担が無い形での取り組みをお願いしなきゃならないということだろうと思います。ということで、10周年、あるいは2020年の国体に際するキャンペーンにつきましては、ある程度市独自でそのことについては、取り組まなきゃならないのかなというふうには考えております。ということで、今よりまた本当に花いっぱいのまちというものは出現されるというふうに思いますので、どうぞ御理解と御協力を賜りたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 最後におもてなし日本一のまちを全国に発信して、市外から訪れた方が訪れて良かったな、また訪れたいなという気持ちを持っていただけるような、そういう志布志の印象を良くする、そういう手だてをいろいろ工夫されて、まちづくりに推進していただきたいと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。



### 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について

○議長（上村 環君） 日程第3、報告第4号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成27年8月28日に、市道の管理瑕疵（かし）による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、平成27年6月26日、午後8時頃、市道吉村・山之口1号線を吉村方向から伊崎田方向に走行していた相手方が所有し、その妻が運転する普通乗用車の左前輪が道路左側の陥没部分に入り、左前輪のホイールが変形し、及びタイヤを破損したものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理及び運転者の前方確認が不十分であったためであり、過失割合を市が30%、相手方が70%とし、普通乗用車の原形復旧に要する費用5万5,580円のうち、30%の1万6,524円を市が相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告が提出されておりますので、岩根賢二君の質疑を許可します。

○16番（岩根賢二君） 専決事項については、そんなに損害賠償については、異議はないところでございますが、この事故が人身事故に至らなかったのが不幸中の幸いかなと思っておりますが、この事故発生の原因となった道路の管理状況について、お尋ねをしたいと思います。

次に報告第5号もありますが、同じような道路の管理状況が悪かったということのようでございますので、あわせて質疑をしたいと思っております。

今年は、大雨や強風がありまして、建設課、また並びに関係課の方では、その処理や対策に追われて大変だったろうと思っております。そのことについては、御苦労さまと申し上げたいですが、この事故があった箇所は、過去にも雨が降るたびに陥没が起き、その度に補修をしておりました。そして、補修をした後もまた次の雨ではまた陥没が発生するというふうな状況でございました。私の考えでは、根本的な舗装のし直しが必要ではないかなと思っておりますが、そこでまず1点目、この状況になったのはいつ頃からか、また事故が起こった後、補修はなされたのか、その点が1点。

それと、この路線に限らず、市内には同様な道路状況が数多くあると思っておりますが、全体的に何箇所ぐらいあるのか把握しておられるか、またその改修の計画はできているのかについてお尋ね

いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路の補修につきましては、今年4月末の局地的な記録的大雨から7月にかけて、平年の2倍を超える降水量を観測したところです。例年にない長雨や台風の影響により、路面の状態が非常に悪くなり、事故以前より市の作業班と職員による市内の路面補修を絶えず繰り返し行ってきたところであります。今回事故が発生した箇所は詳細に調査しましたところ、1か所は水道の漏水があり、現在水道の補修工事を依頼しておりますが、空気弁の資材調達に時間を要しているところでございます。

現地におきましては、三角のカラーコーンを設置しており、通行される方には大変ご迷惑をおかけしております。水道修繕が完了した後に舗装修繕され、開放する予定としております。

次に、今後の改修計画でございますが、今後の改修計画としましては、報告第4号、市道吉村・山之口1号線におきましては、現在8月13日から11月5日まで舗装修繕工事、延長140m、幅員7.5mを発注しているところであります。現在路盤の耐力試験を行っており、今月末の試験結果と計画交通量により、舗装圧を決定し、10月中旬以降に舗装修繕を着手予定であります。

○建設課長（中迫哲郎君） 陥没がいつ頃から起きているのかという御質問でございますが、この事故の現場におきましては、事故が26日の金曜日の夜でございますが、1回25日には路面の補修を行っておりますので、大体その前から陥没が起きているのではないかと考えているところがございます。

それからまた、翌金曜日、昼からですけれども、パトロールをしたら、また雨が降って舗装が活着してないということで、水たまりがあるということで、カラーコーンを設置して注意喚起を行っているところございました。

それから、どのぐらい箇所数があるかと、先ほど市長の答弁で大きなところは17か所補修を考えておりますが、今年に入りまして、ストック合剤といって袋詰めの合剤を100袋購入しております。今残りが20袋ぐらいということで、6月から80袋ぐらい補修しております。それから常温の合剤を20t購入して、6月からですね、それもあと残りが若干3tぐらいというようなことでございます。このことから計算をいたしまして、大体どれぐらいの箇所を補修したのかなということで、試算したところ、延べ大体380箇所ぐらい補修をしているようなことになるのではないかと考えているところがございます。

○水道課長（鎌田勝穂君） お疲れさまです。吉村・山之口1号線の道路の一部陥没につきましては、水道管が原因であったことに対しまして、誠に申し訳なく思っているところがございます。

この路線につきましては、配水管同士の連絡管及び送水管、それと配水管、それと畑かん等々いろいろ入っております、ちょうど高い所に空気弁が設置してあるところがございます。その管が割れたということで、早急の対応をしようということで考えておりましたが、たまたま舗装の改築工事が近いうちにあるということでございましたので、二度手間にならないようということで、舗装の復旧と合わせた形で修繕をするというふうな形で考えていたところがございます。

現在、空気弁という特殊製品でございますので、今発注をかけておりまして、来次第に早急に修繕をしたいというふうに考えております。誠に申し訳ございませんでした。

○16番（岩根賢二君） 6月の事故があった前日からもう穴が空いていたということですよ。6月26日に事故があったと、今もう9月ですよ、2か月間も、市民から見れば放置されていたという感覚になるわけですね。2か月もそういう修繕に補修にかかるのかなという単純な疑問があります。そのことについて、またお答えをいただきたいと思います。

それと、この漏水が原因でこういう状況になったということのようですが、漏水が原因だと分かったのはいつなんですか。

この間、漏水が原因であるから、そこを先に補修をしますからというふうなお話も聞いたわけですが、部品がなかったから今はできてないということですね、その点はね、それはいいんですけども。そもそもですね、こういう私が素人的に考えるのが、雨が降ってアスファルト面がゆるゆるになる、穴が空くというのは、これは常識的にはこれでいいんですか。雨が降っただけで穴が空く、ここだけに限らずあちこちの道路でそういう状況が今発生してますよね。今年は雨の量が多かったから、そういうことになっているのかなという気はしますけれども、その辺については、例えば、その舗装をした時にちゃんと完成検査が行われているのかなという、そういうところまで疑問が生じるわけですね。そういう点についてもお答えをいただきたいと思います。

また、これは市長にお尋ねしますが、市長は土橋のあそこの箇所は、毎朝通勤の時に通られる箇所ですよ、6月からそういう状況が生じているということは、お分かりだったとは思いますが、なんごちはよせんとかよということは現場に言われたのかな、放置されていたのではないかなという、そういう疑問を持たざるを得ないですね。その点について、ちゃんとそういう指示がなされたのか、その点をお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私、御指摘のとおり毎日あの路線は通っているところでございまして、穴が空いている度に担当の方には、「穴が空いているよ」と、「すぐ補修に行きなさい」というふうに指示してきたところでした。ただ、今お話がありましたように、今年6月は本当に雨が多くて、担当の方も路盤材をふせをするわけですが、すぐまた穴が空くという状況がありました。だから、あそこは一部でいいから三角コーンを置いて、通らないようにしないということの指示もずっとしてきたところでございました。残念ながら、その三角コーンを置いてからも、その三角コーンに飛びかかった方がおられたような状況でございまして、雨が降るからそういったふうに状況的に悪かったのかなというふうに思っていたところでございます。その都度その都度指示はしてきたところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） まず2か月も放置していたということでございますが、その都度穴が空いたら合剤を入れて補修をしたところでございます。ただ、ドライな施工ができないというようなことで活着が悪いと。おまけに、これは後から分かったんですけども、どうしても水が引かないということで、ひよっとしたら何か他に原因があるのではないかなというようなことで



水道が悪いんじゃないかということで、水道課に見てもらって水道が漏水だということで通常乾いて乾燥すればよく着くんですけども、ずっと湿潤の状況であったというようなことで、舗装の活着ができなかったということがあったところでございます。

それから、穴ぼこが雨でそんなになるのかということでございますが、1か所ヒビが入って水が路盤にしみ込んだら、水が入り込みますと、その上をどんどん車が通ると、こね返して下の方が悪くなりますので、すぐこね返して割れてくると、割れてきたらそのまま舗装がはげてくると。そこに補修するんですが、やっぱり常温の合剤、普通の加熱の合剤じゃないもんですから、なかなかあったかいアスファルトを被せるみたいにはいかないというようなことで、常温の合剤、それでまた雨が降ってまたこね返されるというような状況がずっと繰り返して起こってきたというようなことでございます。

それと、舗装の検査とかいうことでございますが、やはり今みたいな少し亀裂が入ったり、わだちになったりするとところに水が集まりますと、なかなか補修がきかなくなるという、とにかく路盤に水が下からでもそうですし、地下水もあるかもしれないし、その上からの、水には路盤が弱いということを御理解願いたいと思います。

○16番（岩根賢二君） 建設課も大変苦勞なさっているというのは私も分かっていますので、それ以上は申し上げませんが、あそこの箇所、市長もお分かりだと思いますが、三角コーンもちゃんと設置しなさいよということで、指示もされたということですが、あの三角コーンが逆に原因で交通事故が起こりそうになったという話を聞いているんです。あそこの箇所は御存知だと思いますが、こっちから行けば下り坂になっていますよね、そうすると下の方から上がってくる車はなかなか見えないんです。そして、ちょうどあそこが頂点なもんですから、あそこで三角コーンを避けようとして右側車線に入った時に、向こうから左側から来るわけですね。それで、「私は、まこち事故をすつとこやった」と言って市民の方から通報がありました。ですから、三角コーンも道路を傷めないためにそうされてるんでしょうけれども、そこがまた逆に交通事故の原因になるということもあります。先日的一般質問の中でも質問がありましたけれども、あそこで交通事故がある、あるいは最初申し上げましたけれども、人身事故でなかったのがせめてもの幸いですよね。ですから、最悪のケースをやはり考慮して、なるべく早く、さっき10月末から11月にかけてというふうな話でしたけれども、本当はもっと早くしてよと言いたいんですけども、いろいろ都合もあるでしょうから、そういうことを念頭に入れて工事もやってもらいたいと思っております。市長に一言お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私としましては、できるなら片側通行ぐらいにするような三角コーンの設置をして、まず安全を保たなきゃいけないというふうには思って、そういうふうなふうに指示をするところでございますが、やはり通行される方の利便性というのを考えたときに、少し遠慮をしながら三角コーンを立てた結果、そういうような状況ではないかなと思っています。もう1回そこは検討させていただいて、やはり事故を起こさない安全な路線というのがまず第一であろうかと思っていますので、

そちらを確保させていただいて、しばらくの間御辛抱していただくような形になるのかなというふうには思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 本市には、志布志市の市道とあわせて、国道そして県道が結構走ってますね。そういったことで議会開会日の報告3号で、いわゆる国道通過中のそういう形でということで、専決がされたんですけれども、おじゃったもんせ作戦とか、そういったものについては、私なんか県道を通っています。そこをみんなでやるわけですね。そういったときに市道と同じように、国道や県道の管理をしている国・県、そこのいわゆる住み分けというのが現実に国道をやっている時に通過している、県道を通過している、こういうことが起きた時の住み分けというのがどういうふうにされて協議がされているのかというのが一つと。

こういったことにならないための情報提供の在り方ですね。これは私もよく水道の漏水と、こういう状況が気づいた時には、すぐ建設課の方にやるわけですが、職員が300人、そして、嘱託職員の人が300人、約600人の人員があるわけですね。住民はもちろんですけれども、そういった方々が朝晩行き来する、そして、仕事で往来する、その時にここに至るまでの前段として、こういう状況になってますよという、そういった対策の仕方としてのそれが何回もこういうのが出てくるわけで、こういうことのいわゆる損害賠償というふうにならないための対策として、そういうことが庁内、場内ですよ、そこできちんと議論がされているのかということについてお願いをします。

○建設課長（中迫哲郎君） 日常の職員や作業員の市道パトロールに加えて、災害協定を結んでいるふるさと協議会、郵便局と連携し、箇所把握と応急修繕を実施していこうとは考えているところでございます。

また、さらに一般質問でも答弁いたしました、今回の事件を受けまして、全庁あげて情報の伝達を密に行う体制づくりということで、職員へ発信をしたところでございます。

[小園義行君「国・県との関係は」と呼ぶ]

○建設課長（中迫哲郎君） 国道、県道との住み分けということでございますが、一応国道、県道のそういう箇所がありましたら、直接国・県もあろうかと思いますが、市役所の方へ連絡いただければ、こちらの方から連絡いたします。

また、国道は電話でそういう箇所があったら#8810ですかね、すみません、ちょっとポスターは貼ってあるんですけれども、そういう連絡先はございますので、電話で入れていただければ、シャープを押して8810だったですかね、これを押していただければ、そこにつながるということで、国・県、市道に関してもそこに連絡いただければ、こっちへ返ってくるというシステムも構築されているところでございます。

○18番（小園義行君） システムはそうでしょう、だけど現実に国道や県道でこういうことで損傷を受けたとかしたとき、国や県はなかなか聞いてくれませんよ、言葉は悪いけれども、そういった時の窓口としては、市の方が対応は大丈夫ですかという、そういうことについて協議がされ

てるんですかねということをお聞きしたんですよ。あとの対策としてのそれは、ぜひここに600名からいる職員、嘱託職員、パート、臨時、私たち議会の議員もそうですけれども、含めてそういったものを建設課の問題だよということではなくて、全体の問題として共有していくということが大事だというふうに思って質疑をしたところでした。県道や国道でこういうことが起きたときに、ちゃんと窓口として市の方が対応してくれるという、そういった住み分けもされてるんですねということで、質疑をしたところでした。もう1回お願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 協議となりますと、実際協議はしていないところでございますが、こういう事故がありましたら、我々の方から県の方にも言いまして、こういう事故がありましたとおつなぎをしているところでございます。県の方も同じく保険がございますので、県の方に保険の対応とか、そういうことにはなろうかと思えますけれども、大体システムは一緒だと考えております。

○市長（本田修一君） 今回、こうして2件の損害賠償ということで、専決処分報告をすることでございますが、事故の報告があった時にそのような事故が起きた原因というものを考えた時に、その処理が速やかにできていれば発生しないということになるわけでございますので、ただいま議員御指摘のとおり、全庁職員がそれぞれの路線をたどって庁舎に行くと、そしてまた、臨時、嘱託の方もそうだとございまして、そのような箇所を発見した折には、直ちに担当に連絡するようということを再三再四申し渡しているところでございます。今、こうして現実に事故が発生しておりますので、このことについては、職員また嘱託職員、臨時職員についても十分理解、認識しているというふうに思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 先ほどの建設課長の答弁の中でストックファルトのことが言われましたけれども、ストックファルトは僕はプラントで練っていたから分かるんですけれども、あれは中に灯油が入っておりますので、固くならないんですよ、だから、プレードランマーなり、震度ローラーなり、タイヤローラーなりで締めても何年も経ってもボロボロボロボロ落ちてくるような感じになるわけですよ。ですから、あれは単なる一時しのぎの不陸生成しかできないわけですよ、例えば、土橋のこういう水が出ているところにこれを入れたところで全然締まらんですよ。ですから、水が出てるということは、下から何か影響があるわけですよ。だから、そこを掘削して、水道課長が言われたように、水道課の漏水だったというのがこれは原因ですよ、しょっちゅう水がたまるのであれば、ちょっと掘ってみれば分かるんですよ。だから、こういう水が出てくることの原因を追及しないと、いくら応急処置をしても一緒ということですよ。

だから、レミファルト、ストックファルトに関しては、先ほど言いましたとおり、全然活着をしませんから、こういうくぼ地ができた時に一時しのぎで不陸をなくするという感じでやって、もしくは、あと翌日か翌々日ぐらいまではもちますので、その時に今度は建設課の人たちで舗装カッターを入れて、30cmぐらい掘り下げてみて、それでシラスを入れて転圧をして、常温合剤で舗装をすれば、こういうことは起きないんですよ。先ほど小園さんも言われましたけれども、僕

らも走っている時には水道漏水とか、こういう舗装のくぼみができたという時には、気付いた時にはよく建設課に電話をするんですけどね、何せ今年は箇所が多かったということなんです。であれば僕は思うんですけど、道路パトロールを誰か二人ぐらいでやらせたらどうかなと思うんですよ。例えば、シルバーの人に頼んでもいいし、できれば土木の仕事のOBの人ですよ、やっぱり舗装関係で経験のある人。できれば軽トラに舗装カッターを積んで、バールでちょっとほじれば、カッターを入れさえすればだいたい舗装は4cmですから、舗装カッターを入れればすぐ取れますから、バールでほじくって取って、そこをちょこっとした手を入れて置き換えをすとか、常温合剤を敷いてプレートランマーで締めとけば、一日、二日はもつわけですよ。さっきから600人のどうのこうの言われましたけれども、人数が多くてもただ素通りするだけだから、できればこういう形でそういう建設作業のOB、土木の仕事を経年やってきた人に誰か二人タッグを組んでですよ、今市道が700kmぐらいあるわけでしょう。そういうところを回ってみるようにならどうかと思うんですけども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま技術的な内容について、詳しく御指導があったところであります。その内容につきまして、十分検討させていただきまして、御提案があるような形での対応が必要かどうかということにつきまして、担当課と協議してまいります。

○9番（丸山 一君） 先ほど国土交通省の話が出ましたけれども、私んちの前が十二、三センチの農村集落排水のマンホールの周りが下がりました、それを依頼してましたけれども、結局5年経ちました。課長はああいう答弁はされますけれども、対応はしてくれないです。国交省の場合は、舗装を一旦やったら5年間はいじってくれない、何かそういう決まりがあるみたいで、夜うちに来たり、例えば時計台に来た人が音を聞いて何だと、桜島かというぐらい音がするんですよ。実際バルク車とか木材のロングボディーの車ですよ、あれらが通ったときには、ドンドンドーというんですよ。市民課の大口さん何かといろいろ協議をしまして、国土交通省に申し込みをしたんですけども、全然対応は遅いと、やっと5年目にして今年下請業者さんが挨拶に来られたから、そこで言ったのは、マンホールを移設するような形にしてくれと言ったんだけど、それもなかなかうんと言わない。であればマンホールの周り路盤置き換えをしてくれと言って、僕は直接担当と話をしまして、担当に路盤置き換えをしてもらって、今はもう舗装がなりましたから、もう不陸ゼロで、今は静かな毎日をおくってるんですけどね。課長は言われますけれども、そう簡単にいかないですよ、国交省の場合は。だから、市民課を通じてやんやん要請をもらったんだけど、全然協議にも乗ってくれないんですよ、これが現実なんです。この肆部合の次の5号の所の肆部合の所を僕はたまたま8時40分頃通ったら、ユンボではぎ取りをしましたけれども、ここは僕は気づかなかったです。何回も走ってるんだけど、こんなパンクするような箇所があったかなと思うんですけどね。でも、今朝方3か所ぐらい掘採してましたので、対応が早いと思ったんですけども、今年は梅雨時で380箇所もとなりましたけれども、箇所が多かったせいもあるんですけども、できれば先ほど言ったように二人タッグを組んで道路パトロール、

例えば、ごみ収集の人たちがいますよね、3人ぐらいずつ、あの人たち、もしくはそれ以外に二人でタッグを組んで軽トラで走り回る対応をした方が一番手っ取り早いと思うんですけども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在道路パトロールは、担当の方で定期的にやっているということでございます。しかし、それをカバーしきれない形での道路の穴が発生したということでございます。そのようなことで、まずもって先ほどもお話しましたように全庁職員をもって、そのような箇所につきまして、担当の方にすぐつなぐと。そしてまた、その担当の方はすぐ出向いて、その程度を確認しながら修理をどのような形でするかということについて速やかに決定して対応していくと。先ほど御提案がありました工法についても十分研究させていただきまして対応を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

以上で、専決処分についての報告を終わります。



#### 日程第4 報告第5号 専決処分の報告について

○議長（上村 環君） 日程第4、報告第5号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、専決処分の報告について説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成27年9月1日に、市道の管理瑕疵（かし）による事故に関し、損害賠償の額を定め和解したものであります。

内容につきましては、平成27年6月25日、午後6時40分頃、市道一丁田・宇都鼻線を志布志方向から野神方向に走行していた相手方が所有し、その子が運転する原動機付自転車の後輪が道路左側の陥没部分に入り、後輪のホイールが変形し、及びタイヤを破損したものであります。事故の原因は、市の道路の維持管理及び運転者の前方確認が不十分であったためであり、過失割合を市が30%、相手方が70%として、原動機付自転車の原形復旧に要する費用1万9,008円のうち、30%の5,702円を市が相手側に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） これは原動機付自転車の前輪じゃないの、前輪が通過した後にどうもなくてですよ、後輪が変形したというのがあるんですけど、よく理解ができないんですけどね。

○建設課長（中迫哲郎君） 後輪ということで、前輪は避けて後ろがということでございました。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（平野栄作君） 1点だけ、この部分じゃないんですけれども、この路線の部分なんです、蓬原の福祉センターから宇都鼻館、ここについては、今この写真であるような状況が転々と続いております。そして、補修をされて、それが今度は逆に大型車が多いもんですから、畑の中にこの合剤が飛び込むと。そして、これどうかできないのかという相談も結構受けているんです。ですので、この福祉センターから宇都鼻館の今後の維持の在り方、これも早い段階でやっておかないと、全くこの事故と同類のものが起きるんじゃないかなと危惧されますので、その点について1点だけお聞かせをいただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 一丁田・宇都鼻線の水路沿いの道路だと思います。年次的に今舗装打ち替えをやっているところでございます。今年も年次的にずっと一遍にできないもんですから、いろんな事業を入れながら改良の計画はしているところでございます。

○7番（平野栄作君） あと、その補修はいいんですけれども、合剤の処理ですよ、そこもやっぱり耕作者は大変だと思いますよ。畑の中に合剤がどんどん入ってくるわけですから、いちいちそれを一つ一つ持ち出す余裕もないみたいですので、そこら辺りへの配慮もちょっと考えていただきたいなと思います。

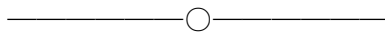
○建設課長（中迫哲郎君） はい、分かりました。現地も調査してみたいと思います。

それから、申し訳ございません。国道の緊急の連絡先#9910でした。申し訳ございません。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 以上で、専決処分報告についての報告を終わります。



#### 日程第5 議案第57号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、総合観光案内事業及びふるさと納税PR活動事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ568万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億831万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。歳入歳出の繰越金の基金繰入金は、ふるさと志基金繰入

金を498万3,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の商工費の観光費は、旅費を70万3,000円、委託料を498万3,000円それぞれ増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し質疑があれば許可をいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第57号は、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で本日の日程は終了しました。

明日から29日までは休会とします。

30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時49分 散会

## 平成27年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成27年9月30日（水曜日）午前10時20分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第46号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第50号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第51号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第54号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第57号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 陳情第3号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情
- 日程第16 陳情第4号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情
- 日程第17 議案第59号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第18 報告第6号 平成26年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第19 報告第7号 平成26年度志布志市資金不足比率について
- 日程第20 認定第1号 平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第6号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第7号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第8号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について



- 日程第28 認定第9号 平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議案第58号 平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第30 閉会中の継続審査申し出について  
(総務常任委員長)
- 日程第31 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長補佐 中 吉 広 志
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時20分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、東宏二君と小園義行君を指名いたします。

日程第2 報告

○議長（上村 環君） 日程第2、報告を申し上げます。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長及び広報等調査特別委員長から報告書が提出されましたので、配付いたしました。参考にさせていただきたいと思えます。

日程第3 議案第46号 志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第46号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第46号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイナンバー制度の導入にあたり、庁内の人的体制はどうなるのかとただしたところ、税、福祉、災害など業務が多岐に渡るので、市民が混乱しないよう準備を進めている。市民からの問い合わせについては、まず市民環境課の窓口で受け付けて、内容により担当に振り分ける予定であるとの答弁でありました。

市民への制度周知についてただしたところ、市内388自治会への説明会は、約8割が終わり、企業に対しても説明会を開催したとの答弁でありました。

セキュリティ対策はとられているのかとただしたところ、国、県、市を挙げて対策している。本市ではセキュリティに関しては情報管理課で対策をとっているとの答弁でありました。

自治会への説明会で出たQ&Aを広く市民に示すべきではないかとただしたところ、どのような形でフィードバックできるか検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第46号、志布志市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり、可

決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 先ほど委員長の報告の中で、市民の皆さん方へのいわゆる周知の在り方そういったものはあったところですが、いわゆる零細企業、小規模のそういった事業者への説明とか含めて、そうした事業者の費用負担の在り方、そして、その事業所におけるいわゆるセキュリティの関係、そういったものの質疑と答弁というのはなかったのか、お伺いをしたいと思えます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） 先ほど報告いたしましたとおり、企業への説明は行ったということでございました。委員会の中では、それ以上の質疑は出なかったところであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○18番（小園義行君） 議案第46号、志布志個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、基本的に反対の立場で討論をします。

今、政府を挙げてマイナンバー制度の導入ということで、いろいろなマスコミを通じて、いわゆる啓発活動ですかね、そういったものはやられておりますが、今回この条例改正をするにあたって、住民の皆さん方も含めて、マイナンバーって何なのって、おそらく説明会も開かれてそれぞれ参加された方、参加しなかった方おられるでしょう。実際に理解が進んでいるというふうには思いません。今回、そういう形で10月5日から始まるという状況の中で、本市のこういう条例改正もあるわけですが、実際に具体的なことになったときに大変な状況になっていくんだらうかと、大きな心配をするのが、いわゆる高齢化率が4人に1人を超える本市の中で、この通知カードの問題、そして、番号カード、そういったもろもろの取り扱い等、大変心配をします。これは行政の皆さんにおいても同じではないかというふうに思います。ここにおられる職員の方々も実際始まってみないと分からないという、そういった思いが多くお持ちではないかというふうに考えるところであります。

二つ目に企業の方々含めて、いわゆる源泉徴収票を出す、そういった所は、全て従業員、扶養家族、そういったマイナンバーの管理が必要になります。先ほどの委員長の報告で、説明会はやったということで理解はしますが、それぞれの法人の方々きちんとそのことを理解されて、いわゆる機器の導入やそういった費用負担については、国は一切やらないというふうに明言をしております。そういったこと等を含めたときに、現実これが始まってしまうとどういうことになるんだらうねという心配もあるところであります。

そういうこと等を含めて、そして、三つ目には、情報がしっかり守られていくのかと、それがきちんと担保できているのかというのが先ほどの委員長の報告の中では、きちんとやるんだとい

うことでありましたけれども、年金機構の関係を見てみましても、絶対大丈夫だと言って、あれだけやりましたけれども、大きな漏えいになって行っているというのが実情であります。そういったことについても大変心配をするところでもあります。今、このマイナンバー制度が中止をしたとしても、私たち国民にとっては何の弊害もありません。そういった意味から、今ゆっくり立ち直ってこの問題については、検討を加えるべきだというふうに思うところでもあります。

以上、申しましたそういった三つの点等で含めて条例改正には反対という立場でございます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

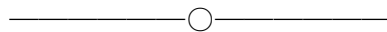
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第4 議案第47号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査に資するため、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料による説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、旧3級品の紙巻たばこの税率改正により、税収は増えるのかとただしたところ、販売本数が減ると思われるので、税収増はあまり見込めない。健康志向の高まりと、一般たばこの税率の差をなくすために今回の改正となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第47号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。  
議案第46号で述べましたことも含めて反対の理由とします。  
今回通知カードの再交付手数料というのが新たに新設をされるわけですが、この通知カードそれが書留でそれぞれの世帯に届く、そのことの理解がどれだけいっているというふうに思われているのかということ等を含めて。

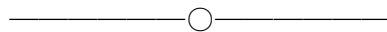
○議長（上村 環君） 小園議員、現在47号です。

○18番（小園義行君） ごめんなさいね、はい。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第47号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第5 議案第48号 志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通知カードの再交付手数料は1枚につき500円、個人番号カードの再交付手数料は1枚につき800円とあるが全国一律なのかとただしたところ、手数料の金額については、総務省から再交付手数料相当経費として通知カード500円、個人番号カード800円が提示され

たとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第48号、志布志市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 議案第48号について反対の立場で討論します。

本市の議会の審議の在り方というのが、それぞれ所管ごとにやられてまして、全体が見えないという状況も時々発生をします。先ほど大変失礼をしたところであります。

議案第46号で述べましたことも反対の理由の大きなものであります。今回新たに通知カードの再交付手数料ということで、1枚につき500円ということで、本市の高齢化率等々を考えたときに、高齢の方々がこの通知カードそのものに対する理解がどれだけ進んでいるんだろうと、そういう心配もするところでもあります。そうした中で、通知カードの再交付手数料が1枚につき500円と、そして、個人番号カードの再交付手数料が800円ということで、いわゆる新しい制度を導入することによって理解が進んでいく過程ならまだしも、実際に現実に進んでいく中では、こういった再交付手数料ということを当局、国も含めてですけれども、心配をしているということですよ。そういったこと等を含めて、このマイナンバー制度については、少し止まって見直しをした方がいいのではないかという心配もしているところでもあります。そういったこと等を理由として反対としたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

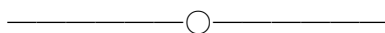
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第49号 志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正について、子ども・子育て会議の中ではどのような議論があったのかとただしたところ、子ども・子育て支援新制度についての計画を作成したが、平成26年度開催した子ども・子育て会議で、本市には待機児童がいないため今のところ必要ないとの議論であった。今後、待機児童が出た場合や、様々な方策が出てくると思うが、その時は子ども・子育て会議や保育事業者等連絡協議会等を利用してニーズに対応していきたいとの答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第49号、志布志市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

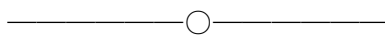
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第50号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）



を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

**○総務常任委員長（岩根賢二君）** ただいま議題となりました、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志町安楽の安楽分団詰所予定地及び松山町尾野見の定住促進住宅予定地の現地調査を実施し、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは審査日程順に従い、報告申し上げます。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入のうち、地方交付税が7,931万5,000円減額になっているが、予算執行上問題はないかとただしたところ、法人税、固定資産税、地方消費税等の税収の伸びや、臨時財政対策債の発行可能額が見込みより増となったこと等でカバーできていると考えているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ご当地ナンバープレートのデザイン選考の進捗はどうなっているかとただしたところ、9月10日に応募を締め切り、189人から244点の応募があった。今後、志布志高校、尚志館高校、末吉高校及び曾於高校の生徒に投票してもらい20点に絞り、さらに選考委員会で5点に絞った上で、インターネット等で投票してもらい、10月末までには決定をしたい。デザイン盗用の防止については、インターネットで公開するので、盗用の通報があれば取り消す扱いにするとの答弁でありました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、投票率を高めるには、大型スーパーでの期日前投票所を開設するか、投票日当日の投票時間繰り上げをやめる等、柔軟に対応する必要があると思うがどうかとただしたところ、選挙権の年齢が18歳以上に引き下げられたことにより、若年層の投票率を向上させるため、成人式や学校での模擬投票を行いたい。また、たくさんの人が集まる場所での期日前投票所の開設や、投票日当日の投票時間の検討など、投票しやすい環境づくりに努めたい。投票所での職員の対応についても研修を重ねていきたいとの答弁でありました。

安楽分団詰所予定地の取得価格は妥当な価格かとただしたところ、不動産鑑定を依頼して価格を設定しており、不動産鑑定書によると、当地区内の標準地1㎡当たりの平均単価は約8,300円で、住宅分譲地の平均単価は約1万1,000円であるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、定住促進住宅用地整備事業は、地権者との協議など執行部の努力は評価できるが、本来なら当初予算で計上すべきではないかとただしたところ、政策的な予算は当初予算で計上すべきであり、今後は財務課と協議していきたいとの答弁でありました。

定住促進住宅用地は、現地を確認したところ勾配があり面積も大きい。排水対策はどのように考えているか、また、購入予定者をどのように想定しているかとただしたところ、排水については、県道沿いの側溝に流すのと、河川に落とす設計を考えているが、なるべくコストがかからないようにしたい。購入者はピーマン研修生や農業後継者を予定している。子供が二、三人いる世帯が四、五軒あるので、そのような世帯を優先したいとの答弁でありました。

ふるさと志基金は、寄附者から指定のあった使途別に全額使えるのかとただしたところ、寄附金は全て基金へ積み立てて、目的に応じた事業へ充当を行うとの答弁でありました。

地域おこし協力隊は、まだ第1次隊の効果が見えない状態で追加募集するのはどうかとただしたところ、市長の方針は、毎年度10人程度ずつを受け入れていく。これまでの経歴を生かして成果を上げていくと思う。地方創生の中でも位置付けており、人口増を兼ねて今後も積極的に活用していきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ダグリ岬公園等周辺整備事業の趣旨をただしたところ、ダグリ岬海水浴場の沖合約百メートルの所に、全国的にも珍しい「ミドリイシサンゴ群」が発見された。スキューバダイビングや他のマリンスポーツ、教育旅行の受け入れなどと組み合わせ、体験型の観光スポットにするための計画を策定する必要があるとの答弁でありました。

プレミアム商品券は購入に偏りがみられる。市民にまんべんなく行き渡る事業にすべきではないかとただしたところ、委任による購入は、2世帯までとする方法などを検討している。商工会に加入していない商店も、手数料を設定するなどしてプレミアム商品券が利用できるように、商工会とも協議していくとの答弁でありました。

志布志港物流実態調査業務委託事業は、何を、どのように調査するのかとただしたところ、地方創生の「雇用・創業」部会で、志布志港利用促進の観点から検討され、さんふらわあの帰り荷が少ないということで南九州と関西間の物流状況の調査を行うとの答弁でありました。

グルメ普及推進事業はどこまで続けるのかとただしたところ、前回3位入賞し、今回はシードで本選出場となり優勝を目指す。今後は5位入賞を逃したら休止する。本来、特産品を使ったグルメで「志布志」の名前を売り込むためのイベント出場であり、その半分は効果が出ていると認識しているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、総務常任委員会に付託とな

りました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、8番、西江園明文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となっています、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、審査に資するため、あゆみ保育園、しおかぜ公園の現地調査を実施した後、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、教育総務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明地区中学校環境美化委託料は、有明地区の中学校3校分なのか。また、志布志地区、松山地区の中学校や各地区の小学校についても同様に予算計上されているのかとただしたところ、今回計上している委託料は、有明地区の中学校3校分である。小学校も有明地区のみ既に計上している。志布志地区は、せん定箇所があまりないため予算計上されていない。松山地区の小・中学校については既存の予算で対応しているとの答弁でありました。

次に、新入生の全児童に支給している防犯ブザーについては、学期に1回程度の点検や使い方の訓練が必要ではないかとただしたところ、利用の実態については把握していない。学校側と協議して、そのような方向で進めていくとの答弁でありました。

AEDの購入について、予定価格の半額以下で購入できたとの説明であったが、機能等については要件を十分満たしているのかとただしたところ、5社による指名競争入札の結果、半額以下になったが、メーカー保証や付属品等は仕様書に定められており、要件は十分満たされているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、その中で、歳入の寄附金25万円の内訳は、鹿児島県立有明高等学校同窓会及び職員からの15万円と、志布志幼稚園からの10万円で図書購入に充ててもらいたいとの寄附である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、しおかぜ公園測量及び改修計画作成業務について、暗きょ排水をどのように入れるか現地での説明もあった。委託事業に対しての特記事項、芝、排水を含む公園全体の樹木の見直し等も必要ではないのかとの意見もあった。この委託事業でどこまでの範囲を考えているのかとただしたところ、委託内容等については、敷地内の全体測量、高低差の調査、3地点での土壌診断を行う。その中で現在サッカーコート部分をどのように改良していくのか、そして土壌診断の結果、土の入れ替えが必要ないか、総合的に調査をしてもらいたいと考えている。本市としては国体会場として整備する指針を立て、方向性を決めた後に具体的な事業推進を図っ

ていく。最終的な目標は、国体に対応できる会場整備のための排水対策が最優先であるとの答弁でありました。

この金額で土壌診断をし、提言までとのことだが、市内業者でできる内容なのかとただしたところ、専門的な立場から試算している。全体の測量については市内の業者でも可能だと思うが、土壌診断等の専門的な部分については、外注になる可能性もあるとの答弁でありました。

次に、商工会や観光特産品協会等から連名による要望書が提出されたが具体的な要望内容についてただしたところ、平成27年1月に本市と県に要望書が提出されている。内容はスポーツ合宿という立場から、しおかぜ公園の排水対策と人工芝設置についての要望書であるとの答弁でありました。

しおかぜ公園の改修は、国体を視野に入れて当たるとのことだが、最終目標はどこにあるのかとただしたところ、国体もせまっております、まずは要望のある排水対策を行いたい。人工芝については、検討は進めるが、しおかぜ公園については、みなと振興交付金の環境に配慮した公園という立場から、人工芝は難しいと判断しているとの答弁でありました。

現在のサッカー専用コートに特化した利用方法に疑問がある。本市の財政や当初公園を預かった目的と離れていくとおかしいのではないかとただしたところ、しおかぜ公園はサッカーだけではなく、グラウンドゴルフなど多目的な利用がされている。設置目的は、みなと振興交付金を利用し、緑地を活用したスポーツイベント関係の交流、ボランティア等の交流人口を増やして来訪者の憩いや活動の場として活力ある港の振興を図るということであるとの答弁でありました。

県は、しおかぜ公園の設置目的からサッカー専用コートとして認めるのか。また、排水対策等については県とどこまで協議がされているのかとただしたところ、連名の要望書を受け、県とは現在、今後について協議を繰り返している。県としては港の公園として、基準は十分満たしていると判断しているため、管理をする志布志市が排水対策をしたいということであればもちろん認める。国体もあるため、排水だけでなく全体的な配置計画を精査した上で、県の直営事業としてお願いしていくとの答弁でありました。

県有地である、財産区分が県に帰属するならいいが、市が事業をした部分は市の財産となるのはおかしいのではないかとただしたところ、公園内にあるしおかぜ館は、環境学習のために市が建てたものである。それと同じ考え方で、排水についても、市が設置すれば市の所有になるとの答弁でありました。

県が住民に港の理解を求めるために多目的広場を作ったのであれば、県が自ら整備をして住民に提供すべきではないかとただしたところ、今後の事業推進については、県有地であるため、県直営での事業実施という考えを持って進めていく。市が工事を実施し、その工事をした部分だけを占有申請ということにならないよう県に対し強く要望していくとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、放課後児童健全育成事業の補助単価見直しの内容についてただしたところ、年間平均登録児童数による単価の改正であり、登録児童数によって単価の見直しが行われたとの答弁でありました。

放課後児童健全育成事業で児童数も増えているが、現在の児童クラブ数と登録児童数をただしたところ、平成26年度の児童クラブ数は、17か所から27年度は19か所に増えている。また、登録児童数は平成27年4月1日現在で、1年生から4年生が530人、5年生から6年生が52人、総体で582人であるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通知カードをもらって申請する手続きになると思うが、住民基本台帳カードの発行が約900枚との説明だったが、本市の個人番号カードの交付申請は、どの程度を見込んでいるのか。また、オンライン申請はできないのかとただしたところ、国は27年度中に1,000万枚の交付を見込んでいる。これを按分すると、本市で2,700枚になる。また、オンライン、スマートフォンによる申請も可能であるとの答弁でありました。

行政としてはあくまでも希望者のみという立場なのか、これを推奨して個人番号カードの普及に努める立場なのか、市の見解についてただしたところ、個人番号カード作成を、国は2018年までに8,700万枚の68%を目標にしている。市としても個人番号カード取得は義務ではないが、市民への働きかけを行っていくとの答弁でありました。

カード事務の交付金の年数についてただしたところ、2030年までは予算措置されるとの答弁でありました。

窓口だけでは済まない問題である。総務課とも職員の配置について十分協議した上で、対応すべきではないかとただしたところ、誤った事務処理をしないことが最優先課題である。窓口での混乱を避けるため、総務課とも人員確保について協議し、確実な個人番号通知並びに個人番号カード交付につなげていきたいとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、物品売払収入の72万3,000円は高額であるが何を売却したのかとただしたところ、デイサービス用に貸し出していたマイクロバス1台分であるとの答弁でありました。

以上で全ての課の審査を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審

査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、分収林分収交付金が、6月議会で提案され、今回、契約解除により地元に支払う金額が減額されている。契約解除は、どちらから申し出たものかとただしたところ、契約相手が市役所に来られ、契約金額の支払いが困難になったということで、謝罪された。経過説明を受け市長とも協議し、契約解除の手続きとなったとの答弁でありました。

条件付一般競争入札で、応札者は公募である。応募者の資格審査は入念に実施したのかとただしたところ、1回目の落札者については、宮崎県小林市の方だったので、森林法上の手続き関係について電話で確認したが、条件はクリアしていたとの答弁でありました。

自治法施行令で入札保証金及び契約保証金の設定が義務付けられている。1回目の入札で設定しなかった理由をただしたところ、過去の分収林売払契約も同様の方法で、入札保証金、契約保証金ともに設定しておらず、何の問題も発生していなかった。また、土地や公用車などの売り払いについては、違約金の発生は無いに等しいということで運用していた。過去の実例に基づき契約を交わしたとの答弁でありました。

2回目の入札執行に当たり、再発防止の対策はとられたが、解除された契約についてはどうにもならない。仮に、分収林の部分のみ減額修正しても、既に成立した契約にも影響を及ぼす。地元の心情を考えると、今回の予算案を認めるのは忍びないが、今後に対する不安も多い。地元造林者の方々へ、これ以上の迷惑や、不利益はかけられないので、このことを教訓として、再発防止に取り組みながら慎重な事務執行を心がけるよう強く望むがとただしたところ、想定外の事態を考慮した慎重な取り組みが欠如し、地元造林者の方々に混乱を招いたことを深く反省する。今回のことを教訓とし、事務全般において慎重な事務執行に努めるとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、茶業経営安定化策として、大麦若葉の栽培による多角経営化が予算化されているが、補正対応となった理由をただしたところ、昨年から試験的に栽培を行い、生育状況及び販路等のめどが立った。茶農家へ募集をしたところ、事業導入を希望される農家があった。大麦若葉の植え付け時期が秋口からなので、総体的に判断し、補正予算での計上となったとの答弁でありました。

取引先及び借り入れる、ほ場の確保はされているのかとただしたところ、あおぞら農協が窓口となるが、関東と関西の食品メーカー等に販路を確保している。ほ場については、秋口からの植え付けとなるので、かんしょ収穫後のほ場を借り入れる考えであるとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畜産クラスター事業の内容についてただしたところ、畜産に関わる行政を含む関係機関と、各部会に所属する認定農家等の、それぞれの集団を集約し、協議会を各農協単位で立ち上げた。協議会が事業主体となり、部会所属の認定農業者が取組主体となる。施設整備や、新規就農者の子牛及び妊娠牛の導入が事業対象となるとの答弁でありました。

事業費から補助額を差し引くと、かなりの自己負担だが、事業導入にあたって十分な協議がされたのかとただしたところ、県、市、事業主体、取組主体で協議した結果、事業導入となった。従来は、新規参入円滑化等対策事業で農協が事業主体となり取り組んでいた事業であり、自己負担分は、一旦農協が支払い、その後、取組主体である農家さんが、農協へリース料を償還していくとの答弁でありました。

子牛と妊娠牛導入に対する補助額をただしたところ、子牛が1頭当たり17万5,000円、妊娠牛が1頭当たり27万5,000円であるとの答弁でありました。

最後に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、町原弓場ヶ尾線の歩道設置の延長と、進捗状況についてただしたところ、全体計画延長が800mで、現在690mが完成し、進捗率については86%である。今回、用地交渉が完了したので、補正での予算計上となった。今年度50mの工事を予定している。来年度以降、残りの60mで完了予定であるとの答弁でありました。

香月線の測量設計が計上されているが、国道との交差部分の工法については、どのような考えを持っているのかとただしたところ、国道との交差部分が渋滞緩和のネックとなる。市の財源も厳しい中、国道での改良も含めてお願いしたいと思っている。バイパス的な効果で渋滞緩和となることを期待している。今後も国等への要望活動を継続していくので、議会からの側面協力もお願いしたいとの答弁でありました。

以上をもって全ての審査を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 議案第50号について、反対の立場で討論したいと思います。

今回、通知カード、個人番号カード発行事業というのが予算に提案されております。10月5日

から通知カードによる個人番号の通知を順次開始をして、平成28年1月1日から個人番号カードを交付をすると、そういうことであります。内容については、通知カードの返戻分の調査及び再送付業務並びに再交付業務、個人番号カードの交付業務及び再交付業務、窓口及び電話等による説明及び相談業務、異動時の住所追記作業、こういったもろもろの事業をするという予算の提案でありました。実際に通知カードがきますと、いろいろな手続き上、それが必要になっていくということではありますが、私たち住民にとっては、まず通知カードのいわゆる保管という大きな負担を強いられることとなります。あわせて、この共通番号の付与ということになって、所得補足や他の行政実務との照会をやりやすくするというのが政府や当局の説明であります。それらはおそらく先ほど私が言いましたことも含めて行政サイドの利便性であって、納税者やいわゆる法人の零細の法人の方々にとっては何のメリットもないというのが実情であります。

私、文教厚生常任委員会の中で、法人の関係のことを質疑をしましたところ、担当課長の方から、「それについては、総務課が所管をしているので、答弁ができません」という答弁でありました。そこで、私自身も困ったわけですが、いわゆる委員会の中で質疑ができないと、そのことに関連してですね、こういったこと等も含めて大変困った状況であります。いろいろ報告を委員長の報告とか聞いておりました、その法人の方々に関するそういったものも全く私たちには見えてきません、そういう状況であります。

また、委員会の質疑の中で個別のケースを質疑をしました。そうしたところ、いわゆる住所がここに無い方々の通知カード、東京に住所があって、こちらに一時帰ってきている、そういった人に対しての後の処理の仕方というのは、どういうことになりますかという質疑をしましたところ、当局の答弁としては、「まだ国からそういったフローが来ておりません」という答弁でありました。まさに住民も、またこれに携わる職員の皆さん方も大変な御苦労があるのではないかとこのように感じたところであります。

よって、このマイナンバー制度が実際に始まろうとしていますけれども、その体制、職員の方々の対応や住民への理解、啓発の問題等々、大きな問題が私は心配されてなりません。そういったことで、この通知カード、いわゆるマイナンバー制度制度は、一時とどまってよく考えてやるべきではないかという思いがあります。

二つ目に先ほど産業建設常任委員長の方からも報告ありましたが、分収林分収交付金、これについても、いわゆる当局の対応というのが議会が議決をした。それは当局が提案したことに対して議決をしたわけでありまして、住民の皆さん方への不利益をどうするんだと、そういう思いが私は大きくあります。今回のことを教訓にして、今後こういうことがないように努力したいと、そういうことで果たして住民が納得いただけるものでしょうか。そういったこと等も含めて、今回のこの補正予算については、納得いかないという立場であります。もう少し仕事に対して真摯に向き合うと、そういった姿勢が私は必要ではないかという思いがありまして、今回のこの補正予算については、反対という立場であります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。



○8番（西江園 明君） 賛成討論でよろしいんですね。

○議長（上村 環君） 賛成でも反対でも結構です。

○8番（西江園 明君） 原案については、大方では賛成でございますけれども、もろ手を挙げて賛成ということではなく、納得いかない点がございます。それを含めて討論を行います。今朝まで修正動議を出そうかと悩んでおりましたけれども、今、委員長報告もありました。委員会の中で十分審議がされたことが報告され、また委員会の記録を見てみましても、やむを得ない形で可決されたように私は理解いたしました。

今回の分収林のことにつきましては、執行部の提案の在り方に疑問を持つものでございます。

まず1点目に、先ほども反対討論の中でもありましたけれども、第2回定例会に7割の権利を持つ地元への配分は約450万円というふうに提案され、それを議会は可決しました。その結果、この数字が地元にも説明され、私ども議会も当然そのように理解をしておりました。その後、問題が発生し、契約が解除されました。この時点で契約が解除されたことにより、地元への配分が不能になったことなど、そして、再度入札する予定であったなら、それを含めて議会や地元へ説明すべきであります。第2回定例会の提案は何だったのかと、執行部の姿勢に疑問を持つものであります。何でもありのような進め方に対して、再入札の結果を提案するような今回のようなことについては、理解できません。

そして、2点目に8月に再度入札を行っておりますけれども、調べればすぐ分かりますように、8月は木材単価の底値です。その後は急速にグラフを見ても上がっています。40年以上も待っていた事業でありますので、そこ二、三か月の問題ではないと思います。そんなに急ぐ必要があったのかという疑問を持っております。3点目に、5月には5社が入札に参加しております、そして、8月の入札には5月の入札で2番目に高く入札した業者だけ、1社だけが参加しております。ところが5月の入札額よりも3割近くも安く入札をしております。1社でも入札は有効だとしても、落札の決定をする前に保留にして、7割の権利を持つ地元と協議すべきであったと思います。5月には5社も参加したのに、なぜ今回は1社だったのかということに執行部が疑問を持たなかったのが不思議です。委員会の記録の中にも課長は、「1回目と同様に複数の業者が参加していれば、競争原理が働いたと思うが、1社だったために最低価格に近い金額になった」と答弁しています。まさに相手の思うとおりです。

4点目に、予定価格の決め方でありまして。この地元造林者は、約10年前にも、合併以前の問題であります。志布志町時代であります。今回と似たような面積で分収林の処分を行っております。その時は予定価格も地元が提案し、執行しましたけれども、1回目は落札せずに2回目は予定価格を下げて落札をしたと聞いております。金額も10年前ですけれども、今の倍以上ぐらいの金額のようでした。木材単価の差はあるにしても、予定価格の決め方も7割の権利を持つ人に相談すべきであったと思います。10年前に執行した時は、入札会場には入れなかったけれども、関係者はですね、地元の人は別室で待機しており、入札の結果を報告してから、そしてから落札の決定をしています。予定価格はこちらが決めることです。木材の立米とか何かで決めるのは一

つの参考資料です。10年前には7割の権利を持つ地元の言い値で予定価格を決めております。木材なんかは御存知のとおり公表ですから、予定価格なんかはすぐにも分かります。だから、本当に最低価格に近い形で入札ができるんです。今るる述べましたが、全く市民目線に立っての事業の執行とは思えません。東京オリンピックの国立競技場の問題ではありませんけれども、責任は誰もとらず損害は国民、すなわち市民だけが被る構図です。委員会審査の翌日ですか、市長と副市長がおわびと説明に地元を訪問されたとお聞きしました。このことは大いに評価されるべきと思います。地元の人も少しはなごんでしょう。役所ができないと言え、素直に納得されることもあります。まして、市のトップ2が訪問されれば納得せざるを得ないでしょう。でも、逆に捉えれば、市のトップ、市長、副市長が地元に出向き、おわびと説明をしなければならないようなことを行ったということ、行政が。

また、2回目の入札をするとき、補償金や違約金を入れた契約書を作成した。だから、市側が契約解除をすれば違約金が発生するので解除は厳しいとのものでしたけれども、これだって市長には、本当思い出したくないでしょうけれども、2年前に情報基盤整備事業の業務委託の入札をやり直したとき、同じ業者が同じ物件を1回目の入札額より約1,000万円高くで落札したことを私は厳しく追及してきました。今回も売ると買うとの逆ではありますが、同じ業者が同じ物件を1回目より3割も近く安く入札して、そして、落札している。役所がいかに軽視されているかです。ここに座っている皆さん方、課長さん方、先ほどもありました事務の執行について、自分のことだと思って考えてみてください。課長さんたちに向かっては失礼かもしれませんが、こういう例え話をここで言うと失礼ですけども、市有地と皆さんの土地が隣にありましたと、市がまとめて売りたいと言いました。申し出があり、皆さんが、そしてその結果、取り分が面積割合であなたが7割、市が3割ですと、その土地を市が約14,000円～15,000円で売却しました。7割の権利を持つ皆さんの持ち分が坪当たり1万円ということで説明を受けました。その後、土地を購入した人がお金が払えないからという問題が発生したので、市側は再度購入する人を探して、今度は前回より半額以下の、皆さんの取り分がですよ、坪当たり4,000円になりましたと、これで決まりましたので納得してくださいという報告です。皆さん納得しますか、そんなに安くだったら売りたいよ、売らんとこやっただと言いたいでしょう。7割の権利を持つ、自分に相談をして欲しいと言いたいでしょう。3割の権利しかない人が決めたのが、今回のこの結果です。ちょっと長くなりましたけれども、ただいま述べましたように、到底市民目線に立った事務手続きとは思えませんが、議案第50号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第3号）につきましては、大方については賛成であります。一部納得がいかないところもありますので、そこを問題提起として含め賛成討論といたします。

終わります。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○20番（福重彰史君） 賛成討論でいいですか。

今、一般会計の中で分収林関係、賛成討論なり、あるいはまた反対討論がございましたので、

私は賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

今回のこの一般会計補正予算（第3号）中、農林水産業費、分収林関係の減額は前回落札した業者が期限内に買い取り代金を納入できない、いわゆる契約不履行により契約解除され、新たに再入札が行われ、落札業者が決定をいたしまして予算計上をされておるところでございます。

しかしながら、このような契約不履行は公契約の中にありましては、本来あってはならないものでございます。その上、今回はこの契約不履行による損害及び違約金、あるいはまた入札保証金も定められておらず、その理由として、過去の分収林売却における契約解除というような事案が無かったり、また今回の全ての応札者はもとより解除業者においても、資格審査の中で小林市に問い合わせをするなど、確認をするなどしており、今までどおり事務執行をしたということでございますけれども、公としてはありとあらゆることを想定して、万全な事務執行に当たるべきであったところであろうかというふうに思うところでございます。

なぜなら、このような分収林の売却は造林者からは市は、いわば白紙委任されたようなものであり、その信頼にしっかりと答えていかなければならない義務と責務があるところでございます。しかし、今回は業者による契約不履行が原因であることは確かでございますが、ただそれに対応する善後策が万全でなかったということで造林者に対しまして、大変な不利益とご迷惑をおかけをいたし、誠に申し訳ないところでありましたけれども、造林者代表に対する報告説明を行い、御理解をいただいたという旨の説明を受けたところでございます。今回、前回は教訓として改めて一般競争入札が執行され、応札は1業者でありましたけれども、法的には問題無く成立しており、今回予算措置されております。落札額は前回とは大きな開きはありまして、残念ではございますけれども、仮に再々入札をした場合、今回は応札5業者でございましたけれども、今回は1事業者となるなど、大変な激減をしており、再々入札における応札者があるのか、また今回の契約額以上の金額は確保できる保証があるかなど、総合的に勘案した時、これ以上造林者に不利益を与えるような可能性の余地のある手段は避けるべきであろうというふうに思うところでございます。

また、付託された委員会でも慎重に審議され、指摘するところは厳しく指摘された上で可決をいたしましたところでございます。よって、今回のこの執行当局に対する猛省と、再発防止に向けての万全な取り組みを厳しく指摘をいたしまして、更には造林者に対する重ねての謝罪を強く求め、原案への賛成討論といたします。

同僚議員の皆さん方の賛同をよろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数であります。したがって、議案第50号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第51号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第51号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第51号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、償還金で財源内訳のその他の1,000万円とは何かとただしたところ、一般会計からの繰入金であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第51号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第51号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第9 議案第52号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第52号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第52号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療保険料還付金の還付に至った理由についてただしたところ、後期高齢者医療保険料の還付は2年という時効があるが、最高裁の判例で他の税と同様に5年遡及が望ましいとあり、過年度を含めて広域連合の方で減額対象になるものについて調査が行われ、その結果によるものであるとの答弁がありました。

1人当たりの金額をただしたところ、小さい金額で7,400円、大きい金額で22万1,300円であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第52号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

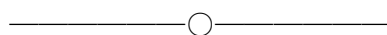
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第52号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第53号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第53号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(西江園 明君) ただいま議題となりました、議案第53号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、認知症対策として、市のホームページにチェックシステムを導入するとのことだが、稼動時期についてただしたところ、10月中には稼動できる予定であるとの答弁でありました。

本市で認知症と診断されている方は、何人ぐらいなのかとただしたところ、要支援、要介護の認定を受けている人の中で日常生活に何らかの支障をきたすような症状や、意思の疎通の困難さがあるといわれる認知症高齢者の自立度判定基準2以上の方が1,435人、割合としては65歳以上の約14%の人が該当するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

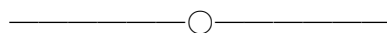
○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第54号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)

○議長(上村 環君) 日程第11、議案第54号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予

算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（西江園 明君） ただいま議題となりました、議案第54号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成25年度と比較して、平成26年度の繰越金の額が増えた理由についてただしたところ、下水道への接続率が上がり、下水道使用料の収入が増えたことが理由であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第54号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

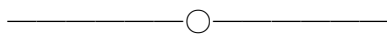
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第54号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第55号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第55号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第55号、平成27年度志布志

市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査の経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査に資するため、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリの非常用照明設備と非常用発電機の改善を県から求められていたことについては、当初予算で計上すべきではなかったかとただしたところ、昨年末の県の検査で指摘をされたが、当時の指定管理者からの報告が遅れたため今回の補正となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第55号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第56号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第56号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第56号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志市臨海工業団地の現地



調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、企業からの問い合わせ等の状況はどうかとただしたところ、11社から問い合わせがあり、申し込みが1件あったとの答弁でありました。

新規雇用は何名を目標としているかとただしたところ、「半島振興計画」の中で、県・市の分譲地を合わせ、5年間で製造業550名の雇用を目標にしている。雇用人数に応じた補助金の増額など、補助金制度の内容も改正してPRしていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第56号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

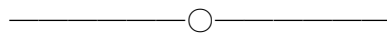
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第56号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第14 議案第57号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会及び産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、16番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査に資するため、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ふるさと納税PR活動事業について、先進地研修先はどこを想定しているかとただしたところ、ポイント制を導入し、昨年全国第1位の寄附額だった長崎県平戸市と、まちを応援するために、寄附金の使い道を特定し、全国第2位の寄附額だった佐賀県玄海町を考えているとの答弁でありました。

観光特産品協会への職員派遣は、当初の予定より長引いているが、独り立ちできない原因を分析すべきではないかとただしたところ、事業見直しの時期にきている。来年4月1日の新体制を目指したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっております、議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、9月14日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、損害賠償の過失割合については、判例などを参考に決定したのかとただしたところ、参考とする判例はないが、保険会社に事故当時の状況を説明し、判断をお願いする。更に、過去の事例などを総合的に判断し、交渉に入る。十分な協議を重ね、両者が納得した時点で過失割合の決定となるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第57号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

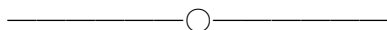
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第57号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第15 陳情第3号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情

○議長（上村 環君） 日程第15、陳情第3号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、陳情第3号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査を行いました。

委員間で協議した結果、これまで継続審査としていたが、結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

討論では、厳しさを増している安全保障の中で、日本国民が武力攻撃を受けたと同等の深刻・重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限り「集団的自衛権の行使」を可能にする閣議決定であり、この閣議決定を覆す陳情に賛同はできないとの反対討論があり、賛成の討論はありませんでした。

討論を終え、起立採決を行った結果、賛成者はなく、採決の結果、陳情第3号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情について、全会一致をもって、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 陳情第3号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情について、賛成の立場で討論をします。

この陳情者の思いは、この陳情書にも書かれているとおり、全く同じ思いであります。2015年2月6日に出された陳情でありまして、それに関しての閣議決定に関しての、いわゆる法案の審議がまだ始まる前に出されたものであります。昨年度の閣議決定後の状況といいますと、これは本来は憲法改正をしてやるべきところを憲法の解釈を変えるということで、集団的自衛権の行使

を可能にする決定であったわけでありまして、長年政権を担ってきた自民党が、それまで60数年間そういう集団的自衛権は憲法上許されないんだと、この立場であったものが一内閣の解釈の変更によって、それが可能であるというふうにする、そういった閣議決定であったというふうに理解をします。

その後、法案の審議の過程で多くの憲法学者、いろいろな方々が意見を表明されました。また、与党である自民党が推薦した学者までが参考人の意見を聞く公聴会の中で「違憲である」と表明をされる。まさに専門で、そのことに従事してこられた方々が憲法上とても許されるものではないというようなことでありました。その後、多くの国民の反対運動、これはこれまで私も40数年間いろんな活動をしてきましたが、よくデモやそういったものがあるときは、労働組合の動員や政党に属している団体の人たち、そういったものが数多く見られたわけですが、今回はテレビ等でも報道されていますように、国民の大多数、いわゆる子供からお年寄りという用語がありますが、高校生から女性、そして母親、高齢者の方々、多くの方が反対の表明をしながらデモをやっていると、まさに日本に民主主義が定着してきたんだなという思いが私自身は、あのテレビの報道を見て思いました。誰から言われたわけではありません。自分の意思でこの国は危ういと、しっかりと意見を表明すると、そのことをテレビや新聞等で報道されるそのことが示しているんだなというふうに思いました。

今回、この集団的自衛権の行使を容認する閣議決定、これはいわゆるこれまでを変えるわけでありまして、憲法9条は何て述べていますか、戦争放棄、戦力及び交戦権の否認ということで、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」。

2項で、「目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」というふうに憲法が規定しております。

また、閣議決定がされた際のいろいろな言葉、法案の審議の中で、憲法13条がよく総理大臣の口から出されました。憲法13条は、個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉ということで、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」、憲法がこのことを求めています。そうした中で一方では、今回の閣議決定は、いわゆる我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある、こういったことで、本来、憲法でそのことはしっかりと守っていかなくちゃいけないという立場ですが、いわゆる集団的自衛権の行使を限定するとしていますが、きわめて幅の広い、不確定な概念であります、政府が言っているのは。時の政府の一内閣の思いで、考えで、どうにでもできると、こういうことはあってはならないというふうに私は思うところであります。

その後のいろいろな国民の方々の反対運動や意見表明がなされておりました。恐らくこれは今後もとどまることはないというふうに思います。そして、私たち私も議員をさせていただいて、特別地方公務員ですが、憲法99条が述べています。憲法99条は、私たち、いわゆる権力を持って

いる、そういった方々の中に、いわゆるこういうふう述べています。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」、こういうふうに憲法尊重擁護の義務を重ねております。まさに立憲主義に基づいて権力を持つての方々を縛っている憲法が、このように求めているわけであります。それを一内閣の思いで解釈を変えてやると、こういったことでは私は立憲主義の否定、そういったことになりかねないという思いが強くなります。

そういった立場から、今回のこの陳情は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を撤回してくださいと、そういうことでありまして、まさに私たち日本国民が戦後70年間、いろいろな思いの中で民主主義をきちんと学び、それを生活、暮らしに生かしていくと、そういったことをずっと守ってきて、今の平和な日本があります。そうした立場から、今回のこの陳情をぜひ採択をして、いわゆるそういったものは国民の不利益になるようなことはやめてくださいという陳情でありますので、ぜひ本議会も採択をしていただきたいと思います、そういう思いで私の討論とさせていただきます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りします。陳情第3号、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、陳情第3号は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、昼食ため暫時休憩いたします。

午後は、1時15分から再開いたします。

—————○—————

午後0時08分 休憩

午後1時13分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第16 陳情第4号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情

○議長（上村 環君） 日程第16、陳情第4号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採

採択を求める陳情を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました、陳情第4号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月14日、委員6名出席の下、審査を行いました。

委員間で協議をした結果、これまで継続審査としていたが、結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

討論では、現在、国において安保法制の議論が行われている。国会でも慎重に審議されており、憲法改正の早期実現を急ぐ理由は見当たらない。よって、この陳情は不採択と考えるとの反対討論があり、賛成の討論はありませんでした。

討論を終え、起立採決を行った結果、賛成者はなく、採決の結果、陳情第4号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情については、全会一致をもって、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから陳情第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りします。陳情第4号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、陳情第4号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求める陳情は、不採択とすることに決定しました。

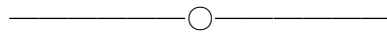
—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第59号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第17 議案第59号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第59号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第59号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、鹿児島海区漁業調整委員会委員補欠選挙に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211億931万5,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の県支出金の県委託金は、海区漁業調整委員会委員選挙費交付金を80万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の選挙費は、執行選挙費を100万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

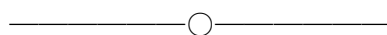
○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第59号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。



日程第18 報告第6号 平成26年度志布志市健全化判断比率について

○議長（上村 環君） 日程第18、報告第6号、平成26年度志布志市健全化判断比率についてを

議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第6号、平成26年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成26年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましても、本市の早期健全化基準が25.0%に対しまして、9.6%、将来負担比率につきましても、本市の早期健全化基準が350.0%に対しまして、64.2%で、いずれも早期健全化基準を下回っており、健全な比率となっております。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成26年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



#### 日程第19 報告第7号 平成26年度志布志市資金不足比率について

○議長（上村 環君） 日程第19、報告第7号、平成26年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第7号、平成26年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

以上で、平成26年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



○

日程第20 認定第1号 平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第20、認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 認定第1号の認定理由の説明を申し上げます前に、平成26年度一般会計及び国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の支出事務において、予算に定めのない項の間で予算の流用がありましたので、御報告申し上げますとともに、心よりおわび申し上げます。

今回の反省を踏まえ、実効性のある再発防止策を講じるとともに、事務の適正な執行を確保するよう努めてまいります。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

平成26年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、施策優先度評価を踏まえ、事務事業の必要性及び優先順位を決定し、経常的な事務事業の抑制を図りました。

決算額は、歳入総額200億2,241万6,128円、歳出総額194億276万5,993円、歳入歳出差引額6億1,965万135円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、1億3,984万7,669円を差し引いた実質収支額は、4億7,980万2,466円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額50億6,590万1,000円、構成比25.3%。平成25年度と比較しますと2億8,497万9,000円の増額となっておりますが、平成25年度に土地開発基金廃止に伴う繰越金が3億1,366万円あったこと等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額149億5,651万5,000円、構成比74.7%、平成25年度と比較しますと2億6,588万7,000円の増額となっておりますが、国県支出金や地方消費税交付金が増額になったこと等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は、98億4,522万円、構成比50.8%、平成25年度と比較しますと3億1,461万6,000円の増額となっておりますが、扶助費の保育所運営費及び自立支援給付費支給事業等が増額したこと等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は、29億9,027万2,000円、構成費15.4%、平成25年度と比較しますと4億3,838万8,000円の減額となっておりますが、防災行政無線同報系デジタル化事業、市単独道路改良事業等が減ったことによるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は、65億6,727万4,000円、構成比33.8%、平成25年度と比較し

ますと904万2,000円の増額となっておりますが、電算機器賃借料等の物件費及び地域経済循環創造事業等の補助費が増額したこと等によるものであります。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず経常収支比率は88.7%で、平成25年度と比較しますと増減はございません。また、平成26年度末地方債残高は、241億6,677万4,000円で、平成25年度と比較しますと、1億610万3,000円、0.4%の減額となっております。市民一人当たりで換算しますと、73万8,000円の残高となっているところであります。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

本市の主な決算財政指数を見たときに、財政状況は健全であると考えております。

しかしながら、依然として経済情勢が厳しい状況にある中、地方を取り巻く財政環境は、今後とも困難な状況が続くものと予測しております。

したがいまして、平成28年度から逡減される地方交付税等の国の地方財政計画を注視しながら、今後も引き続き自主財源の確保に努めるとともに、志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランに基づき、より一層行財政改革を進め、持続可能な行政基盤の確立を図り、行政評価による真に必要な事業や、地方創生に係る事業の選択及び重点化により、健全な財政運営を推進してまいります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） それぞれ一般会計、特別会計、委員会が設置されるわけです。少し、どちらにも入れるという保障がありますので少し、この予算の流用についてということで、款項の間での流用があったということですが、少し具体的に、そこをもう少し説明してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般会計につきましては、建設課が県単急傾斜地崩壊対策事業において、用地交渉の過程で事業要望者より、当年度内における契約締結の強い要望がございまして、また、相続を含む事業権利者全員の同意が得られ、年度内の契約締結が可能となれば、翌年度以降の事業費要望、及び早期完成が見込めると判断し、流用を行ったものでございます。

決算書の197ページ、8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費のうち、17節、公有財産購入費、22節、補償、補填及び賠償費から、決算書の209ページ、8款、土木費、3項、河川費、2目、砂防費の17節、公有財産購入費に23万6,000円、補償、補填及び賠償費に5万円を流用したものであります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、9人の委員で構成する平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、9人の委員で構成する平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、市ヶ谷孝君、青山浩二君、野村広志君、八代誠君、小辻一海君、持留忠義君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、長岡耕二君の9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成26年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。

○

午後1時36分 休憩

午後1時53分 再開

○

○議長（上村 環君） 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。

委員長に鶴迫京子さん、副委員長に小野広嗣君がそれぞれ互選されました。

○

日程第21 認定第2号 平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第3号 平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第4号 平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第5号 平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第6号 平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 認定第7号 平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 認定第8号 平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第9号 平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（上村 環君） 日程第21、認定第2号から日程第28、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額48億3,819万9,301円、歳出総額46億1,106万9,850円、実質収支額は2億2,712万9,451円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、平成27年3月31日現在で、977円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が8億2,068万700円、構成比17.0%、国庫支出金が14億2,003万1,073円、構成比29.3%、前期高齢者交付金が7億8,861万933円、構成費16.3%、共同事業交付金が6億4,785万2,708円、構成比13.4%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は、7億7,490万5,342円で、収納率は94.4%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が30億2,296万5,849円、構成比65.6%、後期高齢者支援金等が5億3,198万1,959円、構成費11.5%、共同事業拠出金が6億6,311万1,837円、構成比14.4%となっております。

平成26年度につきましては、見込まれる財源不足を補うため、国民健康保険基金から2,517万3,594円を取り崩し、更に一般会計から法定外繰入金を8,000万円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。結果的には、インフルエンザ等の流行は少なかったものの被保険者一人当たりの医療費の伸び率が対前年度比5.0%増の伸びとなったため、実質単年度収支は7,304万2,884円の赤字となっております。

国民健康保険は、国保税の収入は増加したものの医療技術の高度化や高齢化等に伴い、医業費が増加し、また、基金が枯渇した状況であることから、引き続き、大変厳しい財政運営となっております。

今後は、国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、将来的

な医療費の適正化を図るため、特定健康診査及び特定保健指導の受診率等の向上、並びに健康増進事業を積極的に展開してまいります。

次に、認定第3号、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億7,322万5,934円、歳出総額3億7,074万6,771円、実質収支額は247万9,163円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億9,238万6,377円、構成比51.5%、繰入金が1億7,505万8,000円、構成比46.9%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が3億6,195万7,811円、構成比97.6%、保健事業費が604万2,917円、構成費1.6%、諸支出金が187万2,318円、構成費0.5%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等、日々の窓口業務のほか、健康保持増進事業として、長寿健診等を実施してまいりました。

今後ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費は更に増大することが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額39億9,688万9,662円、歳出総額38億1,413万2,990円、実質収支額は1億8,275万6,672円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億572万7,088円、構成比15.2%、国庫支出金が10億9,641万5,912円、構成比27.4%、支払基金交付金が10億8,762万3,714円、構成比27.2%、県支出金が5億6,790万7,185円、構成比14.2%、繰入金が4億9,548万2,000円、構成比12.4%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が37億1,219万8,514円、構成比97.3%、諸支出金が3,156万5,853円、構成比0.8%、地域支援事業費が5,395万6,173円、構成比1.4%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防及び高齢者福祉を推進するとともに、地域社会の課題の把握及び地域介護の在り方を模索しながら、高齢者を支える仕組みづくりに努めてまいります。

次に、認定第5号、平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を

申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億2,407万5,822円、歳出総額3億1,599万2,690円、実質収支額は808万3,132円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,975万9,990円、構成比21.5%、一般会計繰入金が1億7,659万2,000円、構成比54.5%、市債が6,280万円、構成比19.4%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が9,168万4,476円、構成比29.0%、公債費が2億2,430万8,214円、構成比71.0%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額283万3,857円、歳出総額252万8,812円、実質収支額は30万5,045円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比89.1%、繰越金が30万8,820円、構成比10.9%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.8%となっております。

次に、認定第7号、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億1,325万1,203円、歳出総額1億1,212万5,538円、実質収支額は112万5,665円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が2,000万円、構成比17.7%、一般会計繰入金9,231万6,000円、構成比81.5%となっております。

歳出の主なものは、管理費が939万1,864円、構成比8.4%、公債費が1億273万3,674円、構成比91.6%となっております。

次に、認定第8号、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額1億7,371万3,162円、歳出総額1億7,367万8,104円、実質収支額は3万5,058円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

歳入の主なものは、市債が1億2,260万円、構成比70.5%、県補助金が3,000万円、構成比17.2%となっております。

歳出の主なものは、事業費が1億7,269万5,800円、構成比99.4%となっております。公債費が97万3,261円、構成比0.5%となっております。

事業の成果としましては、平成26年度は1工区3.7haの造成工事を実施し、平成27年3月末で概成したところであります。

今後は引き続き2工区4.1haの造成工事の進捗を図るとともに、1工区の予約分譲手続きを開始し、企業立地による雇用機会の拡大に努めてまいります。

次に、認定第9号、平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が6億2,002万1,160円、総費用が5億3,060万2,561円となり、8,941万8,599円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億2,589万5,648円、構成比84.8%、営業外収益が8,642万1,477円、構成比13.9%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億9,308万9,202円、構成比92.9%、営業外費用が3,217万9,725円、構成比6.1%となっております。

建設事業の成果としましては、新橋第1水源地中央監視整備工事、池ノ上地区排水管布設工事、大原地区排水管布設替工事、大迫水源地2号送水ポンプ取替工事、上大黒地区配水管布設替工事、野神地区送水管・配水管布設替工事、山之口地区送水管・連絡管布設替工事、その他老朽管布設替工事等を実施したところであります。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新に努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで説明申し上げますが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。

質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） これ間違いだと思っんですけども、国民宿舎の特別会計ですね、補正予算156万円ですよ、これね、ゼロが一つ多かったり、いろいろあって1,560万円みたいな感覚

になるんですけれども、これ156万円ですよ。53ページの監査意見書よ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、私の方で説明した事項については、正しく説明がしてあるところであります。審査意見書においては、53ページの中ほどに156万と書いてあるつもりで、ゼロが一つ多いということになっておりますので、こちらの方が記載がまちっているということであるようでございます。

[小園義行君「156万ですか」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） はい、そうです。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、8人の委員で構成する平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

○議長（上村 環君） お諮りします。

ただいま設置されました平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、平野栄作君、西江園明君、玉垣大二郎君、毛野了君、岩根賢二君、東宏二君、小園義行君、福重彰史君の8人を指名したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8人を平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩します。



午後2時20分 休憩



午後2時26分 再開



○議長（上村 環君） 再開します。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。  
委員長に平野栄作君、副委員長に玉垣大二郎君がそれぞれ互選されました。



#### 日程第29 議案第58号 平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（上村 環君） 日程第29、議案第58号、平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、平成26年度志布志市水道事業剰余金の処分について、説明を申し上げます。

本案は、平成26年度志布志市水道事業剰余金について、当該剰余金の一部を資本金として組み入れるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

それでは、平成26年度志布志市水道事業会計決算書の7ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金14億2,066万5,815円のうち、その一部の13億3,124万7,216円を資本金として組み入れるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） お諮りします。ただいま議題となっています議案第58号については、先ほど設置されました平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号については、平成26年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



#### 日程第30 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第30、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

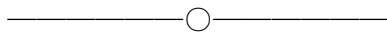
配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり

り、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



### 日程第31 閉会中の継続調査申し出について

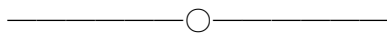
○議長（上村 環君） 日程第31、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成27年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

午後2時31分 閉会